水産関係民間団体事業実施要領の運用について

平成２２年３月２６日
２１水港第２５９７号
水産庁長官通知
（最終改正
平成２８年１月２０日
２７水港第２６２６号）

第１　対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年４月８日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第２の別表に掲げる事業とする。

第２　共通事項

１　事業実施計画の提出及び変更

実施要領第３の１の事業実施計画は、別記参考様式第１号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

また、事業実施計画の重要な変更は、別記参考様式第２号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

２　財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

３　特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年４月８日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第18の３に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

（１）当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降５年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第３－１号により事前に水産庁長官と協議する。

（２）当該事業を実施した年度の翌年度以降５年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第３－２号により水産庁長官に報告する。

４　指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第３　事業の目的、内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領により事業内容等を定める場合は、当該公募要領の定めるところによる。

１－１－（１）　漁船等環境保全・安全推進技術開発事業のうち水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業

（１）事業推進評価委員会

ア　事業推進評価委員会及び評価報告書

事業を円滑に実施する上で必要な事項を検討するとともに、事業の実施結果等について適正な評価を行うため、実証技術解析普及事業の事業実施主体において、事業推進評価委員会（以下この項目において「委員会」という。）を開催する。

実証技術解析普及事業の事業実施主体は、事業に係る評価の結果について、別記様式により漁船等環境保全・安全推進技術開発事業評価結果報告書（以下この項目において「評価報告書」

という。）を作成し、これを委員会終了後30日以内に水産庁長官に報告するものとする。

イ　評価の区分等

委員会が行う評価の区分及び区分ごとの検討・評価事項等は、次のとおりとする。

区　分	検　討　・　評　価　事　項　等
事前評価	当該事業の計画について検討及び評価（以下この項目において「検討等」という。）を行うとともに、事業の円滑な推進に必要な事項について検討する。
事後評価	事業の結果について評価を行うとともに、成果の活用・普及方法に際して留意すべき事項等について検討する。

ウ　構成

（ア）委員会は、エに定める評価委員のほか、事業実施主体、事業に関係する農林水産省関係職員等をもって構成する。

（イ）委員会は、必要に応じ、都道府県の職員等を招き、意見を求めることができる。

エ　評価委員

（ア）事業実施主体は、水産庁と協議の上、評価委員の選定又は変更を行う。

（イ）評価委員は、オの（ア）に定める事項について検討等を行う。

（ウ）評価委員は、十分な評価を行うために必要な人数の外部専門家（評価対象の研究開発分野又はそれに関連する分野の専門家で事業実施主体に属さない者をいう。）に、必要に応じ、外部有識者（評価対象とは異なる研究開発分野の専門家その他の有識者で事業実施主体に属さない者をいう。）を若干名加えて構成する。

（エ）評価委員の任期は、原則として、本事業の事後評価の終了する日までとする。

（オ）評価委員は、公正な立場から検討等を行うとともに、入手した情報について知的所有権に配慮しなければならない。

オ　評価項目・基準及び評価方法

（ア）評価項目

水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業の各区分における評価項目は、次のとおりとする。

区　分	評　価　項　目
事前評価	①水産業及び関連産業並びにこれらに係る行政（以下この項目において「水産業・水産行政等」という。）から見た重要性 ②創造性、新規性、先進性等 ③事業成果の水産業及び関連産業への普及の可能性 ④計画の達成の可能性 ⑤その他
事後評価	①水産業・水産行政等への貢献度及びその可能性 ②創造性、新規性、先進性等 ③計画の達成度 ④事業成果の水産業及び関連産業への普及の可能性 ⑤投入した研究資源の効率性及び妥当性 ⑥研究の成果（実用化しうる技術の数及び概要、特許出願等の数及び概要等） ⑦その他

（イ）評価基準

評価は、（ア）の各評価項目ごとに４段階で行うことを原則とし、評価項目間の重み付けは、事業の性格に応じ、事業実施主体の長が委員会と調整のうえ、決定することができる。また、必要に応じ、評価項目を総合して評価を行うことができるものとする。

（ウ）評価方法

a　評価は、事業を集約して全体について総合的な評価を行うことを原則とする。

b　評価に当たっては、（イ）の評価基準を用いるほか、必要に応じ、評価委員が行う記述によ

る講評を併用することができるものとする。

c　評価に際しては、必要に応じ、事業実施主体が（ア）の評価項目及び（イ）の評価基準を援用して自己評価を行い、これを評価の際の参考とすることができるものとする。

（２）検討結果等の活用

事業実施主体は、事業内容の見直し等に当たっては、委員会における検討結果等を適切に反映することとする。

（３）収益納付

水産庁長官は、事業を実施した年度及び当該事業を実施した年度以降５年の間に、事業の実施等により収益が生じたと認めるときは、各年度毎に次に定める金額を国に納付させることができるものとする。ただし、国への納付の累積金額が当該開発事業の補助金総額を上回らないものとする。

開発事業に係る工業所有権の譲渡又は実施権の設定その他開発事業の研究成果の供与により、開発事業の実施年度の翌年度以降５年間の間に収益が生じたときは、収入総額から支出総額を控除した金額に、当該事業の補助金総額をそれまでに開発事業に関連して支出された経費の総額（補助対象外必要経費も含む。）で除した値を乗じて得た金額とする。

１－２　担い手代船取得支援リース事業

（１）事業の種類

この通知において定める事業は次のアからウまでとし、一般社団法人大日本水産会（以下この項目において「大水」という。）を事業実施主体とする。

ア　基金の管理

（ア）担い手代船取得支援リース事業の実施のための基金（以下この項目において単に「基金」という。）の管理は大水が行うこととする。

（イ）基金の運用により生じた果実は、基金に繰り入れるものとする。

（ウ）大水は、毎年度基金を取り崩し、次のａからｄまでの支払及びそれらの交付に必要な事務に要する経費並びに基金の運用管理に必要な経費に充てるものとする。

ａ　イの（オ）のｈ

ｂ　ウの（ア）

ｃ　漁業経営改善緊急対策事業（担い手支援型）の運用について（平成20年７月28日付け20水漁第1252号水産庁長官通知）第３の１の（５）及び第３の２の（２）

ｄ　漁業経営改善緊急対策事業（セーフティネット型）の運用について（平成21年１月27日付け20水漁第2155号水産庁長官通知）第３の１

なお、事務に要する経費の額は、本事業の完了時までの事務に要する経費の見込総額が基金の同時期までの運用果実の総額の範囲内であり、かつ、利子補給補助金の交付に支障を来さないように定めなければならない。

（エ）大水は、基金の管理については、（ア）から（ウ）までによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。

（オ）大水は、毎事業年度終了後及び基金による助成が全て完了したときは、速やかに別記様式第１号により事業実績報告書を作成し、水産庁長官に報告しなければならない。

イ　漁船リース助成

大水は、次の（ア）に規定する者（以下この項目において「借受者」という。）が自ら営む漁業に用いるため（イ）に規定するリース事業実施者（以下この項目において「リース事業者」という。）からリース契約により漁船を導入する場合であって、（エ）に掲げる要件に適合するときは、（オ）に定めるところによりリース料の一部について助成を行うものとする。

（ア）借受対象者

この事業において漁船を借り受ける者は、次のいずれかに該当する者とする。

ａ　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第４条第１項に基づく改善計画の認定を受けた漁業者（以下この項目において「経営改善漁業者」という。）

ｂ　新規就業の漁業者（20トン未満の漁船を使用する者に限る。）でリース事業実施者となる所属漁業協同組合（漁協の基盤強化等のために実施される利子補給事業のガイドラインについて（平成18年４月４日付け17水漁第2737号水産庁長官通知）による廃止前の「漁協等経営基盤強化対策事業実施要領」（平成17年４月１日付け16水漁第2664号農林水産事務次官依命通知）第２の２の（３）に規定する認定漁協（以下この項目において「認定漁協」という。）を優先する。）が必要と認める次の要件を満たす者

（ａ）漁業に従事して５年以内であり、かつ、50歳未満の者であって、他に使用する漁船がなく、新たに漁業経営を開始する者であること
（ｂ）漁業協同組合等が実施している研修により一定の漁労技術を身につけていること
（ｃ）将来にわたり漁業に従事する意思を持っていること
ｃ　ａ又はｂに規定する者に転貸（同一のリース条件で構成員等への再貸付けを行うことをいう。以下同じ。）をする漁業協同組合（ａ）に規定する者に転貸する場合は認定漁協を優先する。）
ｄ　ウの漁船リース資金融通円滑化の適用については、複数の漁業者等が共同で作成した改善計画の経営改善漁業者
（イ）リース事業実施者
　漁業協同組合、漁業協同組合連合会、中小企業協同組合、一般社団法人、株式会社等のうち水産庁長官が適当と認める者とする。
（ウ）リース期間
　リース期間は、リース契約において定められた期間（１年の整数倍のものに限る。）とし、15年を上限とする。
（エ）リース漁船の要件
　リース物件は、次のａ、ｂ又はｃに掲げる要件を満たす漁船（以下この項目において「リース漁船」という。）とする。
ａ　リース物件が新船である場合
（ａ）建造価格（造船請負契約書に定められた建造代金をいう。（オ）のｄの（ｃ）のｉにおいて同じ。）及び竣工後の管理費用等の抑制が図られていることが明らかであること。
（ｂ）操業性能が優れていること
（ｃ）安全性に問題がないこと
（ｄ）船殻構造に問題がないこと
（ｅ）過度な装備を排除していること
ｂ　リース物件が中古船である場合
（ａ）購入価格（売買契約書に定められた売買代金をいう。（オ）のｄの（ｃ）のｉにおいて同じ。）が同船型の相場と比較して不当に高額でないこと
（ｂ）安全性に問題がないこと
（ｃ）操業性能及び船殻構造に問題がないこと
（ｄ）過度な装備を排除していること
ｃ　遠洋漁船における価格補完対象漁船
　ａのリースに該当し、国際トン数証書を取得する国際トン数500トン以上の漁船
（オ）リース料の助成等
ａ　リース料助成の申請
（ａ）リース事業者又はその委託を受けた者は、借受者に漁船のリースをする場合であって、当該借受者が助成を希望するときは、別記様式第２号によりリース料助成申請書を作成し、国に提出するものとする。（エ）のｃのリースに該当し、ｄの（ｃ）のｉのなお書きの助成を希望する場合は、別記様式第２号（別紙補完）を別記様式第２号に添付すること。
（ｂ）水産庁長官は、（ａ）の申請に係るリース物件が（エ）の要件を満たす漁船であることについて審査を行うものとする。
　更に、（エ）のｃの適用のため別記様式第２号（別紙補完）が添付されている漁船については、見積もりの確認を行うこと。
ｉ　水産庁長官は、あらかじめ、審査に係る審査基準を定めるものとする。
ii　水産庁長官は、審査基準及び申請等に必要な手続きを公開するものとする。
（ｃ）水産庁長官は、（ｂ）の審査に当たり必要と認めるときは、リース物件に対する実態調査を行うことができるものとし、リース事業者及び借受者（借受者がリース漁船を転貸する場合にあっては、転貸を受けて当該リース漁船を使用する者（以下この項目において「使用者」という。））は、正当な理由なく当該調査を拒んではならない。
ｂ　助成の申請期間
　助成の申請は、平成17年度から平成24年度までとする。
ｃ　助成の決定
　国は、ａの（ａ）の申請がａの（ｂ）の審査において要件を満たしていると判断され、かつ、リース条件等が妥当であると判断したときは、リース事業者、借受者及び大水に対し、

別記様式第３号によりその旨を通知するものとする。

d　リース料の助成

（ａ）リース事業者は、ｃによる通知を受けたときは、借受者との間でリース契約を締結し、契約書の写し及び当該契約に定められたリース料月額の算定資料を国に提出するものとする。

　リース契約には、借受者はリース料月額からリース料助成月額を差し引いた額を毎月リース事業者に支払うことを定めなければならない。ただし、借受者の操業形態上やむを得ない事由により毎月の支払が困難な場合には、この限りでない。

　なお、リース契約が変更されたときは、リース事業者は、速やかに変更後の契約書の写しを国に提出するものとする。

（ｂ）借受者がリース漁船を転貸する場合にあっては、使用者が借受者に支払う再リース料月額は、リース事業者と借受者との間で締結したリース契約に定められたリース料月額から（ｃ）のリース料助成月額を控除した額に相当する金額を超えてはならない。

（ｃ）水産庁長官は、（ａ）の算定資料から次によりリース料助成月額を決定し、大水並びに当該契約に係るリース事業者及び借受者に対し、別記様式第４号によりリース料助成月額その他必要な事項を通知するものとする。

ｉ　助成の開始の日から５年を経過した日前の助成に係るリース料助成月額は、リース料総額（リース契約に定められたリース料月額にリース契約に定められたリース期間の月数を乗じて得た額）から取得価格（新船の場合にあっては建造価格、中古船の場合にあっては購入価格をいう。ただし、リース料の算定において残存価額を設定している場合は、取得価格から残存価額を控除した額。以下同じ。）を控除した額をリース期間月数で除して得た額以内とする。ただし、リース漁船の取得価格に、リース契約成立時の長期プライムレートに応じて定められた別表に規定するリース期間ごとの助成係数を乗じて得た額（１円未満は切捨て）を上限とする。なお、（エ）のｃのリース船については、見積船価付加分（輸出検査改造等工事費及び付帯経費の総額）と、リース漁船取得価格の３％のうちいずれか少ない方の価格を、取得価格に付加したものを補完価格として船価と見なし、リース料助成月額を決定する。

ⅱ　助成の開始の日から５年を経過した日以降の助成に係るリース料助成月額は、ｉにより算出された額に0.85を乗じて得た額以内とする。

（ｄ）助成期間

　助成期間は、借受者がリース料の支払を開始した月から、リース契約に定められたリース期間を限度とする。

（ｅ）リース料助成月額の変更

　（ｂ）及び（ｃ）の規定は、（ａ）の規定により提出のあったリース契約の変更に伴いリース料助成月額の減額が必要な場合について準用するものとする。

e　助成の中止及び返還

　水産庁長官は、リース事業者又は借受者（転貸している場合にあっては使用者）が次のいずれかに該当する場合には、大水に対し助成の中止を命じ、又は既に支払った助成の全部若しくは一部をリース事業者から返還させるよう命じるものとする。

ｉ　借受者（転貸している場合にあっては使用者）が経営を中止したとき。

ⅱ　リース事業者又は借受者がリース契約を解除したとき。

ⅲ　リース事業者が虚偽の事実を記載した書類を国に提出したとき。

ⅳ　リース事業者がｄの（ａ）の変更後の契約書の写しの提出を怠ったとき。

ｖ　その他助成を継続することが不適当と判断されるとき。

f　リース料助成の手続

　ｄの（ｃ）の規定により通知を受けたリース事業者がリース料の助成の請求をしようとするときは、借受者のリース料支払方法に応じ、原則として４月から９月までの前期及び10月から３月までの後期における借受者からのリース料の受領状況を明らかにして、それぞれの期間の終了後１か月以内に、大水に対し別記様式第５号によりリース料助成金の交付申請を行うものとする。

g　大水は、リース事業者がfの期限までにリース料助成金の交付申請を行わないときは、ｃの助成の決定がされたリース漁船に係るリース料助成金を以後交付してはならない。

h　リース料の助成金の支払い

　大水は、リース料助成金の交付申請の内容が適正であるときには、当該申請額をリース事

業者に支払うものとする。

ｉ　協議等

大水は、必要に応じて、リース料の助成に関し水産庁その他関係者に対し協議・報告を行うものとする。

ウ　漁船リース資金融通円滑化

（ア）事業内容

大水は、リース事業者がリース漁船を調達する際に必要とする資金の円滑な融通を図るため、当該リース事業者が受けた融資に対し債務保証を行った漁業信用基金協会（以下この項目において「基金協会」という。）に交付金を交付する。

なお、大水は、交付金の交付に際して発生する交付申請書の取りまとめ、基金協会との連絡調整等の事務処理を一般社団法人漁業信用基金中央会（以下この項目において「中央会」という。）に委任できるものとする。

（イ）交付金の交付対象等

ａ　交付対象

交付金の交付対象となる基金協会は、リース事業者がリース漁船を調達する際に受けた融資に係る債務保証を行った基金協会で、本保証について、融資機関との間に締結する債務保証契約書において、基金協会の負担に係る求償権償却額の10％に相当する金額を融資機関が基金協会に出資し、又は拠出することについて定めている基金協会とする。

ｂ　交付対象額

交付金の対象額は、リース事業者がリース漁船を調達する際に受けた融資に対し基金協会が行った債務保証の額とする。

ｃ　交付金の交付額

交付金の額は、交付対象額を15で除して得た額に相当する金額（千円未満は切り捨てる。）とする。

ｄ　交付金の返還

大水は、基金協会が交付金を交付金以外に使用したと認められるときは、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

（ウ）交付金の交付手続き等

ａ　交付金の交付を希望する基金協会は、以下の手続きを経た上で、別記様式保第１号による交付申請書に債務保証書の写しを添付して、大水に交付金の支払いを申請することができるものとする。

（ａ）リース事業者がリース漁船調達費の借入れに際し、基金協会の保証を希望する場合は、借入れの申込みをした融資機関に対して債務保証委託書を併せて提出するものとする。

（ｂ）（ａ）の提出を受けた融資機関は、債務保証委託書と併せて融資機関の調査意見を付した債務保証協議書を基金協会に提出するものとする。

（ｃ）（ｂ）の提出を受けた基金協会は、速やかに審査を行い保証の諾否を決定し、保証を承諾することを決定したときは、債務保証書を融資機関に交付し、かつ、リース事業者に債務保証承諾書を交付するものとする。

ｂ　交付申請書の提出を受けた大水は、交付申請の内容が適正であるときは、交付金の確定を行い、別記様式保第２号により基金協会に通知し、交付するものとする。

ｃ　なお、大水が（ア）の規定により事務処理を中央会に委任した場合には、ａの交付金の支払いの申請、ｂの交付金の確定通知は、中央会を経由して行うものとする。

（エ）協議等

大水、基金協会及び中央会は、必要に応じて、漁船リース資金融通円滑化に関し水産庁、その他関係者に対し協議・報告を行うものとする。

（２）国の指導等

国は、大水に対し、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要な指導及び助言を行うものとする。

（３）旧運用による事業の取扱

この通知による廃止前の担い手代船取得支援リース事業の運用について（平成14年７月１日14水漁第766号水産庁長官通知。）附則の規定による改正前の担い手確保・育成漁船建造等推進事業（リース料助成事業）の運用について（平成14年７月１日付け14水漁第766号水産庁長官通知。以下この項目において「旧担い手確保・育成通知」という。）に基づき、平成16年度においてリース料助成金の交付を受けた事業実施者及び借受者については、当該交付の対象となった

漁船のリース事業に関し、旧担い手確保・育成通知第２の１の（５）のウの規定に基づき行われた助成の決定に係る通知は（１）のイの（オ）のｃの規定に基づき行われた助成の決定に係る通知とみなし、平成16年度において各月に助成を受けた額をリース料助成月額として（１）のイの（オ）のｄの（ｃ）の規定に基づく通知を受けたものとみなして、この通知の規定を適用する。

１－３　漁場機能維持管理事業のうち北方海域出漁者経営安定支援事業

（１）対象者

定額補助金の交付の対象となる者（以下この項目において「対象者」という。）は、「北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組協定」（以下この項目において「枠組協定」という。）又は「貝殻島昆布操業民間協定」（以下この項目において「昆布協定」という）に基づき操業する漁業者とする。ただし、枠組協定又は昆布協定に基づく操業に係る違反をした日から３年を経過しない者を除く。

（２）事業の内容等

ア　対象者は、別記様式第１号に基づく申請書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。ただし、提出にあっては、漁業協同組合を経由することができる。

イ　対象者又は漁業協同組合から提出された申請書について、事業実施主体又は漁業協同組合は必要な指導及び調整を行うものとする。

ウ　事業実施主体は、補助金の交付の円滑な実施、補助額の調整等を図るほか、必要に応じ、関係行政機関、関係試験研究機関、関係漁業者、関係漁協、その他関係団体職員等に対して事業説明会、検討会等を開催するものとする。

（３）補助額

補助する一隻当たりの額は、次の表の額を上限とする。なお、大型船とは９トン以上、小型船とは９トン未満の漁船をいう。

補助対象		１隻当たりの補助額の上限
枠組協定	すけとうだら刺し網	227,000円
	ほっけ刺し網（大型船）	242,000円
	ほっけ刺し網（小型船）	182,000円
	たこ空釣り縄	198,000円
昆布協定		185,000円

（４）補助金の交付方法

対象者は、別記様式第１号の申請書を枠組協定及び昆布協定に基づく操業時期前までに事業実施主体又は事務手続きの委託を受けた漁業協同組合あてに提出するものとする。ただし、（５）イ以外の事由により、対象者に変更が生じた場合には、別記様式第１号の申請書を当該協定に基づく操業時期の終了までに事業実施主体又は事務手続きの委託を受けた漁業協同組合あてに提出するものとする。また、対象者又は事務手続きの委任を受けた漁業協同組合は、操業終了後速やかに、操業したことを証する書類を事業実施主体に提出すること。

（５）事務手続きの委託等

ア　対象者は、漁業協同組合に補助金の受領を委任する場合には、別記様式第２号に準ずる委任状を漁業協同組合に提出するものとする。この場合により、漁業協同組合が対象者に補助金を納付したときは、納付の明細を確認できる書類を事業実施主体に提出するものとする。

イ　相続、合併、移譲その他これらに類する事由により、対象者の漁業経営を承継した者は、当該対象者が行った補助金の交付を受けるための手続きを前提とし、別記様式第３号の申出書を事業実施主体に提出することにより、補助金の交付を受けることができる。

（６）事業実施主体の事業の会計経理

ア　漁場機能維持管理事業のうち北方海域出漁者経営安定支援事業の補助金は、他の事業と区分して経理を行うこと。

イ　金銭の出納は、金銭出納簿により行うとともに、金融機関に口座を設けること。
（７）事業の推進体制等
ア　事業実施主体は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、関係漁業協同組合等と相互の密接な連携・協力による指導推進体制の整備に努めるものとする。
イ　国は、本事業の効果的かつ適正な実施が図られるよう、北海道及び関係市町村との緊密な連携・協力により、本事業の円滑な推進を図るものとする。
（８）帳簿等の整備保管
事業実施主体及び事務手続きの委託を受けた漁業協同組合は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して５年間とする。
（９）助成
国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費に充てるため、事業実施主体に補助金を交付する。

２－２　さけ・ます漁業協力事業

（１）趣　旨
漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定（以下この項目において「日ソ漁業協力協定」という。）に基づき、漁業の分野における我が国とロシア連邦との間の協力の一環として、太平洋小型さけ・ます漁業協会（以下この項目において「協会」という。）が行うロシア連邦の川に発生するさけ・ますの再生産のための措置に参加する事業（以下この項目において「日ロ漁業協力事業」という。）を適正かつ円滑に実施するために要する資金の造成に要する経費及び事業の実施に要する経費を、国が協会に対して補助するものとし、もって我が国北洋さけ・ます漁業の維持継続に資するものとする。
（２）日ロ漁業協力資金
日ロ漁業協力資金は、次に掲げる要件のすべてに該当するものでなければならない。
ア　日ソ漁業協力協定に基づくロシア連邦の川に発生するさけ・ますの再生産のための措置に参加するための経費に充てるために造成される資金であること。
イ　当該資金が、国からの補助金並びにさけ・ます流し網漁業者及び民間団体（以下この項目で「漁業者団体等」という。）からの拠出金をもって造成されるものであること。
ウ　当該資金が、次に掲げるところにより管理されるものであること。
（ア）当該資金が、他の業務に係る資金と区分して経理されるものであること。
（イ）当該資金が、銀行又は農林中央金庫への預貯金により管理されるものであること。
（ウ）当該資金は、日ソ漁業協力協定に基づくロシア連邦の川に発生するさけ・ますの再生産のための措置に参加するための経費に充てる場合を除き、これを取り崩してはならない。
（３）国の助成額
国が協会に交付する補助金の額は、当該事業年度の前年度において確定した日ロ漁業協力資金造成額の４分の３以内の額に当該事業年度の日ロ漁業協力事業の実施に必要な経費の額を加えた額とする。
（４）事業の計画書の作成及び承認
ア　協会は、毎年度、次に掲げるところにより、日ロ漁業協力資金造成計画書及び日ロ漁業協力事業実施計画書を作成し、これを水産庁長官に同時に提出するものとする。これを変更しようとするとき（イに定める軽微な変更の場合を除く。）も同様とする。
（ア）日ロ漁業協力資金造成計画書は、別記様式第１号により作成するものとすること。
（イ）日ロ漁業協力事業実施計画書は、別記様式第２号により作成するものとすること。
イ　前項の軽微な変更とは、別記様式第１号及び第２号の計画書ごとに、それぞれ次に掲げる変更以外の変更とする。
（ア）別記様式第１号の計画書にあっては、資金造成額又は漁業者団体等からの拠出金総額の変更。

（イ）別記様式第２号の計画書にあっては、個々の機械及び設備の名称又は補助金の額の変更。

ウ　水産庁長官は、前項により提出された当該事業計画の妥当性及び緊急性を勘案し、当該事業計画の承認の可否を決定するものとする。

エ　本事業においては、第２の１の規定は適用しない。

（５）事業の実施

水産庁長官は、日ロ漁業協力事業が完了し、又は当該事業の遂行が不可能となったと認めた場合は、協会に対し、日ロ漁業協力資金の清算を行わせるものとする。この場合において、日ロ漁業協力資金に残額が生じたときは、協会は、当該残額に当該資金の造成額に対する補助金の額の割合を乗じて得た額に相当する額を、実施要領第８の規定により、国庫に返納するものとする。

（６）報　告

ア　事業主体は、次に掲げる報告書を提出するものとする。

（ア）日ロ漁業協力資金造成完了報告書

（イ）日ロ漁業協力資金運用状況報告書

（ウ）日ロ漁業協力資金清算報告書

（エ）日ロ漁業協力事業実施状況報告書

（オ）日ロ漁業協力事業完了報告書

イ　アの（ア）から（オ）までの報告書の作成及び提出については次により行うものとする。

（ア）アの（ア）から（オ）までの報告書は、それぞれ別記様式第３号から第７号までの様式により作成するものとする。

（イ）前項の報告書の提出期限は、当該報告書の種類に応じ次のとおりとする。

a　アの（ア）の報告書にあっては、日ロ漁業協力資金の造成を完了した日から起算して２週間以内

b　アの（ウ）の報告書にあっては、日ロ漁業協力資金の清算を完了した日から起算して１か月以内

c　アの（オ）の報告書にあっては、日ロ漁業協力事業を完了した日から起算して１か月以内

d　アの（イ）及び（エ）の報告書にあっては、さけ・ます漁業協力事業費補助金の交付決定通知のあった日から事業を完了する日までの各四半期分を当該四半期末日から起算して１か月以内。ただし、交付決定のあった日を含む四半期分は除く。

なお、四半期とは、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの各区分による期間をいう。

２－４　日本沿岸域鯨類調査事業

（１）事業収支の報告

事業実施者は、当該補助事業に係る国庫補助金の額の確定通知を受け、かつ、調査によって得られた漁獲物の陸揚げが終了した場合は、速やかに別記様式により「事業収支報告書」を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

（２）収益納付

水産庁長官は、（１）の報告に基づき、この事業の実施により、当該調査により得られた売上高が補助事業の要した経費を超えたと認めるときは、実施要領第７の規定に基づき、当該事業実施者に対して、次の算式によって得られた金額を、国に納付させるものとする。

$$E = \{(A-B)-(C-D)\} \times \frac{D}{C}$$

A：当該調査により得られた売上高（消費税相当額を除く。）
B：販売経費（消費税相当額を除く。）
C：補助事業に要した経費
D：本事業に係る国庫補助金

Ｅ：納付すべき収益額

３－１－（１）　我が国周辺水域資源評価等推進事業のうち資源変動要因分析調査事業

（１）事業内容

ＴＡＣ（漁獲可能量）対象魚種等について、海洋環境の変動がどのようにこれらの資源に影響を与えるのか調査船調査、飼育実験や海洋モデルを用いた解析等により調査・研究し、資源変動に関する知見の充実を図り、資源変動メカニズムの解明及び中長期的な資源変動を明らかにすることにより、海洋環境の変化に応じた資源変動を考慮した精度の高い資源評価に繋げるもの。特にマイワシ及びマサバについては、資源変動に大きな影響を与えていることが明らかとなった黒潮続流域等におけるモニタリングを実施する。

３－１－（２）　我が国周辺水域資源評価等推進事業のうち漁船活用型資源情報収集等支援事業

（１）　関係機関との協力

ア　事業実施主体は、資源評価の精度向上に資するため、水産庁、独立行政法人水産総合研究センターその他関係機関と密接な連携を図りつつ円滑かつ効果的に実施するものとする。

イ　事業実施主体は、持続的な水産資源の利用のために必要な資源情報等を関係機関から積極的に収集するとともに、関係機関と協力して情報の信頼性の向上及び迅速な伝達の確保に努めるものとする。

３－２　国際資源評価等推進事業

（１）事業の内容

我が国周辺から外国の水域、公海域に広く分布・回遊するかつお・まぐろ類及びさけ・ます類等の各種国際漁業資源について、資源評価の精度向上を図るため、海洋環境の変動、漁業環境の変化による水産資源への影響等を調査し、資源変動メカニズム及び中長期的な資源動向の解明等を行うとともに、混獲回避等適正な管理手法導入に向けた調査を実施する。

（２）収益納付

実施要領第７に基づく国に対する納付金は、次の算式により得られた金額とし、別記様式により、事業実施主体が水産庁長官に報告するものとする。

算式　Ei=｛(Ai-Bi)－（Ci－D)｝×D／Ci

Ai　:当該調査により得られた売上高（消費税相当額を除く。）
Bi　:販売経費（消費税相当額を除く。）
Ci　:補助事業に要した経費
D　:本事業にかかわる国庫補助金
Ei　:納付すべき収益額

３－４　漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業

（１）事業の内容

この事業は、事業実施主体が、以下のアからエまでの事業を韓国・中国等外国漁船操業対策基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、韓国・中国等外国漁船操業対策基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

ア　漁場機能回復管理協力

（ア）海底清掃事業

ａ　事業実施主体による助成

事業実施主体は、海底清掃事業（以下アの（ア）において「事業」という。）の事業実施者に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。

ｂ　事業の内容

外国漁船等による投棄漁具及び放置漁具を回収し、漁場機能の維持管理を行うために必要な次の事業を行うものとする。

（ａ）漁具投棄監視巡回事業

投棄漁具に係る情報の収集及び調査を行う。

（ｂ）漁具回収計画策定事業
　投棄漁具及び放置漁具の回収等による漁場機能の維持管理を図るための計画の策定を行う。
（ｃ）投棄漁具回収事業
　投棄漁具の回収を行う。
（ｄ）放置漁具回収事業
　放置漁具の回収を行う。
（ｅ）回収漁具処分事業
　回収した漁具の処分を行う。
（ｆ）漁具の保管
　回収した投棄漁具、放置漁具等の倉庫等での保管を行う。
　なお、事業を実施する際、国の監視船等による取締を補完し、違反船の行動等の情報を国の監視船等に通報・連絡することによって、漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第９条の１及び２に規定する水域、漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第７条の１に規定する水域（以下この項目において「暫定水域等」という。）と我が国排他的経済水域の境界線を中心とした監視網の構築を図るために必要な次の事業を行うことができるものとする。
ｉ　国の監視船等に対する違反船の行動等に係る情報提供
ⅱ　関係漁業者等に対する外国漁船等の操業状況等に係る情報提供
ｃ　助成対象経費
　助成の対象となる経費は、次のとおりとする。
（ａ）漁具回収計画の策定に要する経費
（ｂ）投棄漁具の回収に要する経費
（ｃ）放置漁具の回収に要する経費
（ｄ）回収した投棄漁具、放置漁具及び取締押収漁具の保管に要する経費
（ｅ）回収した漁具の処分に要する経費
（ｆ）その他事業実施主体が必要と認める経費
ｄ　事業実施計画
（ａ）事業実施計画等の承認
ｉ　事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
ⅱ　事業実施主体は、ｉの承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第１号により水産庁長官に協議しなければならない。
（ｂ）事業実施計画等の承認の基準
　事業実施計画等の承認は、次に掲げる基準に基づき事業実施主体が行うものとする。
ｉ　事業の実施方法が適当であること。
ⅱ　事業の実施により、漁場機能の適切な維持管理が図られると認められること。
ｅ　事業実績の報告
（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
（ｂ）事業実施主体は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第２号により水産庁長官へ報告するものとする。
ｆ　事業の委託
　事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
（イ）民間漁業者交流支援事業
ａ　事業実施主体による助成
　事業実施主体は、民間漁業者交流支援事業（以下アの（イ）において「事業」という。）の事業実施者（第３の３－５に定める事業における民間漁業者交流支援事業の助成を受けていないものに限る。）に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。
ｂ　事業の内容
　暫定水域等における安全かつ秩序ある操業の維持、確保を図るため、当該国の漁業関係者が具体的な資源管理措置に対する認識を共有することを促進するとともに、相手国の操業実

態を把握するために必要な次の事業を行うものとする。

（ａ）資源管理措置認識事業

当該国の漁業関係者による具体的な資源管理措置の確認及び相互理解のための会議の開催を行う。

（ｂ）相互乗船事業

我が国漁業関係者の外国漁船への乗船のための派遣及び外国漁業者の我が国漁船への乗船のための受入れを行う。

（ｃ）現地調査事業

水揚げ地等の視察・調査を行う。

（ｄ）操業調整事業

我が国漁業関係者と外国漁業関係者との間での操業調整を行う。

ｃ　助成対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

（ａ）漁業関係者派遣費

我が国漁業関係者を外国に派遣するために必要な経費（旅費、日当、宿泊料等）

（ｂ）漁業関係者受入費

我が国漁業関係者が外国漁業関係者を我が国に受け入れるために必要な経費（通訳経費、旅費、資料印刷費等）

（ｃ）操業調整費

我が国漁業関係者が外国漁業関係者との間で操業上の調整を図るために必要な経費（通信費等）

ｄ　事業実施計画

（ａ）事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

（ｂ）事業実施主体は、（ａ）の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第３号により水産庁長官に協議しなければならない。

ｅ　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（ｂ）事業実施主体は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第４号により水産庁長官に報告するものとする。

ｆ　事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

イ　漁業経営安定化支援

（ア）外国漁船緊急避泊対策事業

ａ　事業実施主体による助成

事業実施主体は、外国漁船緊急避泊対策事業（以下イの（ア）において「事業」という。）の事業実施者に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。

ｂ　事業の内容

緊急避泊する外国漁船による被害を軽減するための監視活動等を行い漁具被害の防止及び漁場環境の維持管理を図るために必要な次の事業を行うものとする。

（ａ）敷設漁具情報収集・通知等事業

漁具被害発生状況の調査、当該水域における漁具敷設位置の情報収集と漁具標識の整備等を行う。

（ｂ）漁具被害防止等外国漁船監視事業

緊急入域漁船に対する監視活動等の実施及び漁具被害発生時における被害手続等のための通訳の雇用を行う。

（ｃ）緊急避難港周辺水域環境保全事業

廃棄物等の洋上への不法投棄に対する監視活動、当該廃棄物の除去等を行う。

ｃ　助成対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

（ａ）漁具被害発生状況調査等に要する経費

（ｂ）漁具敷設位置の調査等に要する経費
（ｃ）漁具標識の整備に要する経費
（ｄ）自主警戒船等による監視活動に要する経費
（ｅ）レーダー等による監視活動に要する経費
（ｆ）通訳の雇用に要する経費
（ｇ）不法投棄の監視活動に要する経費
（ｈ）不法投棄された廃棄物等の回収等に要する経費
（ｉ）その他事業実施主体が必要と認める経費

ｄ　事業実施計画

（ａ）事業実施計画等の承認

ｉ　事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

ⅱ　事業実施主体は、ｉの承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第５号により水産庁長官に協議しなければならない。

（ｂ）事業実施計画等の承認の基準

事業実施計画等の承認は、次に掲げる基準に基づき事業実施主体が行うものとする。

ｉ　事業の実施方法が適当であること。

ⅱ　事業の実施により、漁具被害の防止及び漁場環境の維持管理が適切に図られると認められること。

ｅ　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（ｂ）事業実施主体は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第６号により水産庁長官へ報告するものとする。

ｆ　事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（イ）漁海況情報配信事業

ａ　事業実施主体による助成

事業実施主体は、漁海況情報配信事業（以下イの（イ）において「事業」という。）の事業実施者に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。

ｂ　事業の内容

事業実施主体は、日本海等におけるマサバ等の浮魚資源やベニズワイガニ等の底魚資源、東シナ海におけるアマダイ等の底魚資源やアジ類等の浮魚資源の漁場形成状況等の情報の収集、調査及び漁海況情報の配信に必要な次の事業を行うものとする。

（ａ）調査計画検討委員会開催事業

学識経験者、関係団体の代表者等により構成される調査計画検討委員会を開催し、漁場調査計画の検討及び策定を行う。

（ｂ）漁場調査実施事業

（ａ）により策定された漁場調査計画に基づき、漁船等を利用した漁獲調査等を実施し、必要な情報の収集を行う。

（ｃ）漁海況情報配信事業

日本海・東シナ海等で操業する漁業者等に対し、詳細な漁海況情報を入手の上、配信を行う。

ｃ　助成対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

（ａ）調査計画検討委員会の開催に要する経費
（ｂ）漁場調査の実施に要する経費
（ｃ）漁海況情報の入手及びその配信に要する経費
（ｄ）調査に必要な機器の導入に要する経費
（ｅ）その他事業実施主体が必要と認める経費

ｄ　事業実施計画

（ａ）事業実施計画等の承認

ⅰ　事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

ⅱ　事業実施主体は、ⅰの承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第７号により水産庁長官に協議しなければならない。

（ｂ）事業実施計画等の承認の基準

事業実施計画等の承認は、次に掲げる基準に基づき事業実施主体が行うものとする。

ⅰ　事業の実施方法が適当であること。

ⅱ　事業の実施により、漁場形成状況等の情報の収集・調査及び漁海況情報の配信が適切に図られると認められること。

ｅ　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（ｂ）事業実施主体は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第８号により水産庁長官へ報告するものとする。

ｆ　事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（ウ）漁業共済掛金助成事業

ａ　定義

漁業共済掛金助成事業における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

（ａ）「日韓・日中協定」とは、漁業に関する日本国と大韓民国又は中華人民共和国との間の協定をいう。

（ｂ）「漁協一括契約」とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下この項目において「漁災法」という。）第105条第１項第２号ロを被共済者とする共済契約をいう。

（ｃ）「漁業者集団契約」とは、漁災法第105条第１項第２号ハを被共済者とする共済契約をいう。

（ｄ）「共済掛金」とは、漁災法第23条の規定に基づき、組合が規定する共済規程（以下この項目において「共済規程」という。）の定めるところにより、共済契約で定める金額をいう。

（ｅ）「共済団体」とは、漁業共済組合及び全国漁業共済組合連合会をいう。

（ｆ）「国庫補助額」とは、漁災法第195条の規定及び漁業共済資源管理等推進特別対策事業（漁業収入安定対策事業等実施要綱（平成23年３月29日付け22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知）の第３の１の（１）に規定された事業をいう。）に基づき国が共済契約者に補助した金額をいう。

（ｇ）「組合」とは、漁業共済組合をいう。

（ｈ）「連合会」とは、全国漁業共済組合連合会をいう。

（ｉ）「共済責任期間」とは、漁災法第109条第１項の規定に定める期間をいう。

ｂ　事業の内容

事業実施主体が、外国漁船の操業による影響を受けている海域で操業し、外国漁船の操業や航行に関する情報の提供を行う漁業者に対し、共済掛金の一部を定率で助成するものとする。

ｃ　事業の実施

（ａ）漁業共済掛金助成の対象等

漁業共済掛金助成を受けることのできる者（以下イの（ウ）のｃにおいて「助成対象者」という。）は、外国漁船の操業や航行に関する情報の提供を行い、かつ以下のⅰ又はⅱのいずれかに該当しⅲに該当する共済契約者とする。なお、ⅰの都道府県知事の確認、又はⅱの水産庁長官の承認を受けた時点で共済契約を行っている者については、当該共済責任期間開始日から助成の対象とする。

ⅰ　日韓・日中協定締結前の直近３か年のいずれかの事業年度において、暫定水域等における共済契約に係る漁獲量又は漁獲金額（以下この項目において「漁獲実績」という。）が当該事業年度の当該共済契約に係る総漁獲実績の10％以上を占めている（漁協一括契約及び漁業者集団契約において、構成員個々における日韓・日中協定締結前の直近３か年の事業年度のうち、暫定水域等の共済契約に係る漁獲実績が当該事業年度の当該共済契約に係る総漁獲実績の10％以上を占めている年度がない者が含まれる場合を除く。）旨の、共済契約

者の所属漁業協同組合、所属漁業協同組合連合会又は所属業種別団体の長（やむを得ない場合には、市町村長）の証明及び当該証明についての都道府県知事の確認を受けた者（証明及び確認は別記様式第９号による。）

ii　漁業共済区分の２号漁業（定置網を除く）に加入しており、かつ次の(ｉ)から(iii)までのいずれかの海域を主な操業海域とする者であり、（２）における事業検討委員会において日韓・日中協定の実施により相当の影響を受ける者として助成対象者とすることが特に必要であると認められ、水産庁長官の承認を受けた者。この場合、当該漁業者の主たる操業海域が要件に合致する海域であることを証する書面を添付の上、当該漁業者が所属する漁業協同組合長の証明及び、都道府県知事の確認を得て、特認承認申請書を事業実施主体へ提出するものとする。

iii　助成対象者が第３の３－５に定める事業において漁業共済掛金助成を受けていないもの。

（ｉ）①及び②のすべてに該当する海域

①　日韓・日中協定に基づき、我が国排他的経済水域内において外国漁船の操業が認められた海域及びその隣接する海域であって、漁場競合等が生じるおそれがあると認められる海域

②　暫定水域等における漁場競合の結果、従来行っていた暫定水域等内での操業を縮小し、我が国排他的経済水域内で操業を行う漁船が増加したことから、我が国漁船間において漁場競合等が生じるおそれがあると認められる海域

（ii）日韓・日中協定に基づき、当該国の排他的経済水域内で我が国漁船が操業している海域であって、操業が制限されるおそれがある海域及び、操業を制限されたことにより、当該国の排他的経済水域内で操業を縮小し、我が国漁船間において漁場競合等が生じるおそれがあると認められる海域

（iii）北太平洋海域で操業するさんま棒受網漁業にあっては、日韓協定に基づき我が国排他的経済水域内において外国漁船の操業が認められた海域であって、漁場競合等が生じるおそれがあると認められる海域

ただし、当該水域が主たる操業海域である漁業者であっても、漁法や対象となる資源が異なる等により、影響が少ないと判断される沿岸の定着性資源を主な漁獲対象とする漁業種類（えび刺し網等）は対象としないものとする。

（ｂ）外国漁船の操業や航行に関する情報提供

ｉ　助成対象者は、当該事業年度中に発見した外国漁船又は外国漁船が設置したと思われる漁具に関する情報を、毎事業年度終了後遅滞なく別記様式第10号により、組合を経由して連合会に報告するものとする。

ii　助成対象者は、違法操業の疑いがある外国漁船又は外国漁船が設置したと思われる漁具を発見した場合には、直ちに管轄する水産庁漁業調整事務所等へ通報するものとする。

（ｃ）漁業共済掛金助成金の交付

ｉ　交付する額は、共済掛金の額から国庫補助額を差し引いた額に、別表１の助成率を乗じた額とする。

ii　助成対象者に対する助成金は、共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合へ交付するものとする。

iii　ii の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合へ交付するのに代えて、連合会に交付することができるものとする。

iv　連合会は、交付を受けようとするときは、毎事業年度、交付申請書及び計画書を事業実施主体に提出するものとする。これを変更しようとするときは、計画変更承認申請書を事業実施主体に提出するものとする。

v　事業実施主体は、iv の申請があった場合には、当該申請につき漁業共済掛金助成交付金（以下この項目において「交付金」という。）を交付することが適当かどうかを審査した上で、当該申請者に対し、交付金の交付決定を行うものとする。

vi　事業実施主体は、ｖの決定を行う場合は、あらかじめ、別記様式第11号により水産庁長官の承認を受けるものとする。

（ｄ）事業の状況報告

ｉ　連合会は、毎事業年度、当該事業年度の12月末現在において、当該事業の遂行状況を、その翌月末日までに事業実施主体に報告するものとする。

ii　事業実施主体は、ｉの報告があった場合は、別記様式第12号により水産庁長官に報告するものとする。

（ｅ）漁業共済掛金助成金の支出

ⅰ　事業実施主体は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができるものとする。

ⅱ　連合会は、交付金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書を事業実施主体に提出するものとする。事業実施主体は、当該請求書につき交付金を支出することが適当かどうか審査した上で、連合会に対し概算払いを行うものとする。

ⅲ　連合会は、毎事業年度終了後遅滞なく、交付実績報告書及び当該報告書の添付書類正副２部並びにｃの（ａ）についての証明書及び（ｂ）についての報告書を事業実施主体に提出するものとする。

ⅳ　連合会は、ⅲの交付実績報告書を事業実施主体への請求書に代えることができるものとする。

ⅴ　事業実施主体は、ⅲの報告があった場合には、当該報告につき交付金を支出することが適当かどうか審査した上で、連合会に対し、交付金の支払を行うものとする。

ⅵ　連合会は、ｃの（ａ）の漁業共済掛金助成の対象となった共済契約（以下この項目において「助成対象契約」という。）において、漁災法第90条第２項、第91条第４項、第92条第２項及び第113条の２第７項の規定に基づく払戻しを行った場合には、当該契約に係る助成金の額を精算しなければならない。

（ｆ）事業実績の報告

事業実施主体は、（ｅ）のⅲの報告及び（ｅ）のⅳの精算があった場合は、別記様式第13号により水産庁長官に報告するものとする。

（ｇ）漁業共済掛金助成金の返還

事業実施主体は、助成対象者が偽りその他不正の手段により漁業共済掛金助成金の交付を受けたときは、漁業共済掛金助成金の全部又は一部の返還を当該助成対象者に対し命ずるものとする。

ｄ　帳簿及び証拠書類

共済団体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を事業終了の年の翌年度から起算して、５年間保管するものとする。

ｅ　事務の委託

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業に係る事務の一部又は全部を共済団体に委託することができるものとする。

ウ　資源管理型種苗放流支援

（ア）定　義

この通知のウにおける次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

ａ　「資源管理計画」とは、「資源管理指針・資源管理計画作成要領」（平成23年３月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）第３に規定された計画をいう。

ｂ　「種苗放流事業」とは、資源管理計画の対象資源について県等が実施する種苗放流に係る事業をいう。

ｃ　「種苗放流事業実施者」とは、資源管理計画の対象資源について種苗放流に係る事業を実施する者をいう。

ｄ　「地先海域」とは、県単位で資源管理計画に基づく種苗放流事業が行われている当該県の海域をいう。

（イ）事業の内容

事業実施主体が、種苗放流事業実施者が実施する種苗放流事業において漁業者等の負担が必要な場合に、当該漁業者等の負担額の１／２以内を助成するものとする。

（ウ）事業の実施

ａ　助成の対象者

種苗放流事業において漁業者等の負担が必要な場合であって、資源管理計画の対象資源を漁獲する漁業に従事する漁業者のうち暫定水域等から地先海域に撤退してきた者の割合が10％以上を占めている旨を別記様式第14号により所属漁業協同組合連合会等の長の証明及び当該証明についての県知事の確認を受けた種苗放流事業実施者とする。

ｂ　種苗放流事業漁業者等負担確認証の発給

（ａ）種苗放流事業実施者が実施する種苗放流事業において漁業者等の負担が必要な場合の県知事の確認のための申請は、別記様式第15号の種苗放流事業漁業者等負担確認申請書により申請するものとする。

（ｂ）県知事は、（ａ）により申請された内容が適正であると認めた場合はそれぞれ確認した後、種苗放流事業漁業者等負担確認証を交付するものとする。
（ｃ）県知事は、（ｂ）の確認を行った場合には、直ちにその内容を事業実施主体に報告するものとする。

ｃ　助成の実施

（ａ）助成金の額は上記ｂにより確認された漁業者等負担額に助成率１／２以内を乗じた額とする。
（ｂ）種苗放流事業実施者は、助成を受けようとするときは、毎事業年度、別記様式第16号により助成申請書を事業実施主体に提出するものとする。これを変更しようとするときは、変更承認申請書を事業実施主体に提出する。
（ｃ）事業実施主体は、（ｂ）の申請があった場合には、当該申請につき助成が適当かどうか審査した上で、当該申請者に対し、助成を実施する。
（ｄ）事業実施主体は、（ｃ）の助成を実施する場合は、あらかじめ、別記様式第17号により水産庁長官の承認を受けるものとする。

ｄ　事業実績の報告

事業実施主体は、ｃの（ｄ）の助成を実施した場合は、別記様式第18号により水産庁長官に報告するものとする。

エ　外国漁船被害救済支援

（ア）事業実施主体による助成

事業実施主体は、外国漁船被害救済支援の事業実施者（第３の３－５に定める事業における外国漁船操業等調査・監視事業又は漁具被害復旧支援事業の助成を受けていないものに限る。）に対し事業に要する経費を定額、定率で助成するものとする。

（イ）事業の内容

外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具被害への復旧支援等を行うために必要な次の事業を行うものとする。

ａ　外国漁船操業等調査・監視事業

外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査及びその計画策定を行う。

ｂ　漁具標識設置事業

漁具の位置を示すための漁具標識の設置及びその計画策定を行う。

ｃ　漁具被害復旧支援事業

外国漁船の緊急避泊等によって漁具や施設の被害が発生した場合、被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入等を行う。

（ウ）助成対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

ａ　外国漁船操業等調査・監視事業

漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第９条に規定される水域及び附属書Ⅱの３に規定される水域、漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第６条の（ｂ）及び第７条に規定される水域、北緯30度40分以北の東シナ海水域の東経124度45分から東経127度30分の水域等の外国漁船の操業により影響を受ける水域における外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査等の計画の策定に要する経費、計画策定によって定められた海域における外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査等に要する経費。

ｂ　漁具標識設置事業

漁業に関する日本国と大韓民国との間の協定第９条に規定される水域及び附属書Ⅱの３に規定される水域、漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第６条の（ｂ）及び第７条に規定される水域、北緯30度40分以北の東シナ海水域の東経124度45分から東経127度30分の水域等の外国漁船の操業により影響を受ける水域において、漁具の位置を示すための漁具標識を設置するための計画の策定に要する経費、計画策定によって定められた海域における漁具標識の購入に要する経費。

ｃ　漁具被害復旧支援事業

我が国の領海及び排他的経済水域内において、被害漁具等が外国漁船の緊急避泊・不法操業によるものであることについて、事業実施者が指名する第三者による確認を受けた場合に、当該被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設

の導入に要する経費。
（ａ）用地買収費、借地料、補償費及び種苗購入費は、対象としない。
（ｂ）新設又は新品によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、既存施設及び資材の利用に係る導入経費を対象とすることができるものとする。
（エ）助成の実施
助成金の額は、（ウ）の助成対象経費において、別表２の左欄に掲げる事業に要した費用の額に、同表の右欄に掲げる助成率を乗じた額とする。ただし、別表２の左欄の漁具被害復旧支援の（１）について、別表３の左欄に掲げる漁具等に被害を受けた場合については、それぞれ同表の右欄に定める価額を助成金の額の上限とし、別表３の左欄に掲げるもの以外の漁具等に被害を受けた場合については助成金の額を水産庁長官に協議することとする。
また、事業の実施に際し、乗船料等の漁業活動以外の収入を得るものなど事業以外の活動を行うものについては、助成の対象外とする。
（オ）事業実施計画
ａ　事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。
ｂ　事業実施主体は、ａの承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第19号により水産庁長官に協議しなければならない。
（カ）事業実績の報告
ａ　事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
ｂ　事業実施主体は、ａによる報告書の提出があった場合は、別記様式第20号により水産庁長官に報告するものとする。
（キ）事業の委託
事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
オ　小笠原諸島周辺水域における中国違法サンゴ船対策事業
（ア）海底清掃事業
ａ　事業実施主体による助成
事業実施主体は、海底清掃事業（以下オの（ア）において「事業」という。）の事業実施者に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。
ｂ　事業の内容
小笠原諸島周辺水域における外国漁船等による投棄漁具及び放置漁具を回収し、漁場機能の維持管理を行うために必要な次の事業を行うものとする。
（ａ）漁具投棄監視巡回事業
投棄漁具に係る情報の収集及び調査を行う。
（ｂ）漁具回収計画策定事業
投棄漁具及び放置漁具の回収等による漁場機能の維持管理を図るための計画の策定を行う。
（ｃ）投棄漁具回収事業
投棄漁具の回収を行う。
（ｄ）放置漁具回収事業
放置漁具の回収を行う。
（ｅ）回収漁具処分事業
回収した漁具の処分を行う。
（ｆ）漁具の保管
回収した投棄漁具、放置漁具等の倉庫等での保管を行う。
なお、事業を実施する際、国の監視船等による取締を補完し、違反船の行動等の情報を国の監視船等に通報・連絡することによって、小笠原諸島周辺水域を中心とした監視網の構築を図るために必要な次の事業を行うことができるものとする。
ⅰ　国の監視船等に対する違反船の行動等に係る情報提供
ⅱ　関係漁業者等に対する外国漁船等の操業状況等に係る情報提供
ｃ　助成対象経費
助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

（ａ）漁具回収計画の策定に要する経費
（ｂ）投棄漁具の回収に要する経費
（ｃ）放置漁具の回収に要する経費
（ｄ）回収した投棄漁具、放置漁具及び取締押収漁具の保管に要する経費
（ｅ）回収した漁具の処分に要する経費
（ｆ）その他事業実施主体が必要と認める経費

ｄ　事業実施計画

（ａ）事業実施計画等の承認

ｉ　事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

ⅱ　事業実施主体は、ｉの承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第21号により水産庁長官に協議しなければならない。

（ｂ）事業実施計画等の承認の基準

事業実施計画等の承認は、次に掲げる基準に基づき事業実施主体が行うものとする。

ｉ　事業の実施方法が適当であること。

ⅱ　事業の実施により、漁場機能の適切な維持管理が図られると認められること。

ｅ　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（ｂ）事業実施主体は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第22号により水産庁長官へ報告するものとする。

ｆ　事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（イ）漁業経営安定化支援

ａ　外国漁船緊急避泊対策事業

（ａ）事業実施主体による助成

事業実施主体は、外国漁船緊急避泊対策事業（以下（イ）のａにおいて「事業」という。）の事業実施者に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。

（ｂ）事業の内容

緊急避泊する外国漁船による被害を軽減するための監視活動等を行い漁具被害の防止及び漁場環境の維持管理を図るために必要な次の事業を行うものとする。

ｉ　敷設漁具情報収集・通知等事業

漁具被害発生状況の調査、当該水域における漁具敷設位置の情報収集と漁具標識の整備等を行う。

ⅱ　漁具被害防止等外国漁船監視事業

緊急入域漁船に対する監視活動等の実施及び漁具被害発生時における被害手続等のための通訳の雇用を行う。

ⅲ　緊急避難港周辺水域環境保全事業

廃棄物等の洋上への不法投棄に対する監視活動、当該廃棄物の除去等を行う。

（ｃ）助成対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

ｉ　漁具被害発生状況調査等に要する経費
ⅱ　漁具敷設位置の調査等に要する経費
ⅲ　漁具標識の整備に要する経費
ⅳ　自主警戒船等による監視活動に要する経費
ⅴ　レーダー等による監視活動に要する経費
ⅵ　通訳の雇用に要する経費
ⅶ　不法投棄の監視活動に要する経費
ⅷ　不法投棄された廃棄物等の回収等に要する経費
ⅸ　その他事業実施主体が必要と認める経費

（ｄ）事業実施計画

ｉ　事業実施計画等の承認

（ｉ）事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

（ⅱ）事業実施主体は、（ｉ）の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第23号により水産庁長官に協議しなければならない。

ⅱ　事業実施計画等の承認の基準

事業実施計画等の承認は、次に掲げる基準に基づき事業実施主体が行うものとする。

（ｉ）事業の実施方法が適当であること。

（ⅱ）事業の実施により、漁具被害の防止及び漁場環境の維持管理が適切に図られると認められること。

（ｅ）事業実績の報告

ｉ　事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

ⅱ　事業実施主体は、ｉによる報告書の提出があった場合は、別記様式第24号により水産庁長官へ報告するものとする。

（ｆ）事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

ｂ　漁業共済掛金助成事業

（ａ）定義

漁業共済掛金助成事業における次に掲げる用語の定義は、それぞれイの（ウ）のａのとおりとする。

（ｂ）事業の内容

事業実施主体が、中国違法サンゴ船による影響を受けている小笠原諸島周辺水域で操業し、外国漁船の操業や航行に関する情報の提供を行う漁業者に対し、共済掛金の一部を定率で助成するものとする。

（ｃ）事業の実施

ｉ　漁業共済掛金助成の対象等

漁業共済掛金助成を受けることのできる者（以下オの（イ）のｂの（ｃ）において「助成対象者」という。）は、外国漁船の操業や航行に関する情報の提供を行い、かつ以下の（ｉ）及び（ⅱ）に該当する共済契約者とする。なお、（ｉ）の水産庁長官の承認を受けた時点で共済契約を行っている者については、当該共済責任期間開始日から助成の対象とする。

（ｉ）漁業共済区分の２号漁業（定置網を除く）に加入しており、かつ中国違法サンゴ船による違法操業の影響を受け、漁場競合等が生じるおそれがあると認められる小笠原周辺水域を主な操業水域とする者であり、（２）における事業検討委員会において中国違法サンゴ船による違法操業の影響を受ける者として助成対象者とすることが特に必要であると認められ、水産庁長官の承認を受けた者。この場合、当該漁業者の主たる操業水域が要件に合致する水域であることを証する書面を添付の上、当該漁業者が所属する漁業協同組合長の証明及び、都道府県知事の確認を得て、特認承認申請書を事業実施主体へ提出するものとする。

（ⅱ）助成対象者がイの（ウ）及び第３の３－５に定める事業において漁業共済掛金助成を受けていないもの。

ⅱ　外国漁船の操業や航行に関する情報提供

（ｉ）助成対象者は、当該事業年度中に発見した外国漁船又は外国漁船が設置したと思われる漁具に関する情報を、毎事業年度終了後遅滞なく別記様式第25号により、組合を経由して連合会に報告するものとする。

（ⅱ）助成対象者は、外国漁船又は外国漁船が設置したと思われる漁具を発見した場合には、直ちに管轄する水産庁漁業調整事務所等へ通報するものとする。

ⅲ　漁業共済掛金助成金の交付

（ｉ）交付する額は、共済掛金の額から国庫補助額を差し引いた額に、別表４の助成率を乗じた額とする。

（ⅱ）助成対象者に対する助成金は、共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合へ交付するものとする。

（ⅲ）（ⅱ）の規定により組合に交付すべき金額は、当該組合へ交付するのに代えて、連合会

に交付することができるものとする。

（ⅳ）連合会は、交付を受けようとするときは、毎事業年度、交付申請書及び計画書を事業実施主体に提出するものとする。これを変更しようとするときは、計画変更承認申請書を事業実施主体に提出するものとする。

（ⅴ）事業実施主体は、（ⅳ）の申請があった場合には、当該申請につき漁業共済掛金助成交付金（以下この項目において「交付金」という。）を交付することが適当かどうかを審査した上で、当該申請者に対し、交付金の交付決定を行うものとする。

（ⅵ）事業実施主体は、（ⅴ）の決定を行う場合は、あらかじめ、別記様式第26号により水産庁長官の承認を受けるものとする。

ⅳ　事業の状況報告

（ⅰ）連合会は、毎事業年度、当該事業年度の12月末現在において、当該事業の遂行状況を、その翌月末日までに事業実施主体に報告するものとする。

（ⅱ）事業実施主体は、（ⅰ）の報告があった場合は、別記様式第27号により水産庁長官に報告するものとする。

ⅴ　漁業共済掛金助成金の支出

（ⅰ）事業実施主体は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができるものとする。

（ⅱ）連合会は、交付金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書を事業実施主体に提出するものとする。事業実施主体は、当該請求書につき交付金を支出することが適当かどうか審査した上で、連合会に対し概算払いを行うものとする。

（ⅲ）連合会は、毎事業年度終了後遅滞なく、交付実績報告書及び当該報告書の添付書類正副２部並びに（ｃ）のⅰについての証明書及びⅱについての報告書を事業実施主体に提出するものとする。

（ⅳ）連合会は、（ⅲ）の交付実績報告書を事業実施主体への請求書に代えることができるものとする。

（ⅴ）事業実施主体は、（ⅲ）の報告があった場合には、当該報告につき交付金を支出することが適当かどうか審査した上で、連合会に対し、交付金の支払を行うものとする。

（ⅵ）連合会は、（ｃ）のⅰの漁業共済掛金助成の対象となった共済契約（以下この項目において「助成対象契約」という。）において、漁災法第90条第２項、第91条第４項、第92条第２項及び第113条の２第７項の規定に基づく払戻しを行った場合には、当該契約に係る助成金の額を精算しなければならない。

ⅵ　事業実績の報告

事業実施主体は、ⅴの（ⅲ）の報告及びⅴの（ⅳ）の精算があった場合は、別記様式第28号により水産庁長官に報告するものとする。

ⅶ　漁業共済掛金助成金の返還

事業実施主体は、助成対象者が偽りその他不正の手段により漁業共済掛金助成金の交付を受けたときは、漁業共済掛金助成金の全部又は一部の返還を当該助成対象者に対し命ずるものとする。

（ｄ）帳簿及び証拠書類

共済団体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を事業終了の年の翌年度から起算して、５年間保管するものとする。

（ｅ）事務の委託

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業に係る事務の一部又は全部を共済団体に委託することができるものとする。

（ウ）外国漁船被害救済支援

ａ　事業実施主体による助成

事業実施主体は、外国漁船被害救済支援の事業実施者（エ及び第３の３－５に定める事業における外国漁船操業等調査・監視事業又は漁具被害復旧支援事業の助成を受けていないものに限る。）に対し事業に要する経費を定額、定率で助成するものとする。

ｂ　事業の内容

外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具被害への復旧支援等を行うために必要な次の事業を行うものとする。

（ａ）外国漁船操業等調査・監視事業

外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査及びその計画

策定を行う。

（ｂ）漁具被害復旧支援事業

外国漁船の緊急避泊等によって漁具や施設の被害が発生した場合、被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入等を行う。

ｃ　助成対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

（ａ）外国漁船操業等調査・監視事業

外国漁船の操業により影響を受ける小笠原周辺水域における外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査等の計画の策定に要する経費、計画策定によって定められた水域における外国漁船の操業状況調査・監視、外国取締船の行動調査・監視、漁場調査等に要する経費。

（ｂ）漁具被害復旧支援事業

我が国の領海及び排他的経済水域内において、被害漁具等が外国漁船の緊急避泊・不法操業によるものであることについて、事業実施者が指名する第三者による確認を受けた場合に、当該被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入に要する経費。

ⅰ　用地買収費、借地料、補償費及び種苗購入費は、対象としない。

ⅱ　新設又は新品によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、既存施設及び資材の利用に係る導入経費を対象とすることができるものとする。

ｄ　助成の実施

助成金の額は、ｃの助成対象経費において、別表５の左欄に掲げる事業に要した費用の額に、同表の右欄に掲げる助成率を乗じた額とする。

また、事業の実施に際し、乗船料等の漁業活動以外の収入を得るものなど事業以外の活動を行うものについては、助成の対象外とする。

ｅ　事業実施計画

（ａ）事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

（ｂ）事業実施主体は、（ａ）の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第29号により水産庁長官に協議しなければならない。

ｆ　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（ｂ）事業実施主体は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第30号により水産庁長官に報告するものとする。

ｇ　事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（２）事業検討委員会の構成等

ア　事業検討委員会（以下この項目において「検討委員会」という。）の委員は学識経験を有する者等６人以内で組織し、事業実施主体の長が委嘱するものとする。また、事業実施主体の長が必要と認める場合には、専門の学識経験を有する者を特別委員として委嘱することができるものとする。

イ　検討委員会は、次の事項について検討し、事業実施主体の長に意見を述べることができるものとする。

（ア）韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業のあり方

（イ）韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業と他の関連施策との連携のあり方

（ウ）その他韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業の実施に関連する事項

ウ　事業実施主体は、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業を実施するに当たり、イの意見を尊重するものとする。

（３）事業実施主体

この事業の事業実施主体とは、（１）のアからエまでの事業の総合的な実施及び調整、韓国・中国等外国漁船操業等対策基金の造成及び管理を行う者とする。

（４）事業実施者

この事業の事業実施者とは、地域協議会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産庁長官が適当と認める者とする。なお、地域協議会は、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会等を構成員とし、この事業の実施に当たり都道府県の協力が得られなければならないものとする。

（５）基金の管理等

ア　事業実施主体は、韓国・中国等外国漁船操業対策基金を適正に管理するため、他の業務にかかる資金と区分して経理し、韓国・中国等外国漁船操業対策基金勘定を設けるものとする。

イ　事業実施主体は、韓国・中国等外国漁船操業対策基金勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、韓国・中国等外国漁船操業対策基金勘定の中から支弁することができるものとする。

ウ　韓国・中国等外国漁船操業対策基金の運用から生ずる果実は、韓国・中国等外国漁船操業対策基金勘定に繰り入れるほか、別記様式第31号により、毎年度水産庁長官の承認を得て、一般管理費を含め（１）に掲げる事業に充てることができるものとする。

（６）指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施者等からの報告を求めることができるものとする。

（７）助成完了の報告、韓国・中国等外国漁船操業対策基金の清算及び返還

ア　事業実施主体は、実施要領第５の２の規定に基づき、韓国・中国等外国漁船操業対策基金の助成が全て完了した場合は、別記様式第32号により、水産庁長官に報告するものとする。

イ　事業実施主体は、その通知により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに韓国・中国等外国漁船操業対策基金の清算を行い、別記様式第33号により、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、韓国・中国等外国漁船操業対策基金に残額が生じているときは、事業実施主体は当該残高を国庫に返還するものとする。

また、交付要綱第27に規定する場合のほか、この通知により実施する事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、事業実施主体は、当該基金残額を国庫に返還するものとする。なお、国庫へ返還する額は、韓国・中国等外国漁船操業対策基金のうち国庫補助金相当額（法定果実を含む。）を上限とする。

別表１（（１）のイの（ウ）のｃの（ｃ）のｉの関係）

区　　分	助　成　率
（１）のイの（ウ）のｃの（ａ）のｉに規定する割合が10％以上30％未満の者	１／３以内
（１）のイの（ウ）のｃの（ａ）のｉに規定する割合が30％以上の者	１／２以内
（１）のイの（ウ）のｃの（ａ）のⅱの者 ・50トン未満漁船漁業 ・50トン以上100トン未満漁船漁業 ・100トン以上漁船漁業	 １／３以内 ２／５以内 １／２以内

別表２（（１）のエの（エ）の関係）

区　　分	助　成　率
外国漁船操業等調査	定　額
漁具標識設置	定　額
漁具被害復旧支援 （１）沖縄県周辺水域における台湾の漁船による被害 （２）その他の外国漁船による被害	 定　額 １／２以内

別表３（（１）のエの（エ）の関係）

区　　分	価　額（千円／被害件数）
まぐろはえ縄漁具	7,000千円／件
浮き魚礁	7,500千円／件

別表４（（１）のオの（イ）のｂの（ｃ）のiiiの（ｉ）の関係）

区　　分	助　成　率
（１）のオの（イ）のｂの（ｃ）のｉの（ｉ）の者 ・50トン未満漁船漁業 ・50トン以上100トン未満漁船漁業 ・100トン以上漁船漁業	 １／３以内 ２／５以内 １／２以内

別表５（（１）のオの（ウ）のｄの関係）

区　　分	助　成　率
外国漁船操業等調査	定　額
漁具被害復旧支援	１／２以内

３－５－（１）　沖縄漁業基金事業（実施要領別表の事業内容の欄中３の５の（１）の沖縄漁業基金事業をいう。以下同じ。）

（１）事業目的

平成25年４月に署名が行われた公益財団法人交流協会と亜東関係協会との間の漁業秩序の構築に関する取決め（以下この項目において「日台漁業取決め」という。）については、互いに相手国の漁船に自国法令を適用しない水域が設定され、台湾漁船による大半の漁場の占有により我が国漁船の操業が脅かされている状況にある。

このような状況を踏まえ、我が国関係漁業者の当該水域における安全操業や権益を確保し水産物の安定的な供給を確保するためには、台湾の漁業実態を把握し、有効な資源管理に資する取組を緊急かつ着実に実施することが必要である。

このため、国が基金造成に対する助成を行い、影響を受けている漁業者等の経営安定を図るものである。

（２）事業実施主体

この事業の事業実施主体とは、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下この項目において「財団」という。）とし、（４）の事業の総合的な実施及び調整、沖縄漁業基金の造成及び管理を行う者とする。

（３）事業実施者

この事業の事業実施者とは、地域協議会、活動組織、漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、漁業者又は水産庁長官が適当と認める者とし、（４）のイの（ア）の事業については、（４）のイの（ア）のｂの（ａ）に規定するプロジェクト実施者とする。なお、地域協議会は、漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会等を構成員とし、この事業の実施に当たり沖縄県の協力が得られなければならないものとする。

（４）事業の内容

この事業は、財団が、以下のアからエまでの事業を沖縄漁業基金により行う事業とする。ま

た、財団は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

ア　台湾漁船等対策

（ア）外国漁船操業等調査・監視事業

ａ　財団による助成

財団は、外国漁船操業等調査・監視事業の事業実施者（第３の３－４に定める事業における外国漁船操業等調査・監視事業の助成を受けていないものに限る。）に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。

ｂ　事業の内容

台湾漁船等の操業状況調査・監視、台湾等取締船の行動調査・監視、漁場調査及びその計画策定を行うものとする。

ｃ　助成対象経費

日台漁業取決め第２条に規定される水域及びその周辺水域（以下「取決め適用水域等」という。）の台湾漁船等の操業により影響を受ける水域における台湾漁船等の操業状況調査・監視、台湾等取締船の行動調査・監視、漁場調査等の計画の策定に要する経費及び計画策定によって定められた海域における台湾漁船等の操業状況調査・監視、台湾等取締船の行動調査・監視、漁場調査等に要する経費。

なお、事業の実施に際し、乗船料等の漁業活動以外の収入を得るものなど事業以外の活動を行うものについては、助成の対象外とする。

ｄ　事業実施計画

（ａ）事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

（ｂ）財団は、（ａ）の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第１号により水産庁長官に協議しなければならない。

ｅ　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

（ｂ）財団は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第２号により水産庁長官に報告するものとする。

ｆ　事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（イ）漁具被害復旧支援事業

ａ　財団による助成

財団は、漁具被害復旧支援事業の事業実施者（第３の３－４に定める事業における漁具被害復旧支援事業の助成を受けていないものに限る。）に対し事業に要する経費を定額、定率で助成するものとする。

ｂ　事業の内容

台湾漁船等の緊急避泊・不法操業等によって漁具や施設の被害が発生した場合、被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入、代替漁具の整備等を行うものとする。

ｃ　助成対象経費

（ａ）我が国の領海及び排他的経済水域内において、被害漁具等が台湾漁船等の緊急避泊・不法操業によるものであることについて、事業実施者が指名する第三者による確認を受けた場合に、当該被害漁具等を原状復帰するために必要な被害漁具等の回収・処分、共同利用漁具・施設の導入等に要する経費。

ⅰ　用地買収費、借地料、補償費及び種苗購入費は、対象としない。

ⅱ　新設又は新品によるもののほか、既存施設及び資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、既存施設及び資材の利用に係る導入経費を対象とすることができるものとする。

（ｂ）台湾漁船等の緊急避泊・不法操業等によって漁具や施設の被害が発生した場合に備え、速やかに当該漁業の操業に復帰するために必要な代替漁具の整備等に要する経費。

ｄ　助成の実施

助成金の額は、ｃの助成対象経費において、別表１の左欄に掲げる事業に要した費用の額に、同表の右欄に掲げる助成率を乗じた額とする。ただし、別表１の左欄の（１）について、

別表２の左欄に掲げる漁具等に被害を受けた場合については、それぞれ同表の右欄に定める価額を助成額の上限とし、別表２の左欄に掲げるもの以外の漁具等に被害を受けた場合については助成金の額を水産庁長官に協議することとする。また、別表１の左欄の（３）についても、ただし書に準ずることとする。

e　事業実施計画

（ａ）事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

（ｂ）財団は、（ａ）の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第３号により水産庁長官に協議しなければならない。

f　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

（ｂ）財団は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第４号により水産庁長官に報告するものとする。

g　事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（ウ）民間漁業者交流支援事業

a　財団による助成

財団は、民間漁業者交流支援事業（以下（ウ）において「事業」という。）の事業実施者（第３の３－４に定める事業における民間漁業者交流支援事業の助成を受けていないものに限る。）に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。

b　事業の内容

日台漁業取決め水域等における安全かつ秩序ある操業の維持、確保を図るため、日台等の漁業関係者が具体的な資源管理措置に対する認識を共有することを促進するとともに、台湾漁船等の操業実態を把握するために必要な次の事業を行うものとする。

（ａ）資源管理措置認識事業

日台等の漁業関係者による具体的な資源管理措置の確認及び相互理解のための会議の開催を行う。

（ｂ）相互乗船事業

我が国漁業関係者の台湾漁船等への乗船のための派遣及び台湾等漁業者の我が国漁船への乗船のための受入れを行う。

（ｃ）現地調査事業

水揚げ地等の視察・調査を行う。

c　助成対象経費

助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

（ａ）漁業関係者派遣費

我が国漁業関係者を台湾等に派遣するために必要な経費（旅費、日当、宿泊料等）

（ｂ）漁業関係者受入費

我が国漁業関係者が台湾等の漁業関係者を我が国に受け入れるために必要な経費（通訳経費、旅費、資料印刷費等）

d　事業実施計画

（ａ）事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

（ｂ）財団は、（ａ）の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第５号により水産庁長官に協議しなければならない。

e　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

（ｂ）財団は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第６号により水産庁長官に報告するものとする。

f　事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

イ　漁業振興対策

（ア）沖縄産水産物流通促進事業

a　財団による助成

沖縄産水産物の目詰まり解消を図るために、財団は、目詰まり解消の実証を行う取組に対して、対象経費の１／２を上限として助成するものとする。

b　事業の内容

財団が、目詰まり解消の実証を行う取組を公募し、財団が設置する事業推進評価委員会において、以下の（ａ）、（ｂ）に基づき審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、財団は支援対象となる目詰まり解消プロジェクト（以下イの（ア）において「プロジェクト」という。）に対して、助成金を交付するものとする。また、プロジェクトの実証内容や結果については、実績報告等を基に、別途財団が助成要領にて指定する方法により公表するものとする。

（ａ）プロジェクト実施者

この事業のプロジェクト実施者は、沖縄産水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体その他水産庁長官が特に目詰まり解消の実証の取組を行う者と認めた者とする。

（ｂ）プロジェクトの要件

この事業の支援対象となるプロジェクトの要件は、以下のⅰ及びⅱを満たし、かつⅲからⅳのうち１つ以上を満たすこととする。

ⅰ　目詰まり解消の実証を行う取組であること

ⅱ　実証効果が十分な取組であること

ⅲ　原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち１つ以上において新規性や先進性を有していること

ⅳ　消費地のニーズ把握、産地情報の共有、販路開拓支援、沖縄産水産物を普及するための研修・セミナー等を実施する取組であること

c　手続

（ａ）助成要領の作成

財団は、事業開始後速やかに沖縄産水産物流通促進事業の助成要領及び申請様式を作成し、別記様式第７号により水産庁長官の承認を得なければならない。

（ｂ）目詰まり解消プロジェクト計画の承認

ⅰ　プロジェクト実施者は、別途財団の定める様式により目詰まり解消プロジェクト計画書（以下イの（ア）のｄにおいて「計画書」という。）を作成し、財団に提出するものとする。

ⅱ　財団は、学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、計画書に基づいて審査を行い、審査結果を別記様式第８号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。

ⅲ　承認されたプロジェクト実施者は、財団に対し助成金の交付申請を行い、財団が適当と認める場合に、プロジェクト実施者に助成決定する旨の通知を行うものとする。

（ｃ）助成金の概算払

プロジェクト実施者は、概算払を受けようとする場合には、別途財団が定める様式により概算払請求を行い、財団は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

d　助成対象経費

以下の（ａ）から（ｋ）のうち、プロジェクトに必要と認められる実証の範囲の経費を助成対象経費とする。

なお、第３の７－１に定める事業の補助金の交付を受けているプロジェクトは、助成を実施しない。

（ａ）水産物の加工のために必要な機器、資材に要する経費

（水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、パレット等）

（ｂ）水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材に要する経費

（水産物の選別機器、冷凍・冷蔵機器、検査機器、衛生管理機器、出荷用機器、出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等）

（ｃ）水産物の買取に要する借入金の金利

（水産物の買取代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後７日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利）

（ｄ）水産物の販売受託に要する借入金の金利

（水産物の仮払代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後７日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利）

（ｅ）冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費

（水産物の冷蔵庫等の保管料、冷蔵庫等の入出庫料等）

（ｆ）加工経費

（一次加工等に要する経費）

（ｇ）運送経費

（ｈ）ニーズ調査、販路開拓、研修、セミナー、商談会等の実施に必要な経費

（ｉ）産地市場に設置する放射能測定機器に要する経費

（ｊ）産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費

（ｋ）その他、プロジェクトの実行のために水産庁長官が必要と認めた経費

ｅ 事業実績の報告

（ａ）事業実績の報告及び助成金の精算払

ｉ　プロジェクト実施者は、事業終了後遅滞なく、別途財団が定める様式により目詰まり解消プロジェクト実績報告書を作成し、財団に提出するとともに、別途財団が定める精算払請求書により、財団に助成金の交付を申請するものとする。

ⅱ　財団は、目詰まり解消プロジェクト実績報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、プロジェクト実施者に対して助成金を支払うものとする。

ⅲ　財団は、ｉによる報告書の提出があった場合は、別記様式第９号により遅滞なく水産庁長官に報告するものとする。

（ｂ）機器等の管理について

プロジェクト実施者は、この事業により取得した機器等や、助成対象の経費については、財団による指導監督の下、財産管理台帳及び管理規定を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適切な管理が図られるようにするものとする。

（イ）漁業経営安定対策事業

ａ　施設整備等利子助成事業

（ａ）財団による助成

財団は、日台漁業取決めの影響を受ける漁業者及び漁業協同組合が借り入れる資金に対し、利子助成金を定額で助成することができるものとする。

（ｂ）事業の内容

ｉ　助成対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、（３）の事業実施者のうち平成26年２月６日以降に融資機関からの資金の貸付けを受けた者であって、次のいずれかに該当するもの（以下イの（イ）のａにおいて「助成対象者」という。）とする。なお、（ｉ）の確認及び証明にあっては別記様式第10号により、（ⅱ）の確認及び証明にあっては別記様式第11号により、（ⅲ）の承認にあっては別記様式第12号により、それぞれ申請するものとする。

（ｉ）日台漁業取決めが交わされる前の直近３か年のいずれかの事業年度において、取決め適用水域等における漁獲量又は漁獲金額のいずれかが当該事業年度における総漁獲量又は総漁獲金額の10％以上を占めている旨の漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業者（漁業を営む法人を含む。以下イの（イ）のａにおいて同じ。）

（ⅱ）日台漁業取決めが交わされる前の直近３か年のいずれかの事業年度において、（ｉ）に該当する者の操業による漁獲物の取扱量又は取扱金額のいずれかが当該事業年度における漁獲物の総取扱量又は総取扱金額の10％以上を占めている旨の沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業協同組合

（ⅲ）（ｉ）又は（ⅱ）に掲げる者のほか、（５）に規定する検討委員会において、その漁獲量若しくは漁獲金額又は漁獲物の総取扱量若しくは総取扱金額について日台漁業取決めによる影響を相当程度受ける者であると認められ、水産庁長官の承認を受けた漁業者又は漁業協同組合

ⅱ　資金の種類

この事業の利子助成の対象となる資金の種類は、次に掲げるものとする。

（ｉ）設備資金

助成対象者である漁業者が借り入れる、新たな漁場に適応するための設備等を導入す

るための設備資金
（ⅱ）運転資金
助成対象者が借り入れる、漁業活動等を継続するための短期運転資金
ⅲ　融資枠
この事業の利子助成の対象となる資金の融資枠の上限は、次に掲げる資金の種類の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。
（ⅰ）助成対象者である漁業者が借り入れる設備資金　８千万円
（ⅱ）助成対象者である漁業者が借り入れる運転資金　１千万円
（ⅲ）助成対象者である漁業協同組合が借り入れる運転資金　１億円
ⅳ　利子助成期間
この事業の利子助成の対象となる期間は、次に掲げる資金の種類の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間とする。
（ⅰ）設備資金
償還終了までの期間又は貸付けの日から５年（漁船関係資金にあっては10年）のいずれか短い期間
（ⅱ）運転資金
償還終了までの期間又は貸付けの日から１年のいずれか短い期間
ⅴ　利子助成の額
この事業の利子助成の額は、次に掲げる資金の種類の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。
（ⅰ）設備資金
利子相当額又は年利率４％として算定した額のいずれか低い額
（ⅱ）運転資金
利子相当額の１／２に相当する額又は年利率4.5％として算定した額の１／２に相当する額のいずれか低い額
（ｃ）助成の実施
ⅰ　助成規程
財団は、この事業を実施するに当たり、融資機関が融通する資金に対する利子助成金の助成に関する規程（以下イの（イ）のａにおいて「助成規程」という。）を作成し、水産庁長官の承認を得るものとする。
ⅱ　助成申請
利子助成金の助成を受けようとする助成対象者（以下イの（イ）のａにおいて「申請者」という。）は、助成規程の定めるところにより、利子助成金助成申請書を作成し、この事業の利子助成の対象となる資金を融通した融資機関を経由して財団に提出するものとする。
ⅲ　申請の承認
財団は、申請者が少なくとも当該資金の償還期間中は事業活動を継続することが確実であって、かつ適正な事業運営が行われると認められる者である場合において、利子助成金の助成申請を承認し、助成規程の定めるところにより、その旨を当該申請に係る資金を融通した融資機関に通知するものとする。
ⅳ　利子助成金の助成
（ⅰ）融資機関は、助成規程の定めるところにより、申請者が受け取る利子助成金を取り纏め、財団に請求するものとする。
（ⅱ）財団は、助成規程の定めるところにより、（ⅰ）の請求に基づき利子助成金を支払うものとする。
ⅴ　利子助成金の助成の中止及び返還
財団は、申請者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認められるときは、助成規程の定めるところにより、利子助成金の助成を停止し、又は既に助成した利子助成金の全部若しくは一部について、申請者から返還させることができるものとする。
（ⅰ）融資機関との金銭消費貸借契約、当座勘定取引契約又は当座貸越契約を解約・解除した場合
（ⅱ）事業を中止した場合
（ⅲ）助成対象者に該当しなくなった場合
（ⅳ）本事業と類似する他の国の事業を既に受けており、二重助成となっている事実が確認

された場合（発生する恐れがある場合も含む）
（ⅴ）助成規程の定めるところにより財団が求めた報告を怠り、若しくはその調査を拒み、又は申請者が提出した書類に虚偽の事実が記載されていた場合
（ｄ）事業の申請期間
この事業の申請期間は、平成26年２月６日から平成29年３月31日までとする。
（ｅ）報告
財団は、水産庁長官に対し（ｃ）のiiiの承認実績を毎月報告するとともに、毎事業年度終了後遅滞なく、別記様式第13号による報告を行うものとする。
（ｆ）事業の委託
財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
ｂ　特別保証対策事業
（ａ）財団による助成
財団は、ａの（ｂ）のⅱに掲げる資金を借り入れる助成対象者である漁業者に対し、沖縄県漁業信用基金協会（以下イの（イ）のｂにおいて「沖縄県基金協会」という。）が引き受ける保証であって、保証人を不要とし、担保の徴求は融資対象物件のみとするものに関して、当該保証の引受実績に応じ代位弁済後に見込まれる求償権の回収金減少見合額について沖縄県基金協会に対し助成金を定額で助成するものとする。また、当該保証に係る保険に要する経費について独立行政法人農林漁業信用基金（以下イの（イ）のｂにおいて「信用基金」という。）に対し交付金を定額で助成するものとする。
（ｂ）事業の内容
沖縄県基金協会が引き受ける（ａ）の保証は、以下の要件を満たすものとする。
ⅰ　助成対象者
助成対象者である漁業者であって、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号）第２条第１項に規定する中小漁業者等に該当する者とする。
ⅱ　対象資金
沖縄県基金協会が保証することができる資金のうち次に掲げる資金であって、信用基金の保険に付された資金であること。
（ⅰ）ａの（ｂ）のⅱの（ⅰ）に規定する設備資金
（ⅱ）ａの（ｂ）のⅱの（ⅱ）に規定する運転資金のうち、漁業者が借り入れるもの
ⅲ　担保及び保証人の徴求
担保及び保証人の徴求については、次に掲げる要件を満たすものであること。
（ⅰ）融資対象物件以外の物件について新たな担保の徴求を行わないこと。
（ⅱ）新たな保証人及び連帯保証人の徴求を行わないこと。
ⅳ　求償権の回収
物件からの求償権の回収については、融資対象物件からの回収に限定すること。
ⅴ　保証の限度額
保証の限度額については、沖縄県基金協会業務方法書第６条第１項に規定する保証最高限度額の範囲内のものであること。ただし、ａの（ｂ）のⅱの（ⅰ）に規定する設備資金に係る保証の限度額については８千万円又は同項に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額とし、同（ⅱ）に規定する運転資金のうち漁業者が借り入れるものに係る保証の限度額については１千万円又は同項に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額とする。
ⅵ　保証引受期間
沖縄県基金協会が保証を引き受ける時点が、平成26年２月６日から平成29年３月31日までであること。
ⅶ　利用者出資
ⅰからⅵまでに該当する保証を受けるため、新たな利用者出資は必要としないものとすること。
（ｃ）助成対象経費
沖縄県基金協会が財団から受けた助成金は、次に掲げる経費に使用するものとする。
ⅰ　事業直接費（納付準備金繰入を除く）
ⅱ　事業管理費
（ⅰ）役員報酬

（ⅱ）給与手当
（ⅲ）法定福利費
（ⅳ）賞与引当金繰入
（ⅴ）退職給付引当金繰入
（ⅵ）旅費交通費
（ⅶ）施設費
（ⅷ）減価償却費

（ｄ）助成の実施

ⅰ　財団は、沖縄県基金協会に対し、毎年度、次に定めるところにより助成金を交付するものとする。

なお、「沖縄県基金協会が特別保証対策事業により引き受けた保証額（沖縄県基金協会負担分）」については、毎年４月１日から翌年３月31日までの期間（ただし、（ｂ）のⅵの保証受付期間に限る。）に引き受けた保証の引受累計額から信用基金が特別保証対策事業により引き受けた保険金額（沖縄県基金協会が特別保証対策事業により引き受けた保証額に一定の率（中小漁業融資保証法第69条６項の一定の率をいう。）を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を除いた額を用いるものとする。

①設備資金

沖縄県基金協会が特別保証対策事業により引き受けた保証額（沖縄県基金協会負担分）	× ６．８％ × ０．９

②運転資金

沖縄県基金協会が特別保証対策事業により引き受けた保証額（沖縄県基金協会負担分）	× ６．８％ × ０．９

（ⅰ）極度貸付資金にあっては、「沖縄県基金協会が特別保証対策事業により引き受けた保証額（沖縄県基金協会負担分）」に代えて、毎年４月１日から翌年３月31日までの期間（ただし、（ｂ）のⅵの保証受付期間に限る。）における貸付金の平均残高を用いるものとする。

（ⅱ）保証引受時の保証期間（保証契約を変更した場合は、変更後の保証期間）が６ヶ月以下の資金に係る保証にあっては、「沖縄県基金協会が特別保証対策事業により引き受けた保証額（沖縄県基金協会負担分）」に代えて、当該保証額に１／２を乗じて得た額を用いるものとする。

ⅱ　財団は、信用基金に対し、毎年度、次に定めるところにより交付金を助成するものとする。

①設備資金

信用基金が特別保証対策事業により引き受けた保険金額	× ６．８％

②運転資金

信用基金が特別保証対策事業により引き受けた保険金額	× ６．８％

（ｅ）報告

ⅰ　沖縄県基金協会は、事業開始後の特別保証対策事業による保証の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第14号により、各四半期末の翌月末までに、財団に報告するものとする。

ⅱ　信用基金は、事業開始後の特別保証対策事業による保険の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第15号により、各四半期末の翌々月末までに、財団に報告する

ものとする。

ⅲ　財団は、ｉ又はⅱの報告があった場合は、速やかに水産庁長官に対し報告するものとする。

（ｆ）その他

沖縄県基金協会が特別保証対策事業による保証を引き受け、当該保証に関して信用基金からの保険金支払による損失の補填を受ける場合における沖縄県基金協会から信用基金への通知等の手続については、信用基金が別に定めるものとする。

（ｇ）事業の委託

財団は、特別保証対策事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（ウ）漁業共済掛金助成事業

ａ　定義

漁業共済掛金助成事業における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

（ａ）「漁協一括契約」とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下この項目において「漁災法」という。）第105条第１項第２号ロを被共済者とする共済契約をいう。

（ｂ）「漁業者集団契約」とは、漁災法第105条第１項第２号ハを被共済者とする共済契約をいう。

（ｃ）「共済掛金」とは、漁災法第23条の規定に基づき、組合が規定する共済規程（以下この項目において「共済規程」という。）の定めるところにより、共済契約で定める金額をいう。

（ｄ）「共済団体」とは、全国合同漁業共済組合沖縄県事務所及び全国漁業共済組合連合会をいう。

（ｅ）「国庫補助額」とは、漁災法第195条の規定及び漁業共済資源管理等推進特別対策事業（漁業収入安定対策事業等実施要綱（平成23年３月29日付け22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知）の第３の１の（１）に規定された事業をいう。）に基づき国が共済契約者に補助した金額をいう。

（ｆ）「組合」とは、全国合同漁業共済組合沖縄県事務所をいう。

（ｇ）「連合会」とは、全国漁業共済組合連合会をいう。

（ｈ）「共済責任期間」とは、漁災法第109条第１項の規定に定める期間をいう。

ｂ　事業の内容

財団が、外国漁船の操業による影響を受けている海域で操業し、外国漁船の操業や航行に関する情報の提供を行う漁業者に対し、共済掛金の一部を定率で助成するものとする。

ｃ　事業の実施

（ａ）漁業共済掛金助成事業の対象等

この事業の助成対象者は、（３）の事業実施者のうち漁業共済掛金助成を受けることのできる者（以下（ウ）のｃにおいて「助成対象者」という。）は、外国漁船の操業や航行に関する情報の提供を行い、かつ以下のｉ又はⅱのいずれかに該当しⅲに該当する共済契約者とする。なお、ｉの都道府県知事の確認、又はⅱの水産庁長官の承認を受けた時点で共済契約を行っている者については、当該共済責任期間開始日から助成の対象とする。

ｉ　日台漁業取決めが交わされる前の直近３か年のいずれかの事業年度において、取決め適用水域等における共済契約に係る漁獲量又は漁獲金額（以下この項目において「漁獲実績」という。）が当該事業年度の当該共済契約に係る総漁獲実績の10％以上を占めている（漁協一括契約及び漁業者集団契約において、構成員個々における日台漁業取決めが交わされる前の直近３か年の事業年度のうち、取決め適用水域等の共済契約に係る漁獲実績が当該事業年度の当該共済契約に係る総漁獲実績の10％以上を占めている年度がない者が含まれる場合を除く。）旨の、共済契約者の所属漁業協同組合、所属漁業協同組合連合会又は所属業種別団体の長（やむを得ない場合には、市町村長）の証明及び当該証明についての都道府県知事の確認を受けた者（証明及び確認は別記様式第16号による。）

ⅱ　漁業共済区分の２号漁業（定置網を除く）に加入しており、かつ次のⅳ又はｖの海域を主な操業海域とする者であり、（５）における事業検討委員会において日台漁業取決めの実施により相当の影響を受ける者として助成対象者とすることが特に必要であると認められ、水産庁長官の承認を受けた者。この場合、当該漁業者の主たる操業海域が要件に合致する海域であることを証する書面を添付の上、当該漁業者が所属する漁業協同組合長の証明及び、都道府県知事の確認を得て、特認承認申請書を財団へ提出するものとする。

ⅲ　助成対象者が第３の３－４に定める事業において漁業共済掛金助成を受けていないもの

ⅳ　（ⅰ）及び（ⅱ）のいずれにも該当する海域

（ⅰ）日台漁業取決めに基づき、我が国排他的経済水域内において外国漁船の操業が認められた海域及びその隣接する海域であって、漁場競合等が生じるおそれがあると認められる海域

（ⅱ）取決め適用水域等における漁場競合の結果、従来行っていた取決め適用水域等内での操業を縮小し、我が国排他的経済水域内で操業を行う漁船が増加したことから、我が国漁船間において漁場競合等が生じるおそれがあると認められる海域

ⅴ　日台漁業取決めに基づき、台湾の排他的経済水域内で我が国漁船が操業している海域であって、操業が制限されるおそれがある海域及び、操業を制限されたことにより、台湾の排他的経済水域内で操業を縮小し、我が国漁船間において漁場競合等が生じるおそれがあると認められる海域

（ｂ）外国漁船の操業や航行に関する情報提供

ⅰ　助成対象者は、当該事業年度中に発見した外国漁船又は外国漁船が設置したと思われる漁具に関する情報を、毎事業年度終了後遅滞なく別記様式第17号により、組合に報告するものとする。

ⅱ　助成対象者は、違法操業の疑いがある外国漁船又は外国漁船が設置したと思われる漁具を発見した場合には、直ちに管轄する内閣府沖縄総合事務局等へ通報するものとする。

（ｃ）漁業共済掛金助成金の交付

ⅰ　交付する額は、共済掛金の額から国庫補助額を差し引いた額に、別表３の助成率を乗じた額とする。

ⅱ　助成対象者に対する助成金は、共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合へ交付するものとする。

ⅲ　ⅱの規定により組合に交付すべき金額は、当該組合へ交付するのに代えて、連合会に交付することができるものとする。

ⅳ　組合又は連合会は、交付を受けようとするときは、毎事業年度、交付申請書及び計画書を財団に提出するものとする。これを変更しようとするときは、計画変更承認申請書を財団に提出するものとする。

ⅴ　財団は、ⅳの申請があった場合には、当該申請につき漁業共済掛金助成交付金（以下この項目において「交付金」という。）を交付することが適当かどうかを審査した上で、当該申請者に対し、交付金の交付決定を行うものとする。

ⅵ　財団は、ⅴの決定を行う場合は、あらかじめ、別記様式第18号により水産庁長官の承認を受けるものとする。

（ｄ）事業の状況報告

ⅰ　組合又は連合会は、毎事業年度、当該事業年度の12月末現在において、当該事業の遂行状況を、その翌月末日までに財団に報告するものとする。

ⅱ　財団は、ⅰの報告があった場合は、別記様式第19号により水産庁長官に報告するものとする。

（ｅ）漁業共済掛金助成金の支出

ⅰ　財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができるものとする。

ⅱ　組合又は連合会は、交付金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書を財団に提出するものとする。財団は、当該請求書につき交付金を支出することが適当かどうか審査した上で、組合又は連合会に対し概算払いを行うものとする。

ⅲ　組合又は連合会は、毎事業年度終了後遅滞なく、交付実績報告書及び当該報告書の添付書類正副２部並びにｃの（ａ）についての証明書及び（ｂ）についての報告書を財団に提出するものとする。

ⅳ　組合又は連合会は、ⅲの交付実績報告書を財団への請求書に代えることができるものとする。

ⅴ　財団は、ⅲの報告があった場合には、当該報告につき交付金を支出することが適当かどうか審査した上で、組合又は連合会に対し、交付金の支払を行うものとする。

ⅵ　組合又は連合会は、ｃの（ａ）の漁業共済掛金助成の対象となった共済契約（以下この項目において「助成対象契約」という。）において、漁災法第90条第２項、第91条第４項、第92条第２項及び第113条の２第７項の規定に基づく払戻しを行った場合には、当該契約に係る助成金の額を精算しなければならない。

（ｆ）事業実績の報告

財団は、（ｅ）のiiiの報告及び（ｅ）のviの精算があった場合は、別記様式第20号により水産庁長官に報告するものとする。

（ｇ）漁業共済掛金助成金の返還

財団は、助成対象者が偽りその他不正の手段により漁業共済掛金助成金の交付を受けたときは、漁業共済掛金助成金の全部又は一部の返還を当該助成対象者に対し命ずるものとする。

（ｏ）帳簿及び証拠書類

共済団体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して、５年間保管するものとする。

（ｐ）事務の委託

財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業に係る事務の一部又は全部を共済団体に委託することができるものとする。

（エ）再編整備等推進支援事業

ａ　定義

この事業における「日台漁業取決め適用水域」とは、日台漁業取決め第２条（１）に規定する水域をいう。

ｂ　事業の内容

財団が、日台漁業取決めの影響を踏まえた漁業生産体制の再編整備のために事業実施機関が次の事業を実施するために造成する事業資金の一部について定率で助成するものとする。

（ａ）再編整備支援事業

（ｂ）魚種転換等支援事業

ｃ　事業の対象者

この事業の対象となる漁業（以下イの（エ）において「減船等対象業種」という。）及び漁業者（以下イの（エ）において「減船等対象者」という。）は、次のとおりとする。

（ａ）「減船等対象業種」は、日台漁業取決め適用水域を操業区域とし、農林水産大臣の許可を必要とする漁業（以下イの（エ）において「大臣許可漁業」という。）及び沖縄県知事の許可を必要とする漁業（以下イの（エ）において「知事許可漁業」という。）のうち、許可する漁船隻数の最高限度が定められているもの又はこれを定める予定のある漁業であって、ｅに定める事業（以下イの（エ）において「減船等」という。）の取組の対象となる漁業（魚種転換等支援事業の場合については、従前の業種）とする。

（ｂ）「減船等対象者」は、日台漁業取決めの影響を踏まえ、減船等の取組を行う減船等対象業種を営む沖縄県内に住所を有する漁業者（その者が法人の場合については、その主たる事務所の所在地が沖縄県内であるもの）であって、次の要件のいずれかに該当することの証明を当該漁業者が所属する漁業協同組合等の長により受けた者とする。ただし、次のいずれにも該当しない者であって、（５）に規定する事業検討委員会において、日台漁業取決めの実施により漁業経営に相当の影響を受けるものとして、減船等対象者とすることが特に必要であると認められた漁業者であって、水産庁長官の承認を受けた者は、この限りではない。

ⅰ　日台漁業取決めが交わされる前の直近３か年のいずれかの事業年度において、減船等対象業種に係る日台漁業取決め適用水域における漁獲量又は漁獲金額が当該事業年度における当該漁業者の減船等対象業種に係る総漁獲量又は総漁獲金額の１０％以上を占めている者であって、減船に取り組もうとするもの

ⅱ　ⅰに該当する者であって、ｅの（ａ）のⅰの（ⅱ）に定める漁船の小型化により漁業の維持を図ろうとするもの

ⅲ　ⅰに該当する者であって、ｅの（ｂ）のⅰの（ⅰ）に定める魚種又は業種の転換により漁業の維持を図ろうとするもの

ｄ　事業実施機関

この事業の事業実施機関は、（３）の事業実施者のうち減船等対象者が所属する次のいずれかに該当する機関とする。

（ａ）漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人

（ｂ）法人格を有しない団体であって、代表者、団体の目的、団体の意思決定の機関及びその決定の方法を定めた規約を有し、事業計画を確実かつ適正に実行することが客観的に認められるもの

e　事業実施機関の行う事業の内容

事業実施機関が行う次に掲げる事業

（ａ）再編整備支援事業

ｉ　「再編整備支援事業」とは、次の事業をいう。

（ｉ）減船

減船の対象となる漁船（以下イの（エ）において「減船対象漁船」という。）について、ア）に定める処分又は譲渡の方法によるスクラップ処分等（以下イの（エ）において「漁船のスクラップ処分等」という。）を行った者又は減船対象漁船を取得し、かつその代替漁船（減船対象漁船と同一の業種で使用されている漁船であって、当該減船対象漁船より船齢が高く、かつ当該減船対象漁船の代替として漁船のスクラップ処分等にされるものをいう。）について漁船のスクラップ処分等を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から、不要漁船処理対策助成金を交付するものとする。

また、減船対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等に伴い不要となる使用中の漁具について、イ）に定める処分又は譲渡の方法によるスクラップ処分等（以下イの（エ）において「漁具のスクラップ処分等」という。）を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から、不要漁船・漁具処理対策助成金を交付するものとする。

ア）「漁船のスクラップ処分等」は、次に掲げる処分又は譲渡とする。

ａ）漁船の解体又は焼却の方法によるスクラップ処分

ｂ）国、地方公共団体又は漁業協同組合の行う魚礁設置事業に使用するための沈船処分

ｃ）その漁船を使用して漁業を営もうとする漁業者（東北地方太平洋沖地震に伴う津波により漁船を失った漁業者（以下イの（エ）において「被災漁業者」という。）に限る。）又はその漁船を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡

イ）「漁具のスクラップ処分等」は、次に掲げる処分又は譲渡とする。

ａ）漁具の解体、裁断、埋立又は焼却の方法によるスクラップ処分

ｂ）その漁具を使用して漁業を営もうとする被災漁業者又はその漁具を自らの組合員、会員、社員等である被災漁業者に使用させるために取得しようとする漁業協同組合その他の法人への譲渡

（ⅱ）漁船の小型化

漁船の小型化（次のア）又はイ）に定めるものに限る。以下イの（エ）において同じ。）の対象となる漁船（以下イの（エ）において「小型化対象漁船」という。）について、漁船のスクラップ処分等を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から不要漁船処理対策助成金を交付するものとする。

また、小型化対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等に併せて不要となる使用中の漁具について、漁具のスクラップ処分等を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から不要漁船・漁具処理対策助成金を交付するものとする。

ア）減船等対象業種のうち、総トン数階層区分別の許可隻数が定められている漁業又はこれを定める予定のある漁業であって、減船等対象者が、その許可を受けている漁船の総トン数が属する総トン数階層区分より下位にある総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可又は起業の認可を受ける場合の漁船の小型化（当該漁船と同一の総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可を受けようとする者が、一時的に当該漁船より下位にある総トン数階層区分に属する総トン数の代船について許可又は起業の認可を受ける場合を除く。）

イ）減船等対象者が、減船等対象業種を変更することなく、漁獲努力量をおおむね２割以上縮減する漁法の転換（以下イの（エ）において「漁法の転換」という。）又は附属船（まき網漁業等における運搬船若しくは魚探船（灯船を含む。）であって許可船舶ごとに附属船の隻数の最高限度が定められているもの又はこれを定める予定のあるものに限る。以下イの（エ）において同じ。）の縮減を行い、当該漁業の許可又は起業の認可を受ける場合の漁船の小型化

ⅱ　（ｉ）及び（ⅱ）の事業は、ｆに規定する同一の事業計画で併せて行うことができるものとする。

（ｂ）魚種転換等支援事業

ｉ　「魚種転換等支援事業」とは、次の事業をいう。

（ｉ）漁具又は漁ろう設備の取得又は設置

魚種又は業種の転換（漁獲対象魚種又は業種の転換であって、転換後の漁業を３年以上の間継続するもの。以下イの（エ）において同じ。）をするために必要な漁具又は漁ろう設備を取得又は設置した者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から魚種転換等支援助成金を交付するものとする。

（ⅱ）不要漁具のスクラップ処分等

魚種又は業種の転換により不要となる使用中の漁具（魚種又は業種の転換により廃業する転換前の業種に係るものに限る。）について、漁具のスクラップ処分等を行った者に対し、事業実施機関が造成した事業資金から魚種転換等支援助成金を交付するものとする。

ⅱ　（ｉ）及び（ⅱ）の事業は、ｆに規定する同一の事業計画で併せて行うことができるものとする。

ⅲ　魚種転換等支援事業の対象となった漁船については、魚種転換等支援助成金の交付申請を行った年度から３年度の間（ａ）に規定する再編整備支援事業の対象としない。

ｆ　事業計画の作成

事業実施機関は、再編整備等推進支援事業を実施しようとするときは、別記様式第21号又は第22号により再編整備等推進支援事業計画（以下イの（エ）において「事業計画」という。）を作成し、（ａ）及び（ｂ）の手順により水産庁長官へ提出し、その承認を得なければならない。これを変更するときも、提出の手順については同様とする。

なお、事業計画の承認後において、再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船が事故等により航海に堪えられなくなった場合は、当該漁船を事業計画から削除し、当該事業計画の変更を行うものとする。

（ａ）事業実施機関は、事業計画に必要書類を添付の上、財団の代表者に提出するものとする。

（ｂ）財団の代表者は、（ａ）の事業計画の提出を受けたときは、その内容を確認の上、当該事業計画を水産庁長官に提出するものとする。この場合、当該事業計画が大臣許可漁業のみに係る場合以外の場合については、沖縄県知事を経由して水産庁長官へ提出（沖縄県知事は当該事業計画に係る意見書を添付）するものとする。

ｇ　事業計画の承認

水産庁長官は、事業実施機関が提出した事業計画につき、その事業の区分ごとに次の要件が満たされていると認め、かつ日台漁業取決めの影響を踏まえた漁業生産体制の再編整備を円滑に推進する上で必要と認める場合には、当該事業計画を承認し、当該事業計画書の写しを財団の代表者及び沖縄県知事に送付するものとする。当該事業計画の変更について承認するときも同様とする。

（ａ）再編整備支援事業及び魚種転換等支援事業の共通要件

ｉ　この事業による減船等が漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。）第６条の規定に基づく整備事業によるものである場合には、当該整備事業に係る整備計画が農林水産大臣により適当である旨の認定を受けていること。

ⅱ　事業計画に参加する漁業者の数及び当該事業の実施の状態からみて日台漁業取決めの影響を踏まえた漁業生産体制の再編整備が的確に実施されると認められること。

ⅲ　この事業によるもののほか、事業計画に関して、国からの補助金等の交付を受けていないこと。

（ｂ）再編整備支援事業の特別要件

ｉ　再編整備支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法が、（ｉ）及び（ⅱ）の要件を満たし、再編整備支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

（ｉ）再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等又は漁具のスクラップ処分等を行う者が受け取る不要漁船処理対策助成金及び不要漁船・漁具処理対策助成金の額は、ｈの（ｂ）で定める算定方法によって得られる額の範囲内の額となっていること。この場合において、当該助成金の額がｈの（ｂ）で定める算定方法によって得られる額を下回るときは、当該助成金を受け取る者が当該助成金の額について承諾していること。

（ⅱ）事業計画に参加する減船等対象業種を営む漁業者であって、減船により当該業種から退出する者以外のもの（以下イの（エ）において「残存漁業者」という。）又は漁業協同組合、漁業団体、地方公共団体等（以下イの（エ）において「残存漁業者等」という。）による事業実施機関の事業資金の造成に係る負担について、負担者、負担金額の総額及び各残存漁業者の負担金額が、次の全ての要件を満たしていること。

ア）残存漁業者等の事業資金の造成に係る負担者、負担金額の総額及び各残存漁業者の負担金額は、残存漁業者の全部又は代表者が参加する、総会、協議会等の場で決定されたものであること。

イ）原則として、全ての残存漁業者が負担を行うとともに、各残存漁業者の負担金額は、残存漁業者数、漁船のトン数、漁獲金額又は漁獲量に応じて算定された額であること。

ただし、原則によりがたい場合であっても、減船等を実施する者が残存漁業者等に該当する場合、減船等を実施する者以外の残存漁業者も助成金を負担することとし、減船等を実施する者の負担金額は、事業資金の造成に係る負担を行う残存漁業者数、漁船のトン数、漁獲金額又は漁獲量に応じて算定された額を上限とすること。

ウ）事業実施機関等の団体が残存漁業者の負担金額を立て替える場合又は同者に貸し付ける場合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条の４第２項において規定する信用事業（以下「信用事業」という。）によるものを除く。）については、その団体の総会、協議会等の場で償還計画等が決定されており、償還方法が明確になっていること。

ⅱ　単に減船等を行う者の負債対策のみを目的として行われるものではないこと。

（ｃ）魚種転換等支援事業の特別要件

ⅰ　魚種転換等支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法が、（ⅰ）及び（ⅱ）の要件を満たし、魚種転換等支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

（ⅰ）魚種又は業種の転換をする者が受け取る魚種転換等支援助成金の額は、ｈの（ｂ）で定める算定方法によって得られる額の範囲内の額となっていること。この場合において、当該助成金の額がｈの（ｂ）で定める算定方法によって得られる額を下回るときは、当該助成金を受け取る者が当該助成金の額について承諾していること。

（ⅱ）事業計画に参加する減船等対象業種を営む漁業者及び漁業協同組合、漁業団体、地方公共団体等（以下イの（エ）において「漁業者等」という。）による事業実施機関の事業資金の造成に係る負担について、負担者、負担金額の総額及び事業計画に参加する各漁業者の負担金額が、次の全ての要件を満たしていること。

ア）漁業者等の事業資金の造成に係る負担者、負担金額の総額、事業計画に参加する各漁業者の負担金額は、事業計画に参加する漁業者の全部又は代表者が参加する、総会、協議会等の場で決定されたものであること。

イ）事業実施機関等の団体が事業計画に参加する漁業者の負担金額を立て替える場合又は同者に貸し付ける（信用事業によるものを除く。）場合は、その団体の総会、協議会等の場で償還計画等が決定されており、償還方法が明確になっていること。

ⅱ　魚種又は業種の転換による転換後の業種等における船舶の隻数の増加等について特段問題のないものと認められること。

ｈ　財団から事業実施機関へ交付する事業資金助成金の基準

財団は、実施要領第４の１により造成した基金の範囲内において、事業実施機関に対し、事業実施機関がｅの事業を実施するために造成する事業資金（（ｂ）に定める算定方法によって得られる額の範囲内とする。）につき、ｅの事業の区分ごとに（ｂ）に掲げる算定方式によって得られる額に（ａ）に掲げる割合を乗じた額を事業資金助成金として助成するものとする。

（ａ）助成割合

ⅰ　再編整備支援事業

（ⅰ）大臣許可漁業　　２／３以内

（ⅱ）知事許可漁業　　１／２以内

ⅱ　魚種転換等支援事業　　１／２以内

（ｂ）算定方法

ⅰ　再編整備支援事業

（ⅰ）不要漁船処理対策助成金

再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の基準残存価格とし、次の算式により算定される額とする。

また、この算式におけるそれぞれの値は、ア）からエ）までによるものとする。

なお、再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等をｅの（ａ）のｉの（ⅰ）のア）のｃ）に定める譲渡の方法によって行う場合については、算定される額から当該譲渡によって得た金額を控除した額とする。

漁船のスクラップ処分等を行う漁船の基準残存価格＝Ｗ×Ａ×Ｂ×Ｃ

ア）Ｗは、当該漁船の総トン数の数値（漁船の小型化の場合については、小型化対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の総トン数）とする。

イ）Ａは、当該漁船の別表４に定める基準単価（漁船の小型化の場合については、小型化対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の基準単価。以下イの（エ）において同じ。）とする。ただし、再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船について、該当する基準単価の記載がない場合又は船質が軽合金等であって別表４に定める当該漁船の新船建造価格が不明な場合については、事業実施機関は、ｅの規定により承認を得ようとする際に、当該漁船に係る額の算定の方法について水産庁長官と協議するものとする。

ウ）Ｂは、当該漁船の経過年数（当該漁船の船齢が当該業種の全登録漁船の平均船齢又は11年（当該漁船が木船である場合については７年。以下イの（エ）において同じ。）より低い場合については、当該平均船齢又は11年のいずれか高いもの）に応じた別表５に定める時価現有率（漁船の小型化の場合については、小型化対象漁船に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の時価現有率）とする。ただし、再編整備支援事業に係る漁船のスクラップ処分等を行う漁船の経過年数について該当する時価現有率の記載がない場合は、事業実施機関は、ｅの規定により承認を得ようとする際に、当該漁船に係る額の算定の方法について、水産庁長官と協議するものとする。

エ）Ｃは、それぞれの場合において次のとおりとする。

①　ｅの（ａ）のｉの（ⅱ）のア）の場合については、次の算式により算出して得た値とする。

$$\frac{\text{漁船のスクラップ処分等を行う漁船の総トン数－小型化後に使用する漁船の総トン数}}{\text{漁船のスクラップ処分等を行う漁船の総トン数}}$$

②　ｅの（ａ）のｉの（ⅱ）のイ）のうち、漁法の転換による場合にあっては、水産庁長官と協議した漁法の転換による漁獲努力量縮減率とし、附属船の縮減の場合にあっては０．９とする。

③　①及び②のいずれにも該当しない場合については、１とする。

（ⅱ）不要漁船･漁具処理対策助成金

（ｉ）で算出される額と次の算式により算定される再編整備支援事業に係る漁具のスクラップ処分等を行う漁具の基準残存価格（再編整備支援事業に係る漁具のスクラップ処分等をｅの（ａ）のｉの（ｉ）のイ）のｂ）に定める譲渡の方法によって行う場合については、算定される額から当該譲渡によって得た金額を控除した額。以下イの（エ）において同じ。）との合計額とする。

漁具のスクラップ処分等を行う漁具の基準残存価格＝漁具購入額×２／３

ⅱ　魚種転換等支援事業

（ｉ）魚種転換等支援助成金

ア）漁具又は漁ろう装置の取得又は設置

漁具又は漁ろう装置の取得又は設置に実際に要した額とする。

イ）不要漁具のスクラップ処分等

ｉの（ⅱ）の算定方法により算出した魚種転換等支援事業に係る漁具のスクラップ処分等を行う漁具の基準残存価格の額とする。

ｉ　事業実施機関における事業資金の造成

事業実施機関は、水産庁長官の承認を受けた事業計画に従い、この事業に係る漁船のスクラップ処分等、漁具又は漁ろう設備の取得又は設置等を行った者への不要漁船処理対策助成金、不要漁船・漁具処理対策助成金又は魚種転換等支援助成金の交付に充てるため、次により事業資金を造成するものとする。

（ａ）事業資金の造成は、ｈの（ｂ）に定める算定方式によって得られる額を基準として、次の割合を乗じた額により、沖縄県、事業実施機関及び残存漁業者等の負担金並びに財団からの事業資金助成金をもって行うものとする。

ｉ　再編整備支援事業

（ｉ）大臣許可漁業

ア）残存漁業者等　減船を実施する者と残存漁業者等で合意した割合

イ）財団　　２／３以内

（ⅱ）知事許可漁業

ア）残存漁業者等　減船を実施する者と残存漁業者等で合意した割合
イ）沖縄県　　１／３
ウ）財団　　１／２以内

ⅱ　魚種転換等支援事業
（ⅰ）漁業者等　　１／２以上
（ⅱ）財団　　１／２以内

（ｂ）減船等の対象となる業種の１割以上が減船等に取り組む場合又は魚種転換等支援事業の場合については、（ａ）の規定にかかわらず、沖縄県、残存漁業者等又は漁業者等の負担割合を変更することができるものとする。

（ｃ）事業実施機関は、事業資金を他の業務に係る資金と区分して経理しなければならない。

ｊ　財団から事業実施機関への事業資金助成金等の交付

（ａ）事業実施機関は、ｅの（ａ）又は（ｂ）の事業を実施するための事業資金を造成するため、財団から事業資金助成金の交付を受けようとするときは、別記様式第23号により事業資金助成金交付申請書を作成し、これにｅの（ａ）又は（ｂ）によりこの事業に係る漁船のスクラップ処分等、漁具又は漁ろう設備の取得又は設置等を行った者が作成した別記様式第24号、第25号又は第26号による助成金交付申請書に必要書類を添付の上、財団に提出しなければならない。

（ｂ）財団は、（ａ）の事業資金助成金交付申請書の提出があった場合において、その交付申請書の内容が適当であると認めるときは、当該事業実施機関に対し、事業資金助成金の交付を行うものとする。

（ｃ）事業実施機関は、財団から交付を受けた事業資金助成金、沖縄県、事業実施機関、残存漁業者等による負担金等により、事業資金を造成した後、（ａ）の助成金交付申請書に基づき、それぞれ不要漁船処理対策助成金、不要漁船・漁具処理対策助成金又は魚種転換等支援助成金を交付するものとする。

ｋ　事業実績の報告

（ａ）事業実施機関は、事業終了後遅滞なく、別記様式第32号により事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

（ｂ）財団は、（ａ）の事業実績報告書の提出があった場合は、別記様式第33号により水産庁長官に報告するものとする。

ｌ　事業資金助成金の返還

財団は、事業実施機関が不要漁船処理対策助成金、不要漁船・漁具処理対策助成金又は魚種転換等支援助成金の交付を全て終了した場合において、この事業に係る事業資金に残額が生じたときは、当該事業実施機関に対し、当該残額のうち財団が事業実施機関に交付した事業資金助成金に相当する金額を財団に返還すべきことを命ずるものとする。

ｍ　事業の委託

財団は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、あらかじめ、水産庁長官の承認を受けて、当該事業に係る事務の一部を第三者に委託することができるものとする。

ウ　漁業環境整備の推進

（ア）海岸清掃等活動支援事業

ａ　財団による助成

財団は、事業実施者（以下ウの（ア）において「活動組織」という。）に対して、財団が海岸清掃等活動支援事業（以下ウの（ア）において「支援事業」という。）に要する経費を定額で助成するものとする。

ｂ　事業内容

漁業者等が漁場生産力及び漁業生産への支障物の除去による漁労生産性を向上させるため、漁場及び漁場に流れ込む恐れのある漂流・漂着ゴミの除去を行う活動に対し支援を行うものとする。

ｃ　助成の対象経費

支援事業の助成金の対象となる活動（以下ウの（ア）において「活動項目」という。）は、別表６に掲げるものとする。

ｄ　活動組織

この事業の活動組織は、（３）の事業実施者のうち次に掲げる要件を満たすものとする。

（ａ）本対策の趣旨を踏まえ、活動組織の構成員として漁業者以外の者の参加を積極的に受け入れること。

（ｂ）効果的に活動を実施できる区域を基本として地域の実情に応じて構成されていること。
（ｃ）次に掲げるすべての事項を活動組織の規約（以下ウの（ア）において「規約」という。）として定めていること。なお、規約は、別記様式第34号を参考に作成するものとする。
ｉ　活動の目的、構成員、合議方法その他組織運営に必要な事項を定めていること。
ⅱ　活動の対象とする内容が別表６に掲げる活動項目であること。
（ｄ）活動計画は別記様式第35号を参考に作成するものとする。

e　助成の実施

支援事業の助成金の助成額は、別表６の単価表から算出した助成金額を合計した額とする。

なお、財団は、助成の実施に当たって、本事業と類似する他の国の事業と重複して実施しない様、事前に調整することとする。

f　支援事業の採択申請等

（ａ）支援事業の助成金の交付について採択を受けようとする活動組織の代表者は、支援事業の採択申請書を別記様式第36号により作成し、規約及び活動計画を添付の上、財団に提出するものとする。
（ｂ）（ａ）の申請を受けた財団は、申請書を審査の上、当該活動組織に支援事業の助成金を交付することが適当と認められるときは、採択し、速やかに当該活動組織の代表者に別記様式第37号により支援事業の助成金の採択通知書を交付する。
（ｃ）財団は、（ｂ）の活動組織の採択を行った場合は、別記様式第38号により、速やかに水産庁長官へ届出を行うものとする。
（ｄ）支援事業の採択申請の内容、規約又は活動計画に変更があった場合の事務手続は、次のとおりとする。
ｉ　活動組織の代表者は、財団から通知された採択通知の内容、財団に提出した規約又は活動計画に変更があるとき（ⅲの場合を除く。）は、速やかに財団に別記様式第39号により承認を申請しなければならない。
ⅱ　財団は、ｉの申請の内容を審査の上、その内容が適切であると認められるときは、これを承認し、速やかに別記様式第40号により当該活動組織の代表者に通知しなければならない。
ⅲ　活動組織の代表者は、規約又は活動計画のうち支援事業の助成金額及び交付に係る要件に該当しない変更をしたときは、財団に別記様式第41号により届出を行うものとする。
ⅳ　財団は、ⅱの変更承認を行った場合は、別記様式第42号により、速やかに水産庁長官へ届出を行うものとする。

g　実施状況の報告

活動組織の代表者は、財団が定めた期日までに別記様式第43号により、活動計画の実施状況について、財団に提出及び報告するものとする。

h　実施状況等の確認

（ａ）財団は、活動計画に定められた事項の実施状況等について、別記様式第43号に基づき報告された書類等の審査により確認するほか、必要に応じて、現地においてこれを確認するものとする。
（ｂ）実施状況等の確認方法及び確認の実施体制については、別紙の別記のとおりとする。

ｉ　支援事業の助成金の返還

（ａ）活動組織が対象活動を実施するにあたり、次のいずれかに該当するときは、財団は支援事業の助成金の返還等の措置を講ずるものとする。
ｉ　活動組織規約で定められた事項が遵守されていないとき
ⅱ　支援事業の助成金が活動計画に位置付けられた活動の実施以外の目的に使用されていると認められたとき
（ｂ）財団は、活動組織がｉの（ａ）のｉ又はⅱに該当することのないようにするため、適切に指導するものとする。
（ｃ）ｉの（ａ）のｉ又はⅱに該当した場合であっても、自然災害その他やむを得ない理由が認められるときは、支援事業の助成金の返還を免除することとする。ただし、災害からの復旧等を除き、当該活動組織については、当該年度以降の支援事業の助成金の交付は行わないこととする。
（ｄ）財団は、活動組織が対策事業の助成金を返還する必要が生じたときには、当該活動組織の代表者に速やかに通知することとする。

j　支援事業の助成金の会計経理

（ａ）証拠書類の保管

財団及び支援事業の助成金の交付を受けた活動組織は、証拠書類を保管するものとする。

ｉ　財団

財団は、支援事業の助成金の交付申請の基礎となった証拠書類又は証拠物及び交付に関する次の証拠書類を事業の助成金の交付が完了した日が属する年度の終了の日の翌日から起算して５年間保管しなければならない。

（ｉ）予算書及び決算書

（ⅱ）支援事業の助成金の交付から実績報告に至るまでの申請書類及び承認書類

（ⅲ）その他支援事業の助成金に関する書類

ⅱ　活動組織

活動組織は、会計経理を適正に行うとともに、交付を受けた日が属する年度の終了の日の翌日から起算して５年間、次に掲げる書類を保管しなければならない。

（ｉ）金銭出納簿

（ⅱ）領収書その他支払いを証明する書類

（ｂ）会計経理の適正化

活動組織の代表者は、次の事項に留意して会計経理を行うものとする。

ｉ　支援事業の助成金は、他の事業と区分して経理を行うこと。

ⅱ　支援事業の助成金は、活動計画に規定した内容に基づいて使用し、その都度領収書その他支払いを証明する書類を受領し、保管しておくこと。

ⅲ　金銭の出納は、金銭出納簿により行うこと。この場合、必要に応じて金融機関に口座を設けること。

（ｃ）支援事業の助成金の清算

活動組織は、年度末に残額が生じたときは、当該残額を財団に返還するものとする。

（ｄ）抽出検査の実施

水産庁長官は、必要に応じ、財団立ち会いの下、活動組織の中から抽出して証拠書類等について検査を行うものとする。

ｋ　事業の実施状況

財団は、毎年度、ｇに基づいて提出された支援事業に係る実施状況報告書のうち活動確認一覧表を取りまとめ、別記様式第44号により、当該事業を実施した翌年度の４月末日までに、水産庁長官に提出するものとする。

ｌ　事務等の委託

活動組織は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、事業の助成金に係る活動及び事務の一部を当該対象活動組織の構成員以外の者に委託等をすることができるものとする。

（５）事業検討委員会の構成等

ア　事業検討委員会（以下この項目において「検討委員会」という。）の委員は学識経験を有する者等６人以内で組織し、財団の長が委嘱するものとする。また、財団の長が必要と認める場合には、専門の学識経験を有する者を特別委員として委嘱することができるものとする。

イ　検討委員会は、次の事項について検討し、財団の長に意見を述べることができるものとする。

（ア）沖縄漁業基金事業のあり方

（イ）沖縄漁業基金事業と他の関連施策との連携のあり方

（ウ）その他沖縄漁業基金事業の実施に関連する事項

ウ　財団は、沖縄漁業基金事業を実施するに当たり、イの意見を尊重するものとする。

（６）基金の管理等

ア　財団は、沖縄漁業基金を適正に管理するため、他の業務にかかる資金と区分して経理し、沖縄漁業基金事業勘定を設けるものとする。

イ　財団は、沖縄漁業基金事業勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、沖縄漁業基金事業勘定の中から支弁することができるものとする。

ウ　沖縄漁業基金の運用から生ずる果実は、同勘定に繰り入れるほか、別記様式第45号により毎年度水産庁長官の承認を得て、一般管理費を含め（４）に掲げる事業に充てることができるものとする。

（７）指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、財団及び事業実施者等からの報告を求めることができるものとする。

（８）助成完了の報告、沖縄漁業基金（沖縄漁業基金事業勘定において区分経理された資金に限る。）の清算及び返還

ア　財団は、実施要領第５の２の規定に基づき、沖縄漁業基金事業の助成が全て完了した場合は、別記様式第46号により、水産庁長官に報告するものとする。

イ　財団は、その通知により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに沖縄漁業基金事業の清算を行い、別記様式第47号により、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、沖縄漁業基金事業に残額が生じているときは、財団は当該残高を国庫に返還するものとする。

また、交付要綱第27に規定する場合のほか、この通知により実施する事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、財団は、当該基金残額を国庫に返還するものとする。なお、国庫へ返還する額は、沖縄漁業基金（沖縄漁業基金事業勘定において区分経理された資金に限る。）のうち国庫補助金相当額（法定果実を含む。）を上限とする。

別表１（（４）のアの（イ）のｄの関係）

区　　分	助　成　率
（１）沖縄県周辺水域における台湾の漁船による被害	定　額
（２）その他の外国漁船による被害	１／２以内
（３）代替漁具等の整備	定　額

別表２（（４）のアの（イ）のｄの関係）

区　　分	価　額（千円／被害件数）
まぐろはえ縄漁具	7,000千円／件
浮き魚礁	7,500千円／件

別表３（（４）のイの（ウ）のｃの（ｃ）のｉの関係）

区　　分	助　成　率
（４）のイの（ウ）のｃの（ａ）のｉに規定する割合が10％以上30％未満の者	１／３以内
（４）のイの（ウ）のｃの（ａ）のｉに規定する割合が30％以上の者	１／２以内
（４）のイの（ウ）のｃの（ａ）のⅱの者	
・50トン未満漁船漁業	１／３以内
・50トン以上100トン未満漁船漁業	２／５以内
・100トン以上漁船漁業	１／２以内

別表４（（４）のイの（エ）のｈの（ｂ）のｉの（ｉ）のイ）の関係）
基準単価

１　鋼　船

１類

（トン当たり千円）

	100トン未満	100トン以上	200トン以上

		200トン未満	600トン未満
さけ・ます、北洋たらはえなわ	２，６１０	３，５１０	２，１６０
かつお・まぐろ、さば釣り、かじき等流し網	２，７００	１，９８０	１，４４０
いか釣り	１，８９０	１，３５０	１，８００
まき網（網船）	３，７８０	３，６００	３，６９０
〃（灯船等）	４，１４０		
〃（運搬船）	１，８９０	２，７９０	１，６２０
底びき網、捕鯨	２，４３０	２，６１０	３，１５０
以西底びき網	２，２５０	２，２５０	１，６２０
運搬（まき網付属運搬船を除く。）	９００	１，２６０	８１０
構造簡易漁船（総トン数２０トン未満に限る。）	６３０		
その他	２，３４０	１，１７０	１，０８０

２類

（トン当たり千円）

	100トン未満	100トン以上 200トン未満	200トン以上 600トン未満	600トン以上
さけ・ます、北洋たらはえなわ	３，９６０			
かつお・まぐろ、さば釣り、かじき等流し網、いか流し網	３，９１５	３，０６０	１，７１０	１，０２６
いか釣り	２，７４５	２，０７０	１，３２３	８９１
まき網（網船）	４，５００	３，８７０	３，６９０	３，４２０
〃（灯船等）	４，９５０			
〃（運搬船）	１，８９０	２，７９０	１，６２０	１，２６０
底びき網、捕鯨	２，４３０	３，４２０	２，３４０	１，５３０
以西底びき網	２，２５０	２，２５０	１，６２０	１，６２０
運搬（まき網付属運搬船を除く。）	９００	１，２６０	８１０	８１０
構造簡易漁船（総トン数２０トン未満に限る。）	６３０			
その他	２，３４０	１，１７０	１，０８０	１，０８０

２　合成樹脂船

１類

（トン当たり千円）

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さけ・ます	４，１４０	４，６８０	３，３３０
かつお・まぐろ	４，２３０	４，０５０	２，６１０
いか釣り	３，３３０	２，７００	２，２５０
底びき網（外海）	２，９７０	２，９７０	４，１４０
底びき網（内海等）	２，７００	２，４３０	
まき網	４，５００	３，８７０	５，７６０
一本釣り、さし網、はえなわ、ひき網	３，３３０	３，０６０	２，７００
構造簡易漁船	１，７１０	１，４４０	
その他	３，２４０	２，８８０	３，２４０

２類

（トン当たり千円）

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さけ・ます	３，１５０	３，９６０	３，６００

かつお・まぐろ	３，３５７	３，７８０	４，０４１
いか釣り	２，５２０	２，４３０	２，０９７
底びき網（外海）	２，２５０	２，２５０	３，４７４
底びき網（内海等）	２，０７９	２，０５２	
まき網	３，３３０	３，４２０	３，０２４
一本釣り、さし網、はえなわ、ひき網	２，６９１	２，６６４	２，４３０
構造簡易漁船	１，２８７	１，２６０	
その他	２，２５０	２，２５０	３，５８２

３　木　船

１類

（トン当たり千円）

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さけ・ます、かつお・まぐろ、たらはえなわ、さば釣り	２，１６０	２，０７０	１，５３０
いか釣り	２，１６０	２，０７０	１，１７０
底びき網	２，１６０	２，０７０	１，４４０
さし網、敷網、ひき網、まき網	２，１６０	１，５３０	１，４４０
運搬		６３０	１，１７０
構造簡易漁船（総トン数２０トン未満に限る。）	７２０	６３０	
その他	２，１６０	１，２６０	１，１７０

２類

（トン当たり千円）

	5トン未満	5トン以上 20トン未満	20トン以上
さけ・ます、かつお・まぐろ、たらはえなわ、さば釣り	１，５３０	１，８００	１，４４９
いか釣り	１，５３０	１，８００	１，１１６
底びき網	１，５３０	１，８００	１，３４１
さし網、敷網、ひき網、まき網	１，５３０	１，３５０	１，３４１
運搬		５７６	１，１１６
構造簡易漁船（総トン数２０トン未満に限る。）	５４９	５７６	
その他	１，５３０	１，１２５	１，１１６

（注）１．１類の基準単価を適用する漁船は、新トン数表示漁船（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和55年法律第40号）第５条第２項（同条第３項の場合を含む。）の規定により総トン数の数値が算出されている漁船をいう。２．において同じ。）とする。

２．２類の基準単価を適用する漁船は、新トン数表示漁船以外の漁船とする。

３．軽合金等１から３までに該当しない船質のものについては、当該漁船の新船建造価格に０．９を乗じ、当該漁船の総トン数で除して得た額とする。

別表５（（４）のイの（エ）のｈの（ｂ）のｉの（ｉ）のウ）の関係）

項目 / トン数区分 / 進水年月日 / 経過年数	鋼船、合成樹脂船 100トン未満				鋼船、合成樹脂船 100トン以上				木船			
	49・7・1以降	46・4・1～49・6・30	42・4・1～46・3・31	42・3・31以前	49・7・1以降	46・4・1～49・6・30	42・4・1～46・3・31	42・3・31以前	49・7・1以降	46・4・1～49・6・30	42・4・1～46・3・31	42・3・31以前
7年以上 8年未満									0.423			
8〃 9〃									0.378			
9〃 10〃									0.342			
10〃 11〃									0.306			
11〃 12〃	0.441				0.441				0.279			
12〃 13〃	0.414				0.414				0.252			
13〃 14〃	0.387				0.387				0.225			
14〃 15〃	0.360				0.360				0.198			
15〃 16〃	0.333				0.333				0.180	0.117	0.081	0.054
16〃 17〃	0.315				0.315							
17〃 18〃	0.297				0.297							
18〃 19〃	0.279				0.279							
19〃 20〃	0.261				0.261							
20〃 21〃	0.243				0.243							
21〃 22〃	0.225				0.225							
22〃 23〃	0.207				0.207							
23〃 24〃	0.198				0.198							
24〃 25〃	0.189				0.189							
25〃	0.180	0.117	0.081	0.054	0.180	0.144	0.090	0.063				

（注）軽合金等の船体については、当分の間、「鋼船、合成樹脂船」の現有率を適用する。

別表６（（４）のウの（ア）のｃの関係）

活動項目	活動内容	活動規模	単位	交付単価
海洋汚染等の原因となる漂流、漂着物、堆積物処理（漁業者等が行う砂浜、海底、沖等の廃棄物等処理費用）	重機リース代	1	台/回	32,000
	清掃資材費	1	式/回	15,000
	ゴミ処理費用	1	回	100,000
	運搬費（4トン車使用1台（運転手人件費込み））	1	台/回	40,000
	浚渫費（1立方メートルあたり）	1	m3	6,000
	傭船料（1人分の人件費及び燃油費込）	1	隻/回	28,000
	日当	10人未満	人/回	7,500
	日当	10人以上	人/回	8,500
	モニタリング費	1ha～25ha（年6回未満）		180,000
		1ha～25ha（年6回以上）		250,000
		25ha～50ha（年6回未満）		390,000
		25ha～50ha（年6回以上）		550,000
		50ha～75ha（年6回未満）		600,000
		50ha～75ha（年6回以上）		850,000
		75ha以上（年6回未満）		810,000
		75ha以上（年6回以上）		1,150,000
	啓発・普及費	1	式	400,000

３－５－（２）　沖縄漁業安定基金事業

（１）事業目的

沖縄県においては、米軍施設があることにより、社会経済面で大きな負担となっており、水産業においても周辺水域に広大な米軍訓練水域が設置されているため、沖縄県の水産業の振興に大きな支障となっているところである。また、沖縄県は、最盛期の台風の進路に当たっており、暴風雨や高波などの厳しい自然環境により、水産業への被害も発生している。

このような状況を踏まえ、本事業により沖縄県の漁業者が抱える負担の軽減、経営安定及び地域経済の活性化を図るものである。

（２）事業実施主体

この事業の事業実施主体とは、公益財団法人沖縄県漁業振興基金（以下この項目において「財団」という。）とし、（４）の事業の総合的な実施及び調整、沖縄漁業基金の造成及び管理を行う者とする。

（３）事業実施者

この事業の事業実施者とは、地域協議会、漁業協同組合、沖縄県漁業協同組合連合会、漁業者又は水産庁長官が適当と認める者とする。なお、地域協議会は、漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会等を構成員とし、この事業の実施に当たり沖縄県の協力が得られなければならないものとする。

（４）事業の内容

この事業は、財団が、以下のアからウまでの事業を沖縄漁業基金（沖縄漁業安定基金事業勘定において区分経理された資金に限る。）により行う事業とする。また、財団は、沖縄漁業基金（沖縄漁業安定基金事業勘定において区分経理された資金に限る。）から、事業実施者に助成を行うものとする。

ア　漁業経営安定対策

（ア）施設整備等利子助成事業

ａ　財団による助成

財団は、米軍による訓練、米軍艦船の航行、自然災害等の影響を受ける水域（以下、「米軍訓練等水域」という。）により、影響を受ける漁業者及び漁業協同組合が施設整備等を行うために借り入れる資金に対し、利子助成金を定額で助成することができるものとする。

ｂ　事業の内容

（ａ）助成対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、（３）の事業実施者のうち平成27年２月３日以降に融資機関からの資金の貸付けを受けた者であって、次のいずれかに該当するもの（以下アの（ア）及び（イ）において「助成対象者」という。）とする。なお、ｉの確認及び証明にあっては別記様式第48号により、ⅱの確認及び証明にあっては別記様式第49号により、ⅲの承認にあっては別記様式第50号により、それぞれ申請するものとする。

ｉ　米軍訓練等水域により、漁業経営に影響を相当程度受けると認められる旨の漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業者（漁業を営む法人を含む。以下この項目及びアの(イ)において同じ。）

ⅱ　米軍訓練等水域により、事業に影響を相当程度受けると認められる旨の沖縄県漁業協同組合連合会（やむを得ない場合には、市町村長）の証明を受け、当該証明について沖縄県知事の確認を受けた漁業協同組合

ⅲ　ｉ又はⅱに掲げる者のほか、（５）に規定する事業検討委員会において、米軍訓練等水域により、事業に影響を相当程度受ける者であると認められ、水産庁長官の承認を受けた漁業者又は漁業協同組合

（ｂ）資金の種類

この事業の利子助成の対象となる資金の種類は、次に掲げるものとする。

ｉ　設備資金

助成対象者である漁業者が借り入れる、漁船の装備に関する設備の導入等のための設備資金

ⅱ　運転資金

助成対象者が借り入れる、漁業活動等を継続するための短期運転資金

（ｃ）融資枠

この事業の利子助成の対象となる資金の融資枠の上限は、次に掲げる資金の種類の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

ⅰ　助成対象者である漁業者が借り入れる設備資金　３千万円
ⅱ　助成対象者である漁業者が借り入れる運転資金　５百万円
ⅲ　助成対象者である漁業協同組合が借り入れる運転資金　１千万円

（ｄ）利子助成期間

この事業の利子助成の対象となる期間は、次に掲げる資金の種類の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間とする。

ⅰ　設備資金

償還終了までの期間又は貸付けの日から５年（漁船関係資金にあっては10年）のいずれか短い期間

ⅱ　運転資金

償還終了までの期間又は貸付けの日から１年のいずれか短い期間

（ｅ）利子助成の額

この事業の利子助成の額は、次に掲げる資金の種類の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

ⅰ　設備資金

利子相当額又は年利率４％として算定した額のいずれか低い額

ⅱ　運転資金

利子相当額の１／２に相当する額又は年利率4.5％として算定した額の１／２に相当する額のいずれか低い額

c　助成の実施

（ａ）助成規程

財団は、この事業を実施するに当たり、融資機関が融通する資金に対する利子助成金の助成に関する規程（以下この項目において「助成規程」という。）を作成し、水産庁長官の承認を得るものとする。

（ｂ）助成申請

利子助成金の助成を受けようとする助成対象者（以下この項目において「申請者」という。）は、助成規程の定めるところにより、利子助成金助成申請書を作成し、この事業の利子助成の対象となる資金を融通した融資機関を経由して財団に提出するものとする。

（ｃ）申請の承認

財団は、申請者が少なくとも当該資金の償還期間中は事業活動を継続することが確実であって、かつ適正な事業運営が行われると認められる者である場合において、利子助成金の助成申請を承認し、助成規程の定めるところにより、その旨を当該申請に係る資金を融通した融資機関に通知するものとする。

（ｄ）利子助成金の助成

ⅰ　融資機関は、助成規程の定めるところにより、申請者が受け取る利子助成金を取り纏め、財団に請求するものとする。

ⅱ　財団は、助成規程の定めるところにより、ⅰの請求に基づき利子助成金を支払うものとする。

（ｅ）利子助成金の助成の中止及び返還

財団は、申請者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、正当な理由がなく、かつ改善の見込みがないと認められるときは、助成規程の定めるところにより、利子助成金の助成を停止し、又は既に助成した利子助成金の全部若しくは一部について、申請者から返還させることができるものとする。

ⅰ　融資機関との金銭消費貸借契約、当座勘定取引契約又は当座貸越契約を解約・解除した場合

ⅱ　事業を中止した場合

ⅲ　助成対象者に該当しなくなった場合

ⅳ　本事業と類似する他の国の事業を既に受けており、二重助成となっている事実が確認された場合（発生する恐れがある場合も含む。）

ⅴ　助成規程の定めるところにより財団が求めた報告を怠り、若しくはその調査を拒み、又は申請者が提出した書類に虚偽の事実が記載されていた場合

d　事業の申請期間

この事業の申請期間は、平成27年２月３日から平成36年３月31日までとする。

e　報告

財団は、水産庁長官に対しｃの（ｃ）承認実績を毎月報告するとともに、毎事業年度終了後、遅滞なく、別記様式第51号による報告を行うものとする。

ｆ　事業の委託

財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（イ）保証料補助事業

ａ　財団による助成

財団は、（ア）のｂの（ｂ）に掲げる資金を借り入れる助成対象者である漁業者等に関し、沖縄県漁業信用基金協会（以下この項目において「沖縄県基金協会」という。）が引き受ける保証について、漁業者等から一定の期間保証料を徴収しないこととするために要する経費を沖縄県基金協会に定額で助成するものとする。

ｂ　事業の内容

沖縄県基金協会が引き受けるａの保証は、以下の要件を満たすものとする。

（ａ）助成対象者

助成対象者である漁業者等であって、中小漁業融資保証法第２条第１項に規定する中小漁業者等に該当する者とする。

（ｂ）対象資金

沖縄県基金協会が保証することができる資金のうち（ア）のｂの（ｂ）に掲げる資金とする。

（ｃ）保証の限度額

保証の限度額については、沖縄県基金協会業務方法書第６条第１項に規定する保証最高限度額の範囲内のものであること。ただし、（ア）のｂの（ｂ）のⅰに規定する設備資金に係る保証の限度額については３千万円又は同項に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額とし、（ア）のｂの（ｂ）のⅱに規定する運転資金（漁業者が借り入れるものに限る。）に係る保証の限度額については５百万円又は同項に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額とし、（ア）のｂの（ｂ）のⅱに規定する運転資金（漁業協同組合が借り入れるものに限る。）に係る保証の限度額については１千万円又は同項に規定する保証最高限度額の範囲内において新たに保証できる額のいずれか低い額する。

（ｄ）保証引受期間

沖縄県基金協会が保証を引き受ける時点が、平成27年２月３日から平成36年３月31日までであること。

ｃ　助成の実施

（ａ）保証料助成の額

財団は、沖縄県基金協会に対し、同協会が本事業により引き受けた保証残高につき保証料率を乗じて得た額のうち保証料助成期間に相当する額を助成するものとする。

（ｂ）保証料助成期間

ⅰ　設備資金

アのｂの（ｂ）のⅰに規定する設備資金に係る保証にあっては保証終期までの間又は保証引受日から５年間（漁船関係資金にあっては10年間）のいずれか短い期間

ⅱ　運転資金

アのｂの（ｂ）のⅱに規定する運転資金に係る保証にあっては保証終期までの間又は保証引受日から１年間のいずれか短い期間

ｄ　保証料助成金の返還

沖縄県基金協会は、ｃの（ａ）の助成の対象となった保証について、沖縄県基金協会業務方法書第20条の規定に基づく保証料の払戻しを行った場合において、払戻保証料のうちｃの（ｂ）の保証料助成期間分に相当する額が生じた場合は、当該額を年度毎に財団に返還するものとする。

ｅ　報告

（ａ）沖縄県基金協会は、事業開始後の保証料助成事業による保証の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第52号により、各四半期末の翌月末までに、財団に報告するものとする。

（ｂ）財団は、（ａ）の報告があった場合は、速やかに水産庁長官に対し報告するものとする。

ｆ　事業の委託

財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（ウ）漁業共済掛金補助事業

a　定義

漁業共済掛金補助事業における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次のとおりとする。

（ａ）「共済掛金」とは、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下この項目において「漁災法」という。）第23条の規定に基づき、組合が規定する共済規程（以下この項目において「共済規程」という。）の定めるところにより、共済契約で定める金額をいう。

（ｂ）「共済団体」とは、全国合同漁業共済組合沖縄県事務所及び全国漁業共済組合連合会をいう。

（ｃ）「国庫補助額」とは、漁災法第195条の規定及び漁業共済資源管理等推進特別対策事業（漁業収入安定対策事業等実施要綱（平成23年３月29日付け22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知）の第３の１の（１）に規定された事業をいう。）に基づき国が共済契約者に補助した金額をいう。

（ｄ）「組合」とは、全国合同漁業共済組合沖縄県事務所をいう。

（ｅ）「連合会」とは、全国漁業共済組合連合会をいう。

（ｆ）「共済責任期間」とは、漁災法第109条、第119条、第125条の７及び第130条の規定に定める期間をいう。

b　事業の内容

財団が、沖縄県における米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄県の漁業協同組合に所属している漁業者に対し、共済掛金の一部を定率で助成するものとする。

c　事業の実施

（ａ）漁業共済掛金補助事業の対象等

この事業の助成対象者は、（３）の事業実施者のうち漁業共済掛金助成を受けることのできる者（以下この項目において「助成対象者」という。）であって、以下のｉ及びiiに該当する共済契約者とする。なお、ｉの都道府県知事の確認を受けた時点で共済契約を行っている者については、当該共済責任期間開始日から助成の対象とする。

ｉ　漁災法第７７条に規定する漁業共済事業に加入しており、（５）における事業検討委員会において、米軍訓練等水域に起因する漁業者負担の軽減を図るため、助成対象者とすることが特に必要であると認められ、水産庁長官の承認を受けた者。この場合、当該漁業者が所属する漁業協同組合長の証明書及び、都道府県知事の確認を得て、特認承認申請書を財団へ提出するものとする。

ii　助成対象者が第３の３－４及び第３の３－５－（１）に定める事業において漁業共済掛金助成を受けていないもの。

（ｂ）漁業共済掛金助成金の交付

ｉ　交付する額は、共済掛金の額から国庫補助額を差し引いた額に、１／２以内の助成率を乗じた額とする。

ii　助成対象者に対する助成金は、共済契約者が組合に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、当該組合へ交付するものとする。

iii　iiの規定により組合に交付すべき金額は、当該組合へ交付するのに代えて、連合会に交付することができるものとする。

iv　組合又は連合会は、交付を受けようとするときは、毎事業年度、交付申請書及び計画書を財団に提出するものとする。これを変更しようとするときは、交付変更申請書及び計画変更承認申請書を財団に提出するものとする。

v　財団は、ivの申請があった場合には、当該申請につき漁業共済掛金補助交付金（以下この項目において「交付金」という。）を交付することが適当かどうかを審査した上で、当該申請者に対し、交付金の交付決定を行うものとする。

vi　財団は、ｖの決定を行う場合は、あらかじめ、別記様式第53号により水産庁長官の承認を受けるものとする。

（ｃ）事業の状況報告

ｉ　組合又は連合会は、毎事業年度、当該事業年度の12月末現在において、当該事業の遂行状況の報告書を、その翌月末日までに財団に提出するものとする。

ii　財団は、ｉの報告があった場合は、別記様式第54号により水産庁長官に報告するものとする。

（ｄ）漁業共済掛金補助金の支出

ⅰ　財団は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができるものとする。

ⅱ　組合又は連合会は、交付金の概算払いを受けようとするときは、概算払請求書を財団に提出するものとする。財団は、当該請求書につき交付金を支出することが適当かどうか審査した上で、組合又は連合会に対し概算払いを行うものとする。

ⅲ　組合又は連合会は、毎事業年度終了後、遅滞なく、交付実績報告書及び当該報告書の添付書類正副２部並びにｃの（ａ）についての組合長の証明書及び（ｃ）についての遂行状況の報告書を財団に提出するものとする。

ⅳ　組合又は連合会は、ⅲの交付実績報告書を財団への請求書に代えることができるものとする。

ⅴ　財団は、ⅲの交付実績報告書等の提出があった場合には、交付金を支出することが適当かどうか審査した上で、組合又は連合会に対し、交付金の支払を行うものとする。

ⅵ　組合又は連合会は、ｃの（ａ）の漁業共済掛金助成の対象となった共済契約（以下この項目において「助成対象契約」という。）において、漁災法第90条第２項、第91条第４項、第92条第２項、第113条の２第７項、第124条の２第５項、第125条の12第５項及び第136条の３第４項の規定に基づく払戻しを行った場合には、当該契約に係る助成金の額を精算しなければならない。

（ｅ）事業実績の報告

財団は、（ｄ）のⅲの交付実績報告書等の提出及び（ｄ）のⅵの精算があった場合は、別記様式第55号により水産庁長官に報告するものとする。

（ｆ）漁業共済掛金助成金の返還

財団は、助成対象者が偽りその他不正の手段により漁業共済掛金補助金の交付を受けたときは、漁業共済掛金補助金の全部又は一部の返還を当該助成対象者に対し命ずるものとする。

（ｇ）帳簿及び証拠書類

共済団体は、この事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係証拠書類を事業終了の年度の翌年度から起算して、５年間保管するものとする。

（ｈ）事務の委託

財団は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業に係る事務の一部又は全部を共済団体に委託することができるものとする。

(エ) 漁業用燃油支援対策事業

ａ　財団による助成

財団は、漁業用燃油支援対策事業の事業実施者に対し事業に要する経費を定額で助成するものとする。

ｂ　事業の内容

漁業用燃油価格の高騰が漁業経営に及ぼす影響を緩和し、漁業経営の安定を図るため、沖縄県における米軍訓練水域や外国艦船等の影響を受ける漁業者に対して必要な支援を行うものとする。

ｃ　助成対象経費

漁業者に対する燃油購入に要する経費

ｄ　助成の実施

財団は、事業実施者に対し、次に定めるところにより助成金を交付するものとする。

漁業経営セーフティネット構築事業加入者の年間燃油購入予定数量１ＫＬ×1,000円

ｅ　事業実施計画

（ａ）事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

（ｂ）財団は、（ａ）の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第56号により水産庁長官に協議しなければならない。

ｆ　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

（ｂ）財団は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第57号により水産庁長官に報告するものとする。

(オ) 漁具被害対策支援事業

a　財団による助成

財団は、漁具被害対策支援事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。

b　事業の内容

外国漁船を除く外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によって漁具や施設に被害が発生した場合、（３）に定める沖縄県の漁業関係者等が被害漁具等に対する賠償請求手続を行う際の取組を支援するものとする。

c　助成対象経費

我が国の領海及び排他的経済水域内において発生する漁具被害等のうち、被害漁具等が外国漁船を除く外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によるものであり、当該艦船等に対する損害補償を申請するために必要な事務手続に要する経費（通訳経費、翻訳経費等)。

d　事業実施計画

（ａ）事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

（ｂ）財団は、（ａ）の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第58号により水産庁長官に協議しなければならない。

e　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

（ｂ）財団は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第59号により水産庁長官に報告するものとする。

f　事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

イ　漁業生産向上対策

（ア）操業安全対策事業

a　財団による助成

財団は、操業安全対策事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。

b　事業の内容

米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄県漁業者の安全操業の確保のために必要な機器の整備等を行うものとする。

c　助成対象経費

安全操業の確保のために必要な機器の整備等に要する経費。

d　事業実施計画

（ａ）事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

（ｂ）財団は、（ａ）の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第60号により水産庁長官に協議しなければならない。

e　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

（ｂ）財団は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第61号により水産庁長官に報告するものとする。

（イ）漁業奨励補助事業

a　財団による助成

財団は、漁業奨励補助事業の事業実施者に対し、（第３の３－４及び３－５－（１）に定める事業における漁具被害復旧支援事業の助成を受けていないものに限る。）事業に要する経費を１／２以内で助成するものとする。

b　事業の内容

自然災害等によって浮魚礁の流失被害が発生した場合、当該浮魚礁を原状復帰するために必要な流失被害のあった浮魚礁の回収・処分、浮魚礁の導入等を行うものとする。

c　助成対象経費

沖縄県周辺水域における我が国の領海及び排他的経済水域内において、自然災害等による

流失被害のあった浮魚礁について、事業実施者が地方自治体から流失被害の確認を受けた場合に、当該浮魚礁を原状復帰するために必要な被害のあった浮魚礁の回収・処分、浮魚礁の導入等に要する経費。

（ａ）用地買収費、借地料、補償費及び種苗購入費は、対象としない。

（ｂ）新設によるもののほか、既存資材の有効利用等の見地から必要があると認められる場合には、既存資材の利用に係る導入経費を対象とすることができるものとする。

ｄ　助成の実施

助成金の額は、ｃの助成対象経費において、事業に要した費用の額に、１/２以内を乗じた額とする。ただし、事業に要した費用の額の上限は１件あたり１千万円未満とする。

ｅ　事業実施計画

（ａ）事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

（ｂ）財団は、（ａ）の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第62号により水産庁長官に協議しなければならない。

ｆ　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

（ｂ）財団は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第63号により水産庁長官に報告するものとする。

ｇ　事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（ウ）地域漁業活性化事業

ａ　財団による助成

財団は、地域漁業活性化事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額又は１／２以内で助成するものとする。

ｂ　事業の内容

米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄県における地域漁業の活性化、水産物の安定供給及び後継者の育成を図るために必要な次の事業を行うものとする。

（ａ）地域活性化計画策定事業

地域漁業の実態を踏まえた行政施策や地域と連携した活性化計画の検討及び策定を行うものとする。

（ｂ）太平洋島嶼国入漁支援事業

ミクロネシアやパラオ等の太平洋島嶼国の排他的経済水域内で操業するために必要なオブザーバーの乗船を支援するものとする。

（ｃ）栽培漁業推進事業

稚魚及び稚貝等の放流活動及びその計画策定を行うものとする。

（ｄ）後継者育成支援事業

地域に適合した漁業生産技術及び漁業関係者の交流・研修を行うものとする。

ｃ　助成対象経費

助成の対象となる経費は次のとおりとする。

（ａ）地域活性化計画策定事業

地域漁業の実態を踏まえた行政施策や地域と連携した活性化計画の検討及び策定に必要な経費

（ｂ）太平洋島嶼国入漁支援事業

ミクロネシアやパラオ等の太平洋島嶼国の排他的経済水域内で操業するために必要なオブザーバーの乗船に必要な経費

（ｃ）栽培漁業推進事業

稚魚及び稚貝等の放流活動及びその計画策定に必要な経費

（ｄ）後継者育成支援事業

地域に適合した漁業生産技術及び漁業関係者の交流・研修に必要な経費（旅費、会場借料等）

ｄ　助成の実施

助成金の額は、ｃの助成対象経費において、事業に要した費用の額に、次に掲げる助成率

を乗じた額とする。
（ａ）地域活性化計画策定事業　　１／２以内
（ｂ）太平洋島嶼国入漁支援事業　　定　額
（ｃ）栽培漁業推進事業　　１／２以内
（ｄ）後継者育成支援事業　　１／２以内

ｅ　事業実施計画

（ａ）事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

（ｂ）財団は、（ａ）の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第64号により水産庁長官に協議しなければならない。

ｆ　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

（ｂ）財団は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第65号により水産庁長官に報告するものとする。

ｇ　事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（エ）資源管理型漁業推進事業

ａ　財団による助成

財団は、資源管理型漁業推進事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。

ｂ　事業の内容

沖縄県において発生する密漁行為を防止するために必要な陸上監視活動及びその計画策定等を行うものとする。

ｃ　助成対象経費

陸上監視計画の策定及び陸上監視に要する経費

ｄ　事業実施計画

（ａ）事業実施者は、事業を実施しようとするときは、毎事業年度、その事業年度の事業実施計画書を作成し、財団の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

（ｂ）財団は、（ａ）の承認を行う場合には、あらかじめ、別記様式第66号により水産庁長官に協議しなければならない。

ｅ　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

（ｂ）財団は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第67号により水産庁長官に報告するものとする。

ｆ　事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

ウ　水産物流通加工対策

（ア）水産物販路拡大推進事業

ａ　財団による助成

財団は、水産物販路拡大推進事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額で助成するものとする。

ｂ　事業の内容

米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄産水産物の消費拡大を推進するため、販路開拓、魚食普及及び消費拡大等にかかる取組を行うものとする。財団が、沖縄県産水産物・食品の販路開拓、魚食普及及び消費拡大等にかかる取組を公募し、財団が設置する事業推進評価委員会において、以下の（ａ）、（ｂ）に基づき審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、財団は支援対象となる取組に対して、助成金を交付するものとする。

（ａ）事業実施者

この事業の実施者は、沖縄産水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体その他水産庁長官が特に水産物の流通を促進するための取組を行う者と認めた者とする。

（ｂ）取組の要件

この事業の支援対象となる取組の要件は、以下のｉ及びiiを満たすこととする。

ｉ　沖縄県産水産物の消費拡大を推進するための取組であること

ii　取組による効果が十分に期待できること

c　手続

（ａ）助成要領の作成

財団は、事業開始後、速やかに、水産物販路拡大推進事業の助成要領及び申請様式を作成し、別記様式第68号により水産庁長官の承認を得なければならない。

（ｂ）事業実施計画の承認

ｉ　事業実施者は、別途財団の定める様式により事業実施計画書を作成し、財団に提出するものとする。

ii　財団は、学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、事業実施計画書に基づいて審査を行い、審査結果を別記様式第69号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。

iii　承認された事業実施者は、財団に対し助成金の交付申請を行い、財団が適当と認める場合に、事業実施者に助成決定する旨の通知を行うものとする。

（ｃ）助成金の概算払

事業実施者は、概算払を受けようとする場合には、別途財団が定める様式により概算払請求を行い、財団は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

d　助成対象経費

沖縄産水産物の消費拡大を推進するため、販路開拓、魚食普及及び消費拡大等にかかる取組に要する経費

e　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

（ｂ）財団は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第70号により水産庁長官に報告するものとする。

f　事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（イ）水産物流通加工推進事業

a　財団による助成

財団は、水産物流通加工推進事業の事業実施者に対し、事業に要する経費を定額又は１/２以内で助成するものとする。

b　事業の内容

米軍訓練等水域の影響を受ける沖縄産水産物流通促進のため、米軍訓練等水域の影響を受ける水産物の生産者、流通業者及び加工業者又はそれらの団体が以下の（ａ）の事業を行うものとする。財団が設置する事業推進評価委員会において、以下の（ｂ）に基づき審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、財団は支援対象となる取組に対して、助成金を交付するものとする。

（ａ）取組内容

ｉ　水産物流通加工推進事業

沖縄産水産物の加工商品及び流通手法の開発、機器の導入を行う。

ii　水産物流通経路開発支援事業

漁協と一体となって取り組む新規の店舗及び加工設備等の借料支援を行う。

（ｂ）事業採択基準

ｉ　事業実施者

この事業の実施者は、沖縄産水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体その他水産庁長官が特に水産物の流通を促進するための取組を行う者と認めた者とする。

ii　取組の要件

この事業の支援対象となる取組の要件は、以下の（ｉ）から（iii）を満たすこととする。

（ｉ）沖縄産水産物の流通を促進するための取組であること

（ii）取組による効果が十分に期待できること

（iii）原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち１つ以上において新規性

や先進性を有していること

c　手続

（ａ）助成要領の作成

財団は、事業開始後、速やかに、水産物流通加工推進事業の助成要領及び申請様式を作成し、別記様式第71号により水産庁長官の承認を得なければならない。

（ｂ）事業実施計画の承認

ⅰ　事業実施者は、別途財団の定める様式により事業実施計画書を作成し、財団に提出するものとする。

ⅱ　財団は、学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、事業実施計画書に基づいて審査を行い、審査結果を別記様式第72号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。

ⅲ　承認された事業実施者は、財団に対し、助成金の交付申請を行い、財団が適当と認める場合に、事業実施者に助成決定する旨の通知を行うものとする。

ⅳ　助成金の概算払

事業実施者は、概算払を受けようとする場合には、別途財団が定める様式により概算払請求を行い、財団は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

d　助成対象経費

沖縄産水産物流通促進のため、次の経費に対し、助成を行うものとする。

（ａ）水産物流通加工推進事業

沖縄産水産物の流通を促進するため、加工商品及び流通手法の開発、機器の導入に要する次の経費を助成する。

なお、第３の３－５－（１）に定める事業の助成金及び７－１に定める事業の補助金の交付を受ける場合、助成を実施しない。

ⅰ　水産物の加工商品の開発のために必要な機器、資材の取得に要する経費

（水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、パレット等）

ⅱ　水産物の流通手法の開発に必要な機器、資材の取得に要する経費

（検査機器、衛生管理機器、冷凍・冷蔵機器、出荷用機器、出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等）

ⅲ　加工経費

（一次加工等に要する経費）

ⅳ　商品開発に要する経費

ⅴ　流通促進に要する経費

ⅵ　事業実施のためにその他水産庁長官が必要と認めた経費

（ｂ）水産物流通経路開発支援事業

水産物の流通経路を開発するために必要な漁協と一体となって取り組む店舗及び加工設備等の借料を助成する。

e　事業の実施

助成金の額は、ｄの助成対象経費において、事業に要した費用の額に、次に掲げる助成率を乗じた額とする。

（ａ）水産物流通加工推進事業　　１／２以内

（ｂ）水産物流通経路開発支援事業　定　額

f　事業実績の報告

（ａ）事業実施者は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後、遅滞なく、事業実績報告書を作成し、財団に提出するものとする。

（ｂ）財団は、（ａ）による報告書の提出があった場合は、別記様式第73号により水産庁長官に報告するものとする。

（ｃ）事業実施者は、この事業により取得した機器等や助成対象の経費については、財団による指導監督の下、財産管理台帳及び管理規定を作成するほか、その必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適切な管理が図られるようにするものとする。

g　事業の委託

事業実施者は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（５）事業検討委員会の構成等

ア　事業検討委員会（以下この項目において「検討委員会」という。）の委員は学識経験を有する者等６人以内で組織し、財団の長が委嘱するものとする。また、財団の長が必要と認める場合には、専門の学識経験を有する者を特別委員として委嘱することができるものとする。

イ　検討委員会は、次の事項について検討し、財団の長に意見を述べることができるものとする。

（ア）沖縄漁業安定基金事業のあり方

（イ）沖縄漁業安定基金事業と他の関連施策との連携のあり方

（ウ）その他沖縄漁業安定基金事業の実施に関連する事項

ウ　財団は、沖縄漁業安定基金事業を実施するに当たり、イの意見を尊重するものとする。

（６）基金の管理等

ア　財団は、沖縄漁業基金を管理するため、他の業務にかかる資金と区分して経理し、沖縄漁業安定基金事業勘定を設けるものとする。

イ　財団は、沖縄漁業安定基金事業勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、沖縄漁業安定基金事業勘定の中から支弁することができるものとする。

ウ　沖縄漁業安定基金事業勘定の運用から生ずる果実は、同勘定に繰り入れるほか、別記様式第74号により毎年度水産庁長官の承認を得て、一般管理費を含め（４）に掲げる事業に充てることができるものとする。

（７）指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、財団及び事業実施者等からの報告を求めることができるものとする。

（８）助成完了の報告、沖縄漁業基金（沖縄漁業安定基金事業勘定において区分経理された資金に限る。）の清算及び返還

ア　財団は、実施要領第５の２の規定に基づき、沖縄漁業安定基金事業の助成が全て完了した場合は、別記様式第75号により、水産庁長官に報告するものとする。

イ　財団は、その通知により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに沖縄漁業安定基金事業の清算を行い、別記様式第76号により、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、沖縄漁業安定基金事業に残額が生じているときは、財団は当該残高を国庫に返還するものとする。

また、交付要綱第27に規定する場合のほか、この通知により実施する事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、財団は、当該基金残額を国庫に返還するものとする。なお、国庫へ返還する額は、沖縄漁業基金（沖縄漁業安定基金事業勘定において区分経理された資金に限る。）のうち国庫補助金相当額（法定果実を含む。）を上限とする。

４－４　二枚貝資源緊急増殖対策事業

（１）特許権等の取扱

ア　特許権等の報告

事業実施主体は、本事業に係る特許権等を取得した場合、当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降５年間、毎会計年度終了後30日以内に、別記様式第１号による報告書を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

イ　委託における特許権等の取扱

（ア）事業実施主体は、当該事業の一部を委託して実施するときは、特許権等の取扱いについては、特段の事情がある場合を除き、産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第19条第２項の規定を適用するものとする。

（イ）事業実施主体は、当該事業の一部を委託して実施したときは、受託者の実施状況も含め、別記様式第１号に基づく報告等を行うものとする。この場合、水産庁長官による収益納付の算定は、事業実施主体及び受益者の収益状況を合算して算定するものとする。

（２）収益納付

事業実施主体は、補助事業実施期間中及び補助事業終了後３年間において、本事業で購入した二枚貝の販売により収益が生じた場合には、別記様式第２号により「事業収支報告書」を作成し、水産庁長官に提出するものとする。水産庁長官は当該報告に基づき、当該事業で購入し販売した二枚貝の販売により相当の収益が発生したと認められた場合は、実施要領第７の規定に基づき、当該事業実施主体に対して次の算式によって得られた金額を、国に納付させるものとする。

$E = \{(A-B)-(C-D)\} \times \frac{D}{C}$
A：本事業で購入した二枚貝の当該年度末までの売上高（消費税相当額を除く。）の累積額 B：当該年度末までの補助対象外経費（ただし、Cの経費及び消費税相当額を除く。）の累積額 C：当該年度末までの補助事業に要した経費の累積額 D：当該年度末までの補助事業に係る国庫補助金の累積額 E：納付すべき収益額

４－６　漁場油濁被害対策事業

（１）事業の実施

公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構（以下この項目において「機構」という。）は、次により事業を実施するものとする。

ア　防除・清掃事業

（ア）実施要領別表（第２の関係）に掲げる増養殖・漁場環境保全対策であって、事業内容の欄の７の（１）における原因者が判明しない漁場油濁による漁業被害を防止するため、漁業者が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した経費（以下この項目において「防除費」という。）の支弁に充てるための資金として国等から受け入れた資金（以下この項目において「防除事業資金」という。）を防除費の支弁に充てる場合以外には使用してはならないものとする。

（イ）次のすべてに該当する場合に限り、防除費の支弁を行うものとする。

ａ　当該漁場油濁について原因者が判明しないこと。

ｂ　防除措置及び清掃事業が漁業被害の防止のために効果的に行われること。

（ウ）次に掲げる者に対して、防除費の支弁を行うものとする。

ａ　漁業を営む個人又は法人（水産業協同組合を除く。）であって、漁業協同組合の組合員資格を有する者

ｂ　前号の者が構成する社団で法人格を持たないもの

ｃ　水産業協同組合

（エ）イの（ア）の認定を行った額を限度として、防除費の支弁を行うものとする。

（オ）前項の防除費の支弁は、前事業年度の１月初日から毎事業年度の12月末日までに発生した漁場油濁に係る防除費に対して、当該事業年度の予算の範囲内で行うものとする。

（カ）防除費の支弁を行った後に原因者が判明したときは、防除費の支弁を受けた者に対し、当該防除費の全部又は一部を返還させることができるものとする。

イ　審査認定事業

（ア）中央漁場油濁被害等認定審査会（以下この項目において「中央審査会」という。）の意見を聞いて防除費等の額の認定を行うものとする。

（イ）前項の認定に当たって、必要があると認めるときは、都道府県漁場油濁被害等認定審査会（以下この項目において「地方審査会」という。）の意見を聞き、又は機構が委嘱する参考人等が行った調査の結果を参酌するものとする。

（ウ）中央審査会及び地方審査会の運営等に関する規定を定め、水産庁長官に届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

ウ　油濁被害防止対策事業

（ア）油濁被害防止対策事業の企画及び指導を行うため学識経験者をもって構成される検討委員会等を設置するものとする。

（イ）油濁被害防止対策事業の実施に当たっては、その全部又は一部を適当な者に委託することができる。

エ　特定防除事業

原因者が判明している漁場油濁による漁業被害の拡大を防止するため、漁業者が行う油濁の拡大の防止、及び汚染漁場の清掃に要した経費（以下この項目において「特定防除費」という。）の支弁に充てるための資金として、平成21年度に国等から受け入れた資金（以下この項目において「特定防除事業資金」という。）による本事業の実施にあたっては、以下のとおりとする。

（ア）特定防除事業資金は、特定防除費の支弁に充てる場合以外には使用してはならないものとする。
（イ）次の各号に該当する場合に限り、特定防除費の支弁を行うものとする。
ａ　漁業者が実施した防除費用の総額が船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和50年法律第94号。以下「船主責任制限法」という。）に基づく責任制限額を超えていない場合で、かつ原因者による防除措置が行われていないこと。また、防除措置及び清掃作業が漁業被害の発生及び拡大防止のために効果的に行われていること。
ｂ　漁業者が実施した防除費用の総額が船主責任制限法に基づく責任制限額を超える場合で、責任制限額を超えた防除費用に対し原因者からの補償がなされないこと。また、防除措置及び清掃作業が漁業被害の発生及び拡大防止のために効果的に行われていること。
（ウ）特定防除費の支弁の対象となる者は、（１）のアの（ウ）に準じるものとする。
（エ）特定防除費は、エの（イ）のａに該当する場合は、漁場油濁１件につき１都道府県あたり1,500万円を上限とし、ｂに該当する場合は、漁場油濁１件につき１都道府県あたり5,000万円を上限として、イの（ア）の認定を行った額を支弁するものとする。
（オ）前項の特定防除費の支弁は、前事業年度の１月初日から毎事業年度の12月末日までの間に申請のあった漁場油濁に係る防除費に対して、当該事業年度の予算の範囲内で行うものとする。
（カ）特定防除費の支弁を行った後に原因者から費用の補償がなされたときは、特定防除費の支弁を受けた者に対し、以下のとおり当該特定防除費の全部又は一部を返還させることができるものとする。
ａ　（イ）のａに該当する場合は、原因者から補償された場合、防除費用について返還を求めるものとする。
ｂ　（イ）のｂに該当する場合は、原因者から補償がなされないことから、返還を求めないものとする。
（２）資産の管理等
ア　防除事業資金に不足が生じた場合に備えるため、一定の限度額を定めて防除費準備預金を設けることができ、事業年度の末において、防除事業資金に残余が生じたときには、これを防除費準備預金として積み立てるものとする。
イ　前号の規定によってもなお限度額を超える残余がある場合には、防除清掃費助成事業資金（以下この項目において「事業資金」という。）として積み立てるものとする。
ウ　事業年度の末において、特定防除事業資金に残余が生じたときには、事業資金として積み立てるものとする。
エ　事業資金のうち、防除事業資金及び特定防除事業資金は、個別の資金として管理するものとする。
オ　事業資金の運用から生ずる果実は、本事業の実施に充てることができるものとする。
カ　国は、機構が解散等した場合においては、国が交付した資金の全部又は一部に相当する金額を国に納付させることがある。
キ　機構は、交付要綱第27の規定に基づき国からの補助金等を国庫に返納する場合、国庫へ返納する額は、基金のうち国庫補助金等相当額（法定果実を含む。）を上限とする。
（３）指導及び監督
水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施機関からの報告を求めることができるものとする。

４－７－（２）　有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合対策事業

（１）事業の内容、補助対象経費等
ア　この事業は、以下の（ア）から（ウ）までの事業について事業実施主体が行う事業とする。また、事業実施機関が事業を行う場合に要する経費を事業実施主体が助成する事業とする。なお、本事業の対策は広域的な漁業被害の防止及び軽減を目的とし、都道府県との間で適切な役割分担が図られていなければならない。
（ア）有害生物調査及び情報提供事業
（イ）有害生物被害軽減技術開発事業
（ウ）有害生物被害軽減対策事業
イ　（ウ）の事業において補助対象となる洋上駆除、陸上処理の方法、漁具等（陸上処理機材、改良漁具等）は、実証化試験を含む技術開発段階のものではなく普及段階のものであると認

められるものでなければならない。
ウ　（ウ）の事業における有効利用とは、陸揚げされた有害生物の処理を円滑に行うことを目的とし、廃棄（焼却･埋設）以外の方法で資源化することをいう。
（２）事業実施主体等
ア　事業実施主体
この事業の事業実施主体は、事業の適切な実施ができる民間団体として公募により選定された者とする。
イ　事業実施機関
この事業の事業実施機関は、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、一般社団法人、一般財団法人、地元漁民が組合員、社員又は株主となっている法人又は法人格を有しない団体であって代表者、団体の目的、団体の意思決定の機関及びその決定の方法を含んだ規約を有する団体であり、事業を確実かつ適正に実行することができると客観的に認められる者とする。
（３）事業実施計画の承認
ア　事業実施機関は、別記様式第１号により事業実施計画を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体の作成する総合的な事業実施計画の範囲内であることを確認し、適当であると認められる場合において承認するものとする。また、これを変更する場合についても同様とする。(別記様式第２号)
イ　事業実施主体は、アの承認を行った場合、水産庁長官に報告するものとする。
（４）助成金の交付
ア　事業実施機関は、事業に要する経費について交付を受けようとする場合は、別記様式第３号により事業実施主体に対して交付申請を行うものとする。
イ　事業実施主体は、アの交付申請書の提出があった場合、その交付申請書の内容が適当であると認められるときは、予算額の範囲内において事業に要する経費を交付することができる。
ウ　事業実施機関は、事業実施主体から交付を受けた助成金に残額が生じた場合は、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。
（５）助成金の概算払い
ア　事業実施主体は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができる。
イ　事業実施機関が概算払いを受けようとするときは、別記様式第４号により事業実施主体に請求を行い、事業実施主体はこれを審査の上、適当であると認められる場合において助成金の概算払いを行うものとする。
（６）事業実績の報告
事業実施機関は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、別記様式第５号により事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
（７）事業の委託
事業実施主体及び事業実施機関は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。
（８）指導及び監督
水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施機関からの報告を求めることができるものとする。

４－７－（３）　有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業

（１）事業の内容、補助対象経費等
ア　大型クラゲの漁業被害対策に係る駆除事業及び陸上処理事業について、事業実施機関が事業を行う場合に事業実施主体が助成する事業に要する経費とする。なお、本事業の対策は大型クラゲによる広域的な漁業被害の防止及び軽減を目的とし、都道府県との間で適切な役割分担が図られていなければならない。
イ　駆除事業における大型クラゲ駆除効果促進ネットの導入に要する経費及び陸上処理事業における陸上処理機材導入に要する経費については、補助率２分の１以内とし、それら以外の経費については、定額補助とする。
ウ　この事業において補助対象となる洋上駆除、陸上処理の方法、駆除漁具、駆除効果促進ネット、陸上処理機材は、実証化試験を含む技術開発段階のものではなく普及段階のものであると認められるものでなければならない。

エ　陸上処理事業における有効利用とは、陸揚げされた有害生物の処理を円滑に行うことを目的とし、廃棄（焼却･埋設）以外の方法で資源化することをいう。

（２）事業実施主体等

ア　事業実施主体

この事業の事業実施主体は、有害生物漁業被害防止総合対策基金（以下「有害生物対策基金」という。）の管理を行う特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構とする。

イ　事業実施機関

この事業の事業実施機関は、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、一般社団法人、一般財団法人、地元漁民が組合員、社員又は株主となっている法人又は法人格を有しない団体であって代表者、団体の目的、団体の意思決定の機関及びその決定の方法を含んだ規約を有する団体であり、事業を確実かつ適正に実行することができると客観的に認められる者とする。

（３）基金の管理等

ア　事業実施主体は、交付要綱第27の規定に基づき国からの補助金等を国庫に返納する場合、国庫へ返納する額は、基金のうち国庫補助金等相当額（法定果実を含む。）を上限とする。

イ　事業実施主体は、水産庁長官の承認を得て、基金の一部を事業の管理運営に要する経費に充てることができるものとする。

（４）事業実施計画の承認

ア　事業実施機関は、別記様式第１号により事業実施計画を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体の作成する総合的な事業実施計画の範囲内であることを確認し、適当であると認められる場合において承認するものとする。また、これを変更する場合についても同様とする（別記様式第２号)。

イ　事業実施主体は、アの承認を行った場合、水産庁長官に報告するものとする。

（５）助成金の交付

ア　事業実施機関は、事業に要する経費について交付を受けようとする場合は、別記様式第３号により事業実施主体に対して交付申請を行うものとする。

イ　事業実施主体は、アの交付申請書の提出があった場合、その交付申請書の内容が適当であると認められるときは、有害生物対策基金の範囲内において事業に要する経費を交付することができる。

ウ　事業実施機関は、事業実施主体から交付を受けた助成金に残額が生じた場合は、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。

（６）助成金の概算払い

ア　事業実施主体は、事業の円滑な運営に必要な場合、概算払いを行うことができる。

イ　事業実施機関が概算払いを受けようとするときは、別記様式第４号により事業実施主体に請求を行い、事業実施主体はこれを審査の上、適当であると認められる場合において助成金の概算払いを行うものとする。

（７）事業実績の報告

事業実施機関は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、別記様式第５号により事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（８）運営状況及び助成完了の報告

ア　事業実施主体は、実施要領第９の規定に基づき、事業を実施した事業年度における有害生物対策基金の運営状況について、事業終了後遅滞なく、別記様式第６号により水産庁長官に報告するものとする。

イ　事業実施主体は、実施要領第５の２の規定に基づき、有害生物対策基金の助成が全て完了した場合は、別記様式第７号により水産庁長官に報告するものとする。

（９）指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施機関からの報告を求めることができるものとする。

４－７－（４）　有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止緊急対策事業

（１）事業の内容、補助対象経費等

ア　以下の（ア）及び（イ）の事業について、事業実施機関が事業を行う場合に事業実施主体が助成する事業に要する経費とする。

（ア）有害生物駆除事業
（イ）有害生物陸上処理事業

イ　この事業において補助対象となる洋上駆除、陸上処理の方法は、実証化試験を含む技術開発段階のものではなく普及段階のものであると認められるものでなければならない。

ウ　（イ）の事業における有効利用とは、陸揚げされた有害生物の処理を円滑に行うことを目的とし、廃棄（焼却・埋設）以外の方法で資源化することをいう。

（２）事業実施主体等

ア　事業実施主体

この事業の事業実施主体は、事業の適切な実施ができる民間団体として公募により選定された者とする。

イ　事業実施機関

この事業の事業実施機関は、漁業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業生産組合、一般社団法人、一般財団法人、地元漁民が組合員、社員又は株主となっている法人又は法人格を有しない団体であって代表者、団体の目的、団体の意思決定の機関及びその決定の方法を含んだ規約を有する団体であり、事業を確実かつ適正に実行することができると客観的に認められる者とする。

（３）事業実施計画の承認

事業実施機関は、別記様式第１号により事業実施計画を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体の作成する総合的な事業実施計画の範囲内であることを確認し、適当であると認められる場合において承認するものとする。また、これを変更する場合についても同様とする。（別記様式第２号）

（４）助成金の交付

ア　事業実施機関は、事業に要する経費について交付を受けようとする場合は、別記様式第３号により事業実施主体に対して交付申請を行うものとする。

イ　事業実施主体は、アの交付申請書の提出があった場合、その交付申請書の内容が適当であると認められるときは、予算額の範囲内において事業に要する経費を交付することができる。

ウ　事業実施機関は、事業実施主体から交付を受けた助成金に残額が生じた場合は、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。

（５）事業実績の報告

事業実施機関は、事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、別記様式第４号により事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（６）指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施機関からの報告を求めることができるものとする。

４－８－（２）　漁場機能維持管理事業のうち漁場漂流・漂着物対策促進事業のうち漁場漂流・漂着物対策促進事業

（１）事業実施主体

事業実施主体は、漁場漂流・漂着物対策促進事業（以下「事業」という。）の適切な実施ができる 民間団体として公募により選定する。

（２）事業実施者

事業実施者は、漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は特定非営利活動法人とする。

（３）事業内容

漁場において漁業者が漁業活動中に回収した漂流物等の処理に要する経費、漁業者による撤去が困難な流木などの大型漂流物等やドラム缶など内容物が不明な容器が漂流物等である場合に漁場からの回収、処理を専門業者に依頼する経費及び災害時において漁業者が漂流物等を回収、処理するために要する経費を助成する。

（４）助成

事業実施主体は、この事業の事業実施者に対し事業に要する経費を定額で助成することができるものとする。

なお、漁業者が漁業活動中に漂流物等を回収する場合は、処理に要する経費として１日一隻当たり1,000円を上限とし、災害時に漂流物等を回収する場合は、回収・処理に要する経費として１日一隻当たり50,000円を上限とする。

また、災害時において漂流物等の回収に使用する漁船は、漁業以外の用途として使用する際に必要な検査等を受けていること。

（５）災害の採択等

事業実施主体は、事業の効率的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合において、災害時に限りあらかじめ水産庁の指導を受けた上で事業に着手することができるものとする。

（注）災害としての採択の範囲

波浪(うねり又は津波を含む。)、高潮、暴風、洪水、降雨、融雪、地すべり及び地震等の異常な天然現象による災害は事業の対象となるが、次の条件に該当するものは、原則として採択できないものとする。

ア　最大風速15メートル未満の風により発生した災害

イ　暴風若しくはその余波による異常な高潮、波浪（うねりを含む。）又は津波による災害で被災の程度が比較的軽微と認められるもの

ウ　最大24時間雨量80ミリメートル未満の降雨により発生した災害

ただし、次の場合を除くものとする。

（ア）時間雨量及び連続雨量が特に大である場合

（イ）河川において警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の５割程度の水位。）以上の出水による場合

（ウ）比較的長時間にわたる融雪出水等による場合

（６）協議等

事業実施主体は、必要に応じて、水産庁に対し協議・報告を行うものとする。

５－１－（１）のア　漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち漁業担い手確保・育成対策基金事業のうち新規漁業就業者総合支援事業

（１）事業目的

就業準備段階における資金の給付を行うとともに、各地域における、漁業の就業情報の提供、漁業準備講習会や漁業就業相談会の開催、漁業を対象とした実務研修等を通じ、経験ゼロからでも就業できるようきめ細かい支援を講じることで、漁業への円滑な新規就業体制の構築を目的とする。

（２）事業実施主体

この事業の実施主体とは、（４）のア及びイの事業の総合的な実施及び調整、新規就業者対策基金の管理を行う者とする。

（３）事業実施機関

（４）のイの事業の事業実施機関は、地域協議会、漁業協同組合連合会、漁業協同組合（都道府県の区域を地域とするものに限る。）又は水産庁長官が適当と認める者とする。なお、地域協議会は、漁業協同組合連合会又は漁業協同組合等を構成員とし、この事業の実施に当たり都道府県の協力が得られなければならないものとする。

（４）事業の内容

この事業は、事業実施主体が、以下のア及びイの事業を新規就業者対策基金により行う事業（以下、この項目で「基金事業」という。）とする。また、事業実施主体は、新規就業者対策基金から、事業実施機関に助成を行うものとする。

ア　青年就業準備給付金事業

（ア）青年就業準備給付金

漁業への就業に向けて、都道府県が就業に有効と認める漁業学校等において研修を受ける者に対して給付金を給付する。

ａ　給付要件

事業実施主体は、以下の要件を満たす者に対し、基金残高の範囲内で給付金を給付する。

（ａ）漁業に就業する強い意思を有していること。

（ｂ）独立・自営就業又は雇用就業（漁業会社等に常用雇用される就業）を目指すこと。

（ｃ）研修計画が以下の基準に適合していること。

ⅰ　就業に向けて必要な技術等を習得できる研修機関であると都道府県が認めた漁業学校又は漁業学校に準ずる機関で研修を受けること

ⅱ　研修時間が概ね100時間／月又はそれ以上であり、研修期間を通して就業に必要な

技術や知識を習得すること。
iii　就業予定時の年齢が、45歳未満であること。
iv　生活費の確保を目的とした国等の他の事業による給付等を受けていないこと。

b　給付金額及び給付期間

給付の金額は、１人あたり年間150万円とし、給付期間は最長２年間とする。

c　給付金の停止

以下の事項のいずれかに該当する場合は事業実施主体は給付金の給付を停止する。

（ａ）ａの要件を満たさなくなった場合

（ｂ）研修を途中で中止した場合

（ｃ）研修を途中で休止した場合。

（ｄ）事業実施主体に対し、研修状況等の必要な報告を行わなかった場合

（ｅ）研修状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと事業実施主体が判断した場合

d　給付金の返還

以下の事項に該当する場合は給付対象者は給付金の一部又は全部を返還しなければならない。

ただし、病気や災害等やむを得ない事情として事業実施主体が認めた場合（（ｂ）のｖに該当する場合は除く。）はこの限りではない。

（ａ）一部返還

i　ｃの（ａ）から（ｃ）までに掲げる要件に該当した時点が、給付金の給付期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の給付金を月単位で返還する。

ii　ｃの（ｄ）に該当した場合は、当該報告に係る給付期間の給付金を返還する。

（ｂ）全額返還

i　ｃの（ｅ）に該当した場合

ii　研修終了後1年以内（引き続き、国等において実施する研修制度等を利用する場合は、その支援終了後１年以内）に原則45歳未満で独立・自営就業又は雇用就業しなかった場合

iii　独立・自営就業又は雇用就業を給付期間の２倍又は２年間のいずれか長い期間継続しなかった場合

iv　給付期間の２倍又は２年間のいずれか長い期間以内で就業状況の報告を行わなかった場合

v　虚偽の申請等を行った場合

（イ）事業推進事業

a　給付金の給付事務や事業の普及に資する説明会等の開催を行うものとする。

b　都道府県、漁業学校等の関係機関と連携し、給付金受給者の漁業への就業を支援し、就業後の漁業経営、漁村地域に定着していくまで、フォローするものとする。

イ　新規漁業就業者確保基金事業

（ア）漁業就業促進情報提供事業

a　協議会等の運営を行うものとする。

b　漁業就業に関する情報等の管理を行うものとする。

c　漁業労働に関する資料及び漁業就業希望者等を対象とする漁業への新規就業を促進するための資料の作成・提供を行うものとする。

d　漁業への新規就業に必要な情報・知見を習得するための講習会及び漁業実習を開催するものとする。

e　漁業就業希望者等を対象とする漁業就業相談会等、漁業就業の促進に資する説明会等の開催を通じて漁業者と漁業就業希望者とのマッチングを行うものとする。

（イ）新規就業者確保・育成支援事業

漁業就業者研修事業

（ア）のｅの漁業就業の促進に資する説明会等への参加者を主とする漁業就業希望者を対象として、漁業の就業地の環境に順応させるとともに、漁業に関する知識や漁ろう技術等を 習得させることを目的として次のａの受入機関が行うｂ及びｃの事業に対し支援するものとする。

ただし、支援の対象となる漁業就業希望者は、平成26年度当初予算により造成した基金で実施する事業にあっては平成27年３月31日までの間に、漁業就業者相談会等において、漁業者とのマッチングを経た者に限る。

a　受入機関

次の（ｂ）の機関が研修期間終了後に研修生を受け入れる意思が真にあることを確認した上で、受入機関として選定するものとする。なお、研修終了後独立（自営）を目指す研修生を受け入れる場合については（ａ）の受入機関が確認するものとする。また、意思確認は、（ａ）の受入機関の代表者が事業実施主体に漁業就業希望者の受入意思を表明する書面を提出することにより行うものとする。

（ａ）一次受入機関

漁業協同組合　その他水産庁長官が認めた団体

（ｂ）二次受入機関

（ａ）の受入機関及び（ａ）の受入機関が漁業就業希望者の希望に基づき選定した、その機関に属する漁業者及び漁業を営む法人

b　実施事業

（ａ）一次受入機関は、当該機関の代表者が適当と認める者を講師とし、地域の生活習慣や漁業に関する基礎的な知識・技能についてオリエンテーション及び漁業基礎講習を行うものとする。

（ｂ）二次受入機関は、当該機関の代表者が適当と認める者を指導員とし、漁業の実際の操業等による漁ろう技術習得等のための研修を行うものとする。

（ｃ）漁ろう技術習得の研修期間については、独立自営を目指す者は最長３年、漁業経営体への雇用就業を目指す者は最長１年とする。ただし、雇用就業を目指す者のうち遠洋・沖合漁業において船舶職員法及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第５条１項に規定する海技免許の取得を目指す者は最長２年とする。

なお、１日の研修時間は３時間以内、１か月の研修実施日は、20 日以内とする。

（ｄ）指導員は、研修生を本研修時間を含め漁業に従事させる場合は、賃金等の労働条件について合意の上、研修生に労働の対価を支払わなければならない。

c 研修生確保事業

研修生の研修に係る旅費を助成するものとする。

（ウ）技術習得支援事業

漁業に必要な技術や経理・税務、流通・加工、漁業操業の安全等の知識の習得に係る経費を助成する。

（５）対象経費の範囲

事業実施主体及び事業実施機関による基金事業の助成の対象となる経費は、事業の実施に直接必要なものとして、次のア及びイに掲げるものとする。

計画申請に当たっては、基金事業実施期間中における所要額を算出したものとなるが、実際に助成される助成金の額は、申請書類に記載された基金事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなるため、必ずしも申請額とは一致しない。

また、所要額については千円単位で計上することとする。

ア　青年就業準備給付金事業

（ア）青年就業準備給付金

（イ）事業推進費（賃金、旅費、消耗品費、その他）

イ　新規漁業就業者確保基金事業

（ア）漁業就業促進情報提供事業費

a　運営事業費（消耗品費、旅費、賃金、謝金、役務費、委託費、その他）

b　漁業就業相談会開催費（設備備品費、消耗品費、旅費、委託費、相談ブース開設費、その他）

c　漁業就業準備講習費

（ａ）講習計画費（消耗品費、旅費、謝金、その他）

（ｂ）基礎講習費（消耗品費、旅費、謝金、その他）

（イ）新規就業者確保・育成支援事業費

a　事業実施主体及び事業実施機関に係る経費（消耗品費、旅費、賃金、役務費、その他）

b　一次受入機関に係る経費（消耗品費、旅費、謝金、役務費、その他）

c　二次受入機関に係る経費（設備備品費、消耗品費、謝金、役務費、その他）

d　研修生確保事業費（旅費、その他）

（ウ）技術習得支援事業費
ａ　技術習得計画策定事業費（消耗品費、旅費、謝金、賃金、その他）
ｂ　技術習得講習費（旅費、謝金、委託費、その他）
（６）手続等
ア　新規就業者対策基金造成計画及び新規漁業就業者総合支援事業実施計画
（ア）事業実施主体は、別記様式第１号により新規就業者対策基金造成計画及び新規漁業就業者総合支援事業実施計画書を作成し、水産庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。
（イ）事業実施主体は、新規就業者対策基金造成完了後、新規漁業就業者総合支援事業計画の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、別記様式第２号により新規漁業就業者総合支援事業実施変更計画書を作成し、水産庁長官に提出し、その承認を受けなければならない。
（ウ）本事業においては、第２の１の規定は適用しないものとする。
イ　計画の承認
事業実施主体は、エの（ア）のａの（ｂ）及びエの（イ）のａの（ａ）の承認を行った場合には、その承認を行った日から30日以内に、別記様式第３号により水産庁長官に報告しなければならない。
ウ　実績報告
事業実施主体は、毎事業年度終了後60日以内に、別記様式第４号により、新規漁業就業者総合支援事業の実施状況を水産庁長官に報告するものとする。
エ　各事業ごとの手続については（ア）と（イ）のとおりとする。
（ア）青年就業準備給付金事業
ａ　研修計画の承認申請
（ａ）給付金の給付を受けようとする者は、別記様式第５号により研修計画書を作成し、申請窓口を通じて事業実施主体の承認を受けるものとする。承認を受けた研修計画を変更する場合は、別記様式第６号により、変更内容について事業実施主体の承認を受けるものとする。
（ｂ）事業実施主体は、（ａ）の申請があった場合には、研修計画の内容について審査を行うものとし、審査の結果、（４）のアの（ア）のａの要件を満たし、給付金を給付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、基金残高の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。
ｂ　給付申請
（ａ）ａの承認を受けた者は、別記様式第７号により給付申請書を作成し、申請窓口を通じて事業実施主体に給付金の給付を申請する。給付の申請は、給付対象期間中に行うことを基本とし、１年を越えて給付の申請をした場合は、当該期間の対象とはならない。
また、申請の対象となる研修は平成25年４月以降に実施する研修とし、給付申請の対象期間が半年未満の場合は、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。
（ｂ）事業実施主体は、（ａ）の申請の内容が適当であると認めた場合は給付金を給付する。給付金の給付は、特段の事情がない限り半年ごとに行う。
ｃ　研修状況報告
（ａ）給付金の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は、別記様式第８号により、研修状況報告書を申請窓口を通じて事業実施主体に提出する。提出は半年ごとに行い、給付対象期間経過後、１か月以内に行う。
（ｂ）（ａ）の報告を受けた事業実施主体は、研修機関等と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができているかどうか研修の実施状況を確認し、必要な場合には研修機関等と連携して適切な指導を行う。
ｄ　給付の中止
（ａ）受給者は、給付金の受給を中止する場合は、申請窓口を通じて事業実施主体に別記様式第９号により中止届を提出するものとする。
（ｂ）事業実施主体は、ａの中止届の提出があった場合又は（４）のアの（ア）のｃの（ａ）、（ｂ）、（ｃ）若しくは（ｄ）のいずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。
ｅ　給付の休止
（ａ）受給者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は事業実施主体に別記様式第10号により、休止届を提出するものとする。
（ｂ）（ａ）の休止届を提出した受給者が研修を再開する場合は別記様式第11号により、申請窓口を通じて事業実施主体に研修再開届を提出するものとする。

（ｃ）事業実施主体は、（ａ）の休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は、給付金の給付を中止する。

（ｄ）事業実施主体は、（ｂ）の研修再開届の提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、給付金の給付を再開する。

ｆ　研修終了後の報告

（ａ）就業報告

受給者は、研修終了後就業した場合は、別記様式第12号により、就業後30日以内に就業報告を申請窓口を通じて事業実施主体に提出しなければならないものとする。

（ｂ）継続研修

受給終了後、国等において実施する研修制度等を利用する場合（以下「継続研修」という。）は、別記様式第13号により継続研修計画を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとし、継続研修開始後1ヶ月以内に別記様式第14号により、継続研修届を事業実施主体に提出する。継続研修は、受給終了後1ヶ月以内に開始するものとし、その期間は最長３年以内とする。

また継続研修の期間中は、エの（ア）のｃの（ａ）の規定に準じて事業実施主体に研修の実施状況の報告を行わなければならないものとする。

（ｃ）住所変更報告

受給者は、給付開始から就業後、給付期間の２倍又は２年間のいずれか長い期間内に、居住地を転居した場合は、転居後30日以内に別記様式第15号により、住所変更届を直接事業実施主体に提出しなければならない。

（ｄ）就業状況報告

ⅰ　受給者は、別記様式第16号により、就業後、給付期間の２倍又は２年間のいずれか長い期間、毎年７月末及び１月末までにその直前の６か月間の就業状況報告を直接事業実施主体に提出する。

ⅱ　事業実施主体は、（ａ）の提出のあった受給者の就業状況を、給付期間の２倍又は２年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

ｇ　返還免除

（ａ）受給者は、（４）のアの（ア）のｄに至った事由が病気や災害等やむを得ない事情に該当する場合は別記様式第17号により、返還免除申請を申請窓口を通じて事業実施主体に提出するものとする。

（ｂ）事業実施主体は、（ａ）の申請内容が妥当と認められる場合は給付金の返還を免除することができる。

ｈ　申請窓口

研修予定の漁業学校等若しくは当該漁業学校等が所在する都道府県庁又は当該研修生が就業予定の漁協が窓口となり、申請書等を事業実施主体に送付することとし、給付金については、事業実施主体から受給者に給付するものとする。

ｉ　情報の共有

事業実施主体は、受給者のフォローアップのための給付金の給付情報等を集約し、必要に応じて本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

（イ）新規漁業就業者確保基金事業

ａ 事業実施計画の承認

（ａ）事業実施機関は、別記様式第18号により新規漁業就業者確保基金事業実施計画を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体の作成する基金事業実施計画の範囲内であることを確認し、適当であると認められる場合において承認するものとする。承認を受けた新規漁業就業者確保基金事業実施計画を変更する場合は、別記様式第19号により、変更内容について事業実施主体の承認を受けるものとする。

（ｂ）事業実施主体が（ａ）の承認（承認を受けた新規漁業就業者確保基金事業実施計画の変更承認を除く。）を行うことができる期限は、平成26年度当初予算により造成した基金で実施する事業にあっては平成27年３月31日までの間とする。

ｂ 助成金の申請

（ａ）事業実施機関は、新規漁業就業者確保基金事業に要する経費について助成を受けようとする場合は、別記様式第20号により、事業実施主体に対して助成申請を行うものとする。

（ｂ）事業実施主体は、（ａ）の助成申請書の提出があった場合、その助成申請書の内容が適当

であると認められるときは、新規漁業就業者確保基金事業に要する経費を助成することができる。

（ｃ）ａの（ａ）により、事業実施計画の変更の承認を受け、助成金額に変更が生じた場合には、別記様式第21号により、事業実施主体に助成金変更申請を行うものとする。

（ｄ）事業実施機関は、事業実施主体から助成を受けた助成金に残額が生じた場合は、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。

ｃ 助成金の概算払

（ａ）事業実施機関は、新規漁業就業者確保基金事業の円滑な運営に必要な場合、助成金の概算払いを行うことができる。

（ｂ）事業実施機関が概算払いを受けようとするときは、別記様式第22号により事業実施主体に請求を行い、事業実施主体はこれを審査の上、適当であると認められる場合において助成金の概算払いを行うものとする。

ｄ 事業実績の報告

事業実施機関は、新規漁業就業者確保基金事業を実施した事業年度における当該事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、別記様式第23号により新規漁業就業者確保基金事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（７）事業の委託

事業実施主体及び事業実施機関は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（８）基金の管理等

ア 事業実施主体は、新規就業者対策基金を適正に管理するため、他の業務に係る資金と区分して経理し、新規漁業就業者総合支援事業勘定を設けるものとする。

イ 事業実施主体は、新規漁業就業者総合支援事業勘定の管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、新規漁業就業者総合支援事業勘定の中から支弁することができるものとする。

ウ 新規就業者対策基金の運用から生ずる果実は、新規漁業就業者総合支援事業勘定に繰り入れるほか、別記様式第24号により、毎年度水産庁長官の承認を得て、事業実施主体の事業運営費に充てることができるものとする。

エ 事業実施主体は、（６）のエの（イ）のｂの（ｄ）により返還された助成金については、新規漁業就業者総合支援事業勘定に繰り入れて運用するものとする。

（９）指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施機関からの報告を求めることができるものとする。

(10) 助成完了の報告、新規就業者対策基金の清算及び返還等

ア 事業実施主体は、実施要領第５の２の規定に基づき、新規就業者対策基金の助成が全て完了した場合は、別記様式第25号により、水産庁長官に報告するものとする。

イ 事業実施主体は、この通知により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに新規就業者対策基金の清算を行い、別記様式第26号により、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、新規就業者対策基金に残額が生じているときは、事業実施主体は当該残額を国庫に返還するものとする。

また、交付要綱第27に規定する場合のほか、この通知により実施する事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、事業実施主体は、当該基金残額を国庫に返還するものとする。なお、国庫へ返還する額は、新規就業者対策基金のうち国庫補助金相当額（法定果実を含む。）を上限とする。

(11) その他

この通知に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

５－１－（２） 漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち新規漁業就業者総合支援事業

（１）事業目的

就業準備段階における資金の給付を行うとともに、各地域における、漁業の就業情報の提供、漁業準備講習会や漁業就業相談会の開催、漁業を対象とした実務研修等を通じ、経験ゼロからでも就業できるようきめ細かい支援を講じることで、漁業への円滑な新規就業体制の構築を目的とする。

（２）事業実施主体

この事業の実施主体とは、（４）のア及びイの事業の総合的な実施及び調整を行うとともに、（４）のイの事業を実施する事業実施機関に助成を行う者とする。

（３）事業実施機関

（４）のイの事業を実施する事業実施機関とは、地域協議会、漁業協同組合連合会、漁業協同組合（都道府県の区域を地域とするものに限る。）又は水産庁長官が適当と認める者とする。なお、地域協議会は、漁業協同組合連合会又は漁業協同組合等を構成員とし、この事業の実施に当たり都道府県の協力が得られなければならないものとする。

（４）事業の内容

ア　青年就業準備給付金事業

（ア）青年就業準備給付金

漁業への就業に向けて、都道府県が就業に有効と認める漁業学校等において研修を受ける者に対して給付金を給付する。

a　給付要件

事業実施主体は、以下の要件を満たす者に対し、補助金残高の範囲内で給付金を給付する。

（ａ）漁業に就業する強い意思を有していること。

（ｂ）独立・自営就業又は雇用就業（漁業会社等に常用雇用される就業）を目指すこと。

（ｃ）研修計画が以下の基準に適合していること。

ⅰ　就業に向けて必要な技術等を習得できる研修機関であると都道府県が認めた漁業学校又は漁業学校に準ずる機関で研修を受けること

ⅱ　研修時間が概ね100時間／月又はそれ以上であり、研修期間を通して就業に必要な技術や知識を習得すること

ⅲ　就業予定時の年齢が、45歳未満であること

ⅳ　生活費の確保を目的とした国等の他の事業による給付等を受けていないこと

b　給付金額及び給付期間

給付の金額は、１人あたり年間150万円とし、給付期間は最長２年間とする。

c　給付金の停止

以下の事項のいずれかに該当する場合は事業実施主体は給付金の給付を停止する。

（ａ）ａの要件を満たさなくなった場合

（ｂ）研修を途中で中止した場合

（ｃ）研修を途中で休止した場合

（ｄ）事業実施主体に対し、研修状況等の必要な報告を行わなかった場合

（ｅ）研修状況の現地確認等により、適切な研修を行っていないと事業実施主体が判断した場合

d　給付金の返還

以下の事項に該当する場合は給付対象者は給付金の一部又は全部を返還しなければならない。

ただし、病気や災害等やむを得ない事情として事業実施主体が認めた場合（（ｂ）のｖに該当する場合は除く。）はこの限りではない。

（ａ）一部返還

ⅰ　ｃの（ａ）から（ｃ）までに掲げる要件に該当した時点が、給付金の給付期間中である場合にあっては、残りの対象期間の月数分（当該要件に該当した月を含む。）の給付金を月単位で返還する。

ⅱ　ｃの（ｄ）に該当した場合は、当該報告に係る給付期間の給付金を返還する。

（ｂ）全額返還

ⅰ　ｃの（ｅ）に該当した場合

ⅱ　研修終了後1年以内（引き続き、国等において実施する研修制度等を利用する場合は、その支援終了後１年以内）に原則45歳未満で独立・自営就業又は雇用就業しなかった場合

ⅲ　独立・自営就業又は雇用就業を給付期間の２倍又は２年間のいずれか長い期間継続しなかった場合

ⅳ　給付期間の２倍又は２年間のいずれか長い期間以内で就業状況の報告を行わなかった場合

ⅴ　虚偽の申請等を行った場合

（イ）事業推進事業

a　給付金の給付事務や事業の普及に資する説明会等の開催を行うものとする。

b　都道府県、漁業学校等の関係機関と連携し、給付金受給者の漁業への就業を支援し、就業後の漁業経営、漁村地域に定着していくまで、フォローするものとする。

イ　新規漁業就業者確保事業

（ア）漁業就業促進情報提供事業

a　協議会等の運営を行うものとする。

b　漁業就業に関する情報等の管理を行うものとする。

c　漁業労働に関する資料及び漁業就業希望者等を対象とする漁業への新規就業を促進するための資料の作成・提供を行うものとする。

d　漁業への新規就業に必要な情報・知見を習得するための講習会及び漁業実習を開催するものとする。

e　漁業就業希望者等を対象とする漁業就業相談会等、漁業就業の促進に資する説明会等の開催を通じて漁業者と漁業就業希望者とのマッチングを行うものとする。

（イ）新規就業者確保・育成支援事業

a　漁業就業者研修事業

（ア）のｅの漁業就業の促進に資する説明会等への参加者を主とする漁業就業希望者を対象として、漁業の就業地の環境に順応させるとともに、漁業に関する知識や漁ろう技術等を習得させることを目的として、次の（ａ）の受入機関が行う（ｂ）の事業に対し支援するものとする。

（ａ）受入機関

次のⅱの受入機関が研修期間終了後に研修生を受け入れる意思が真にあることを確認した上で、受入機関として選定するものとする。なお、研修終了後、独立（自営）を目指す研修生を受け入れる場合については、ｉの受入機関が確認するものとする。また、意思確認は、ｉの受入機関の代表者が事業実施主体に漁業就業希望者の受入意思を表明する書面を提出することにより行うものとする。

ⅰ　一次受入機関

漁業協同組合　その他水産庁長官が認めた団体

ⅱ　二次受入機関

ｉの受入機関及びｉの受入機関が漁業就業希望者の希望に基づき選定した、当該機関に属する漁業者及び漁業を営む法人

（ｂ）実施事業

ⅰ　一次受入機関は、当該機関の代表者が適当と認める者を講師とし、地域の生活習慣や漁業に関する基礎的な知識・技能についてオリエンテーション及び漁業基礎講習を行うものとする。

ⅱ　二次受入機関は、当該機関の代表者が適当と認める者を指導員とし、漁業の実際の操業等による漁ろう技術習得等のための研修を行うものとする。

ⅲ　漁ろう技術習得の研修期間については、独立（自営）を目指す者は最長３年、漁業経営体への雇用就業を目指す者は最長１年とする。ただし、雇用就業を目指す者のうち遠洋・沖合漁業において船舶職員法及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第５条第１項に規定する海技免許の取得を目指す者は最長２年とする。なお、１日の研修時間は３時間以内、１か月の研修実施日は20 日以内とする。

ⅳ　指導員は、研修生を本研修時間を含め漁業に従事させる場合は、賃金等の労働条件について合意の上、研修生に労働の対価を支払わなければならない。

b　研修生確保事業

研修生の研修に係る旅費を助成するものとする。

c　新規就業者数等調査事業

漁業への新規就業の実態を把握するため、漁業協同組合や都道府県等に対し、次の項目について調査し、結果の分析を行うものとする。

（ａ）新規就業者の概要（年齢階層別、就業形態別、男女別の新規就業者数等）

（ｂ）就業の状況

（ｃ）漁業に就業する直前の状況

（ｄ）就業前の研修の有無

（ｅ）就業先で主に従事している漁業種類

（ｆ）その他新規就業者の動向の把握に必要な項目

（ウ）技術習得支援事業

漁業に必要な技術や経理・税務、流通・加工、漁船操業の安全等の知識の習得に係る経費を助成する。

（５）対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、本事業の実施に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもののみとし、以下の経費が該当する。

ア　青年就業準備給付金事業

（ア）青年就業準備給付金事業費（青年就業準備給付金）

（イ）事業推進事業費（賃金、消耗品費、旅費、その他）

イ　新規漁業就業者確保事業

（ア）漁業就業促進情報提供事業

ａ　就労推進計画策定事業費（消耗品費、その他）

ｂ　確保育成推進地方指導費（旅費）

ｃ　求人開拓及び意識啓発活動費（賃金、その他）

ｄ　就業情報管理・提供費（賃金、消耗品費、旅費、役務費、委託費、その他）

ｅ　漁業就業相談会開催費（消耗品費、旅費、委託費、相談ブース開設費、その他）

ｆ　漁業就業準備講習

（ａ）講習計画費（消耗品費、旅費、謝金、その他）

（ｂ）基礎講習費（消耗品費、旅費、謝金、その他）

（イ）新規就業者確保・育成支援事業

ａ　漁業就業者研修事業

（ａ）受入計画策定指導費（賃金、消耗品費、旅費、その他）

（ｂ）一次受入機関に係る経費（消耗品費、旅費、謝金、役務費、その他）

（ｃ）二次受入機関に係る経費（設備備品費、消耗品費、謝金、役務費、その他）

ｂ　研修生確保事業費（旅費、その他）

ｃ　新規就業者数等調査事業費（賃金、消耗品費、旅費、役務費、委託費、その他）

（ウ）技術習得支援事業

ａ　資格取得計画策定事業費（賃金、消耗品費、旅費、謝金、その他）

ｂ　経営能力等取得講習費（旅費、謝金、委託費、その他）

（６）手続等

各事業ごとの手続についてはア及びイのとおりとする。

ア　青年就業準備給付金事業

（ア）研修計画の承認申請

ａ　給付金の給付を受けようとする者は、別記様式第１号により研修計画書を作成し、申請窓口を通じて事業実施主体の承認を受けるものとする。承認を受けた研修計画を変更する場合は、別記様式第２号により、変更内容について事業実施主体の承認を受けるものとする。

ｂ　事業実施主体は、ａの申請があった場合には、研修計画の内容について審査を行うものとし、審査の結果、（４）のアの（ア）のａの要件を満たし、給付金を給付して研修の実施を支援する必要があると認めた場合は、補助金残高の範囲内で研修計画を承認し、審査の結果を申請した者に通知する。

（イ）給付申請

ａ　（ア）の承認を受けた者は、別記様式第３号により給付申請書を作成し、申請窓口を通じて事業実施主体に給付金の給付を申請する。給付の申請は、給付対象期間中に行うことを基本とする。

また、申請の対象となる研修は平成27年４月以降に実施する研修とし、給付申請の対象期間が半年未満の場合は、申請の額は研修期間を月割にして算出するものとする。

ｂ　事業実施主体は、ａの申請の内容が適当であると認めた場合は給付金を給付する。給付金の給付は、特段の事情がない限り半年ごとに行う。

（ウ）研修状況報告

ａ　給付金の給付を受けた者（以下「受給者」という。）は、別記様式第４号により、研修状況報告書を申請窓口を通じて事業実施主体に提出する。提出は半年ごとに行い、給付対象期間経過後、１か月以内に行う。

b　aの報告を受けた事業実施主体は、研修機関等と協力し、研修計画に即して必要な技能の習得ができているかどうか研修の実施状況を確認し、必要な場合には研修機関等と連携して適切な指導を行う。

（エ）給付の中止

a　受給者は、給付金の受給を中止する場合は、申請窓口を通じて事業実施主体に別記様式第５号により中止届を提出するものとする。

b　事業実施主体は、aの中止届の提出があった場合又は（４）のアの（ア）のcの（a）、（b）、（c）若しくは（d）のいずれかに該当する場合は、給付金の給付を中止する。

（オ）給付の休止

a　受給者は、病気などのやむを得ない理由により研修を休止する場合は事業実施主体に別記様式第６号により、休止届を提出するものとする。

b　aの休止届を提出した受給者が研修を再開する場合は別記様式第７号により、申請窓口を通じて事業実施主体に研修再開届を提出するものとする。

c　事業実施主体は、aの休止届の提出があり、やむを得ないと認められる場合は、給付金の給付を休止する。なお、やむを得ないと認められない場合は、給付金の給付を中止する。

d　事業実施主体は、bの研修再開届の提出があり、適切に研修することができると認められる場合は、給付金の給付を再開する。

（カ）研修終了後の報告

a　就業報告

受給者は、研修終了後就業した場合は、別記様式第８号により、就業後30日以内に就業報告を申請窓口を通じて事業実施主体に提出しなければならないものとする。

b　継続研修

受給終了後、国等において実施する研修制度等を利用する場合（以下「継続研修」という。）は、別記様式第９号により継続研修計画を作成し、事業実施主体の承認を受けるものとし、継続研修開始後1ヶ月以内に別記様式第10号により、継続研修届を事業実施主体に提出する。継続研修は、受給終了後1ヶ月以内に開始するものとし、その期間は最長３年以内とする。

また継続研修の期間中は、（ウ）のaの規定に準じて事業実施主体に研修の実施状況の報告を行わなければならないものとする。

c　住所変更報告

受給者は、給付開始から就業後、給付期間の２倍又は２年間のいずれか長い期間内に、居住地を転居した場合は、転居後30日以内に別記様式第11号により、住所変更届を直接事業実施主体に提出しなければならない。

d　就業状況報告

（a）受給者は、別記様式第12号により、就業後、給付期間の２倍又は２年間のいずれか長い期間、毎年７月末及び１月末までにその直前の６か月間の就業状況報告を直接事業実施主体に提出する。

（b）事業実施主体は、aの提出のあった受給者の就業状況を、給付期間の２倍又は２年間のいずれか長い期間、半年ごとに確認する。

（キ）返還免除

a　受給者は、（４）のアの（ア）のdに至った事由が病気や災害等やむを得ない事情に該当する場合は別記様式第13号により、返還免除申請を申請窓口を通じて事業実施主体に提出するものとする。

b　事業実施主体は、aの申請内容が妥当と認められる場合は給付金の返還を免除することができる。

（ク）申請窓口

研修予定の漁業学校等若しくは当該漁業学校等が所在する都道府県庁又は当該研修生が就業予定の漁協が窓口となり、申請書等を事業実施主体に送付することとし、給付金については、事業実施主体から受給者に給付するものとする。

（ケ）情報の共有

事業実施主体は、受給者のフォローアップのための給付金の給付情報等を集約し、必要に応じて本事業に関わる関係機関の間で当該情報を共有する。

イ　新規漁業就業者確保事業

（ア）事業実施計画の承認

事業実施機関は、別記様式第14号により新規漁業就業者確保事業実施計画を作成し、事業

実施主体の承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体の作成する事業実施計画の範囲内であることを確認し、適当であると認められる場合において承認するものとする。承認を受けた新規漁業就業者確保事業実施計画を変更する場合は、別記様式第15号により、変更内容について事業実施主体の承認を受けるものとする。

（イ）助成金の申請

a　事業実施機関は、新規漁業就業者確保事業に要する経費について助成を受けようとする場合は、別記様式第16号により、事業実施主体に対して助成申請を行うものとする。

b　事業実施主体は、ａの助成申請書の提出があった場合、その助成申請書の内容が適当であると認められるときは、新規漁業就業者確保事業に要する経費を助成することができる。

c　（ア）により、事業実施計画の変更の承認を受け、助成金額に変更が生じた場合には、別記様式第17号により、事業実施主体に助成金変更申請を行うものとする。

d　事業実施機関は、事業実施主体から助成を受けた助成金に残額が生じた場合は、当該残額を事業実施主体に返還するものとする。

（ウ）助成金の概算払

a　事業実施機関は、新規漁業就業者確保事業の円滑な運営に必要な場合、助成金の概算払いを行うことができる。

b　事業実施機関が概算払いを受けようとするときは、別記様式第18号により事業実施主体に請求を行い、事業実施主体はこれを審査の上、適当であると認められる場合において助成金の概算払いを行うものとする。

（エ）事業実績の報告

事業実施機関は、新規漁業就業者確保事業の成果等について、事業終了後遅滞なく、別記様式第19号により新規漁業就業者確保事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（７）事業の委託

事業実施主体及び事業実施機関は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（８）指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施機関からの報告を求めることができるものとする。

（９）その他

この通知に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別に定めるものとする。

５－１－（５）のイ　漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業のうち経営発展等取組支援事業

（１）機器の購入、設置等における利益提供の防止

事業実施団体は、機器の購入、設置等において次に掲げる者に利益が発生しないようにしなければならない。

ア　事業実施団体の構成員

イ　事業実施団体又はその構成員の子会社その他の関係団体

７－１　国産水産物流通促進事業

（１）事業の目的

水産物は「水揚げ量の変動が大きい」「多種類で大小の魚が水揚げされる」「鮮度劣化が激しい」などの特徴があるが、これらを十分に反映した流通が行われておらず、水揚げされた水産物が定量・定質等の実需者ニーズに合わず流通に乗らない、流通しても「食べやすさ」「鮮度」などが消費者ニーズに合わず十分な量が消費されない、もしくは価値に見合った価格がつかないなど、「国産水産物の流通の目詰まり」（以下、「目詰まり」という。）を起こしている。こうした目詰まりを解消し国産水産物の流通を促進するための取組に対して支援を行うものとする。

（２）事業の内容等

目詰まりの解消を図るために、国産水産物流通促進センター（以下、「センター」という。）は、全国を対象にア及びイの全ての事業を一体的に実施するものとする。

なお、センターは、事業を実施しようとするときは、別記様式第１号により、その事業年度の事業実施計画を作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様と

する。

ア　流通促進情報事業

（ア）販売ニーズや産地情報等の共有化

水産物の流通の川上（産地）から川下（消費地）までの関係者が、目詰まりの解消を図るために販売ニーズや産地情報等を収集し共有するためのネットワークシステムを構築し、運用するものとする。

（イ）流通の各段階への指導

目詰まりの解消に取組もうとしている者に対し適時に的確なアドバイス等を行う者を選任し、それらからなる水産物流通促進チームを設置するものとする。

（ウ）水産物の知識普及等のセミナー・研修

消費者、水産物の生産者、流通業者、加工業者等に向けて水産物の生産、流通、加工、調理、栄養成分、機能等に関する知識・技術の普及等を行うための研修・セミナーを実施するものとする。

イ　流通促進取組支援事業

（ア）事業の内容

センターが、目詰まり解消の実証を行う取組を公募し、センターが設置する事業推進評価委員会において、以下のa、bに基づき審査を行うものとする。審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、センターは支援対象となる目詰まり解消プロジェクト（以下、「プロジェクト」という。）に対して、以下の c に基づき助成金を交付するものとする。また、プロジェクトの実証内容や結果については、実績報告書等を基にセンターは（２）のアの（ア）の仕組み等の中で公表するものとする。

a　プロジェクト実施者

プロジェクト実施者は、センターによる指導を受けた水産物の生産者、流通業者、加工業者、それらの団体その他水産庁長官が特に目詰まり解消の実証の取組を行う者と認めた者。

b　プロジェクトの要件

支援対象となるプロジェクトの要件は、以下の（a）から（c）の全てを満たすこととする。

(a) 目詰まり解消の実証を行う取組であること

(b) 原材料、製品、技術、工程、集出荷方法、販売方法等のうち１つ以上において新規性や先進性を有していること

(c) 対象魚種の流通の状況、プロジェクトによる流通量の増加見込み等から実証効果が十分な取組であること

c　補助対象経費及び補助率

以下の（a）から（j）のうち、プロジェクトに必要と認められる実証の範囲の経費を助成対象経費とし、助成対象経費の１／２を上限として助成金を交付するものとする。

(a) 水産物の加工のために必要な機器、資材
（水産物の処理・加工機器、冷凍・冷蔵・貯蔵機器、衛生管理機器、包装用機器、パレット等）

(b) 水産物の集出荷貯蔵販売等の流通に必要な機器、資材
（水産物の選別機器、冷凍・冷蔵機器、検査機器、衛生管理機器、出荷用機器、出荷用資材、販促資材、鮮度保持容器等）

(c) 水産物の買取に要する借入金の金利
（水産物の買取代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後７日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利）

(d) 水産物の販売受託に要する借入金の金利
（水産物の仮払代金の支払の日から販売代金の受取りの日又は販売後７日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払に充てるための借入金に要する金利）

(e) 冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費
（水産物の冷蔵庫等の保管料、冷蔵庫等の入出庫料等）

(f) 加工経費
（一次加工等に要する経費）

(g) 運送経費

(h) 産地市場に設置する放射能測定機器

(i) 産地市場における水域表示を行うためのシステム改修経費

(j) その他、プロジェクトの実行のために水産庁長官が必要と認めた経費

（イ）助成期間

助成期間については、プロジェクトの内容及び実証の度合いに応じて最長３ヶ年度助成を受けることができるものとする。ただし、その場合においても、毎年度公募に参加するものとし、したがって、２ヶ年度目（次年度）以降の助成継続を保証するものではない。

（ウ）手続

a　助成要領の作成

センターは、事業開始後速やかに流通促進取組支援事業の助成要領及び申請様式を作成し、別記様式第２号により水産庁長官の承認を得なければならない。

b　目詰まり解消プロジェクト計画の承認

(a) プロジェクト実施者は、別途センターの定める様式により目詰まり解消プロジェクト計画書（以下、「計画書」という。）を作成し、センターに提出するものとする。

(b) センターは学識経験者、有識者、専門家等からなる事業推進評価委員会を開催し、計画書に基づいて審査を行い、審査結果を別記様式第３号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。

(c) 承認されたプロジェクト実施者は、センターに対し助成金の交付申請を行い、センターが適当と認める場合に、プロジェクト実施者に助成決定する旨の通知を行うものとする。

c　助成金の概算払

プロジェクト実施者は、概算払を受けようとする場合には、別途センターが定める様式により概算払請求を行い、センターは、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

d　事業実績の報告及び助成金の精算払

(a) プロジェクト実施者は事業終了後遅滞なく、別途センターが定める様式により目詰まり解消プロジェクト実績報告書を作成し、センターに提出するとともに、別途センターが定める精算払請求書により、センターに助成金の交付を申請するものとする。

(b) センターは、目詰まり解消プロジェクト実績報告書の内容を審査し、適切と認められた場合には、助成金の額を確定し、プロジェクト実施者に対して助成金を支払うものとする。

e　助成対象経費について

プロジェクト実施者は、この事業により取得した機器等や、助成対象の経費については、センターによる指導監督の下、財産管理台帳及び管理規定を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適切な管理が図られるようにするものとする。

７－２－（１）　国産水産物安定供給セーフティネット事業のうち需給変動調整事業

（１）事業実施主体及び事業の内容

ア　事業実施主体

この事業の事業実施主体は、事業の適切な実施ができる民間団体として公募により選定された者（以下この項目において「選定団体」という。）及び公益財団法人水産物安定供給推進機構（以下この項目において「機構」という。）とする。

イ　選定団体の事業内容

選定団体は、漁業生産者団体等が産地価格の低落時に漁業者から一定の価格で買い取られた水産物（漁業者から販売を受託したものを含む。）及びその加工品を調整保管の上、主要消費地等において消費地価格の安定に資するよう放出する需給変動調整事業に対する助成及びこれに附帯する事務を行うものとする。

ウ　機構の事業内容及び基本財産の管理等

（ア）機構は、平成26年度予算までの予算により造成された国産水産物需給変動調整事業助成資金（以下この項目において「助成資金」という。）により、漁業生産者団体等が産地価格の低落時に漁業者から一定の価格で買い取られた水産物（漁業者から販売を受託したものを含む。）及びその加工品を調整保管の上、主要消費地等において消費地価格の安定に資するよう放出する需給変動調整事業に対する助成及び選定団体が実施する需給変動調整事業において当該年度の国庫補助金を超えた金額について助成金の交付並びにこれに附帯する事務を行うものとする。

（イ）機構は、（ア）に規定するもののほか、次の事業を行うものとする。

a　需給変動調整事業及び選定団体が実施する需給変動調整事業の実施により損失が生じた場合、当該事業を安定的かつ継続的に実施するのに必要な資金の貸付け

b　需給変動調整事業及び選定団体が実施する需給変動調整事業の重点的かつ効果的な実施を

図る上で特に必要がある場合、主要水産物について買取りを行うのに必要な資金の貸付け

c　需給変動調整事業及び選定団体が実施する需給変動調整事業の実施により損失が生じた場合において、イの（イ）の規定に基づき造成された資金による当該損失に対する補てん

d　ａからｃまでの事業に附帯する業務

（ウ）基本財産の管理等

a　機構の基本財産（以下「基本財産」という。）は、国からの補助金及び漁業者団体等からの拠出金とする。

b　基本財産については、交付要綱第30の規定に準じて運用・管理するものとする。

c　機構は、ａに規定するもののほか、ウの（イ）のｃの事業に要する経費をまかなうため、需給変動調整事業及び選定団体が実施する需給変動調整事業を実施する漁業生産者団体等（以下「事業実施者」という。）からの（５）のウの規定に基づく積立てによって資金（以下この項目において「補てん金交付資金」という。）を造成するものとする。

d　機構は、基本財産を処分し、又は担保に供してはならないものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、農林水産大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができるものとする。

e　基本財産の運用により生じた利益は、機構の管理運営に要する経費に充てるものとする。

f　機構は、助成資金、ウの（イ）のａ、ｂの事業に要する経費をまかなうための資金（以下この項目において「貸付資金」という。）及び補てん金交付資金をそれぞれ他の資金と区分して経理するものとし、その管理については、交付要綱第28の規定により行うものとする。

また、機構は、交付要綱第26の規定に基づき、国からの補助金相当額を公表するものとする。

g　機構は、助成資金、貸付資金及び補てん金交付資金を、交付要綱第30の規定により運用するものとする。この場合において、助成資金の運用については、助成の趣旨にかんがみ短期運用を行うものとする。

h　機構は、助成資金、貸付資金及び補てん金交付資金の運用により生じた利益を、それぞれの資金勘定に繰り入れるほか、水産庁長官の承認を受けて機構の管理運営に要する経費に充てることができるものとする。

i　機構は、貸付資金のうち、国が助成した額を超える額については、その一部を、水産庁長官の承認を受けて、基本財産に繰り入れることができるものとする。

j　機構は、交付要綱第27に規定する場合のほか、この通知により実施する事業の全てが完了し、又は機構が解散した場合において、基本財産、助成資金及び貸付資金について残額が生じているときは、国が助成した額（法定果実を含む。）の範囲内で国庫に返納するものとする。

また、交付要綱第27に規定する場合のほか、この通知により実施する事業のすべてが完了する前であっても、助成資金及び貸付資金について、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準（平成18年８月15日閣議決定）」３の（４）アを準用し使用する見込みのない残額が生じたときには、国が助成した額（法定果実を含む。）の範囲内で国庫に返納するものとする。

（２）需給変動調整事業の実施

ア　対象水産物

この事業の対象とする水産物は、別表第１の対象水産物の欄に掲げるものとする。ただし、漁況、水産物の消費の動向その他の事情により必要のある場合には、水産庁長官は以下の基準を考慮の上、新たに対象水産物を追加することができるものとする。

（ア）年間国内生産量が安定的に１万トン以上あること

（イ）国産シェアが生産時期に65％以上となること

（ウ）消費が全国規模であること

（エ）生産者への市況情報の提供等、需要に応じた生産の取組が行われていること

（オ）給餌養殖が主体でないこと

（カ）生鮮流通が主体でないこと

イ　事業実施者

事業実施者は、別表第１の事業実施者の欄に掲げる者とする。ただし、事業実施主体が必要と認める場合には、水産庁長官の承認を得て新たに事業実施者を追加することができるものとする。

ウ　事業の仕組み

（ア）対象水産物の買取契約等の締結

事業実施者は、事業開始に当たり、エの（ア）の規定により水産庁長官の承認を受けた事業実施計画に基づき、エの（イ）の加工業者（冷凍業者及び加工、冷凍を行う水産業協同組合を含む。以下（２）において同じ。）及び必要に応じて漁業生産者とその生産した対象水産物を買い取る契約（販売受託にあっては、漁業生産者とその生産した漁獲物の販売を受託する契約。以下（２）において「買取契約等」という。）を締結するものとする。

（イ）対象水産物の買取り等

ａ　事業実施者は、（ア）の契約に基づき、主要生産地における対象水産物の原料魚の市況がエの（ア）の規定により承認を得た買取価格帯（以下（２）において「買取価格帯」という。）の上限値を下回り、又はそのおそれがある場合（以下（２）において「市況低迷時」という。）に加工業者が買取価格帯の価格で当該対象水産物の原料魚を買い取り、必要に応じて選別・凍結等を施した対象水産物（原料魚について市況低迷時に買取価格帯の価格で買い取った旨の市場卸売人による証明のあるものに限る。）について、買取価格帯の下限値を下回らない価格で買い取るものとする。ただし、事業の実効のある運営を期するため必要がある場合には、事業実施者は、漁業生産者から船上等凍結品等を直接又は市場を通して買い取り又は販売受託することができるものとする。この場合、販売受託については、買取価格帯の価格と同等の価格で仮仕切するものとし、その仮仕切額を基に仮払いすることができるものとする。

ｂ　事業実施者は、ａにより買取りを行った場合において、市況低迷時に買取価格帯の価格で買い取った旨を証する書類又は販売受託により買取価格帯の価格と同等の価格で仮仕切をした旨を証する書類を得ておくものとする。

ｃ　事業実施者が、乾のりを買い取る場合は、（ア）の契約に基づき、買取契約の相手方である漁協等（漁業協同組合又はその連合会をいう。以下（２）において同じ。）からその組合員の共同販売事業として産地において行う入札販売に付託された乾のりを入札において買い取る方法によるものとし、エの（ア）の規定により承認を得た買取価格帯の価格で買い取った旨を証する書類を得ておくものとする。

（ウ）対象水産物の保管等

ａ　事業実施者は、（イ）により買い取り又は販売受託した対象水産物をエの（イ）の冷蔵庫等（乾のりにあっては品質管理の上で特に必要がある場合を除き倉庫をいう。以下（２）において同じ。）において、調整保管するものとし、その保管に当たっては、その入出庫及び保管の状況に関する関係書類を整理して常にその内容を明らかにしておくものとする。

ｂ　事業実施者は、ａにより保管している対象水産物について簡易な加工をすることができるものとし、その加工に当たっては、その入出庫、製品生産量及び加工の状況に関する関係書類を整理して常にその内容を明らかにしておくものとする。

（エ）対象水産物の放出

ａ　事業実施者は、その保管する対象水産物について、原則として、買取期間（買取りの開始予定月からその完了予定月までの期間をいう。以下（２）において同じ。）以外の時期に消費者及び需要者の価格の安定に資するように販売するものとする。ただし、この事業の実効ある運営を期するため必要がある場合には、次のいずれかの基準に基づき、買取期間においても販売できるものとする。

（ａ）対象水産物の過去における水揚げの状況又は買取期間中に当該対象水産物を主として漁獲する漁業に係る特定資源管理の内容等からして、買取期間中であっても地域又は全国における水揚げが大幅に減少する期間であるとして、あらかじめ、事業実施計画において買取期間中の販売を定め、その承認を得た場合

（ｂ）事業開始後に休漁等により、地域又は全国において連続した一定期間水揚げが途絶えることを想定し、あらかじめ、事業実施計画において買取期間中の販売を定め、その承認を得た場合

（ｃ）水産加工業者、魚類養殖業者等の経営の安定を図る観点から、買取期間中であっても次に掲げる要件を満たした者に対する販売であるとして、あらかじめ、事業実施基準及び事業実施計画において買取期間中の販売先等を定め、水産庁長官の承認を得た場合

ｉ　販売された対象水産物を、自らが加工向け又は漁業用餌料向けとして使用すること

ⅱ　販売された対象水産物を、共同購入の一環として水産業協同組合が指定する実需者に対して、加工向け又は漁業用餌料向けとして水産業協同組合が指定する用途により販売すること

ｂ　ａにより放出を行う場合において、加工向けさば・さんま・いわし・あじは、水産加工業者の経営の安定に配慮しつつ放出するものとし、事業実施者はその放出に当たっては、放出

先の加工業者が食用加工向けとして利用するよう用途を指定するものとする。
また、漁業用餌料向けさば・さんま・いわし・あじは、魚類養殖業者等の経営の安定に配慮しつつ放出するものとし、事業実施者はその放出に当たっては、放出先の魚類養殖業者等が漁業用餌料向けとして利用するよう用途を指定するものとする。

c　水産庁長官は、対象水産物の価格が著しく高騰し、又はそのおそれがある場合には、事業実施者に対し、その保管する対象水産物の放出を指示することができるものとする。

エ　事業の実施

（ア）事業実施計画等の作成

a　事業実施者は、事業の実施に当たり、当該年度の国庫補助金において事業を実施する場合には当該年度における国庫補助金の範囲内において、助成資金により事業を実施する場合には、助成資金の残高の範囲内において、助成対象経費が、適正な事業の実施の範囲内でなるべく廉価になるよう努めつつ、（ａ）から（ｇ）までの事項に関する事業実施基準、対象水産物の買取り、保管、加工及び販売に係る事業実施計画及びウの（ア）の買取契約等の例（以下「計画等」という。）を作成の上、別記様式第１号により水産庁長官に提出し、その承認を得なければならない。ただし、提出に当たっては当該年度の国庫補助金において事業を実施する場合にあっては選定団体を、助成資金により事業を実施する場合にあっては機構をそれぞれ経由するものとする。

また、これを変更する場合は、別記様式第２号により同様の手続を行うものとする。

なお、当該計画等の内容については、前年度に承認された事業実施計画（以下「前年度承認計画」という。）により買い取った水産物に係る販売完了までに経費が当該年度に発生することが明らかな場合は、優先して当該年度の国庫補助金において実施することができるものとする。この場合においては、別記様式第１号に当該年度における発生経費等を明確にした前年度承認計画の写しを添付し提出するものとし、当該計画の受理をもって水産庁長官の承認を得たものとみなすものとする。

また、既に水産庁長官の承認を得ている買取契約例については、内容に変更のある場合を除き、水産庁長官の承認を得ることを要しない。

（ａ）対象水産物又はその原料魚の当該年度における生産の目標及び生産がこれを上回る場合の措置

（ｂ）この事業の当該年度における実施方針

（ｃ）対象水産物の買取価格帯

（ｄ）対象水産物の生産原価及び生産原価の決定方法

（ｅ）対象水産物の買取り(販売受託を含む。)、保管、加工及び放出の運営方法

（ｆ）経費の負担及び経理の方法

（ｇ）その他事業の運営の方法

なお、事業実施計画を作成するに当たっては、販売の完了する月を翌年度における買取開始月の前月までとし、買取開始から販売完了までに要する対象水産物の平均的な在庫月数（以下（２）において「保管期間」という。）を、下表の月数以内としなければならない。ただし、事業開始後、ｉ及びiiのいずれかの場合に該当し、保管期間を延長する必要が生じた時は、事業実施者は事業実施主体に対してその理由を付して申請し、その承認を得て保管期間を延長することができるものとする。この場合、延長後の販売完了月は実施計画の販売完了月を越えない範囲で、かつ、保管期間の延長後の助成金額は、当初事業実施計画に基づく助成金交付決定額以下でなければならないものとする。また、いずれにも該当しない場合の保管期間の延長については、事業実施計画の変更手続を行うものとする。

ｉ　買取期間前半に集中して買い取らざるを得なかったとき

ii　実施計画の保管期間内において事業を完了すると損失を発生させることが明らかであり、保管期間を延長することによって当該損失を減額できると見込まれるとき

単位：カ月

生鮮・加工・漁業用餌料向けのさば、さんま、いわし、あじ、ほたてがい、さけ	4
乾のり	6

b　aの（c）の対象水産物の買取価格帯の下限値及び上限値は次のとおり算出する

下限値…アの事業実施計画に定める買取期間中の月ごとの平均産地価格の最低値について、直近の３度の買取期間分算出した価格の平均値若しくは最低値又は直近の買取期間の値

上限値…下限値を1.3倍した数値

ただし、事業実施年度の直近の価格が下限値を下回る場合は、その直近の価格を下限値とすることができる。この場合、上限値は下限値の1.2倍とする。

c　aの（d）の生産原価は、対象水産物の買取りが生産原価を超えない価格で行われることを確保するために定めるものとし、産地平均魚価÷漁業収入×漁業経営費で算定するものとする。

なお、算定に当たっては、原則として公的な統計資料を用いるものとする。

また、漁業経営費は、漁業支出額＋見積家族労賃＋見積資本利子で算定し、見積資本利子は、漁業投下資本額×短期借入金利で算定する。

d　ウの（エ）のaのただし書きによる販売を行う場合には、aの（e）に買取期間中における販売基準を記載しなければならない。

（イ）加工業者等の名簿の提出

事業実施者は、事業開始に当たり、対象水産物を買い取る予定の加工業者（乾のりにあっては漁協等）、保管する予定の冷蔵庫等及び販売する予定の販売先の名簿を作成し、事業実施主体に提出するものとし、事業実施主体はこれを取りまとめの上、別記様式第３号により水産庁長官に提出するものとする。なお、名簿を変更する場合についても、当該様式に準じて作成の上、水産庁長官に報告するものとする。

（ウ）事業実施状況の報告

a　事業実施者は、事業実施主体が別に定めるところにより対象水産物の買取り、保管、販売等の毎月の実績を取りまとめ、事業実施主体に提出するものとし、事業実施主体はこれを取りまとめの上、四半期ごとに翌四半期の最初の月の末日までに水産庁長官に報告するものとする。

b　事業実施者は、この事業の実績を取りまとめ、事業実施年度において事業が完了した日から１か月を経過した日又は翌年度の４月10日のいずれか早い日までに事業実施主体に提出するものとし、事業実施主体はこれを取りまとめの上、別記様式第４号により水産庁長官に報告するものとする。加えて、エの（ア）により買い取った水産物の販売が完了した際においてもこの事業の実績を取りまとめ、当該販売完了後60日以内に事業実施主体に提出するものとし、事業実施主体はこれを取りまとめの上、別記様式第４号により水産庁長官に報告するものとする。

c　事業実施者は、この事業の損益計算書を取りまとめ、（１）のウの（イ）のaの貸付けの対象となる需給変動調整事業に係る損益の確認のため、エの（ア）により買い取った水産物の販売完了後60日以内に機構に提出するものとし、機構はこれを取りまとめの上、別記様式第５号により水産庁長官に報告するものとする。

オ　需給変動調整事業に対する助成等

（ア）エの（ア）の承認を受けて需給変動調整事業を行った事業実施者は、需給変動調整事業が実施されたことを証明する書類を添付して、事業実施主体に当該需給変動調整事業に係る助成金の交付を申請することができる。

なお、申請にあたっては以下の区分を明確にするものとする。

a　当該年度の国庫補助金において事業を実施する場合にあっては、前年度承認計画により買い取った水産物に係る経費のうち、当該年度において販売完了までに要した経費

b　助成資金により事業を実施する場合にあっては、前年度承認計画のうち、当該年度において販売完了までに要した経費

c　当該年度にエの（ア）の承認を受けた事業実施計画のうち、当該年度において要した経費

（イ）（ア）の申請内容が適当と認められる場合、選定団体は助成金を、機構は助成資金を、対象水産物ごとに、次に掲げる経費について別表第２に定める助成率により以下のとおり交付するものとする。なお、当該年度の国庫補助金において事業を実施する場合であって、（ア）の申請総額が当該年度の国庫補助金を超える場合には、選定団体はエの（ア）のaに基づき水産庁長官の承認を受けた事業実施計画の写しを添えて当該申請総額から当該国庫補助金を控除した額を機構に申請するものとし、交付された助成資金を充てるものとする。

a　買取代金金利（対象水産物の買取代金の支払いの日から販売代金の受取りの日又は販売後７日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払いに充てるための借入金に要した金利をいう。）

b　仮払代金金利（対象水産物の仮払代金の支払いの日から販売代金の受取りの日又は販売後７日を経過した日のいずれか早い日までの間の当該支払いに充てるための借入金に要した金利をいう。）

c　冷蔵庫保管経費及び倉庫等保管経費（対象水産物の保管に要した冷蔵庫等の保管料、冷蔵庫等の入出庫料、乾のりの火入料をいう。）

d　加工料（生鮮・加工・漁業用餌料向けのさば・さんま・いわし・あじ及びさけに限る。）

（ウ）機構は、選定団体から当該年度の国庫補助金を超える額に係る交付の申請があった場合、事業実施者が水産庁長官から承認を受けた事業実施計画に記載された基金助成額の範囲内において、選定団体へ助成資金を交付することができるものとする。

（エ）選定団体は（イ）の規定による助成金の金額について、機構は（イ）又は（ウ）の規定による助成金の金額については四半期ごとに概算払いを行うことができる。ただし、事業実施者が事業実施計画を変更し、既に交付を受けた概算払いの金額が（イ）又は（ウ）の規定による金額を上回ることになった場合は、その差額を直ちに事業実施主体に返還しなければならない。なお、（ウ）の規定による金額にあっては、選定団体を経由して機構に返還するものとする。

（オ）（エ）による返還の場合、事業実施者に故意又は重大な過失があるものと事業実施主体が認めたときは、事業実施者は、概算払いを受けた日から返還する日までの日数に応じ、事業実施主体が別に定める利率で計算して得た金額を加算して事業実施主体に納入しなければならない。なお、（ウ）の規定による金額の場合にあっては、選定団体を経由して機構に納入するものとする。

（カ）事業実施者は、別表第２の経費の欄に掲げる１から３までの経費の相互間においては助成金を流用してはならない。

カ　事業実施主体の指導

事業実施主体は、この事業の円滑な運営を図るため、連携して事業実施者に対して指導を行うものとする。

キ　経理

（ア）事業実施者は、この事業の実施に伴う収入及び支出について、特別に会計を設けて経理し、関係書類を整理して、常にその内容を明らかにしておくものとする。

（イ）事業実施主体は、この事業の指導に伴う経費及び助成に要する経費について、特別に会計を設けて経理し、関係書類を整理して、常にその内容を明らかにしておくものとする。

（３）損失に係る貸付資金の貸付け

ア　損失に係る貸付資金の貸付けに関する基本契約

（ア）機構は、（１）のウの（イ）のａの貸付けの業務を行うに当たっては、あらかじめ、事業実施者（販売受託に係る需給変動調整事業の事業実施者を除く。以下（３）及び（５）において同じ。）との間に、当該事業の実施により生ずる損失に係る貸付資金（以下（３）において「貸付資金」という。）の貸付けに関する基本契約（以下この項目において「貸付基本契約」という。）を締結するものとする。

（イ）貸付基本契約には、対象水産物に関する事項、貸付資金の貸付条件に関する事項、報告及び調査に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

イ　貸付けの対象となる損失

（１）のウの（イ）のａの貸付けの対象となる需給変動調整事業に係る損失は、次に掲げるものとする。

a　機構が別に定める対象水産物区分ごとの損益算定時期（以下（３）において「算定時期」という。）までに販売が終了した対象水産物に係る損失であって、機構が水産庁長官の承認を得て定める損益算定の方法に基づき計算されたもの

b　算定時期において大量の対象水産物を在庫保有しており、かつ、当該対象水産物に係る市況の著しい低下が継続し、当分の間、市況回復の見通しが立たない場合等水産庁長官の承認を得て機構が定める場合において、当該在庫に係る評価損失であって、機構が水産庁長官の承認を得て定める損益算定の方法に基づき計算されたもの

ウ　貸付条件

（ア）貸付資金の貸付けの方法は、手形貸付け又は証書貸付けとする。

（イ）貸付資金の貸付限度額は、イのａ又はｂの損失の種類ごとに、次のとおりとする。
ただし、事業実施者の事業規模、経理状況等からみて需給変動調整事業の安定的かつ継続的な実施が著しく困難である等の理由により水産庁長官が特に必要と認める場合には、当該損失の額以内の額とする。
ａ　イのａの損失に係る貸付資金の貸付けにあっては、当該損失の額から（５）のエの規定により交付される補てん金の額を控除して得られる額の80パーセントに相当する額以内の額
ｂ　イのｂの損失に係る貸付資金の貸付けにあっては、当該評価損失の額（算定時期までに販売が終了した対象水産物に係る損益算定の結果、利益が生じた場合には、当該利益の額を控除して得られる額）の80パーセントに相当する額以内の額
（ウ）貸付資金は、無利息とする。ただし、イのｂの損失に係る貸付資金の貸付けについては、当該貸付けに係る在庫の販売が全部終了した日の属する月の末日において損益算定の結果、利益が生じた場合には、年利3.5パーセントの割合で算定された利息（イ）のｂの損失に係る資金の貸付けのうち、（イ）のｂの貸付限度額に係るものにおいて当該利息の額より当該利益の額の80パーセントに相当する額が低い場合には、当該利益の額の80パーセントに相当する額とし、（イ）のただし書の貸付限度額に係るものにおいて当該利息の額より当該利益の額が低い場合には、当該利益の額とする。カの（イ）において同じ。）を徴収するものとする。
（エ）貸付資金の償還期限は５年以内とし、償還に当たっては、算定時期において生じた利益（イ）のｂの損失に係る貸付資金の貸付けについては、当該貸付けに係る在庫の販売が終了した日の属する月の末日の損益算定において生じた利益を含む。）に相当する額を償還に充てさせるものとする。
エ　貸付条件の変更
機構は、貸付資金の貸付けを受けた事業実施者から、償還期限その他の貸付条件について、当該事業実施者の総合的な経理状況、需給変動調整事業の運営状況等の理由に基づき、変更の申し出を受けた場合において、当該理由を勘案して変更することが相当であると認めるときは、農林水産大臣の承認を得て当該条件の変更をすることができるものとする。
オ　貸付手続等
（ア）貸付資金の貸付けを受けようとする事業実施者は、機構に対し、貸付資金の貸付けを申請するものとする。この場合において、機構は、当該事業実施者から申請に係る審査を行うのに必要と認められる限度において、損益算定に関する書類その他必要と認められる書類を提出させるものとする。
（イ）機構は、（ア）の事業実施者が貸付資金の貸付申請書類に虚偽の記載をした場合は、当該事業実施者に対し貸付けを行わないものとする。
（ウ）機構は、イのａの損失に係る貸付資金の貸付けに要する資金が不足し、又は不足するおそれがある場合、イのｂの損失に係る貸付資金の貸付けを制限し、又はイのｂの損失に係る貸付資金の未償還額を繰り上げて償還させるものとする。
カ　貸付けの更正等
（ア）事業実施者は、イのｂの損失に係る貸付資金の貸付けを受けた在庫の販売が終了した場合は、当該終了日の属する月の末日現在において損益算定を行うものとし、当該損益算定の結果、損失が生じたときには当該損失の額から（５）のエの規定により交付される補てん金の額を控除して得られる額に対し、機構は、速やかにイのａの損失に係る貸付資金の貸付けを行うものとする。この場合において、当該損益算定前のイのｂの損失に係る貸付資金の額が、当該損益算定後のイのａの損失に係る貸付資金の額を上回るときは、当該上回る額を機構に速やかに償還させるものとする。
（イ）機構は、（ア）の損益算定の結果、利益が生じた場合には、速やかに当該貸付資金の未償還額を償還させるほか、当該未償還額に年利3.5パーセントの割合で算定された利息を徴収するものとする。
（ウ）（ア）の規定により貸し付けられた貸付資金の償還期限は、ウの（エ）の規定にかかわらず、イのｂの損失に係る貸付資金の貸付けを行ったときから起算して５年以内とする。
（４）買取資金の貸付け
ア　買取資金の貸付けに関する基本契約
（ア）機構は、（１）のウの（イ）のｂの貸付けの業務を行うに当たっては、あらかじめ、事業実施者との間に、需給変動調整事業の実施に必要な買取資金（販売受託に係る需給変動調整事業の仮払資金を含む。以下（４）において「買取資金」という。）の貸付けに関する基本契約（以下（４）において「貸付基本契約」という。）を締結するものとする。

（イ）貸付基本契約には、対象水産物に関する事項、貸付資金の貸付条件に関する事項、報告及び調査に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

イ　貸付けの対象

（１）のウの（イ）のｂの買取資金の貸付けは、次に掲げる場合に行うものとする。

（ア）（２）のエの（ア）の規定により事業実施計画について水産庁長官の承認を受けた場合であって対象水産物又はその原料魚の市況が著しく低迷しているとき。

（イ）その他需給変動調整事業の重点的かつ効果的な実施を図る上で、特に必要があると認められる場合。

ウ　貸付条件

（ア）買取資金の貸付けの方法は、手形貸付け又は証書貸付けとする。

（イ）貸付金は無利息とする。ただし、機構は、販売後８日目から貸付金の償還日までの間については未償還額に機構が別に定める割合で算出された利息を徴収するものとする。

（ウ）貸付金の償還期限は、買い取った対象水産物の販売代金の受取りの日又は販売後２か月を経過した日のいずれか早い日とする。

エ　貸付手続等

（ア）買取資金の貸付けを受けようとする事業実施者は、機構に対し、買取資金の貸付けを申請するものとする。この場合において、機構は、申請に係る審査を行うのに必要と認められる限度において、最近の市況その他必要と認められる資料を、当該事業実施者から提出させるものとする。

（イ）機構は、（ア）の事業実施者が買取資金の貸付申請書類に虚偽の記載をした場合は、当該事業実施者に対し、貸付けを行わないものとする。

（ウ）機構は、（３）の損失に係る貸付資金の貸付けに要する資金が不足し、又は不足するおそれがある場合は、買取資金の貸付けを制限し、又は貸付金を繰り上げて償還させるものとする。

（５）補てん金の交付

ア　補てん金の交付に関する基本契約

（ア）機構は、（１）のウの（イ）のｃの補てんの業務を行うに当たっては、あらかじめ、事業実施者との間に 、需給変動調整事業の実施により生ずる損失に係る補てん金の交付に関する基本契約（以下この項目において「補てん基本契約」という。）を締結するものとする。

（イ）補てん基本契約には、対象水産物に関する事項、補てん金の交付条件に関する事項、積立てに関する事項、報告及び調査に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

イ　補てんの対象となる損失

（１）のウの（イ）のｃの補てんの対象となる需給変動調整事業に係る損失は、（３）のイのａに掲げる損失（（３）のカによる損失を含む。）とする。

ウ　需給変動調整事業の利益による積立て

事業実施者は、需給変動調整事業により利益が生じた場合には、利益に相当する額（（３）のウの（エ）に基づき貸付資金の償還に充当する場合には、償還に充当した額を控除して得た額）を補てん金交付資金として積み立てるものとする。

エ　補てん金の交付手続等

（ア）補てん金の交付を受けようとする事業実施者は、機構に対し、補てん金の交付を申請するものとする。この場合において、機構は、当該申請に係る審査を行うのに必要と認められる限度において、当該事業実施者から損益算定に関する書類その他必要と認められる書類を提出させるものとする。

（イ）機構は、事業実施者が補てん金交付申請書類に虚偽の記載をした場合には、当該事業実施者に対し、補てん金を交付しないものとする。

（ウ）機構は、当該事業実施者に係る補てん金交付資金の残額を限度として補てん金を交付するものとする。

（エ）事業実施者は、次の要件を満たす場合、機構に対し、補てん金交付資金からの必要経費の取り崩しを申請することができるものとする。この場合、機構は、当該事業実施者に係る補てん金交付資金の残額を限度として取り崩すものとする

ａ　（（３）のアの（ア）に規定する貸付けに関する基本契約を締結した事業実施者（ｂにおいて同じ。）が、（２）のウの（イ）のａ及びｃ並びに（２）のウの（イ）のａ及びｃの規定に基づく対象水産物の買取りを行ったにもかかわらず、買取価格帯の下限値を下回る産地価格の低迷が継続する場合

ｂ　事業実施者が、（２）のウの（エ）の規定に基づき、さけ及びほたてがいを放出することに

より、産地価格を下落させ、又は回復を遅らせるおそれが生じた場合

なお、ａの場合においては、機構の承認を得て、買取価格帯の下限値を下回って買取りを実施することができるものとする。この場合において、請求できる経費は、買取資金及び保管料とする。

また、イの場合においては、機構の承認を得て、６カ月を限度として保管期間の延長をすることができるものとする。この場合において、請求できる経費は、当該延長期間に係る買取代金金利及び保管料とし、延長後の販売完了月は実施計画の販売完了月を超えてはならない。

さらに、ａに掲げる買取価格帯の下限値を下回る買取りに係る経費及びｂに掲げる延長期間に係る経費は、（２）のオの（イ）に掲げる助成金交付の対象経費から除くものとする。

（６）事業実施主体の連携

選定団体及び機構は、本事業の円滑な運営を図るため、連携を図るものとする。

（７）指導監督

ア　事業計画等

機構は、毎事業年度、その事業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を作成し、理事会等の議決を経なければならない。

イ　指導等

水産庁長官は、（１）から（５）までに掲げる事業その他事業実施主体の運営に関し指導監督を行い、必要に応じ、関係書類の提出を求めることができる。

（８）基金造成による事業終了

基金事業の終了時期は平成31年度とする。機構は、終了時期に目標の達成度を評価し、基金事業の終了又は延長を検討するものとし、その検討結果を公表する。水産庁長官は、機構の検討を踏まえ、需給変動調整事業に係る資金の後年度負担を考慮の上、事業実施計画の承認を行うものとする。

（９）その他

ア　本事業について、第２の１の規定は適用しないものとする。

イ　この通知に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、水産庁長官の定めるところによるものとする。

別表第１

事　業　実　施　者	対　象　水　産　物
全国漁業協同組合連合会 北海道漁業協同組合連合会 全国水産加工業協同組合連合会	生鮮・加工・漁業用餌料向けのさば、さんま、いわし、あじ
日本遠洋旋網漁業協同組合 山陰旋網漁業協同組合	生鮮、加工、漁業用餌料向けのさば、いわし、あじ
全国漁業協同組合連合会	乾のり
全国漁業協同組合連合会 北海道漁業協同組合連合会	ほたてがい、さけ

別表第２

経　　費	助 成 率
１　生鮮・加工・漁業用餌料向けのさば、さんま、いわし、あじ、さけ ア　買取代金金利 イ　冷蔵庫保管経費 （ア）保管料	１／２以内

（イ）入出庫料 ウ　加工料	
2　乾のり ア　買取代金金利 イ　倉庫等保管経費及び火入料 （ア）保管料 （イ）入出庫料 （ウ）火入料	１／２以内
3　ほたてがい ア　買取代金金利 イ　冷蔵庫保管経費 （ア）保管料 （イ）入出庫料	１／２以内

７－２－（２）　国産水産物安定供給セーフティネット事業のうち水産加工業経営改善支援事業

（１）事業の目的

近年、著しい気候変動の影響を受け、水揚げ時期・水揚げ場所に変動が生じ、水産加工原料の安定確保が水産加工業者の重要な課題となっている。こうした中、国民に対し水産物を安定的に供給するために、水産加工業者の経営改善及び国産加工原料の安定確保を支援する。

（２）事業の内容

気候変動による水揚げ時期・水揚げ場所の変動等により影響を受ける水産加工業者が、経営改善のために国産加工原料の調達方法を大幅に変更する取組計画（以下「経営改善取組計画」という。）を行う場合に必要となる運送料、入出庫料等について支援を行うために以下の事業を行うものとする。

ア　水産加工業者経営診断委員会運営事業

事業実施主体は、水産加工、企業経営の専門家等から構成される水産加工業者経営診断委員会（以下「経営診断委員会」という）を設置し、申請者から提出された経営改善取組計画の内容の審査を行うものとする。

イ　経営改善保管運送費支援事業

事業実施主体は、アの委員会の審査により、経営改善のための取組として適当と認められた経営改善取組計画の申請者（以下「取組実施者」という。）に対し、経営改善取組計画の実施に必要となる運送料、入出庫料、保管料、金利の一部について助成を行うものとする。

（ア）取組実施者の要件

気候変動による水揚げ時期・水揚げ場所の変動による影響を受けた水産加工業者であって、国産加工原料の調達方法を大幅に変更する経営改善取組計画を策定すること。

（イ）助成対象となる経営改善取組計画の要件

事業実施主体は、経営診断委員会において、経営改善取組計画が以下のａからｄの要件を満たすものと認められた取組実施者に対し助成を行うことができる。

ａ　気候変動の影響による国産水産物の水揚げ時期・水揚げ場所の変動等により、原料の調達方法を大幅に変更する取組であること。

ｂ　国産加工原料を安定的に確保することとしていること。

ｃ　経営改善取組計画の実施により当該水産加工業者の経営改善が図られるとともに、国民に対する水産物の安定供給に資するものであること。

ｄ　浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について（平成26年２月６日25水港第2656号農林水産事務次官依命通知）第３に掲げる浜の活力再生プラン地域水産業再生委員会の構成員であること又は同プラン策定地域から原材料を調達している等関連性のあるものであること。

（ウ）対象経費及び補助率

事業実施主体は、取組実施者に対し、その経営改善取組計画の実施に必要と認められる以下のａからｄまでの経費の１／２を上限として助成を行うものとする。

ａ　運送経費

b　冷蔵、冷凍庫、倉庫入出庫料及び保管料

c　水産物の買取に要する借入金の金利（取組実施者の、加工原料の調達に係る買取代金の支払の日又は当該支払に充てるための借入金の貸出日のいずれか遅い日から起算し、加工品の販売代金の受取日又は販売に係る契約の日の翌月末日のいずれか早い日までの期間に係る借入金に対する金利）

d　水産物の販売受託に要する借入金の金利（取組実施者の、加工原料の調達に係る仮払代金の支払の日又は当該支払に充てるための借入金の貸出日のいずれか遅い日から起算し、加工品の販売代金の受取日又は販売に係る契約の日の翌月末日のいずれか早い日までの期間に係る借入金に対する金利）

（エ）助成期間

助成期間については、助成決定を受けた年度の３月末日までとする。ただし、経営改善取組計画の内容及び実証の度合いに応じて最長３ヶ年度助成を受けることができるものとするが、その場合のおいても毎年度事業実施主体の実施する公募に応募の上、経営診断委員会の審査を受けるものとし、これまでの経営改善取組の実施状況を考慮するものとする。

（３）手続き等

ア　水産加工業経営改善支援事業実施計画

事業実施主体は、あらかじめ水産加工業経営改善支援事業実施計画（以下「支援事業実施計画」という。）を策定するものとし、別記様式第１号により水産庁長官に提出し、その承認を得るものとする。承認された支援事業実施計画の内容について重要な変更をしようとする場合も同様とする。

イ　水産加工業者経営診断委員会設置要領及び経営改善保管運送費支援事業助成要領

事業実施主体は、事業開始後速やかに水産加工業者経営診断委員会設置要領及び経営改善保管運送費支援事業助成要領（以下「支援事業助成要領」という。）（以下これらの要領を「助成要領等」という。）を策定するものとし、別記様式第２号及び別記様式第３号により水産庁長官に提出し、その承認を得るものとする。また、承認された助成要領等を変更する場合も同様とする。

ウ　経営改善取組計画の承認

（ア）取組実施者は、事業実施主体が支援事業助成要領において定めた様式により経営改善取組計画書（以下「計画書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

（イ）取組実施者は、所属する水産加工業協同組合等（以下「水産加工協等」という。）がある場合、取組計画書を水産加工協等を経由して事業実施主体に提出することができる。この場合、水産加工協等は、取組実施者から提出された計画書を取りまとめの上、事業実施主体に提出するものとする。

（ウ）事業実施主体は、（２）のアにより経営診断委員会を設置し、経営診断委員会において計画書の内容審査を行い、（２）のイの（イ）の要件を満たすみなされた場合には、助成金交付候補者として選定することができるものとする。

（エ）事業実施主体は、（ウ）の選定を行う場合には、別記様式第４号によりあらかじめ水産庁長官の承認を得なければならない。

エ　ウの（エ）により水産庁長官から承認が得られた取組実施者は、事業実施主体に対し助成金の交付申請を行うものとし、事業実施主体は、経営診断委員会において認められた経営改善取組計画の実施に必要な経費を精査の上、取組実施者に助成決定を行う旨の通知を行うものとする。

オ　助成金の概算払

取組実施者は、概算払を受けようとする場合には、支援事業助成要領に定められた様式により概算払請求を行い、事業実施主体は、経営改善取組計画の進捗状況を考慮の上、必要と認められる額を概算払により交付することができるものとする。

カ　事業実績の報告及び助成金の精算払

（ア）取組実施者は事業終了後遅滞なく、支援事業助成要領に定める様式により経営改善保管運送費支援事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するとともに、支援事業助成要領に定められた精算払請求書により、事業実施主体に助成金の交付を申請するものとする。ただし、水産加工協等を経由して計画書を提出した取組実施者にあっては、水産加工協等を経由して助成金の申請を行うものとする。

（イ）事業実施主体は、実績報告書の内容を審査し、経営改善取組計画の実施に要したと認められる経費について精査の上、助成金の額を確定し、取組実施者に対して助成金を交付するものとする。

キ　水産加工業経営改善支援事業実施報告

事業実施主体は、取組実施者に対する助成が完了した場合には、別記様式第５号により、水産加工業経営改善支援事業実施報告書を作成し、速やかに水産庁長官に報告するものとする。

（４）経営改善取組計画の実施状況調査

事業実施主体及び経営診断委員会は、必要に応じて経営改善取組計画の実施状況について調査を行い、取組実施者に対して助言又は指導を行うことができるものとする。

（５）本事業においては、第２の１の規定は適用しない。

７－３－（１）　水産物輸出倍増環境整備対策事業のうちＨＡＣＣＰ認定加速化支援事業

（１）事業の内容

ア　ＨＡＣＣＰ研修等開催

ＨＡＣＣＰ認定取得等の加速化を図るため、水産加工・流通業者等を対象に、ＨＡＣＣＰの導入に必要な一般的衛生管理の徹底やＨＡＣＣＰ認定の取得等のための研修等を開催する（研修等の内容に応じた資料の作成も含む。）。また、受講者を対象としたアンケート調査等を行い、研修内容等の改善に努めることとする。

イ　品質・衛生管理専門家現地指導

水産加工・流通施設に品質・衛生管理の専門家を派遣し、ＥＵ向けＨＡＣＣＰ認定に係る事前審査を行う。また、ＨＡＣＣＰの導入に必要な一般的衛生管理の徹底やＨＡＣＣＰ認定の取得等に係る課題について、その改善のための助言や技術的指導を行う。更に、指導内容を事例集として取りまとめるとともに関係者へ情報提供し、ＨＡＣＣＰ認定等の加速化を図ることとする。

ウ　品質・衛生管理の指導を行う専門家育成

水産加工・流通施設におけるＨＡＣＣＰの導入に必要な一般的衛生管理の徹底やＨＡＣＣＰ認定の取得等に関する指導を行う専門家を育成するための講習会等を実施する。また、受講者を対象としたアンケート調査等を行い、講習内容等の改善に努めることとする。

（２）事業実施計画の提出に係る一部適用除外

本事業について、実施要領第３の１の事業実施計画は水産庁長官が別途定める公募要領に基づき提出する課題提案書とし、第２の１の前段の規定は適用しないものとする。ただし、事業実施計画の重要な変更があった場合には、第２の１の後段の規定に基づき、別記参考様式第２号を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

７－３－（２）　水産物輸出倍増環境整備対策事業のうち生産海域等モニタリング体制整備事業

（１）事業の内容

ア　生産海域モニタリング業務

輸出先国が要求する二枚貝生産海域でのプランクトン検査及び貝毒検査等を実施することとする。

イ　残留動物用医薬品等モニタリング検査

輸出先国が要求する養殖魚の残留動物用医薬品等のモニタリング検査に係る支援を実施することとする。

（２）対象魚種

本事業は以下の魚種を対象に実施することとする。

ア　生産海域モニタリング業務については、ほたて及びかきを対象とする。

イ　残留動物用医薬品等モニタリング検査については、ぶり、かんぱち及びまぐろ（これらの魚種と同一の漁場で養殖される他の魚種を含む。）を対象とする。

ウ　ア又はイに掲げる魚種以外の魚種にあっては、輸出拡大をする上で本事業の対象魚種とすることについて水産庁長官が認めた場合には、本事業の対象とすることができることとする。

（３）事業実施計画

事業実施主体は、別記様式第１号により、当該年度の生産海域等モニタリング体制整備事業実施計画承認申請書を作成し、水産庁長官の承認を受けることとする。これを変更するときも同様とする。

なお、当該計画の承認にあたっては、輸出拡大に関する目標を十分に勘案の上、承認することとする。

（４）事業実施計画の提出に係る適用除外

本事業については、第２の１の規定は適用しないものとする。

（５）事業実績報告

事業実施主体は、当該年度の事業成果等について、事業終了後遅滞なく、別記様式第２号により生産海域等モニタリング体制整備事業実績報告書を作成し、水産庁長官に提出することとする。

８－１中小漁業関連資金融通円滑化事業

（１）趣旨

この事業は、漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が、意欲をもって経営改善に取り組む漁業者、担い手として地域が支えようとする漁業者等に対し、融資対象物件以外の担保や第三者保証人の提供を受けない場合であっても一定額までは債務保証を行うことができるよう、当該債務保証に係る特別準備金の積立費用に充てるための資金を一般社団法人漁業信用基金中央会（以下「中央会」という。）が基金協会に出えんする場合に、国がその一部を助成するものとする。

（２）事業内容等

ア　事業の内容

（ア）経営改善等支援事業

ａ　経営改善等支援事業（以下「支援事業」という。）は、イの要件を満たす基金協会が水産関係民間団体事業実施要領の一部を改正する通知（平成25年５月16日付け25水港第189号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領（平成17年４月１日付け16水漁第2541号農林水産事務次官依命通知）第３の１の（１）の①に規定する旧実施要領（以下「旧実施要領」という。）第３の１の（１）により、旧実施要領第３の３の債務保証計画に基づいて、次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる漁業者等について、平成21年度までに引き受けた当該保証に対し、積み立てる債務保証損失引当金及び求償権償却引当金（代位弁済後に積み立てるものに限る。）の費用の一部を中央会が基金協会に対して出えんすることを内容とする。

（ａ）漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号）第４条第１項の改善計画の認定を受けた漁業者

（ｂ）新たに漁業経営を開始しようとする者（漁業後継者を含む。）

ｂ　支援事業における基金協会の特別準備金への積立てに要する費用に充てるための資金に係る負担割合については、別紙の表によるものとする。

（イ）漁業・地域維持対策事業

ａ　漁業・地域維持対策事業（以下「対策事業」という。）は、イの要件を満たす基金協会が、旧実施要領の第３の１の（２）により、旧実施要領第３の３の債務保証計画に基づいて、担い手として地域が支えようとする漁業者、水産加工業者等に対する融資について、平成21年度までに引き受けた当該保証に対し、積み立てる債務保証損失引当金及び求償権償却引当金（代位弁済後に積み立てるものに限る。）の費用の一部を、中央会が、基金協会に対して出えんすることを内容とする。

ｂ　対策事業における基金協会の特別準備金への積立てに要する費用に充てるための資金に係る負担割合については、別紙の表によるものとする。

（ウ）管理運営事業

中央会は支援事業及び対策事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事業管理を行うこととする。

イ　基金協会が満たすべき要件

事業を実施しようとする基金協会は、次の要件を満たさなければならない。

（ア）事業の対象となる保証の保証料率については、以下の算式により算定した率とすること。ただし、以下により算定した率が2.00％を超える場合にあっては、2.00％とする。

$$\left(\begin{array}{l}\text{本事業に基づく保証引受けについて適用される保証料率}\end{array}\right) = \left(\begin{array}{l}\text{保証引受けの日において本事業の対象とならない場合に適用される保証料率}\end{array}\right) \times \text{２程度}$$

（イ）事業の対象となる保証の金融機関との間において締結する債務保証契約書において、毎事業年度、基金協会の負担に係る求償権償却額の10％に相当する金額を金融機関が基金協会に出資し、又は拠出することについて定めていること。

（ウ）事業の対象となる保証案件の引受決定に先立って、都道府県等（都道府県又は都道府県以外の機関又は団体が助成を行う場合にあっては当該機関又は団体をいう。以下この（ウ）において同じ。）から構成される保証審査委員会等の審査を経ることとしていること。ただし、保証審査委員会等があらかじめ定める金額以下の保証案件についてはこの限りでない。

この場合、２以上の都道府県の区域を包括して基金協会の区域とする基金協会にあっては、旧実施要領第３の３の債務保証計画に係る都道府県等が個別の保証案件について引受けに同意し、又は同意したことをもって保証審査委員会等の審査に代えることができる。

ウ　担保徴求の特例

基金協会の保証引受に当たっては、物的担保の徴求又は物的担保提供の予約の確保に努めることとし、やむを得ず、人的担保に頼らざるを得ないときは、形式的な連帯保証人ではなく、実質的に保証能力を有する連帯保証人を立てさせるよう努めるべきものであるが、この事業においては、融資対象物件以外の物的担保又は第三者保証人の提供が困難な場合であっても保証引受を行って差し支えないものとする。

エ　特別準備金の積立て及び取崩しの基準

基金協会が積み立てる特別準備金の積立て及び取崩しの基準は、別紙のとおりとする。

オ　出えんの申請手続等

（ア）基金協会は、この事業に基づく出えんを受けようとするときは、毎年度１月20日までに、別記様式第１号により作成した出えん申請書を取りまとめて、中央会に提出しなければならない。

（イ）中央会は、（ア）の申請書の提出があった場合において、その申請書の内容が適当であると認めるときは、当該基金協会に対し、出えんを行うものとする。

（ウ）中央会の基金協会への出えんは、ウの債務保証計画及び旧実施要領第３の３の債務保証計画に係る都道府県等（支援事業にあっては都道府県及び市町村をいい、対策事業にあっては、都道府県及び地元市町村、漁業協同組合（以下「漁協」という。）等をいう。）が、当該基金協会に対し、中央会が出えんしようとする金額と同一（対策事業にあっては２倍）の金額の出えん又は補助を行うことを条件とするものとする。

カ　出えんの水準

中央会は、国から交付を受けた予算の範囲内において、基金協会に対し、毎事業年度において、次に定めるところにより算出される額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を出えんするものとする。

経営改善等支援事業

（中央会の出えんの額）＝（（別紙の１のア及びイの合計額に２／３を乗じて得た額）－（前年度末特別準備金積立額）＋（事業年度の４月から12月までの特別準備金の取崩額））×１／２

漁業・地域維持対策事業

（中央会の出えんの額）＝（（別紙の１のア及びイの合計額に２／３を乗じて得た額）－（前年度末特別準備金積立額）＋（事業年度の４月から12月までの特別準備金の取崩額））×１／２

（３）事業の実施

中央会は、中小漁業関連資金融通円滑化事業に係る事業計画を別記様式第２号により作成して水産庁長官に提出し、その承認を受けるものとする。事業計画を変更する場合も、同様とする。

（４）事業実施機関

基金協会が、旧実施要領第３の１の（１）による旧実施要領第３の３の債務保証計画及び旧実施要領第３の１の（２）による旧実施要領第３の３の債務保証計画に基づいて引き受けたすべての保証案件の弁済又は求償権の償却が完了する（以下「すべての事業が完了する」という。）

までとする。
（５）指導及び監督
　水産庁長官は、この事業の実施に関して、中央会及び基金協会に対し、指導及び監督を行うものとする。
（６）出えん金の返還
ア　基金協会は、全ての事業が完了する場合において、特別準備金勘定に残額（求償権償却後の回収額を含む。）が生じたときは、当該残余の額を国からの補助金の出えん割合に応じて別記様式第３号により中央会に返還するものとする。
イ　基金協会は、アの規定にかかわらず、すべての事業が完了する前であっても、特別型債務履行見合の特別準備金（旧実施要領第３の１の（１）の①のイの事業により、想定される将来の代位弁済に備えて保証引受時に積み立てた引当金）以外の特別準備金勘定に不要額が生じた場合には当該不要額のうち、国の補助金から出えんされたものに相当する金額を別記様式第３号により、中央会に返還するものとする。
ウ　ア及びイにより、基金協会から出えん金の返還を受けた中央会は、実施要領第８の規定に基づき、返還が生じた理由及び金額の根拠が確認できる書類及び当該年度の事業資金からの総支出額明細一覧表を添えて、速やかに当該返還金を農林水産大臣の承認を得て、国庫に返納するものとする。
（７）報告
　中央会は、毎事業年度終了後遅滞なく、別記様式第４号により事業の実績を報告するものとし、事業実施年度の翌年度の４月末日までに水産庁長官に提出するものとする。
（８）その他
ア　この事業の対象者である基金協会が、この事業の対象となる保証を行ったとき及び独立行政法人農林漁業信用基金（以下この項目において「信用基金」という。）に対してこの事業の対象となった保証に関して保険金支払いによる損失の補てんを行うときの信用基金への通知等の手続については、信用基金が別に定めるものとする。
イ　この事業の実施にあたり特に必要と認められる場合には、水産庁長官は必要な事項について別に定めるものとする。

８－２　漁協経営改善推進事業

（１）趣旨
　漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下この項目において「水協法」という。）第11条第１項第３号及び第４号の事業を併せ行う漁業協同組合を除く。以下この項目において「漁協」という。）及び漁業協同組合連合会（同法第87条第１項第３号及び第４号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会を除く。以下この項目において「漁連」という。）は、漁業者及び漁村を支える中核組織であり、その地域の漁業及び漁村経済を支えている。近年、漁業を巡る経営環境が厳しさを増す中、繰越欠損金を抱え、経営不振に陥っている漁協又は漁連の解消が緊急の課題となっている。
　このため、経営不振に陥っている漁協又は漁連が蓋然性の高い経営改善計画（次のア及びイに掲げる事項を含むものに限る。以下この項目において同じ。）の策定及び実行により、経営の改善及び基盤強化のために借り入れる借換資金について、金利等の負担を軽減する漁協経営改善推進事業を実施する。
ア　自助努力並びに経営者の責任及び債権者の応分の負担を求めることによる責任の明確化
イ　著しい債務超過に陥った場合又は組織及び事業の再編を行う場合において、対外的に四半期ごとの経営改善の状況報告を行うことによる監視体制の強化
（２）漁協経営改善推進資金
　漁協経営改善推進資金は、アに規定する貸付対象者がイからカまでに掲げる貸付条件等に従って借り受ける資金とする。
ア　貸付対象者
　次に掲げる条件のいずれかを満たす漁協又は漁連とする。
（ア）合併後存続し、又は合併によって設立された漁協又は漁連であって、その繰越欠損金の額が直近の２事業年度の当期利益金（これらの事業年度のうち合併の日の属する事業年度以前の事業年度の当期利益金にあっては、当該合併に係る漁協又は漁連ごとの当期利益金の合計）の平均額の10倍を超えるもののうち、経営改善計画を策定し、その経営改善計画の蓋然性について、ＪＦ経営改善指導指針及びＪＦ経営改善指導実務基準（平成19年６月15日付け全国

漁業協同組合連合会制定。以下この項目において「指導指針」と総称する。）に基づき、国、全国漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他関係機関で構成される委員会（以下この項目において「全国委員会」という。）の認定を受けているもの。

（イ）（ア）に掲げるもののほか、繰越欠損金の額が５千万円以上であり、当該繰越欠損金の額が直近の２事業年度の当期利益金の平均額の10倍を超える漁協又は漁連であって、経営改善計画を策定し、その改善計画の蓋然性について、指導指針に基づき、全国委員会の認定を受けているもの。

（ウ）（ア）又は（イ）に掲げる漁協又は漁連以外の漁協又は漁連であって、経営改善計画を策定し、その経営改善計画の蓋然性について、次の基準を満たすものとして水産庁長官の認定を受けているもの。

a　指導指針の基準に沿って策定された経営改善計画であること。

b　原則10年以内に繰越欠損金を解消する経営改善計画であること。

c　当該漁協又は漁連に対する経営改善指導や経営改善計画の進捗管理を行うことができる行政庁及び関係団体による指導体制が構築されていること。

d　当該漁協又は漁連に対する財務調査の実施により財務状況の実態把握が行われ、その結果を踏まえて策定された経営改善計画であること。

e　当該経営改善計画の蓋然性、計画終了時点での債務者区分状況、金融機関による支援状況等から判断し、経営改善を図るための妥当な計画であるといえること。

f　本資金の借入れに対する債務保証を受けようとする場合にあっては、事前に当該債務保証を行う基金協会との協議を終えていること。

イ　資金使途

経営の改善を図るための既に借り入れている借入金の全部又は一部の借換えとする。

ウ　貸付実行期間

平成26年４月１日から平成29年３月31日までの期間であって、（４）のアの（ウ）の通知の日から３か月以内とする。ただし、当該通知の日の属する事業年度内に限るものとする。

エ　融資機関

水協法第11条第１項第３号の事業を行う漁業協同組合、同法第87条第１項第３号及び第４号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、信用金庫及び信用協同組合（以下この項目において「融資機関」という。）

オ　貸付条件

（ア）貸付限度額は、当該漁協又は漁連の繰越欠損金額と指導指針に基づき算出される次に掲げる額の合計額の範囲内とする。

a　経済事業債権貸倒引当不足額

b　棚卸資産評価損額

c　減価償却不足額

d　退職給付引当不足額

e　信用事業譲渡特別資産等その他債権貸倒引当不足額

（イ）償還期限は原則10年以内とし、償還期限の内において原則３年以内の据置期間を設けることができるものとする。

（ウ）償還方法は、原則として年２回払い、元金均等とする。

（エ）本資金の基準金利は、貸付実行日における「漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン等に規定する基準となる金利について」に基づく漁業近代化資金の個人施設（20トン以上漁船を除く。）の基準金利（漁協・信漁連）とする。また、貸付利率は、本資金の基準金利から本事業以外による利子補給率を控除した利率を超えないものとする。

カ　その他

融資機関は、基金協会の債務保証を利用する場合においては、当該基金協会に対し前広に相談するものとする。

（３）事業の内容

事業実施主体は、次のアからエまでの事業を行うものとする。

ア　利子助成事業

（ア）交付対象者は、漁協経営改善推進資金を借り入れた漁協又は漁連（以下この項目において「経営改善漁協等」という。）とする。

（イ）利子助成額は、毎事業年度、４月１日から９月30日までの期間（以下この項目において「上期」という。）及び10月１日から翌年３月31日までの期間（以下この項目において「下期」と

いう。）において、それぞれ以下の算式により算定する額とする。なお、融資平均残高とは、計算期間中の毎日の最高残高（延滞金を除く。）の総和を年間の日数で除して得た額とする。

（利子助成額）＝（漁協経営改善推進資金の融資平均残高）×（貸付実行日における基準金利の２分の１以内）

※この算式により算定した額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（ウ）利子助成期間は、原則10年間を超えないものとする。

イ　保証料助成事業

（ア）交付対象者は、基金協会が漁協経営改善推進資金に係る債務の保証引受けを行った経営改善漁協等とする。

（イ）保証料率は、以下のとおり算定した率とする。ただし、算定した率が2.00％を超える場合にあたっては、2.00％とする。

（本事業に係る保証引受けについて適用される保証料率）＝（保証引受けの日において本事業の対象とならない資金の場合に適用される保証料率）×２程度

（ウ）保証料助成額は、毎事業年度、上期及び下期において、以下のとおり算出する額とする。

（保証料助成額）＝（漁協経営改善推進資金の保証引受残高）×（保証料率の２分の１以内（0.78％を上限とする。））×（助成期間○○○日／365日）

（エ）保証料助成期間は、原則10年間を超えないものとする。

ウ　求償権償却経費助成事業

（ア）交付対象者は、経営改善漁協等の漁協経営改善推進資金に係る債務の保証を引き受けた基金協会であって、当該基金協会が融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎事業年度、基金協会の負担に係る求償権償却額の10％に相当する金額を融資機関が基金協会に出資し、又は拠出することについて定めているものとする。

（イ）本事業の対象となる保証については、独立行政法人農林漁業信用基金（以下この項目において「信用基金」という。）の保険に付されるものとし、当該保証の限度額は、基金協会が（４）のウの（ア）の債務保証計画に定める金額とする。

（ウ）求償権償却経費助成額は、（５）のウの（イ）で算出される事業実施主体の出えん額と同額とする。

（エ）事業実施期間は、（４）のウの（イ）により交付決定がなされた保証案件の全ての保証案件の弁済又は求償権の償却が完了するまでとする。

（オ）基金協会の保証引受けに当たっては、融資対象物件以外の物的担保又は第三者保証人の提供が困難な場合であっても保証引受けを行って差し支えないものとする。

エ　管理運営事業

事業実施主体は、アからウまでの事業を実施するために必要な事業管理を行うこととする。

（４）助成金の交付決定

ア　利子助成金の交付決定

（ア）漁協経営改善推進資金の借入れの申込みを希望する漁協又は漁連は、融資機関に対し、以下の書類を提出するものとする。

ａ　経営改善計画

ｂ　ａの蓋然性について全国委員会の認定を受けたことを証明する書類（（２）のアの（ア）又は（イ）の漁協又は漁連に限る。）

ｃ　別記様式第１号の利子助成金の交付手続に関する委任状

（ア）漁協経営改善推進資金の借入れの申込みを希望する漁協又は漁連は、融資機関に対し、以下の書類を提出するものとする。

（イ）融資機関は、（ア）の申込みに係る貸付決定を行った場合、事業実施主体に対し、速やかに（ア）のｃの委任状に基づき、当該漁協又は漁連に代わって別記様式第２号及び貸付けの決定の内容を記載した書類並びに（ア）のａからｃまでの書類を提出するものとする。

（ウ）事業実施主体は、（イ）の書類の提出を受けてから１か月以内（ただし、（イ）の書類の提

出を受けた日の属する事業年度内とする。）において、その適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めたときは、その旨を別記様式第３号により当該漁協又は漁連に通知するとともに、その内容を融資機関に通知するものとする。なお、この交付決定は、当該事業年度の本事業に係る予算の範囲内で行うものとする。

（エ）融資機関は、貸付けの実行に際し、（ウ）により利子助成金の交付の決定が通知された漁協又は漁連と別記様式第４号により利子助成金代理受領契約を締結するとともに、当該漁協又は漁連が融資機関から借り入れる資金の利子に利子助成金を充当すべき旨の別記様式第５号を徴するものとする。

（オ）融資機関は、貸付けの実行後、事業実施主体に対し、速やかに別記様式第６号及び貸付けの実行の内容を記載した書類を提出するものとする。

イ　保証料助成金の交付決定

（ア）漁協経営改善推進資金の借入れに際し、融資機関を通じて基金協会に対する債務保証の申込みを希望する漁協又は漁連は、融資機関に対し、別記様式第７号の保証料助成金の交付手続及び代理受領に関する委任状（以下この項目において「保証料助成委任状」という。）を提出するものとする。

融資機関は、当該資金の貸付けの決定を行った場合、当該決定の内容を記載した書類及び保証料助成委任状を基金協会に対して提出するものとする。

（イ）基金協会は、（ア）の申込みに係る債務保証の引受を決定した場合、事業実施主体に対し、保証料助成委任状に基づき、速やかに別記様式第８号のほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

a　貸付けの決定の内容を記載した書類の写し

b　債務保証の内容を記載した書類

c　保証料助成委任状の写し

（ウ）事業実施主体は、（イ）の書類の提出を受けてから１か月以内（ただし、（イ）の書類の提出を受けた日の属する事業年度内とする。）において、その適否を審査し、保証料助成金を交付すべきものと認めたときは、その旨を別記様式第９号により当該漁協又は漁連に通知するとともに、その内容を融資機関及び基金協会に通知するものとする。なお、この交付決定は、当該事業年度の本事業に係る予算の範囲内で行うものとする。

ウ　求償権償却経費助成金の交付決定

（ア）基金協会は、本事業により債務保証を引き受けようとするときは、別記様式第10号により、当該基金協会のほか、その区域を管轄する都道府県その他関係機関で構成される審査会（以下この項目において「保証審査会」という。）と協議して債務保証計画を作成し、これを事業実施主体に提出しなければならない。ただし、保証審査会があらかじめ定める金額以下の債務保証の引受けについてはこの限りではない。

なお、２以上の都道府県の区域を包括する基金協会にあっては、２以上の都道府県その他関係機関が同意したことをもって、保証審査会との協議に代えることができる。

（イ）事業実施主体は、債務保証計画の提出を受けてから１か月以内（ただし、債務保証計画の提出を受けた日の属する事業年度内とする。）において、その適否を審査し、求償権償却経費助成金を交付すべきものと認めたときは、本事業に係る事業実施計画を別記様式第11号により作成して水産庁長官に提出するとともに、その内容を基金協会に通知するものとする。なお、この交付決定は、当該事業年度の本事業に係る予算の範囲内で行うものとする。

（５）助成金の支払申請等

ア　利子助成金の支払申請等

（ア）融資機関は、利子助成金の必要額について、毎事業年度２回、上期については当該事業年度の10月10日までに、下期については当該事業年度内に取りまとめ、別記様式第12号により事業実施主体に申請するものとする。

（イ）原則、当該事業年度の事業終了後の精算払とするが、次に掲げる条件を全て満たす場合には、概算払ができるものとする。

a　（ア）の申請に基づき、事業実施主体が利子助成金の概算払が必要であると判断すること。

b　国から事業実施主体に交付される本事業に係る補助金について、概算払が必要であると認められ、予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号。以下この項目において「予決令」という。）第58条ただし書に規定する財務大臣への協議が調うこと。

（ウ）経営改善漁協等は、毎事業年度７月末までに、次に掲げる書面（様式等は指導指針による。）を提出することにより、水産庁長官及び事業実施主体に経営改善計画の進捗状況を報告する

ものとする。
a　モニタリング進捗管理シート
b　修正貸借対照表（実態バランスシート）
c　アクションプラン進捗管理表
d　県委員会の意見書（（２）のアの（ア）又は（イ）の漁協又は漁連に限る。）
（エ）利子助成金の交付手続に関する細目等は、事業実施主体が融資機関と調整の上、定めるものとする。
（オ）利子助成金の打ち切り
a　事業実施主体は、次のいずれかに該当するときは、その日以降の利子助成金の交付を打ち切るものとする。
（ａ）繰上償還が実施され、本事業の対象となる融資の償還が完了したとき。
（ｂ）本事業の対象となる融資が取り消されたとき。
（ｃ）経営改善計画の認定が取り消されたとき。
b　事業実施主体は、経営改善計画の進捗状況により、その計画期間途中の事業年度において繰越欠損金を解消したものであると判断される場合には、その翌事業年度以降について、本事業に係る資金の融資残高の有無に関わらず、利子助成金を交付しないものとする。
イ　保証料助成金の支払申請等
（ア）基金協会は、保証料助成金の必要額について、毎事業年度２回、上期については当該事業年度の10月10日まで、下期については当該事業年度内に取りまとめ、別記様式第13号により事業実施主体に申請するものとする。
（イ）原則、当該事業年度の事業終了後の精算払とするが、次に掲げる条件を全て満たす場合には、概算払ができるものとする。
a　（ア）の申請に基づき、事業実施主体が保証料助成金の概算払が必要と判断すること。
b　国から事業実施主体に交付される本事業に係る補助金について、概算払が必要と認められ、予決令第58条ただし書に規定する財務大臣への協議が調うこと。
（ウ）保証料助成金の交付手続に関する細目等は、事業実施主体が基金協会と調整の上、定めるものとする。
（エ）保証料助成金の打ち切り
a　事業実施主体は、次のいずれかに該当するときは、その日以降の保証料助成金の交付を打ち切るものとする。
（ａ）繰上償還が実施され、本事業の対象となる債務保証が終了したとき。
（ｂ）本事業の対象となる債務保証が取り消されたとき。
（ｃ）経営改善計画の認定が取り消されたとき。
b　事業実施主体は、経営改善計画の進捗状況により、その計画期間途中の事業年度において繰越欠損金を解消したものであると判断される場合には、その翌事業年度以降について、本事業に係る資金に係る保証残高の有無に関わらず、保証料助成金を交付しないものとする。
ウ　特別準備金積立費用の出えんの申請等
（ア）基金協会は、本事業に基づく出えんを受けようとするときは、毎事業年度１月20日までに、別記様式第14号により作成した出えん申請書を取りまとめて、事業実施主体に申請するものとする。
（イ）事業実施主体は、（ア）の申請書の提出があった場合において、その申請書の内容が適当であると認めるときは、基金協会に対し、次に定めるところにより算出される額（当該額が零を下回る場合には零とする。）を出えんするものとする。

（事業実施主体の出えんの額）＝（別紙の１のア及びイの合計額に２／３を乗じて得た額）－（前事業年度末の本事業に係る特別準備金積立額）＋（事業年度の４月から12月までの本事業に係る特別準備金取崩額）

（ウ）基金協会は、事業実施主体から出えんされた額を特別準備金に積み立てるものとし、その積立て及び取崩しの基準は、別紙のとおりとする。
（６）計画の変更等
ア　経営改善漁協等は、経営改善計画の変更について全国委員会又は水産庁長官の認定を受けたときは、変更後の経営改善計画及びその認定を受けたことを証明する書類を添えて、事業実施

主体に通知するものとする。
イ　アの変更について、借り入れた資金の償還に変更を伴う場合にあっては、アの計画変更後の利子助成金の交付につき、（４）のアに準じて手続を行うものとする。なお、その場合であっても、利子助成期間は当初貸付実行日より10年を超えないことを原則とする。
ウ　保証料助成金の対象となる債務保証の内容に変更がある場合には、変更後の債務保証の内容に係る保証料助成金の交付につき、（４）のイに準じて手続を行うものとする。なお、その場合であっても、保証料助成期間は当初保証実行日より10年を越えないことを原則とする。
エ　ウの場合について、基金協会は、変更後の債務保証の内容に係る求償権償却経費助成金の交付につき、（４）のウに準じて手続を行うものとする。
（７）助成金の返還
ア　利子助成金の返還
　事業実施主体は、次に掲げる事由により利子助成金の返還が生じたときは、既に交付した利子助成金の全部又は一部について、当該利子助成金を受領した経営改善漁協等から返還させるとともに、返還が生じた理由、金額の根拠が確認できる書類及び利子助成金の総支出明細一覧表を添えて、速やかに当該返還金を、農林水産大臣の承認を得て、国庫に返納するものとする。
（ア）利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。
（イ）融資機関から借り入れた資金をその目的外に使用したとき。
（ウ）融資機関から借り入れた資金について、その貸付限度額を超過したとき。
（エ）誠実に経営改善計画に取り組まず、当該計画が実施されていないと判断されるとき。
（オ）この他、利子助成金の過払いが生じたとき。
イ　保証料助成金の返還
　事業実施主体は、次に掲げる事由により保証料助成金の返還が生じたときは、既に交付した保証料助成金の全部又は一部について、当該保証料助成金を受領した経営改善漁協等から返還させるとともに、返還が生じた理由、金額の根拠が確認できる書類及び保証料助成金の総支出明細一覧表を添えて、速やかに当該返還金を、農林水産大臣の承認を得て、国庫に返納するものとする。
（ア）保証料助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。
（イ）誠実に経営改善計画に取り組まず、当該計画が実施されていないと判断されるとき。
（ウ）この他、保証料助成金の過払いが生じたとき。
ウ　出えん金の返還
（ア）基金協会は、（３）のウの（エ）の事業実施期間が終了した場合において、本事業に係る特別準備金に残額（求償権償却後の回収額を含む。）が生じたときは、当該残額を国からの補助金の出えん割合に応じ、別記様式第15号により事業実施主体に返還するものとする。
（イ）基金協会は、（ア）の規定にかかわらず、（３）のウの（エ）の事業実施期間が終了する前であっても、本事業に係る特別準備金に不要額が生じたときは、当該不要額を国からの補助金の出えん割合に応じ、別記様式第15号により事業実施主体に返還するものとする。
（ウ）（ア）及び（イ）により、基金協会から出えん金の返還を受けた事業実施主体は、返還が生じた理由、金額の根拠が確認できる書類及び求償権償却経費助成金の総支出額明細一覧表を添えて、速やかに当該返還金を、農林水産大臣の承認を得て、国庫に返納するものとする。
（８）指導及び監督
　水産庁長官は、本事業の実施に関して、事業実施主体、経営改善漁協等及び基金協会に対し、指導及び監督を行うものとする。
（９）その他
ア　事業実施主体は、求償権償却経費助成事業について、毎事業年度終了後遅滞なく、別記様式第16号により事業の実績を報告するものとし、事業実施年度の翌事業年度の４月末日までに水産庁長官に提出するものとする。
イ　基金協会が、求償権償却経費助成事業に係る保証を行ったとき及び信用基金に対して本事業の対象となった保証に関して保険金支払いによる損失の補てんを行うときの信用基金への通知等の手続については、信用基金が別に定めるものとする。
ウ　事業実施主体は、この漁協経営改善推進事業の事業実施主体が変更となった場合においては、この通知に基づく交付決定及び支払いに関して、変更前の事業実施主体が有する帳簿、証拠書類及び関連資料の写し（ただし、事業実施期間が終了していないものに限る。）を全て引き継ぐものとする。
エ　この通知に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、水産庁長官が別

に定めるものとする。

(10) 旧事業の取扱い

ア　利子助成

水産関係民間団体事業実施要領の運用についての一部を改正する通知（平成26年３月20日付け25水港第3059号水産庁長官通知）による改正前の水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）（以下この項目において「平成25年度運用通知」という。）第３の８－２の（１）の漁協経営基盤強化推進事業による利子助成については、この項目に規定する漁協経営改善推進資金に係る利子助成とみなし、（５）のア、（６）のイ、（７）のア、（８）並びに（９）のウ及びエの規定を適用する。

イ　保証料助成

平成25年度運用通知第３の８－２の（２）の漁協資金融通円滑化事業による保証料助成については、この項目に規定する漁協経営改善推進資金に係る保証料助成とみなし、（５）のイ、（６）のウ、（７）のイ、（８）並びに（９）のウ及びエの規定を適用する。

ウ　求償権償却経費助成

平成25年度運用通知第３の８－１の（２）のアの（ウ）の漁協経営改革支援事業による求償権償却経費助成については、この項目に規定する漁協経営改善推進資金に係る求償権償却経費助成とみなし、（５）のウ、（６）のエ、（７）のウ、（８）並びに（９）の規定を適用する。

８－３　漁業運転資金融通円滑化対策事業

（１）目的

この事業は、基金協会に対し、運転資金等に係る特別準備金の積立費用に充てるための資金を出えんする中央会に対して国が助成を行うことにより、基金協会の財務の改善を促進し、もって漁業者等の運転資金等に係る保証実施の円滑化を図ることを目的とする。

（２）事業の内容等

ア　事業の内容

この事業は、次の要件を満たす基金協会が水産関係民間団体事業実施要領の一部を改正する通知（平成26年３月20日付け25水港第3059号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領（平成15年１月30日付け14水漁第2317号農林水産事務次官依命通知）第４の１に規定する旧実施要領（以下「旧実施要領」という。）第４の２の債務保証計画に基づき、旧実施要領第２の運転資金等（以下「運転資金等」という。）に係る保証を円滑に行うことができるよう、平成21年度までに引き受けた当該保証に対し、中央会が、当該保証に係る特別準備金の積立てに要する費用に充てるための資金の一部を基金協会に対して出えんすることを内容とする。

（ア）旧実施要領第４の２の債務保証計画の開始の日における運転資金等に係る保証料率が、平成15年１月１日現在の運転資金等に係る保証料率に以下の左欄に掲げる者の区分に応じ、右欄に掲げる率を加えて得た率以上であること。

中小漁業者等の区分	率
総トン数２０トン以上の動力漁船を使用して漁業を営む者	０．１０％
その他の者	０．０７％

（イ）金融機関との間において締結する債務保証契約書において、毎事業年度、基金協会の負担に係る求償権償却額（本事業の開始前から継続して繰り返し設定されている保証極度額の範囲内での保証に係る求償権の償却額又は本事業の開始前から継続して繰り返し行われている保証に係る求償権の償却額を除き、本事業の対象となる保証に係る保証極度額又は保証金額が本事業開始の日の前日における保証極度額又は保証金額と比べて増額となっている場合にあっては、当該増額分の金額に係る償却額を含む。）の10％に相当する金額を金融機関が基金協会に出資又は拠出することについて定めていること。

（ウ）本事業の対象となった保証案件の引受決定に先立って、都道府県等から構成される保証審査委員会等の審査を経ていること。ただし、保証審査委員会等があらかじめ定める金額以下の保証案件についてはこの限りでない。

この場合、２以上の都道府県の区域を包括して基金協会の区域とする基金協会にあっては、旧実施要領第４の２の債務保証計画に係る都道府県が個別の保証案件について引受に同意したことをもって保証審査委員会等の審査に代えることができる。

イ　特別準備金の積立て及び取崩しの基準

基金協会が積み立てる特別準備金の積立て及び取崩しの基準は、別紙のとおりとする。

ウ　出えんの申請手続等

（ア）基金協会は、この事業に基づく出えんを受けようとするときは、毎事業年度年１月20日までに、別記様式第１号により作成した出えん申請書を取りまとめて、中央会に提出しなければならない。

（イ）中央会は、（ア）の申請書の提出があった場合において、その申請書の内容が適当であると認めるときは、当該基金協会に対し、出えんを行うものとする。

（ウ）中央会の基金協会への出えんは、旧実施要領第４の２の債務保証計画に係る都道府県が、当該基金協会に対し、中央会が出えんしようとする金額と同一の金額の出えん又は補助を行うことを条件とする。

エ　出えんの水準

中央会は、国から交付を受けた予算の範囲内において、基金協会に対し、次に定めるところにより求められる金額を出えんするものとする。

別紙の１に規定する事業年度12月末保証事故準備必要額から、前事業年度末に積み立てた特別準備金の額に事業年度４月から12月までの償却求償権（別紙の１に規定する特定求償権を除く。）の回収額（基金協会の取得分に限る。以下同じ。）に２／３を乗じて得た額を加算し、事業年度４月から12月までの特別準備金の取崩額を差し引いて得た額を控除した額に１／２を乗じて得た額（ただし、０より大きい場合に限る。）。

オ　管理運営

中央会はアの事業を実施するために必要な事業管理を行うこととする。

（３）事業実施期間

この事業の対象となる保証は、旧実施要領に基づき平成21年度までに引き受けたものとし、本事業は基金協会が旧実施要領第４の２の債務保証計画に基づいて引き受けたすべての保証案件の償還又は求償権の償却が完了する（以下「すべての事業が完了する」という。）までの間行うものとする。

（４）指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関して、中央会及び基金協会に対し、指導及び監督を行うものとする。

（５）出えん金の返還

ア　基金協会は、すべての事業が完了する場合において、特別準備金勘定に残額（求償権償却後の回収額を含む。）が生じたときは、当該残額を国の補助金からの出えん割合に応じて別記様式第２号により中央会に返還するものとする。

イ　基金協会は、アの規定にかかわらず、すべての事業が完了する前であっても、特別準備金勘定に不要額が生じたときは、当該不要額を国の補助金からの出えん割合に応じて別記様式第２号により中央会に返還するものとする。

ウ　ア及びイにより、基金協会から出えん金の返還を受けた中央会は、実施要領第８の規定に基づき、返還が生じた理由及び金額の根拠が確認できる書類及び当該年度の事業資金からの総支出額明細一覧表を添えて、速やかに当該返還金を農林水産大臣の承認を得て、国庫に返納するものとする。

（６）出えん実績額の報告

中央会は、毎事業年度終了後遅滞なく、別記様式第３号により出えん実績額を水産庁長官に報告するものとする。

（７）その他

この事業の実施に当たり特に必要と認められる場合には、水産庁長官は必要な事項について別に定めるものとする。

８－４　漁業信用基金協会合併等対策事業

（１）事業実施計画の提出に係る一部適用除外

本事業について、実施要領第３の１の事業実施計画は、水産庁長官が別途定める公募要領に基づき提出する課題提案書とし、第２の１の前段の規定は適用しないものとする。ただし、事業実施計画の重要な変更があった場合には、第２の１の後段の規定に基づき、別記参考様式第２号を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

（２）交付金の交付

合併協会交付事業による事業交付金の交付額は、実施要領第２の別表の８の（３）の基金協会における過去３か年の年間保証額の平均額の１／15とする。（ただし、１基金協会あたり、減資等により解消された繰越欠損金の額又は１百万円のいずれか低い額を上限とする。）

８－５　漁協系統経営・組織力基盤強化促進事業

（１）事業実施計画の提出に係る一部適用除外

本事業について、実施要領第３の１の事業実施計画は、水産庁長官が別途定める公募要領に基づき提出する課題提案書とし、第２の１の前段の規定は適用しないものとする。ただし、事業実施計画の重要な変更があった場合には、第２の１の後段の規定に基づき、別記参考様式第２号を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

８－６　漁船保険団体一元化実施支援事業

（１）事業目的

漁船保険団体の組織再編（一元化）することにより団体の事業・財政基盤の統合・強化を図り、今後想定される漁船数の減少、今後発生する可能性のある災害等、巨大リスク等を含めた厳しさを増す状況に耐えうる組織体制の整備を目的する。

（２）事業内容

ア　一元化実施検討事業

組織再編（一元化）を行うに当たり諸問題の検討等を以下の（ア）から（ウ）において実施する。

（ア）組織統合準備委員会（以下「委員会」という。）

委員会は、漁船保険中央会（以下「中央会」という。）及び漁船保険組合（以下「組合」という。）の組織再編（一元化）に関する諸問題（統合後の事業運営のあり方、役職員等のあり方及び資産運用のあり方等）に関し検討を行う。委員会は中央会に設置し、委員は中央会の役員、組合の役職員及び学識経験者で構成する。

（イ）組織統合準備委員会小委員会（部会）（以下「小委員会」という。）

小委員会は、各専門分野について、実務的な諸問題に関し検討を行う。小委員会は委員会の下に位置づけ、検討結果は、委員会に報告しなければならない。委員は、中央会の役職員及び組合の役職員で構成する。

（ウ）ブロック別検討会（以下「検討会」という。）

検討会は、委員会での検討等を受けて、各地域（ブロック）に分け、一元化に関する問題等に関し検討を行う。検討会は委員会の下に位置づけ、検討結果は、委員会に報告しなければならない。検討会は、中央会の役職員及び組合の役職員で構成する。

また、検討会は必要に応じ、委員会の検討結果等を組合、組合員及び漁業協同組合に報告することができる。

イ　一元化実施構築対策事業

組織再編（一元化）を伴う現行システム調査及びシステム構築等を実施する。

（３）事業計画書の提出及び変更

ア　中央会は、実施要領第３に定める事業実施計画を作成するに当たっては、あらかじめ、水産庁長官に協議し、別記様式第１号により提出するものとする。また、変更するときも同様とし、別記様式第２号により提出するものとする。

イ　本事業においては、第２の１の規定は適用しない。

（４）報告事項等

ア　中央会は、（２）のアの（ア）の委員会及び（イ）の小委員会の設置規程を定め、水産庁長官に報告しなければならない。また、変更するときも同様とする。

イ　中央会は、上記（２）のアの（ア）の委員会の設置規程に基づく委員を選定するときは、事前に水産庁長官に協議しなければならない。また、変更するときも同様とする。

ウ　中央会は、（２）のアの（ア）の委員会開催後１ヶ月以内に、検討結果、議事概要及び今後の

対処方針等を取りまとめ水産庁長官に報告しなければならない。

９－１　水産業競争力強化緊急事業

（１）事業目的

水産業の競争力強化を図るとともに、活力ある漁村地域を維持・発展させるため、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組むことができるよう水産業の体質強化を図る必要がある。

このため、広域な漁村地域が連携し、生産の効率化や販売力の強化、地域の漁業を維持・発展させていくための中核的担い手の育成、漁船漁業の構造改革等に取り組むための「浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン」（以下「広域浜プラン」という。）を策定し、当該プランに基づく浜の機能再編や市場・水産関連施設の集約化、漁船の更新・改修等を進めることにより、水産業の競争力強化を図ることを目的とする。

（２）事業実施主体

この事業の事業実施主体は、（３）の事業の総合的な実施及び調整並びに水産業競争力強化基金の造成及び管理を行う者とする。

（３）事業の内容等

この事業は、事業実施主体が、以下のアからオまでの事業を水産業競争力強化基金により行う事業とする。また、事業実施主体は、同基金から、事業実施者に助成を行うものとする。

なお、事業実施主体は、事業を適切に実施するため、水産庁長官の承認を得て、事業を実施するための基本的事項に関する業務要領（以下「業務要領」という。）を定めるものとする。

ア　広域浜プラン緊急対策事業

（ア）広域浜プラン策定支援

ａ　浜の活力再生広域プラン策定支援

（ａ）事業実施主体による助成

実施要領の別表の助成対象となる経費は、広域浜プランの策定及び関連施策の連携について（平成28年１月20日付け27水港第2627号農林水産事務次官依命通知。以下「プラン通知」という。）第２の１に掲げる「浜の活力再生広域プラン」の策定に係る経費のうち、以下に掲げるものとし、別紙１に掲げる費目とする。

ⅰ　浜の活力再生プラン（以下「浜プラン」という。）に取り組む複数の漁村地域の広域的な水産物流通及び市場調査等、浜の活力再生広域プランの策定に向けて必要な調査解析に係る経費

ⅱ　外部専門家招聘のための旅費及び謝金

ⅲ　事業実施者による浜の活力再生広域プラン内容の審議・検討のための会合開催経費

ⅳ　浜の活力再生広域プランに取り組む漁業関係者及び関係自治体等に対する意見聴取のための会合開催経費

ⅴ　浜の活力再生広域プランの内容の地域外への周知等、事業実施者による調整活動に係る経費

ⅵ　その他、浜の活力再生広域プランの策定に必要とされる取組に係る経費

（ｂ）事業実施者

事業実施者は、プラン通知第３の１に掲げる要件を満たす広域水産業再生委員会とする。

（ｃ）事業実施計画

ⅰ　事業実施計画等の承認

事業実施者は、事業を実施しようとするときは、事業実施計画書を作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

ⅱ　事業実施計画等の採択基準

採択基準は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ⅰ）本事業を通じて、機能再編・地域活性化や中核的担い手の育成を通じた競争力強化を図るための取組を行おうとするものであること。

（ⅱ）本事業を通じて、浜の活力再生広域プランを策定し、事業開始年度を含め５年以内に水産業の競争力強化に資する成果目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

（ⅲ）（ⅰ）の取組が、水産基本計画（平成24年３月23日閣議決定）等国の施策に整合していること。

（ｄ）事業実施手続

ⅰ　事業実施者は、別記様式第１－１号に定める事業実施計画を策定し、当該計画に関係する都道府県を通じて水産庁長官に承認申請を行うものとする。
ⅱ　水産庁長官は、ⅰにより承認申請があった事業実施計画の内容が適当であると認められる場合には、これを承認し、その旨を当該計画に関係する都道府県を通じて事業実施者に通知するものとする。
ⅲ　水産庁長官は、ⅱで承認した事業実施計画を事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体は業務要領に基づき事業実施者へ助成金の交付等の手続を行うものとする。
ⅳ　承認後に生じた、次に掲げる事業実施計画の重要な変更は、ⅰ及びⅲに準じて行うものとする。
（ⅰ）事業の中止又は廃止
（ⅱ）事業実施者の変更
（ⅲ）国庫補助金の増
（ｅ）補助率等
　実施要領の別表の補助率は以下のとおりとする。
ⅰ　事業実施主体から事業実施者への助成額は定額とし、その額は本事業を実施するために事業実施者が必要とする経費の合計額であり、上限は１プランごとに50万円とする。
ⅱ　本事業において事業実施主体が助成するのは、プラン通知第４の１の（１）に基づき、都道府県に対して浜の活力再生広域プランを提出した事業実施者の当該提出日までの取組に対するものとする。なお、本項の規定は、プラン通知第４の１の（３）に基づき、当該事業実施者が当該年度において浜の活力再生広域プランの内容を変更する場合において準用する。
（ｆ）次の取組は、助成対象としない。
ⅰ　プラン通知第４の１の（１）に基づく都道府県への提出が行われなかった場合における、事業実施者の全ての取組
ⅱ　国の他の助成事業で支援を受けている、又は受ける予定となっている取組
ⅲ　取組内容が本事業の趣旨に合致しない取組
ⅳ　特定の個人若しくは法人の資産形成又は販売促進につながる取組
ⅴ　浜の活力再生広域プランの実施に関連しないＰＲ活動として行うポスター・リーフレット等の作成、新聞・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催
（ｇ）事業実績の報告
ⅰ　事業実施者は、本事業を完了したときは、業務要領に基づき、事業完了後遅滞なく事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
ⅱ　事業実施主体は、事業実施者から提出された事業実績報告書に基づき、業務要領に従い支払を行うものとする。
（ｈ）事業実施報告
　事業実施者は、本事業を完了したときは、別記様式第１－２号に定める完了報告書を作成し、関係する都道府県を通じて水産庁長官へ報告するものとする。
（ⅰ）報告及び検査
　国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施者に対し必要な事項の報告を求め、また、現地調査を行うことができるものとする。
ｂ　漁船漁業構造改革広域プラン策定支援
（ａ）事業実施主体による助成
　実施要領の別表の助成対象となる経費は、プラン通知第２の２に掲げる「漁船漁業構造改革広域プラン」の策定に係る経費のうち、以下に掲げるものとし、別紙１に掲げる費目とする。
ⅰ　対象漁船漁業に関する水産物流通及び市場調査等、漁船漁業構造改革広域プランの策定に向けて必要な調査解析に係る経費
ⅱ　外部専門家招へいのための旅費及び謝金
ⅲ　事業実施者による漁船漁業構造改革広域プラン内容の審議・検討のための会合開催経費
ⅳ　漁船漁業構造改革広域プランに取り組む漁業関係者等に対する意見聴取のための会合開催経費
ⅴ　漁船漁業構造改革広域プランの内容の関係者への周知等、事業実施者による調整活動に係る経費
ⅵ　その他、漁船漁業構造改革広域プランの策定に必要とされる取組に係る経費
（ｂ）事業実施者

事業実施者は、プラン通知第３の２に掲げる要件を満たす広域漁船漁業構造改革委員会とする。

（ｃ）事業実施計画

ｉ　事業実施計画等の承認

事業実施者は、事業を実施しようとするときは、事業実施計画書を作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。これを変更するときも同様とする。

ⅱ　事業実施計画等の採択基準

採択基準は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ｉ）本事業を通じて、対象漁船漁業の構造改革や競争力強化を図るための取組を行おうとするものであること。

（ⅱ）本事業を通じて、漁船漁業構造改革広域プランを策定し、事業開始年度を含め５年以内に漁船漁業の競争力強化に資する成果目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

（ⅲ）（ｉ）の取組が、水産基本計画（平成24年３月23日閣議決定）等国の施策に整合していること。

（ｄ）事業実施手続

ｉ　事業実施者は、別記様式第２－１号に定める事業実施計画を策定し、水産庁長官に承認申請を行うものとする。

ⅱ　水産庁長官は、ｉにより承認申請があった事業実施計画の内容が適当であると認められる場合には、これを承認し、その旨を事業実施者に通知するものとする。

ⅲ　水産庁長官は、ⅱで承認した事業実施計画を事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体は業務要領に基づき事業実施者へ助成金の交付等の手続を行うものとする。

ⅳ　承認後に生じた、次に掲げる事業実施計画の重要な変更は、ｉ及びⅲに準じて行うものとする。

（ｉ）事業の中止又は廃止

（ⅱ）事業実施者の変更

（ⅲ）国庫補助金の増

（ｅ）補助率等

実施要領の別表の補助率は以下のとおりとする。

ｉ　事業実施主体から事業実施者への助成額は定額とし、その額は本事業を実施するために事業実施者が必要とする経費の合計額であり、上限は１プランごとに50万円とする。

ⅱ　本事業において事業実施主体が助成するのは、プラン通知第４の２の（１）に基づき、漁船漁業構造改革広域プランを提出した事業実施者の当該提出日までの取組に対するものとする。なお、本項の規定は、プラン通知第４の２の（３）に基づき、当該事業実施者が当該年度において漁船漁業構造改革広域プランの内容を変更する場合において準用する。

（ｆ）次の取組は、助成対象としない。

ｉ　プラン通知第４の２の（１）に基づく漁船漁業構造改革広域プランの提出が行われなかった場合における、事業実施者の全ての取組

ⅱ　国の他の助成事業で支援を受けている、又は受ける予定となっている取組

ⅲ　取組内容が本事業の趣旨に合致しない取組

ⅳ　特定の個人若しくは法人の資産形成又は販売促進につながる取組

ⅴ　漁船漁業構造改革広域プランの実施に関連しないＰＲ活動として行うポスター・リーフレット等の作成、新聞・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

（ｇ）事業実績の報告

ｉ　事業実施者は、本事業を完了したときは、業務要領に基づき、事業完了後遅滞なく事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

ⅱ　事業実施主体は、事業実施者から提出された事業実績報告書に基づき、業務要領に従い支払を行うものとする。

（ｈ）事業実施報告

事業実施者は、本事業を完了したときは、別記様式第２－２号に定める完了報告書を作成し、水産庁長官へ報告するものとする。

（ｉ）報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施者に対し必要な事項の報告を求め、また、現地調査を行うことができるものとする。

（イ）収入向上・コスト削減の実証的取組支援

ａ　効率的な操業体制の確立支援

（ａ）事業の内容

事業実施主体は、将来の漁村地域を担う意欲ある漁業者グループが持続可能な収益性の高い操業体制の確立を図るため、水産庁長官が別に定める実証的取組を実施する際に要する経費に対して助成金を交付する。

（ｂ）事業実施者

この事業の事業実施者は、次の要件を満たす者とする。

ｉ　広域浜プランを策定する広域水産業再生委員会及び広域漁船漁業構造改革委員会（以下「広域委員会」という。）であって、広域浜プラン及び当該浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす意欲ある広域委員会であること。

なお、当該浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、平成30年度末までの広域浜プランへの発展を目指して、広域浜プラン策定調整協議会（以下「調整協議会」という。）を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会も、事業実施者とすることができる。

（ｉ）持続可能な収益性の高い操業体制の確立を図るための取組を実施すること。

（ⅱ）率先して広域浜プラン又は関連する浜プランに定められた取組を実践すること。

（ⅲ）地域へ貢献する意思を有し、地域や他の漁業関係者との連携を図ること。

（ｃ）競争力強化型操業推進委員会

ｉ　事業実施主体は、収入向上やコスト削減に関する有識者３名以上を構成員とする競争力強化型操業推進委員会（以下「操業委員会」という。）を設置するものとする。

ⅱ　事業実施主体は、操業委員会を設置しようとするときは、競争力強化型操業推進委員会設置要領（以下「操業委員会設置要領」という。）を作成の上、別記様式第３号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

ⅲ　操業委員会設置要領を変更しようとするときは、ⅱに準じて行うものとする。

ⅳ　操業委員会は、事業実施者の取組が競争力強化型操業に資するものとなるよう、活動類型の案を定め、水産庁長官の承認を受けた上で公表するものとする。

ⅴ　操業委員会は、ⅳのほか、事業実施者から漁業現場の事情を踏まえた実証的取組（以下「地域提案活動」という。）の提案を受けた場合、内容を審査し、競争力強化型操業に資する活動と認められる場合は、水産庁長官の承認を受けた上で、公表するものとする。

ⅵ　操業委員会は、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（ｄ）事業の実施

ｉ　本事業を実施しようとする事業実施者は、効率的操業事業実施計画を策定して事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。

ⅱ　事業実施主体は、ｉの申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該効率的操業事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。

（ｉ）申請者が、（ｂ）に定める事業実施者であること。

（ⅱ）効率的操業事業実施計画の内容が、水産庁長官が別に定める実証的取組に該当すること。

（ⅲ）（ⅱ）及び効率的操業事業実施計画に関連する広域浜プラン又は浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め５年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10％以上向上する取組の目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

ⅲ　ⅱの承認後に生じた効率的操業事業実施計画の変更は、ｉに準じて行うものとする。

ⅳ　事業実施者は、事業終了後速やかに効率的操業事業実施報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

ⅴ　事業実施者は、効率的操業事業実施計画に記載したⅱの（ⅲ）の達成状況を、事業実施主体へ報告するものとする。

（ｅ）実施状況等の確認

ｉ　事業実施主体は、事業実施者における効率的操業事業実施計画の実施状況について、（ｄ）のⅳに基づく報告書類等を確認するほか、必要に応じ、操業委員会が現地においてこれを確認するものとする。

ⅱ　事業実施主体が、実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。

ⅲ　事業実施主体は、（ｄ）のｖの達成状況を確認するとともに、取組の目標（ＫＰＩ）の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。

（ｆ）助成対象経費

ｉ　助成の対象となる経費は、（ａ）に掲げる経費並びに事業実施者が効率的操業事業実施計画を実施するに当たり必要とされる運営、会議の開催及び実施状況の確認に要する経費とし、その助成額は、水産庁長官が別に定める表の項目及び助成対象経費の欄ごとに同表の助成水準の欄に掲げる水準のとおりとする。

ⅱ　ｉの規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する経費は、助成の対象外とする。

（ｉ）（ｄ）のｉの承認を受けなかった場合における、事業実施者におけるｉの全ての経費

（ⅱ）国が実施する他の事業による助成等の支援を受け、又は受けることとなっている経費

（ｇ）助成金の交付

事業実施主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、次に定めるところにより、事業実施者に助成するものとする。

ｉ　（ｄ）のⅱにより効率的操業事業計画の承認を受けた事業実施者は、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。

ⅱ　事業実施者は、本事業終了後、事業実施主体に対して精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。

ⅲ　事業実施主体は、（ｄ）のⅳの効率的操業事業実施報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して通知するものとする。

ⅳ　事業実施者は、本事業の助成金の交付について、その分配方法について規程を作成するものとする。

（ｈ）事業実施期間

本事業の実施期間は、平成29年３月31日までとする。

（ｉ）助成金の返還

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、事業実施者が事業を実施しなかった場合又は効率的操業事業実施報告書の内容に虚偽があった場合には、助成金を返還させる措置を講じるものとする。

（ｊ）事業の委託

ｉ　事業実施主体は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、この事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

ⅱ　事業実施主体は、ｉの委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

ｂ　養殖用生餌供給安定対策支援

（ａ）事業実施主体による助成

事業実施主体は、事業実施者が従来生餌として利用できていない水揚げ時期や地域、魚種のものを養殖用生餌として調達し需要の盛期に向けて保管することで生餌供給の安定化を図る取組に対して、助成金を交付する。

（ｂ）事業実施者

ｉ　本事業の事業実施者は、浜の活力再生広域プラン及び関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む広域水産業再生委員会とする。なお、

（ｉ）平成30年度末までの浜の活力再生広域プランへの発展を目指して、関連する浜プランを策定する地域水産業再生委員会が調整協議会を設立し、（ｃ）のⅱの全体計画に参画した場合には、当該調整協議会又はこれに参画する地域水産業再生委員会

（ⅱ）広域水産業再生委員会又は調整協議会に参画する養殖業者を直接又は間接の構成員として必要な物資の供給を行う水産業協同組合

についても事業実施者となることができる。

ⅱ　ｉに掲げる者は共同で、又は国内の生餌流通に知見を有するものとして水産庁長官が適当と認めた者を事業実施者の構成員として参画させて、本事業を実施することができる。

（ｃ）事業の実施

ｉ　事業実施者は、事業実施主体が別に定める様式により、事業実施計画を作成し、事業実施者が地域水産業再生委員会又は水産業協同組合の場合は広域水産業再生委員会又は調整協議会を通じて、事業実施主体に申請し承認を受けるものとする。

ⅱ　事業実施者は、国内の生餌流通に知見を有する全国団体の協力を得つつ、他の事業実施者と共同で、浜の活力再生広域プランの策定又は浜の活力再生広域プラン及び関連する浜プランに基づく取組を推進するとともに事業計画内容や実施状況等を共有することにより事業の

効率的な実施を図るための全体計画を作成し、当該全体計画に基づき個別の事業実施計画を作成することができる。

iii　事業実施主体は、ｉ又はiiの計画の申請があった場合は、その内容を審査し、以下の要件を満たすものと認めるときは、事業実施者に対し、当該計画を承認する旨の通知を行うものとする。

（ｉ）事業実施計画の内容が、（ａ）に定める取組であること。

（ii）関連する浜の活力再生広域プラン又は浜プランに基づく各種取組効果全体として、５年以内に生餌の調達コストを５％以上削減する取組の目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

iv　事業実施期間は、事業実施計画に基づき養殖用生餌を最初に調達した日から一年以内とする。ただし、水産庁長官が特に必要と認めるときは１年を超えない範囲で延長することができる。

v　事業実施者は、事業実施主体が別に定める様式により、承認された事業実施計画に基づく養殖用生餌の買取、輸送、凍結・保管及び入出庫等の実施状況について実績を取りまとめ、事業実施主体に報告するものとする。

vi　事業実施者は、本事業により調達した養殖用生餌を、養殖用生餌以外の用途向けに使用又は譲渡してはならない。

vii　事業実施者は、事業実施主体が別に定める様式により、事業終了後速やかに事業実施報告書を作成し、事業実施主体に提出するとともに、平成32年時点の養殖用生餌の調達コストの状況等についてフォローアップ報告書を作成し、平成33年3月31日までに、事業実施主体に提出するものとする。

（ｄ）助成金の交付

ｉ　事業実施主体は、予算の範囲内で、本事業の実施に必要な経費のうち、以下の経費について、１／２を上限として事業実施者に助成するものとする。

（ｉ）輸送経費（水揚港から凍結場所までの運搬に要する経費を含む。）

（ii）保管経費（凍結及び入出庫に要する経費を含む。）

ii　事業実施者は、事業実施計画の承認を受けた場合には、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、その交付を受けるものとする。

iii　事業実施者は、概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、別途事業実施主体が定める様式により概算払請求を行うものとし、事業実施主体は、これに基づき助成金を交付することができるものとする。

iv　事業実施者は、事業終了後、事業実施主体が別に定める精算払請求書により、事業実施主体に対し助成金の請求を行うものとする。

v　事業実施主体は、事業実施報告書の内容を審査し、適切と認められる場合には、助成金の額を確定し、事業実施者に助成金を交付するものとする。

vi　事業実施主体は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

（ｅ）助成金の返還

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、事業実施報告書の内容に虚偽があった場合には、助成金を返還させる措置を講じるものとする。

（ｆ）事業の委託

ｉ　事業実施主体は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、この事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

ii　事業実施主体は、ｉの委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

（ｇ）報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施者に対し必要な事項の報告を求め、また、現地調査を行うことができるものとする。

ｃ　広域浜プラン実証調査

（ａ）事業実施主体による助成

実施要領の別表の助成対象となる経費は、広域浜プランに基づく取組を具体的に進めていくために必要な活動に係る経費のうち、以下に掲げるものとし、別紙１に掲げる費目とする。

ｉ　複数の漁村地域が連携して、地域全体で水産関連施設の効率的な利用や機能の再編、施設の再整備を具体的に進めていくための基礎調査並びに漁獲量や漁船数が減少した漁村地域が

連携して、海域の生産力及び増養殖機能の向上、既存の水産関連施設を集約・有効活用した６次産業化や都市漁村交流の推進など地域活性化を図るための取組を具体的に進めていくための基礎調査

ⅱ　現在及び将来の漁村地域を担う意欲ある中核的担い手の確保・育成、新規就業者の積極的受入れ、地域リーダー育成等に必要な活動経費

ⅲ　その他、広域浜プランに基づく取組を具体的に進めていくために必要な活動経費

（ｂ）事業実施者

事業実施者は、プラン通知第３の１に掲げる要件を満たす広域水産業再生委員会及びプラン通知第３の２に掲げる要件を満たす広域漁船漁業構造改革委員会とする。

（ｃ）事業実施計画

ｉ　事業実施計画等の承認

事業実施者は、本事業を実施しようとするときは、事業実施計画を作成し、水産庁長官の承認を受けるものとする。また、単年度ではなく、複数年度にまたがる調査活動を実施することでプランに基づく取組効果が高まることが期待され、年度間の活動を明確にできるものに限り、３年を上限に複数年間の事業実施計画を認めるものとする。これを変更するときも同様とする。

ⅱ　事業実施計画等の採択基準

採択基準は、次に掲げる要件とし、浜の活力再生広域プランについては（ｉ）、（ⅲ）及び（ⅳ）、漁船漁業構造改革広域プランについては（ⅱ）、（ⅲ）及び（ⅳ）に掲げる要件を全て満たすものとする。

（ｉ）本事業を通じて、機能再編・地域活性化や中核的担い手の確保・育成を通じた競争力強化を図るための取組を行おうとするものであること。

（ⅱ）本事業を通じて、対象漁船漁業の構造改革や競争力強化を図るための取組を行おうとするものであること。

（ⅲ）本事業を通じて、承認された広域浜プランに基づく成果目標（ＫＰＩ）の達成を目指すものであること。

（ⅳ）（ｉ）及び（ⅱ）の取組が、水産基本計画（平成24年３月23日閣議決定）等国の施策に整合していること。

（ｄ）事業実施手続

ｉ　事業実施者は、別記様式第４－１号に定める事業実施計画を策定し、浜の活力再生広域プランに基づくものである場合は、関係する都道府県を通じて水産庁長官に承認申請を行い、漁船漁業構造改革広域プランに基づくものである場合は、水産庁長官に承認申請を行う。

ⅱ　水産庁長官は、ｉにより承認申請があった事業実施計画の内容が適当であると認められる場合には、これを承認し、当該事業実施計画が浜の活力再生広域プランに基づくものである場合は、その旨を関係する都道府県を通じて事業実施者に通知し、漁船漁業構造改革広域プランに基づくものである場合は、その旨を事業実施者に通知するものとする。

ⅲ　水産庁長官は、ⅱで承認した事業実施計画を事業実施主体に通知するものとし、事業実施主体は業務要領に基づき事業実施者へ助成金の交付等の手続を行うものとする。

ⅳ　承認後に生じた、次に掲げる事業実施計画の重要な変更は、ｉ及びⅲに準じて行うものとする。

（ｉ）事業の中止又は廃止

（ⅱ）事業実施者の変更

（ⅲ）国庫補助金の増

（ｅ）補助率等

実施要領の別表の補助率は以下のとおりとする。

事業実施主体から事業実施者への助成額は定額とし、その額は本事業を実施するために事業実施者が必要とする経費の合計額であり、上限は１プラン当たり毎年度200万円を上限とする。なお、複数年間の事業実施計画については、毎年度、予算の範囲内において配分することとする。

（ｆ）次の取組は、国の助成対象としない。

ｉ　国の他の助成事業で支援を受けている、又は受ける予定となっている取組

ⅱ　取組内容が本事業の趣旨に合致しない取組

ⅲ　特定の個人若しくは法人の資産形成又は販売促進につながる取組

ⅳ　広域浜プランの実施に関連しないＰＲ活動として行うポスター・リーフレット等の作成、

新聞・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

（ｇ）事業実績の報告

ⅰ　事業実施者は、本事業を完了したときは、業務要領に基づき、事業終了後遅滞なく、事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

ⅱ　事業実施主体は、事業実施者から提出された事業実績報告書に基づき、業務要領に従い支払を行うものとする。

（ｈ）事業実施報告

事業実施者は、本事業を完了したときは、別記様式第４－２号に定める完了報告書を作成し、浜の活力再生広域プランに基づく取組の場合は、関係する都道府県を通じて水産庁長官へ報告するものとし、漁船漁業構造改革広域プランに基づく取組の場合は水産庁長官へ報告するものとする。

（ｉ）報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施者に対し必要な事項の報告を求め、また、現地調査を行うことができるものとする。

イ　水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業

（ア）趣旨

本事業は、広域浜プランにおいて中核的漁業者として位置付けられた者が、広域浜プランに定められた競争力強化の取組を実践するために必要な漁船を円滑に導入できるよう支援し、もって持続可能な収益性の高い操業体制への転換を推進するものである。

（イ）事業等の内容

この項目において定める事業等は、次のａからｃまでのとおりとする。

ａ　浜の担い手漁船リース緊急事業

複数の浜が連携して水産業の競争力強化を図るため、「浜の活力再生広域プラン」に基づき、中核的漁業者として位置づけられた者が所得向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の導入に要する経費を助成するもの（以下「担い手事業」という。）とする。

ｂ　漁船漁業構造改革緊急事業

漁船漁業の競争力強化を図るため、「漁船漁業構造改革広域プラン」に基づき、中核的漁業者として位置づけられた者が収益性向上に取り組むために必要な中古漁船又は新造漁船の導入に要する経費を助成するもの（以下「構造改革事業」という。）とする。

ｃ　取得価格等適正審査委員会の運営

上記ａ又はｂの事業により導入される漁船の取得価格の妥当性の審査等を行う委員会（以下「価格審査委員会」という。）の運営に要する経費を助成するものとする。

（ウ）助成対象経費

助成対象経費は以下のとおりとする。

区分	助成対象経費	補助率	備　考
担い手事業及び構造改革事業	人件費、賃金、設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、役務費、委託費、その他	定額	
	漁船取得・改修費 １　以下に掲げるものに要する取得・改修に係る経費 (1) 無動力船 ア　船体 船体（船殻、船倉等）、敷板、塗装、舵、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、アンカー等） (2) 動力船 ア　船体 船体（船殻、船倉、ブリッジ等）、揚錨装置、係船装置、塗装、甲板被覆、舵、マスト、その他標準的な装備（口蓋、防舷材、ドレンプラグ、配線・配管工事、アンカー等）	１／２以内	１隻当たり２億５千万円を助成額の上限とする。

	イ　機関 　主機関（過給機及び空気冷却器を含む機関本体）、補機関（機関本体）、その他標準的な装備（軸系、推進機、減速逆転装置、操舵装置、燃料タンク等） ウ　設備関係 　発電機、航海灯、作業灯、集魚灯、レーダー、コンパス、無線通信装置、測位装置（ＧＰＳ）、魚群探知機、揚網・縄機（ウインチ等）、自動操舵装置、自動船舶識別装置、その他漁業に必要な標準的な設備 ２　その他の経費 　中古船の運搬費等		
価格審査委員会	人件費、賃金、設備備品費、消耗品費、旅費、謝金、役務費、委託費、その他	定額	

（エ）事業実施者

担い手事業又は構造改革事業において中核的漁業者が必要とする漁船を取得し、リースにより漁船の貸付を行う者（以下「リース事業者」という。）とし、次のいずれかに該当するものとする。

漁業協同組合、漁業協同組合連合会、一般財団法人、一般社団法人、公益財団法人、公益社団法人、中小企業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）又は水産庁長官が適当と認める者とする。

（オ）漁船の借受者

担い手事業又は構造改革事業において漁船を借り受ける者は、広域浜プランにおいて以下の要件を満たす中核的漁業者として位置づけられた者とする。

ａ　個人経営体においては、原則55歳未満の者とする。ただし、45歳未満の後継者が確保されている場合においてはこの限りではない。

ｂ　法人経営体においては、将来にわたり経営が安定的に継続することが見込まれること（原則、償却前利益が確保されていること。）。

（カ）貸付対象漁船

ａ　担い手事業又は構造改革事業により導入される貸付対象漁船は、中核的漁業者へのリースを目的としてリース事業者が取得する漁船とし、以下に掲げる要件を満たす漁船とする。

（ａ）取得価額（中古漁船においては売買契約書に定められた売買代金に必要な改修（機関換装、漁労設備の更新、船体の修繕等）を行った費用を加えた額、新造船においては造船請負契約書に定められた建造代金をいう。）が同船型の相場と比較して不当に高額でないことが、価格審査委員会により確認されたものであること。

（ｂ）過度な装備を排除していること。

ｂ　ａを満たす貸付対象漁船は、原則、国内の漁業者等からの買取により調達される中古漁船（買取後、必要な改修を行ったものとする。以下同じ。）とする。ただし、以下の場合に限り、新造船も認めることとする。

（ａ）十分な努力を払ったにもかかわらず、必要とする規模･仕様の中古漁船の調達ができない場合

（ｂ）取得・改修費用が同規模・仕様の新たに建造する漁船の取得費用を超える場合

（キ）価格審査委員会

ａ　事業実施主体は、漁船及び付随設備並びにこれらの価格等に関して専門的知見を有する者を委員として選任し、価格審査委員会を設置するものとする。なお、事業実施主体は、価格審査委員会の設置に関する業務を第三者に委託して実施することができる。

（ａ）審査の実施

価格審査委員会は、審査に必要となる漁船に関する資料を事前に定めるものとする。また、価格審査委員会事務局は審査の要請状況に応じて、価格審査委員会を適宜開催するものとし、申請された貸付対象漁船に関する資料に基づき、当該漁船の取得価格等が適切かどうかを審査する。なお、価格審査委員会は、必要と認めるときは、貸付対象漁船に対する実態調査を

行うことができるものとする。

（ｂ）審査結果の通知

価格審査委員会は、リース事業者に対し、審査結果を速やかに通知するものとする。貸付対象漁船の取得価格が適正な水準にないと判断した場合は、理由を付して通知するものとする。

（ｃ）審査結果の取扱い

リース事業者は、価格審査委員会より取得価格が適正な水準にないと通知された場合、申請内容を見直した上、再度、価格審査委員会に申請を行うことができる。

b　価格審査委員会は、貸付対象漁船の取得価格、改修内容及び費用の妥当性の審査を行うものとする。また、リース事業者の求めに応じて、取得価額の低減に資するための共通船型等の提案を行うことができる。

（ク）貸付対象漁船のマッチング等に係る助成金の申請手続

a　取組内容の作成

担い手事業又は構造改革事業による漁船の貸付を希望する者（以下「借受候補者」という。）は、別記様式第５－１号により、下記の内容を記載した提案書をリース事業者に提出するものとする。

（ａ）取組の目標（ＫＰＩ）

ｉ　５年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10%以上向上する取組の目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。また、新規就業者にあっては、原則、当該地域の平均漁業所得から10%以上向上する取組の目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

ii　自力で次期代船の取得が可能となる利益の留保を実現すること。

（ｂ）取組の内容

（ａ）を達成するために必要な取組の内容を具体的に記載する。

b　貸付対象漁船のマッチング費用等の交付申請

リース事業者は、借受候補者が中核的漁業者の要件を満たすことが確実と認められ、借受候補者と貸付対象漁船のマッチング等に要する経費の助成を受けようとする場合、業務要領に基づく交付申請書を事業実施主体に提出するものとする。交付申請を受けた事業実施主体は、審査の上、業務要領に基づく交付決定通知を行う。

なお、リース事業者は、他のリース事業者と共同でマッチング作業を行うことができる。

（ケ）漁船取得等に係る助成金の申請手続

a　価格審査委員会の審査

リース事業者は、マッチング作業後、貸付対象となり得る漁船の価格等の書類を価格審査委員会に提出し、審査結果を得ることとする。

b　水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書等の提出及び都道府県の確認

リース事業者は、別記様式第５－２号による水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（以下「リース計画書」という。）及び添付書類を作成した上で、都道府県を経由して事業実施主体に提出するものとする。都道府県は、リース計画書及び添付資料が所要の要件を満たしていること及び当該都道府県の水産施策に整合していることを確認する。

ただし、構造改革事業（大臣管理漁業に係るものに限る。）を実施するリース事業者は、リース計画書及び添付資料を事業実施主体に提出することができる。

c　リース計画書の審査

事業実施主体は、提出されたリース計画書を審査した上で、後継者の確保、新規参入、漁業所得、漁船の船齢等の観点から業務要領に定める基準により優先順位付けを行い、原則、４半期ごとに別記様式第５－３号により取りまとめ、水産庁長官に承認申請を行うものとする。ただし、事業実施主体が必要と判断した場合は、随時、水産庁長官に承認申請を行うことができることとする。また、業務要領に基づく重要な変更を行う場合においても同様とする。

d　リース計画書の承認

水産庁長官は、リース計画書を妥当と判断した場合は、事業実施主体に対し別記様式第５－４号により承認する旨を通知するものとする。また、業務要領に基づく重要な変更を行う場合においても同様とする。

e　助成金の交付申請

承認の通知を受けた事業実施主体は、リース事業者にこの旨を通知する。ただし、リース計画書が都道府県を経由して提出された場合は、都道府県を経由して通知するものとする。リー

ス事業者は、助成金の交付申請をしようとするときは、事業実施主体に対し、業務要領に基づく助成金の交付申請を行うものとする。交付申請を受けた事業実施主体は、審査の上、業務要領に基づく交付決定通知を行う。

（コ）漁船取得に係る助成金の交付手続

事業実施主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、次に定めるところにより、リース事業者に助成するものとする。

a　交付決定通知を受けたリース事業者が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体に対して業務要領に基づく概算払請求書を提出するものとする。

b　事業実施主体は、ａの申請があった場合には、助成金を交付することができるものとする。

c　リース事業者は、事業終了後、事業実施主体に対して業務要領に基づく精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。

d　事業実施主体は、精算払請求書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、リース事業者に対して業務要領に基づき通知するものとする。

e　事業実施主体は、リース事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

f　ｅの助成金の返還は、事業実施主体がリース事業者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

g　事業実施主体がリース事業者に対しｆの命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

h　その他

事業実施主体は、必要に応じて水産庁、リース事業者、その他関係者に対し協議を行うものとする。

（サ）貸付契約

リース事業者は漁船取得に係る助成金の交付決定後、借受者に貸付対象漁船をリースする場合において、以下の事項を定めた契約（以下「貸付契約」という。）を締結するものとする。

a　貸付期間

貸付対象漁船の貸付期間は、原則として、法定耐用年数（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数）以上とし、漁船取得にかかる融資の償還期間を参考として、リース事業者と借受者が協議して定める期間とする。

b　貸付期間終了後の貸付対象漁船の取扱い

貸付期間終了時の貸付対象漁船の取扱いについては、リース事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。

c　途中解約の禁止

借受者は、原則として、貸付期間中の貸付契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中に貸付契約を解約する場合の取扱いについては、リース事業者及び借受者の協議により、貸付契約に定めておくこととする。

d　貸付対象漁船の維持管理等

（ａ）借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付対象漁船を維持管理し、使用しなければならない。

（ｂ）貸付対象漁船は維持管理及び使用のために必要な経費は、借受者が負担するものとする。

（ｃ）借受者は、貸付対象漁船をこの事業の目的に反して使用し、転貸し、名目のいかんにかかわらず担保に供し、又は譲渡してはならない。

e　貸付料の基準

貸付料は、基本貸付料、附加貸付料等、消費税等の合計額を基本として構成するものとし、リース事業者は、可能な限り、低廉な貸付料の設定を行うよう努めるものとする。

（ａ）基本貸付料

基本貸付料は、貸付対象漁船の取得価額（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）から本事業による貸付対象漁船の取得に要する経費の助成額を控除して得た額を貸付期間で除した額とする。なお、ｂに規定する貸付期間終了時の貸付対象漁船の取扱い（譲渡金額等の条件）を考慮して、基本貸付料を調整することができる。

（ｂ）附加貸付料等

附加貸付料等はリース事業者の事務手数料等必要と認められる費用とし、貸付契約締結時においてリース事業者が別に定める額とする。ただし、リース事業者がオの（ア）又は（ウ）の事業を利用する場合は、当該事業により助成される額を考慮して算定するものとする。

（ｃ）消費税等

消費税及び地方消費税とする。

（シ）事業実施報告

リース事業者は、漁船の貸付契約を締結した年の翌年以降の借受者の年間の漁業所得又は償却前利益の状況を業務要領に従って事業実施主体に毎年報告する。事業実施主体はこの報告書を広域委員会に提出する。

（ス）事業評価及び改善計画

ａ　広域委員会は、事業評価委員会を設置し、漁業者の成果目標の達成状況に関する評価を行う。広域委員会は、業務要領に従って、評価結果を事業実施主体に毎年報告する。なお、広域委員会が事業評価委員会を兼ねてもよいものとする。

ｂ　５年間の成果目標が未達となった場合又は成果目標が未達成となる可能性が高いと評価された場合、事業評価委員会において原因分析を行うとともに改善策をリース事業者に提言する。

ｃ　リース事業者は借受者と協議して事業の改善計画を作成し、広域委員会の承認を得た上で、事業実施主体に提出する。

（セ）改善計画に係る指導

ａ　担い手事業にあっては、都道府県（借受者が営む漁業が大臣管理漁業である場合は水産庁及び都道府県）は、リース事業者及び借受者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

ｂ　構造改革事業にあっては、水産庁長官は、リース事業者及び借受者に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

（ソ）助成金の返還

事業実施主体は、（サ）のａに定める法定耐用年数内において次に掲げる事由のいずれかに該当する場合、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認めるとき（ａ又はｂにあっては、直ちに新たな貸付契約を結んだ場合は除く。）は、リース事業者に対して助成金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。

ａ　リース事業者又は借受者が貸付契約を解約したとき。

ｂ　借受者が経営を中止したとき。

ｃ　貸付対象漁船が消失したとき。

ｄ　リース事業者の申請書等に虚偽の記載があることが明らかとなったとき。

ｅ　貸付契約に定められた契約内容に合致しないことが明らかとなったとき。

ｆ　その他事業を継続することが不適当と判断されるとき。

（タ）事業の委託

事業実施主体は、事業を円滑に実施するために必要がある場合には、当該事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

ウ　水産業競争力強化緊急施設整備事業

この事業は、事業実施主体が、浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において競争力強化又は産地市場の統廃合を推進するため、水産業競争力強化緊急施設整備事業計画（以下「施設整備事業計画」という。）に基づき水産業競争力強化緊急施設整備事業（以下第３の９－１の（３）のイにおいて「事業」という。）を実施する事業実施者に対し、水産業競争力強化緊急事業基金により都道府県を経由し助成を行うものとする。

（ア）事業の内容等

ａ　事業実施主体による助成

事業実施主体は、事業の事業実施者に対し事業に要する経費について助成するものとする。

ｂ　事業の目的

浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、事業実施者が実施する競争力強化のための施設整備、産地市場の統廃合を推進するための施設整備等を行う。

ｃ　助成対象経費

助成対象となる経費は、施設整備に必要となる次の経費とする。

（ａ）実施設計費

対象施設の設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な経費）及び設計費（設計に必要な経費）とする。ただし、

これらの経費は、当該実施設計を委託する場合に限り交付の対象とする。

（ｂ）本体施設工事費

事業の目的となる別紙２の対象施設の整備に必要な建設工事費及び共通仮設費とし、附帯施設に係る費用及び附帯事務費を含むものとする。

（ｃ）工事雑費

対象となる施設施工に伴い、直接必要となる設計に必要な報酬、賃金、共済費、旅費、需要費、役務費、委託費、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費並びに公社一般管理費とする。

（ｄ）施設撤去費

競争力強化のために必要となる施設整備や産地市場の統廃合に伴い発生する旧施設の撤去費に限るものとする。なお、旧施設の所在地と異なる場所において、新たに施設整備や産地市場の統廃合を行う場合であって、当該所在地に既に存在する施設等の撤去に要する費用については交付の対象とする。

（イ）事業の実施基準等

ａ　一般的基準

（ａ）事業実施期間

個々の施設の整備については、実施設計を含め事業着手から１ヵ年以内に完了することを原則とする。

ただし、当該期間に完了することが困難な場合は、１ヵ年を超えない範囲の期間ごとに施行区分を明確にできるものに限り、最大で３ヵ年までの事業期間とすることができるものとする。

なお、この場合においても、助成金の配分上限額の決定は、区分された１ヵ年を超えない範囲の期間ごとに行うものとし、これを超える期間に係る配分の担保は行わない。

（ｂ）助成要件

次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

ⅰ　浜の活力再生広域プランと一体的に実施するものとして、同プランにおいて、競争力強化や産地市場の統廃合等を推進するために必要となる共同利用施設を整備することが位置づけられていること。

ⅱ　受益対象者

事業の受益対象者は、事業内容を位置づけた浜の活力再生広域プランの地域おける水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）第２条で定めるものをいう。）に所属する個人（原則として会社等の被雇用者を除く。）又は法人のうち、事業の実施により直接的に便益を享受する者であって、以下に掲げる者とする。

（ⅰ）漁業者

（ⅱ）上記（ⅰ）を除く、水産業の競争力強化に寄与する者

ただし（ⅱ）は、事業の対象施設が別紙２に掲げる「荷さばき施設」、「省エネルギー型施設機能整備」、「燃油流通効率化施設整備」、「加工処理施設」、「自然エネルギー利用施設」、「海業支援施設」、「洗浄施設」、「燃油補給施設」、「深層水等利活用施設」、「鮮度保持施設」、「水産廃棄物等処理施設」、「その他、浜の活力再生広域プランで必要となる施設」及びこれらの附帯施設である場合にのみ受益対象者とすることができる。

（ｃ）受益戸数

受益戸数の要件については、原則１施設整備事業計画ごとに原則25戸以上とする。ただし、許可隻数の制限により受益者が絞られている等特段の理由が認められる場合は10戸以上とすることができるものとする。

（ｄ）実施要件

実施要件については、別紙２に定めるとおりとする。

（ｅ）事業実施者

本事業の事業実施者は、以下に限るものとする。

ⅰ　都道府県

ⅱ　市町村

ⅲ　水産業協同組合（漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、漁業生産組合等）

ⅳ　さけます類の人工ふ化放流事業を行う団体

（ｆ）費用対効果分析

費用対効果については、別紙２に定めるとおり、適切な値となっていること。

（ｇ）事業費の上限額及び下限額

ｉ　事業費の上限額

事業実施における国費上限額は以下の（ｉ）及び（ⅱ）を合算した額とする。

（ｉ）施設の建設工事に要するもの（(ア）のｃの（ａ）から（ｃ)までを対象とする。）

１施設整備事業計画ごとに原則として、要望国費12億円を上限とし、助成率は別紙２によるものとする。ただし、施設撤去に要する費用は含まないものとする。

（ⅱ）施設撤去に要するもの（(ア）のｃの（ｄ）を対象とする。）

１撤去施設ごとに原則として、要望国費１億円を上限とする。ただし、助成率は２分の１以内とする。

ⅱ　事業費の下限額

１施設整備事業計画ごとに原則として、５千万円以上とする。ただし、施設撤去に係る費用は含まないものとする。

（ｈ）既存施設の撤去費について

ｉ　撤去費の基本的な考え方

競争力強化のために必要となる施設整備や産地市場の統廃合に伴い、発生する旧施設の撤去費として、当該整備施設と同種の施設の撤去に要するものに限るものとし、具体的には以下のとおりとする。

（ｉ）既存施設の所在地と異なる場所において、新たに施設整備や産地市場の統廃合を行う場合にあっては、当該既存施設の撤去に要する費用も助成の対象とする。ただし、新たに整備する施設と同種の施設に限るものとする。

（ⅱ）既存施設の改築・改修による施設整備の場合にあっては、当該改築・改修により生じる既存施設の撤去費も助成対象とする。

ⅱ　既存施設に係る財産の処分について

撤去を行おうとする既存施設が、過去に農林水産省の補助を受け整備した施設であり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第355号。以下「適正化法施行令」という。）第13条に定める財産に該当する施設等であって当該施設等の処分制限期間中（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。）にある場合には、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年５月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知。以下「承認基準」という。）により、当該施設に係る財産の処分について、事前に所管官庁と協議を行い、農林水産大臣の承認を受けることが担保されているものとする。

なお、この場合において、処分の承認が得られるまでの間、施設撤去費の執行をしてはならない。これに違反した場合、水産庁長官は施設整備事業計画の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

（ｉ）施設の規模及び建設費等

建物本体の建設については、地方公共団体において一般的に使用されている仕様を基準とし、建物本体の広さについては、新営一般庁舎面積算定基準（平成15年３月官庁営繕関係基準類等の統一化に関する関係省庁連絡会議決定)、地方公共団体において使用されている単価及び歩掛り並びに民間団体等で定められている基準を参考としつつ、事業費の軽減を図り、実情に即した規模のものを計画すること。また、過剰な施設整備を排除し、事業費の軽減に努めること。なお、建物附帯施設、機械等については、システム、機種等の比較検討を十分行った上で計画するものとする。

（ｊ）助成の対象とする施設

助成の対象とする施設は、原則として処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が５年以上のものであり、浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、施設整備事業計画に基づき、都道府県・市町村等が競争力強化や産地市場の統廃合等を推進するために必要となる共同利用施設の整備であって、別紙２に掲げる施設に限るものとする。

（ｋ）助成の対象とならない施設

個人施設又は目的外使用のおそれがある施設の整備、漁業活動に直接関わる漁船及び漁具、消耗的な資材費、用地買収費、借地料及び種苗購入費等の経費は、交付の対象としない。また、資源管理及び回復の取組を阻害するおそれのある施設（資源回復に取り組むべき魚種に対して過剰漁獲が生ずる場合等）は交付の対象としない。

（ｌ）中古品・古材の利用

所要の耐用年数及び性能を満たすと認められる場合は、中古品・古材の利用による整備を交付の対象とすることができる。なお、中古品・古材を利用しても処分制限期間を割り引くこととはしない。

（ｍ）収益性のある事業における受益者への収益配分

助成金の助成を受けて整備した施設により収益性のある事業を実施する場合、事業実施者は受益対象者への収益配分（漁獲物の買取価格の向上、漁業者への資材販売価格の低減等）を行うことにより、事業における収支計画を均衡させることとし、事業実施者のみが過剰な利益を享受する事業は交付の対象としない。

（ｎ）他の事業等からの切替え

自力又は他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本事業に係る施設の整備に切り替えて交付の対象とすることは認めない。

（ｏ）木材利用の促進

施設の整備に当たっては、地域の実情、施設の構造等を勘案しつつ、間伐材等の木材の利用促進に配慮するものとする。漁業用作業保管施設の整備については、コスト等の制約を受ける場合を除き、間伐材等の木材による建設を推進する。

（ｐ）他の事業の計画との整合

個々の施設整備事業計画の策定に当たっては、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第６条の３に基づく漁港漁場整備長期計画等を考慮したものとすること。

（ｑ）事業完了後の適切な管理運営

事業実施者は、厳正適格な実施を期するとともに、本事業が十分に達成されるよう事業完了後における管理運営に必要な措置を講ずる。

（ｒ）実施実施者の適格性

適格性を有しないと認められる事業実施者が行おうとする事業については、助成対象としない。また、交付決定以後において、事業実施者が適格性を喪失したと認められる場合には、事業を中止させるものとする。

ｂ　施設の増設、併設、合体、改築、改修又は更新の取扱い

（ａ）増設

既存の施設と同目的の施設を、既存施設と連接して、又は既存施設と離れた位置に設置するものとし、連接による設置の場合は、拡張する部分が既存の施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り交付の対象とする。なお、既存の施設の一部取壊し及び復旧に係る経費は交付の対象としない。併設、改築、改修又は更新の場合も同様とする。

（ｂ）併設

既存の施設に連接して、他の目的の施設を設置するものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り交付の対象とする。

（ｃ）合体

他種の施設整備と同時に合一して行うもの又は２以上の実施主体が同種の施設整備を合一して行うものとし、施設の設置目的及び利用を阻害しない場合で、事業費の軽減が図られ、かつ、それぞれの施設整備の固有の工事費が区分され、２以上の施設整備に共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分が可能である場合に限り交付の対象とする。

（ｄ）改築

既存の施設についてその目的は変更しないものの、その機能の向上等を図るため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、以下のｉからⅲまでのいずれかに該当する場合に限り交付の対象とする。

ｉ　生産規模の拡大等（以下の（ｉ）から（ⅲ）までの要件を全て満たすものに限る。）

（ｉ）ここに掲げる要件の１つに該当すること。

①生産規模、生産能力又は生産性の１割以上の増大、②施設の稼働経費の削減に伴う施設稼働に係る人件費又は労働時間の１割以上の削減、③施設の設置後に新たに設けられた基準（排水規制、フロンガス規制、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）等）への適合化、④耐震化、⑤バリアフリー化。

（ⅱ）新築と比べて整備費の節減が図られること。

（ⅲ）当該施設の利用状況が適切であること。

ⅱ　施設の再生（以下の（ｉ）から（ⅲ）までの要件を全て満たすものに限る。）

（ｉ）著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれる施設であって、以下の

要件のいずれかを満たすもの。

ア）中核的な漁業者（漁業収入安定対策事業等実施要綱（平成23年３月29日付け22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知）第４の２の（１）のエに定める主業・年齢要件を満たす者をいう。）が主に利用する施設であること。

イ）水産業強化対策事業資源増養殖目標において改築を認められている施設であること。

ウ）漁港及び漁村の機能を適切に発揮するために重要な施設であり、かつ、当該施設の維持管理が適切であること。

（ⅱ）新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られること。

（ⅲ）当該施設の利用状況が適切であること。

ⅲ　施設規模の適正化（以下の（ｉ）及び（ⅱ）の要件を満たすものに限る。）

（ｉ）既存施設に係る水産物取扱量が整備時と比較して５割以上減少していること。

（ⅱ）施設の効率的な利用計画を実施主体が作成し、市町村が承認していること。

（ｅ）改修

既存の施設について、他の目的に利用するため、施設の全部又は一部に変更を加えるものとし、事業の対象施設で事業費の軽減が図られる場合に限り助成の対象とする。

（ｆ）更新

施設の更新は助成の対象としない。

ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合に限り、助成の対象とすることができる。

ｉ　漁業環境の変化等により、施設の規模等を変更する場合

なお、判断基準は、（ｄ）改築のｉ又はⅲに準じて行うものとする。

ⅱ　浜の活力再生広域プランに基づき、複数の同種施設の機能の集約化を行う場合

ｃ　附帯施設について

附帯施設とは、本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するものをいう。ただし、パレット及びコンテナ（通い容器等）については、衛生管理の向上に資するものであり、かつ、本体施設内のみで使用するものに限り、助成の対象とする。

ｄ　附帯事務費について

水産庁長官は、予算の範囲内において、次に掲げる経費について、その２分の１以内に相当する金額を交付する。

（ａ）都道府県附帯事務費

施設整備事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する都道府県の経費とし、その算定は事業費の１．０％以内を上限とする。

（ｂ）市町村附帯事務費

施設整備事業計画の策定及び事業実施の指導監督に要する市町村の経費とし、その算定は事業費の０．４％以内を上限とする。

ｅ　費用・便益分析について

（ａ）費用便益分析に関する基本的な考え方

水産業競争力強化緊急施設整備事業の実施に当たっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰なものとならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、水産業競争力強化施設整備緊急対策事業の費用・便益分析要領について（平成28年１月20日付け27水港第2676号水産庁漁政部長、漁港漁場整備部長通知）等に定める手法を用いて定量的に分析を行うものとする。

（ｂ）費用・便益分析に関する特別の扱い

別紙２のＢ／Ｃ要件欄において、１とみなすとした対象施設については、施設の適切な利用計画の策定を条件として、Ｂ／Ｃ＝１とみなすことができるものとする。ただし、この場合においても、Ｂ／Ｃの算定を行うものとする。

ｆ　事業実施の手続等

（ａ）施設整備事業計画の作成等

ｉ　施設整備事業計画の作成及び承認

（ｉ）事業実施者は、事業を実施しようとする場合には、別記様式第６－１号により、施設整備事業計画を策定し、水産庁長官に承認を申請するものとする。

なお、事業実施者は、この申請に際し、事前に当該施設整備事業計画で整備予定の施設を位置づけを含む浜の活力再生広域プランを作成し、承認を受けるものとする。

また、事業実施者は、施設整備事業計画において、関連する浜の活力再生広域浜プラン又は浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、施設完成後５年以内に受益対象漁業

者の漁業所得を10%以上向上させる取組の目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものとする。

（ⅱ）事業実施者は、施設整備事業計画の申請において、事業実施者が市町村の場合は都道府県を、事業実施者が都道府県及び市町村以外の場合は都道府県及び市町村を経由するものとする。

なお、計画の範囲が複数の市町村に係る場合は、関係者で調整を行い、代表となる市町村を経由機関とすること。また複数の都道府県に係る場合も同様とする。

（ⅲ）都道府県知事は、自ら事業実施者となる場合又は前項による経由機関となる場合は、瀬戸内海漁業調整事務所及び九州漁業調整事務所管内にあっては、それぞれ瀬戸内海漁業調整事務所及び九州漁業調整事務所を、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を経由して、その他にあっては直接、水産庁長官に申請を行うものとする。

（ⅳ）水産庁長官は、申請を受けた施設整備事業計画を審査し、妥当と考えられる場合には、予算の範囲内において、承認を行うことができる。

なお、承認に当たり、水産庁長官は事業の実施に当たり事業実施者が遵守すべき条件を付することができるものとする。

（ⅴ）水産庁長官は、前項の承認を行った場合は、事業実施者に対し、別記様式第６－２号により、承認した旨を通知するものとする。なお、承認申請が（ⅱ）及び（ⅲ）による経由機関を経たものである場合は、当該機関を経由して通知するものとする。

（ⅵ）水産庁長官は、（ⅳ）及び（ⅴ）による承認及び通知を行った場合は、事業実施主体に対し、別記様式第６－２－１号により承認を行った旨通知するものとする。

（ⅶ）ⅲに定める施設整備事業計画の重大な変更を行うときは、（ⅰ）から（ⅵ）までに準じて行う。

ⅱ　施設整備事業計画の承認の特例

（ⅰ）事業実施者は、（ア）のｃの（ａ）の経費(以下（ⅰ）及び（ⅱ）において「実施設計費」という。)を含む施設整備事業計画を策定する場合、（イ）のｉの（ⅰ）の規定によらず、浜の活力再生広域プランの承認以前に施設整備事業計画を策定し、承認申請を行うことができるものとする。

この場合において、水産庁長官は実施設計費を除く経費の執行以前に当該地区における浜の活力再生広域プランの承認の見込みがあると判断した場合、（ⅳ）の承認を行うことができるものとする。

（ⅱ）（ⅰ）により承認した計画については、実施設計費を除く経費の執行までに浜の活力再生広域プランの承認が得られなかった場合、水産庁長官は当該計画の承認を取り消すことができる。

また、都道府県知事は、浜の活力再生広域プランの承認が得られるまで、助成金の請求を行うことができないものとする。

（ⅲ）（ⅰ）に基づく承認を行う場合、水産庁長官は（イ）のｉの（ⅳ）による承認の条件として、（ⅱ）による取消しを行うことがある旨を付すものとする。

ⅲ　施設整備事業計画の重大な変更

水産庁長官の承認が必要となる施設整備事業計画の重大な変更は、次に掲げるものとする。

（ⅰ）事業の中止又は廃止

（ⅱ）施工箇所及び設置場所の変更

（ⅲ）事業費の３割を超える変更

（ⅳ）施設等の新設又は廃止

ⅳ　施設整備事業計画の承認の取消し

（ⅰ）水産庁長官は、以下のいずれかに該当する場合は、実施計画の承認の一部又は全部を取り消すことができるものとする。

ア）都道府県知事から事業の中止又は廃止の申請があった場合

イ）事業に関して、建築基準法等施設の建設若しくは事業の執行に係る法令、実施要領、本通知若しくは計画承認において水産庁長官が付した条件に違反した場合又はこれらに基づく水産庁長官の処分若しくは指示に違反した場合

ウ）助成金を本事業以外の用途に使用した場合又は交付対象外の経費に充当した場合

エ）事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

オ）（イ）のａの（ａ）に定める事業期間の上限を超えて事業を実施した場合

カ）その他本運用通知で定める取消要件に合致した場合

キ）施設整備事業計画の承認後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

ク）その他、水産庁長官が特に必要と認める場合

（ⅱ）水産庁長官は前項に基づき実施計画の承認の一部又は全部を取り消した場合、その旨を別記様式第６－３号により事業実施者及び事業実施主体に通知するものとする。

なお、事業実施者への通知は、事業実施者の種類に応じ、（イ）のｃの（ａ）のｉの（ⅱ）及び（ⅲ）の経由機関を経由するものとする。

（ｂ）管理運営

ｉ　指導監督

都道府県は、本事業の適切な推進が図られるよう、事業実施者（管理を委託している場合には管理主体）に適切な管理が行われるよう指導するとともに、事業実施後の施設等の管理運営及び利用状況並びに事業効果の把握に努めるものとする。 また、都道府県は、関係書類の整備、施設等の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施者を十分に指導監督するものとする。

なお、市町村においても、同様とする。

ⅱ　経理の適正化

助成金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成７年11月20日付け７経第1741号農林水産事務次官依命通知）を適用し、都道府県において厳正に行うものとする。なお、市町村においても同様とする。

（ｃ）事業実施状況の報告等

ｉ　実施状況の報告

（ｉ）水産庁長官は、都道府県に対し、必要に応じて、事業実施者ごとの事業実施状況について、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

（ⅱ）都道府県は、事業実施者ごとの事業実施状況について必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに水産庁長官に必要な書類の提出を行うものとする。

ⅱ　実施状況等に対する指導等

水産庁長官は、ｉによる実施状況の報告の内容について検討し、進捗が遅れていると判断される場合には、都道府県に対し成果目標の達成が図られるよう指導を行うものとする。

（ｄ）業務要領の内容等

ｉ　事業実施主体は、事業の円滑な実施が図られるよう、業務要領において必要な手続、様式等を定めるものとする。

ⅱ　事業実施主体は、業務要領を作成したときは、その内容を都道府県知事に通知するものとする。なお、業務要領の変更を行ったときも同様とする。

（ｅ）助成金の交付

ｉ　都道府県知事は、施設整備事業計画ごとに、計画の範囲内で、事業の着手予定日から、当該日から起算して１ヵ年を超えない日までの間で事業実施者が任意に定める期間(以下「配分期間」とする。)における配分要望額を別に指示する日までに別記様式第６－４－１号により水産庁長官に報告するものとする。

ⅱ　水産庁長官は、施設整備事業計画ごとに、施設整備事業計画及び予算の範囲内で配分期間における配分上限額を定め、別記様式第６－４－２号により都道府県及び基金管理団体に通知するものとする。

ⅲ　都道府県知事は、水産庁長官から配分上限額の通知を受けたときは、当該額の範囲内で、事業実施主体に別記様式第６－４－３号により交付申請を行うことができるものとする。なお、申請に当たっては、同時に申請書副本を水産庁長官宛提出するものとする。

ⅳ　水産庁長官は、交付申請書の内容を審査し、妥当であると判断された場合は、別記様式第６－４－４号により事業実施主体宛交付決定に対する同意の旨を通知するものとする。

ⅴ　事業実施主体は、前項の同意を確認の上、施設整備事業計画ごとに、配分期間及び配分上限額の範囲内で助成金の交付決定を行い、都道府県知事に通知するものとする。

ⅵ　都道府県知事は、配分期間の終了後も引き続き事業を行う必要がある場合、配分期間の末日から起算して１ヶ月前までに、新たな配分期間を定め、別記様式第６－４－１号により当該配分期間における配分要望額を水産庁長官に報告するものとする。なお、新たな配分期間は、配分期間の末日の翌日から、当該日から起算して１ヵ年を超えない日までの間で事業実施者が任意に定めるものとする。ただし、（ア）のｃの（ａ）に定める事業実施期間の上限を超えないものとする。

vii　水産庁長官は、前項に定める報告を受けたときは、ii と同様に取り扱う。
viii　都道府県知事は、何らかの事由により配分上限額の変更を行う必要がある場合、別記様式第６－４－５号により、水産庁長官に配分上限額の変更を申請することができる。
ix　水産庁長官は、前項の変更申請を受けた場合又はその他変更を行う必要がある場合、配分上限額の変更を行い、別記様式第６－４－６号により都道府県知事及び事業実施主体に通知するものとする。
x　配分期間の変更を行う場合は、viii及びixに準じて取り扱うものとする。この場合、様式については適宜読替えを行うものとする。
xi　都道府県知事は、以下に該当する場合、事業実施主体に対し別記様式第６－４－７号により交付決定の変更を申請するものとする。なお、申請に当たっては、同時に申請書副本を水産庁長官宛提出するものとする。
（ｉ）実施計画の変更(当該配分期間の実施内容に係る変更の場合に限る。)
（ii）配分上限額及び配分期間の変更が通知された場合
（iii）（イ）のｃに掲げる各経費間の流用を行う場合
（iv）附帯事務費の増額を行う場合
xii　水産庁長官は、前項の申請があった場合は、ivに準じて審査及び同意の通知を行う。なおこの場合において、別記様式第６－４－４号の「交付申請」を「交付決定の変更の申請」、「交付決定」を「交付決定の変更」と読み替えるものとする。
xiii　事業実施主体は、前項の同意を確認の上、配分上限額の範囲で、交付決定の変更を行うものとする。
なお、配分上限額の減額が行われ、既交付決定額を下回った場合は、事業実施主体はxiiの申請の有無によらず、交付決定の変更を行わなければならない。
（ｆ）事業進捗状況の報告
ｉ　都道府県知事は交付決定を受けた施設整備事業計画ごとに、配分期間終了後、当該期間を超えて事業を継続する場合は、速やかに別記様式第６－５－１号により配分期間別実施状況報告書を作成し、水産庁長官宛報告するものとする。なお、都道府県知事は、当該配分期間終了時までの概算払を希望する場合は、当該報告に併せて概算払可能額の通知を請求するものとする。
ii　水産庁長官は、前項の報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、妥当であると判断したときはこれを受領する。また受領後、前項なお書による概算払可能額の通知の請求があった場合は、別記様式第６－５－２号により都道府県知事及び事業実施主体に概算払可能額を通知するものとする。
なお、水産庁長官は、当該審査に当たり、必要な書類の提出を都道府県知事に求めることができるものとする。
（ｇ）事業の完了報告
ｉ　都道府県知事は、事業が完了したときは、別記様式第６－６－１号により事業完了報告書を作成し、速やかに水産庁長官に報告するものとする。
ii　水産庁長官は、前項の報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、妥当であると判断したときはこれを受領するとともに、別記様式第６－６－２号により都道府県知事及び事業実施主体に精算払可能額を通知するものとする。
なお、水産庁長官は、当該審査に当たり、必要な書類の提出を都道府県知事に求めることができるものとする。
（ｉ）助成金の支払等
ｉ　都道府県知事は、（イ）のｆの（ｆ）による概算払可能額の通知を受けたとき又は同（ｇ）による精算払可能額の通知を受けたときは、事業実施主体に助成金の支払を請求することができる。
ii　事業実施主体は、前項の請求を受けたときは、請求内容を審査し、妥当であると判断した場合は、概算払可能額及び精算払可能額の範囲内で都道府県知事に対し助成金の支払を行うものとする。また事業実施主体は支払後速やかに、前項の請求の写しを水産庁長官に提出するものとする。
なお、事業実施主体は、当該審査に当たり、必要な書類の提出を都道府県知事に求めることができるものとする。
iii　水産庁長官は、iiで支払を行った助成金に不用額が生じたことが明らかになった場合にあっては、都道府県知事に対し、助成金の一部又は全部について、事業実施主体への返納

又は国への返還を求めることができるものとする。
なお、国への返還を求める場合は、水産庁長官は返還の期限を定め、併せて通知するものとする。

ⅳ　前項において、事業実施主体への返納を求めた場合は、水産庁長官は事業実施主体に対しその旨及び返納金額を通知するものとする。

ⅴ　事業実施主体は、前項の通知を受けたときは、返納期限を定め、都道府県知事に通知するものとする。

ⅵ　水産庁長官は、（イ）のｆの（ａ）のⅳによる施設整備事業計画の一部又は全部の取消しを行った場合において、既に当該部分に係る助成金が支払われている場合は、ⅲからⅴまでに準じて取り扱うものとする。なお、（イ）のｆの（ａ）のⅲによる変更により、支払済み助成金に係る部分を施設整備事業計画から削除した場合も同様とする。

ⅶ　水産庁長官は、（イ）のｆの（ａ）のⅳによる施設整備事業計画の一部又は全部の取消しを行った場合において、前項に基づく返納又は返還を求めるときは、当該取消しに係る助成金の受領の日から返納又は返還の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて求めるものとする。

ⅷ　ⅲ、ⅴ及び前項における返納期限又は返還期限は、返還を求めた日から20日以内（当該助成金の返還のための予算措置について議会の承認を必要とする場合で、かつ、この期限によりがたい場合は90日）以内とし、期限内に納付されない場合は、未納に係る金額金額に対して、未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

ⅸ　ⅲからⅷまでについては、その他支払済みの助成金の返還を求める必要が生じた場合に準用する。

（ｊ）施設等の処分等について

ⅰ　助成金の交付を受けた都道府県知事等は、事業実施者が、適正化法施行令第13条に定める財産に該当する施設等を当該施設等の処分制限期間中（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）に本来の用途若しくは目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、助成金の交付を受けた都道府県知事等の承認を受けさせるものとする。

ⅱ　助成金の交付を受けた都道府県知事等は、その申請の内容を承認する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」により農林水産大臣の承認を受けなければならない。

ⅲ　ⅰの規定は、都道府県が実施主体の場合に準用することとする。この場合において冒頭の「助成金の交付を受けた都道府県知事等は、実施主体が」とあるのは「都道府県知事は」と、末尾の「助成金の交付を受けた都道府県知事等の承認を受けさせるものとする」とあるのは「農林水産大臣の承認を受けなければならない」と読み替えるものとする。

ⅳ　上記以外の増改築等に伴う手続については、次のとおりとする。

（ⅰ）助成金の交付を受けた都道府県知事等は、実施実施者が施設等の移転又は生産能力、利用規模若しくは利用方法に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、改築又は模様替えを当該施設等の処分制限期間中に行おうとするときは、助成金の交付を受けた都道府県知事等へ届け出させるものとする。

（ⅱ）助成金の交付を受けた都道府県知事等は、毎年度の（ⅰ）の届出の状況を別記様式第６－７号により取りまとめ、翌年度の６月末日までに水産庁長官に報告するものとする。

（ⅲ）都道府県が実施実施者の場合は、都道府県知事は、施設等の移転又は生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、改築又は模様替えを当該施設等の処分制限期間中に行おうとするときは、その内容について（ⅰ）の届出状況と併せて（ⅱ）により水産庁長官に届け出るものとする。

（ｋ）事後評価について

ⅰ　都道府県知事は、実施計画に定められた成果目標の達成状況について評価を行い、別記様式第６－８号により、原則として、供用開始日から起算して３年を経過した翌年度の７月末日までに水産庁長官に報告するものとする。なお、事業評価書の作成に当たっては、別途定める水産業競争力強化緊急施設整備事業に係る事後評価について（平成28年１月20日付け27水港第2677号水産庁漁政部長、増殖推進部長、漁港漁場整備部長通知）等に定める評価手法・対応措置に基づき、これを実施することとする。

ⅱ　水産庁長官は、アの事後評価の報告を受けた場合には、その内容について検証を行うもの

とする。なお、当該検証は、都道府県知事による事後評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し、適正になされているものどうかについて、行うものとし、都道府県知事による事後評価が適切になされていないと判断される場合には、都道府県知事に対し、再度適切に評価を実施するよう指導を行うものとする。

iii　水産庁長官は、ii の検証の結果、施設整備事業計画に定められた成果目標が達成されていないと判断される場合には、都道府県知事に対し、目標年度の翌年度において改善計画を策定して成果目標を達成すべき旨の指導を行うものとする。この場合において、都道府県知事は、当該取組の終了後、その評価をｉに準じて報告するものとする。

iv　iii により実施した取組の評価については、ｉからiii までに準じて行うものとする。

v　都道府県知事は、ii 及びiv の評価結果を公表するものとする。

vi　水産庁長官は、事業の実施効果その他の本事業の実施に必要な事項に関する調査を必要に応じて行うとともに、その内容を公表することができるものとする。

（ｌ）施設整備の実施に係る取扱事項

施設整備に係る取扱事項として、本通知に記載のない事項については、水産業競争力強化緊急施設整備事業のメニューの運用について（(平成28年１月20日付け27水港第2675号水産庁漁政部長、増殖推進部長、漁港漁場整備部長通知）の定めに基づき、事業を実施するものとする。

（m）その他

事業実施者から水産庁長官へ提出する申請・報告等は、00（イ）のｃの（a）のｉの（ii）及び（iii）に準じて行うものとする。

エ　競争力強化型機器等導入緊急対策事業

（ア）事業の内容

本事業は、将来の漁村地域を担う意欲ある漁業者が、コスト競争に耐えうる操業体制を確立するための漁業用機器等（以下「機器等」という。）の導入に要する経費に対して助成金を交付する。

（イ）事業実施者

本事業の事業実施者は、広域浜プランを策定する広域委員会に参画し、広域浜プラン及び当該広域浜プランに関連する浜プランの実現のために競争力強化に取り組む、以下の全てを満たす漁業を営む個人又は法人とする。ただし、共同で使用する実態のある機器等については、共同での申請を認めるものとする。

なお、当該広域浜プランに関連する浜プランに取り組む地域水産業再生委員会が、平成30年度末までの広域浜プランへの発展を目指して調整協議会を設立した場合には、当該調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人又は法人についても、事業実施者とすることができる。

a　自らの経営における競争力強化に向け、機器等の導入を実施すること。

b　率先して広域浜プラン又は関連する浜プランに定められた取組を実践すること。

c　地域へ貢献する意思を有し、地域や他の漁業関係者との連携を図ること。

（ウ）競争力強化型機器等評価委員会

a　事業実施主体は、事業実施者から提出される機器事業実施計画について助成の決定を行うため、競争力強化型機器等評価委員会（以下「機器委員会」という。）を設置するものとする。

b　事業実施主体は、機器委員会を設置しようとするときは、競争力強化型機器等評価委員会設置要領（以下「機器委員会設置要領」という。）を作成の上、別記様式第７号により水産庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

c　機器委員会設置要領を変更しようとするときは、ｂに準じて行うものとする。

d　機器委員会は、事業実施者から事業実施主体に提出された機器事業実施計画について、業務要領に定める要件に基づいて、その内容を審査するものとする。

e　機器委員会は、必要に応じて現地確認を行うものとする。

（エ）事業の実施

a　本事業を実施しようとする事業実施者は、機器事業実施計画を策定して、事業実施主体に申請し、事業実施主体の承認を受けるものとする。

b　事業実施主体は、ａの申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、事業実施者に対して当該機器事業実施計画について承認する旨の通知を行うものとする。

（ａ）申請者が、（イ）に定める事業実施者であること。

（ｂ）機器事業実施計画が、（ウ）のｄにより機器委員会が認めたものであること。
（ｃ）広域浜プラン又は機器事業実施計画に関連する浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、事業開始年度を含め５年以内に漁業所得（個人経営の場合）又は償却前利益（法人経営の場合）を10%以上向上する目標（ＫＰＩ）を定め、当該目標の達成を目指すものであること。

c　ｂの承認後に生じた機器事業実施計画の変更は、ａに準じて行うものとする。

d　事業実施者は、事業終了後、速やかに機器事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

e　事業実施者は、機器事業実施計画に記載したｂの（ｃ）の達成状況を、事業実施主体へ報告するものとする。

（オ）実施状況等の確認

a　事業実施主体は、事業実施者における機器事業実施計画の実施状況について、（エ）のｄに基づく報告書類を確認するほか、必要に応じ、機器委員会が現地においてこれを確認するものとする。

b　事業実施主体が、実施状況の確認を終えたときは、その確認結果について、速やかに事業実施者に通知するものとする。

c　事業実施主体は、（エ）のｅの達成状況を確認するとともに、取組の目標（ＫＰＩ）の達成状況に応じ、事業実施者に対する改善指導を行うものとする。

（カ）助成対象経費

a　事業実施主体は、事業実施者が、承認された機器事業実施計画に記載した機器等を導入する際の費用を対象に、事業実施者へ１／２以内の金額を助成する。また、助成の上限額は2,000万円以内とし、助成対象となる機器等の導入費用は機器本体のみとする。

b　助成対象とする機器等は、原則として処分制限期間（減価償却期間の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数に相当する期間をいう。）が５年以上のものとする。

（キ）助成金の交付

事業実施主体は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、次に定めるところにより、事業実施者に助成するものとする。

a　（エ）のｂにより機器事業実施計画の承認を受けた事業実施者は、事業実施主体に対して助成金の交付申請を行い、事業実施主体は、その審査の上、交付決定通知を行う。

b　事業実施者が概算払により助成金の交付を受けようとする場合には、事業実施主体に対して概算払請求書を提出するものとする。

c　事業実施主体は、ｂの申請があった場合には、助成金を交付することができるものとする。

d　事業実施者は、本事業終了後、事業実施主体に対して精算払請求書により助成金の請求を行うものとする。

e　事業実施主体は、（エ）のｄの機器事業実績報告書の内容を審査し、適切と認めるときは、助成金の額を確定し、事業実施者に対して通知するものとする。

f　事業実施主体は、事業実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払により交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

g　ｆの助成金の返還は、事業実施主体が事業実施者にした助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

h　事業実施主体が事業実施者に対しｆの命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（ク）機器等の管理運営

事業により取得した機器等の管理運営については、事業実施主体による指導・監督の下、財産台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により効率的な利用が図られるようにする。

（ケ）助成金の返還

事業実施主体は、本事業の実施に当たり、事業実施者が事業を実施しなかった場合又は機器事業実績報告書の内容に虚偽があった場合には、助成金を返還させる措置を講じるものとする。

（コ）事業の委託

a　事業実施主体は、本事業を円滑に実施するために必要がある場合には、本事業の一部を第三

者に委託して実施することができるものとする。

b　事業実施主体は、aの委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

オ　水産業競争力強化金融支援事業

（ア）実質無利子化措置

a　事業実施主体による利子助成金の交付

事業実施主体は、担い手事業若しくは構造改革事業により漁船の建造、取得若しくは改修を行う者又は競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する者がこれらの事業を実施するために借り入れる資金に対し、利子助成金を交付するものとする。

b　事業の内容

（a）交付対象者

この事業の利子助成を受けることができる者は、イの（イ）のa若しくはb又はエの事業の実施者のうち平成28年１月20日以降に融資機関から資金の貸付けを受けた者（以下「交付対象者」という。）とする。

（b）資金の種類

この事業の利子助成の対象となる資金は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものとする。

i　イの（イ）のa又はbの事業　漁業近代化資金（漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第２条第３項に規定する資金をいう。以下iiにおいて同じ。）のうち漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号）第２条の表の第１号に掲げるもの（ただし、共同利用施設に限る。）又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の取り扱う農林漁業施設資金（ただし、共同利用施設に限る。）であって、これらの事業を実施するために借り入れるもの

ii　エの事業　漁業近代化資金のうち漁業近代化資金融通法施行令第２条の表の第１号、第３号又は第４号に掲げるものであって、当該事業を実施するために借り入れるもの

（c）利子助成の対象となる借入金の上限額

この事業の利子助成の対象となる借入金の上限額は、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

i　イの（イ）のa又はbの事業　１隻当たり２億５千万円

ii　エの事業　２千万円

（d）利子助成期間

この事業の利子助成の対象となる期間は、資金の貸付けの日からその償還が終了する日までの期間又は当該貸付けの日から５年間のいずれか短い期間とする。

（e）利子助成の額

この事業の利子助成の額は、利子相当額又は年利率２％として算定した額のいずれか低い額とする。

c　事業の実施

（a）交付規程

事業実施主体は、この事業を実施するに当たり、利子助成金の交付に係る事務手続等に関する規程（以下「交付規程」という。）を作成し、水産庁長官の承認を得るものとする。

（b）交付申請及びその決定

i　利子助成金の交付を受けようとする者（以下（b）において「交付希望者」という。）は、融資機関に対して、借入申込を行うに際し、交付規程の定めるところにより利子助成金の交付手続等に関する委任状を併せて提出するものとする。

ii　融資機関は、貸付けの決定後、事業実施主体に対し速やかに交付希望者に代わって、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付申請書類を提出するものとする。

iii　事業実施主体は、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付の適否を審査し、利子助成金を交付すべきものと認めたときは、その旨を交付希望者に通知するとともに、その内容を融資機関に通知するものとする。

（c）利子助成金の交付

融資機関は、交付規程の定めるところにより、（b）のiiiにより利子助成金の交付の決定の通知を受けた交付対象者の利払期に応じて、事業実施主体に対し利子助成金の交付を申請するものとする。交付される利子助成金は、融資機関が代理受領をして利子に充当するものとする。

（d）利子助成金の交付の停止及び返還

ⅰ　事業実施主体は、交付対象者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ、その改善の見込みがないと認められるときは、交付規程の定めるところにより、利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について交付対象者から返還させることができるものとする。

（ⅰ）利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。

（ⅱ）融資機関が交付対象者に対して繰上償還の請求を行ったとき。

（ⅲ）交付対象者が、融資機関に対し、利息の支払の期限到来後１年を経過してもなお利息の支払をしなかったとき。

（ⅳ）イの（イ）のａ若しくはｂ又はエの事業を中止したとき。

（ⅴ）その他水産庁長官の承認を受けて事業実施主体が別に定める事由が生じたとき。

ⅱ　事業実施主体は、ⅰにより利子助成金の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金の全部又は一部について交付対象者から返還させる場合であって、当該交付対象者が、（ウ）のｂの（ａ）の事業の保証に係る被保証人であるときは、当該保証を実施する漁業信用基金協会に対し、ⅰによる対応について通知するものとする。

ⅲ　ⅰの利子助成金の返還は、事業実施主体が交付対象者にした利子助成金の返還命令の日の翌日から起算して20日が経過した日までの間に行わなければならない。

ⅳ　事業実施主体が利子助成対象者に対しⅰの命令をしたときは、事業実施主体は、その返還すべき利子助成金に係る納期限の翌日からその完納の日の前日までの期間の日数に応じ、年10.95パーセントの割合を乗じた遅延金を徴収するものとする。ただし、遅延金について一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ｄ　事業の申請期間

利子助成の申請期間は、平成28年１月20日以降とする。

ｅ　報告

事業実施主体は、四半期ごとに、別記様式第８－１号により、ｃの（ｂ）のⅲの交付決定について当該四半期の実績及びその事業年度における累計の実績を、各四半期の翌月末までに、水産庁長官に報告するものとする。

ｆ　事業の委託

（ａ）事業実施主体は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、この事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（ｂ）事業実施主体は、（ａ）による事業の一部の委託に関する契約において、事業委託費を利子助成金及びその交付に必要な事務に要する経費以外の用途に使用してはならない旨の条件を付さなければならない。

（ｃ）事業実施主体は、（ａ）の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

（イ）実質無担保・無保証人化措置

ａ　事業実施主体による助成

事業実施主体は、競争力強化型機器等導入緊急対策事業により漁業用機器等を取得する者について漁業信用基金協会（以下（イ）及び（ウ）において「基金協会」という。）が引き受ける保証であって、保証人を不要とし、担保を漁業関係資産に限定した融資に係るものに関して、当該保証の引受実績に応じ、代位弁済後に見込まれる求償権の回収金の減少見合について基金協会に対し助成金を交付するものとする。また、当該保証に係る保険に要する経費について、独立行政法人農林漁業信用基金（以下（イ）及び（ウ）において「信用基金」という。）に対し交付金を交付するものとする。

ｂ　事業の内容

この事業の対象となる基金協会が引き受ける保証は、以下の全ての要件を満たすものとする。

（ａ）保証対象者

次に掲げる全ての要件を満たす者について行われるものであること。

ⅰ　（ア）のｂの（ａ）の交付対象者（エの事業の実施者に限る。）であること。

ⅱ　中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号。以下（イ）及び（ウ）において「法」という。）第２条第１項に規定する中小漁業者等に該当する者であること。

ⅲ　漁業の事業資金に係る収入及び支出並びに資産及び負債を他の資金に係るものと区分して管理できる者であること。

（ｂ）保証対象資金

次に掲げる全ての要件を満たす資金について行われるものであること。

ⅰ　（ア）のｂの（ｂ）のⅱに規定する資金であること。
ⅱ　信用基金の保険に付された資金であること。
（ｃ）担保及び保証人の徴求
担保及び保証人の徴求について、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
ⅰ　漁業の用に供する資産以外の新たな担保の徴求を行わないこと。
ⅱ　新たな保証人の徴求を行わないこと（ただし、法人の代表者及びこれに準ずる者の連帯保証を必要に応じて徴求する場合を除く。）。
（ｄ）求償権の回収
求償権の回収について、次に掲げるものからの回収に限定されたものであること。ただし、保証対象者が、当該保証の引受後に、ⅰに掲げる資産又はⅱに掲げる収入を利用してⅰに掲げる資産以外の資産を取得した場合は、当該保証対象者が居住する住居等生活の継続に必要な最小限の資産を除き、当該取得した資産を求償権回収の対象とすることができるものとする。
ⅰ　漁業の用に供する資産
ⅱ　漁業の事業収入
（ｅ）保証の限度額
当該保証の限度額が、２千万円又は基金協会が業務方法書において定める保証最高限度額の範囲内において新たに保証することのできる額のいずれか低い額であること。
（ｆ）保証引受期間
基金協会が当該保証を引き受ける期間の初日が、平成28年１月20日以降の日であること。
（ｇ）利用者出資
当該保証を引き受けるための新たな利用者出資を必要とするものではないこと。
ｃ　助成対象経費
基金協会が事業実施主体から受けた助成金は、次に掲げる経費に使用するものとする。
（ａ）事業直接費（納付準備金繰入を除く。）
（ｂ）事業管理費
ⅰ　役員報酬
ⅱ　給与手当
ⅲ　法定福利費
ⅳ　賞与引当金繰入
ⅴ　退職給付引当金繰入
ⅵ　旅費交通費
ⅶ　事務費
ⅷ　施設費
ⅸ　減価償却費
ｄ　助成の実施
（ａ）事業実施主体は、基金協会に対し、毎年度、次に定めるところにより算出した額の助成金を交付するものとする。
なお、「基金協会が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた保証額（基金協会負担分）」については、基金協会が毎年４月１日から翌年３月31日までの期間に引き受けたｂに定める要件を満たす保証（以下（イ）において「実質無担保・無保証人化措置による保証」という。）の引受累計額から、信用基金が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた保険金額（実質無担保・無保証人化措置による保証の額に法第69条第６項の一定の率を乗じて得た金額をいう。以下（ｂ）において同じ。）を除いた額を用いるものとする。

基金協会が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた保証額（基金協会負担分）	×　２．０％　×　１／２

（ｂ）事業実施主体は、信用基金に対し、毎年度、次に定めるところにより算出した額の交付金を交付するものとする。

信用基金が実質無担保・無保証人化措置により引き受けた保険金額	×　２．０％　×　１／２

e　報告

（ａ）基金協会は、各年度において実質無担保・無保証人化措置による保証の引受けを開始したときは、当該保証の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第８－２号により、各四半期末の翌月末までに、事業実施主体に報告するものとする。

ただし、各年度において実質無担保・無保証人化措置による保証の引受けを開始していない場合であっても、第４四半期末において過年度に実施した実質無担保・無保証人化措置による保証に係る保証残高を有しているときは、当該第４四半期末における引受状況等について報告するものとする。

（ｂ）信用基金は、各年度において実質無担保・無保証人化措置による保証について保険の引受けを開始したときは、当該保険の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第８－３号により、各四半期末の翌々月末までに、事業実施主体に報告するものとする。

ただし、各年度において実質無担保・無保証人化措置による保証について保険の引受けを開始していない場合であっても、第４四半期末において過年度に実施した実質無担保・無保証人化措置による保証に係る保険引受残高を有しているときは、当該第４四半期末における引受状況等について報告するものとする。

（ｃ）事業実施主体は、（ａ）又は（ｂ）の報告があった場合は、速やかに水産庁長官に報告するものとする。

f　事業の委託

（ａ）事業実施主体は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、この事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（ｂ）事業実施主体は、（ａ）の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

g　その他

基金協会が実質無担保・無保証人化措置による保証を行った場合及び当該保証について信用基金から保険金支払による損失の補塡を受ける場合における基金協会から信用基金への通知等の手続については、信用基金が別に定めるものとする。

（ウ）保証料助成措置

a　事業実施主体による助成

事業実施主体は、担い手事業又は構造改革事業により漁船の建造、取得又は改修を行う者が当該事業のために借り入れる資金について基金協会が保証を引き受けるに当たり、当該者から一定の期間保証料を徴収しないこととするために要する経費を基金協会に定額で助成するものとする。

b　事業の内容

（ａ）保証料助成事業

保証料助成事業は、基金協会が次に掲げる全ての要件に該当する保証を引き受けるに当たり、一定の期間保証料を徴収しないこととするために要する経費を、事業実施主体が基金協会に対して助成することを内容とする。

ⅰ　助成対象者

次に掲げる全ての要件を満たす者について行われるものであること。

（ⅰ）（ア）のｂの（ａ）の交付対象者（イの（イ）のａ又はｂの事業の実施者に限る。）であること。

（ⅱ）法第２条第１項に規定する中小漁業者等に該当する者であること。

ⅱ　助成対象資金

次に掲げる全ての要件を満たす資金について行われるものであること。

（ⅰ）（ア）のｂの（ｂ）のｉに規定する資金であること。

（ⅱ）信用基金の保険に付された資金であること。

ⅲ　保証の限度額

当該保証の限度額が、建造、取得又は改修を行う漁船１隻当たり２億５千万円又は基金協会が業務方法書において定める保証最高限度額の範囲内において新たに保証することのできる額のいずれか低い額であること。

ⅳ　保証引受期間

基金協会が当該保証を引き受ける期間の初日が、平成28年１月20日以降の日であること。

（ｂ）保証引受プログラム改修経費助成事業

保証引受プログラム改修経費助成事業は、基金協会が保証料助成事業に係る保証引受実績

等の集計に必要なプログラムの改修に要した費用を、事業実施主体が基金協会に対して助成することを内容とする。

c　助成の実施

事業実施主体は、基金協会に対し、bの事業の実施に必要な経費について、（a）及び（b）に定めるところにより助成するものとする。

（a）保証料助成事業

i　保証料助成の額

事業実施主体は、基金協会に対し、毎年度、基金協会が引き受けたbの（a）に定める要件を満たす保証（以下d及びeにおいて「保証料助成事業による保証」という。）の保証残高につき保証料率を乗じて得た額の１年分に相当する額（その年の途中にiiの保証料助成期間が終了する保証については、当該終了の日までの期間を基礎として計算した額に限る。）を助成するものとする。

ii　保証料助成期間

この事業の助成の対象となる期間は、保証引受日から保証終期までの間又は当該保証引受日から５年間のいずれか短い期間とする。

（b）保証引受プログラム改修経費助成事業

基金協会が保証料助成事業に係る保証引受実績の集計等に必要なプログラムの改修に要した費用（平成29年３月31日までに要したものに限る。）について、事業実施主体が水産庁長官の承認を受けてあらかじめ定める金額の範囲内において助成する。

d　保証料助成金の返還等

（a）基金協会は、保証料助成事業による保証について、その業務方法書の規定に基づき保証料の払戻しを行うこととなった場合において、払戻保証料のうちcの（a）のiiの保証料助成期間分に相当する額（以下dにおいて「助成返還額」という。）が生じた場合には、年度ごとに別記様式第８－４号により事業実施主体に報告するとともに、既に交付を受けた助成金について助成返還額を返還するものとする。

ただし、cの（a）による助成が行われる場合には、事業実施主体が当該助成の額から助成返還額を控除することにより返還に代えることができるものとする。

（b）（ア）のcの（d）のiiによる通知を受けた基金協会は、（ア）のcの（d）のiによる対応を踏まえ保証料助成金の返還が必要であると認められるときは、別記様式第８－４号により事業実施主体に報告するとともに保証料助成金を返還するものとする。

（c）基金協会は、（b）により保証料助成金を返還するときは、返還する保証料助成金相当額を被保証人に徴求するものとする。

e　報告

（a）基金協会は、保証料助成事業による保証の引受けの開始時から、保証残高が零となった四半期末までの間、保証料助成事業による保証の引受状況等について四半期ごとに集計を行い、別記様式第８－５号により、各四半期末の翌月末までに、事業実施主体に報告するものとする。

（b）事業実施主体は、（a）又はdの（a）若しくは（b）の報告があった場合は、速やかに水産庁長官に報告するものとする。

f　プログラムの管理運営等

保証引受プログラム改修経費助成事業により改修したプログラムについて、基金協会は事業の目的に従ってその管理運営等を行うものとする。

g　事業の委託

（a）事業実施主体は、この事業を円滑に実施するために必要がある場合には、この事業の一部を第三者に委託して実施することができるものとする。

（b）事業実施主体は、（a）の委託を行う場合には、あらかじめ水産庁長官と協議するものとする。

（４）基金の管理等

ア　事業実施主体は、基金を次により管理・運用するものとする。

（ア）銀行、農林中央金庫、信用金庫、信用協同組合若しくは水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第87条第１項第３号及び第４号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会等への預貯金又は郵便貯金

（イ）信託業務を営む銀行又は信託会社への信託（元本保証のあるものに限る。）

（ウ）国債、地方債その他の有価証券（元本保証のあるものに限る。）

イ　事業実施主体は、水産業競争力強化基金を適正に管理するため、他の業務にかかる資金と区分して経理し、以下の勘定を設けるものとする。
（ア）広域浜プラン緊急対策事業勘定
（イ）水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業勘定
（ウ）水産業競争力強化緊急施設整備事業勘定
（エ）競争力強化型機器等導入緊急対策事業勘定
（オ）水産業競争力強化金融支援事業勘定
（カ）一般管理費勘定
ウ　事業実施主体は、イの（ア）から（オ）までの管理・運用に当たり通常発生する各種手数料、通信運搬費等の諸経費については、同勘定の中から支弁することができるものとする。
エ　水産業競争力強化基金の運用から生ずる果実は、当該勘定に繰り入れるほか、別記様式第９号により毎年度水産庁長官の承認を得て、当該事業の管理運営費に充てることができるものとする。
オ　事業実施主体は、基金造成後にイに定める勘定の相互間の経費の流用を行う場合は、水産庁長官と協議するものとする。
カ　事業実施主体は、基金の管理については、アからオまでによるほか、水産庁長官の承認を得て定める会計に関する規程に基づいて行うものとする。
（５）指導及び監督
　水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体及び事業実施者等からの報告を求めることができるものとする。
（６）助成完了の報告、水産業競争力強化基金の清算及び返還
ア　事業実施主体は、実施要領第５の２の規定に基づき、水産業競争力強化基金の助成が全て完了した場合は、別記様式第10号により、水産庁長官に報告するものとする。
イ　事業実施主体は、この通知により実施する事業の全てが完了したときは、速やかに水産業競争力強化基金の清算を行い、別記様式第11号により、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合において、水産業競争力強化基金に残額が生じているときは、事業実施主体は当該残高を国庫に返還するものとする。
　また、交付要綱第27に規定する場合のほか、事業の全てが完了する前であっても、使用する見込みのない基金残額が生じたときは、事業実施主体は当該基金残額を国庫に返還するものとする。なお、国庫へ返還する額は、水産業競争力強化基金のうち国庫補助金相当額（法定果実を含む。）を上限とする。

９－２－（１）水産物輸出促進緊急推進事業のうち輸出促進機器整備事業

（１）事業の目的
　環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ）の大筋合意により、ＴＰＰ交渉参加国への水産物の輸出に係る関税が撤廃されること等を踏まえ、我が国水産物の国外における需要を開拓し、競争力強化を図る必要がある。このため、ＴＰＰ交渉参加国等への輸出拡大を目指す水産加工業者等に対し、輸出先国・地域の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備の支援を行う。
（２）事業の内容等
　事業実施主体は、日本産水産物を計画的に輸出する取組を公募し、事業実施主体が設置する計画認定委員会において、以下のアに基づき審査を行うものとする。事業実施主体は、審査結果について水産庁長官の承認を得た上で、支援対象となる日本産水産物を計画的に輸出するプロジェクト（以下９－２－（１）において「プロジェクト」という。）に対して、以下のイに基づき助成金を交付するものとする。
ア　プロジェクトの要件
　支援対象となるプロジェクトの要件は、以下の（ア）及び（イ）の全てを満たすこととする。なお、プロジェクトが（ウ）に該当する場合には、審査において優先配慮することとする。
（ア）日本産水産物を計画的に輸出する取組であること。
（イ）計画を達成するための考え方が含まれており、輸出額の計画的な増加が見込まれていること。
（ウ）「農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略」（平成25年８月公表）に基づく輸出重点品目の考え方（うち水産部分）に沿った水産物を輸出する事業（漁船漁業による漁獲物を原料とする場合にあっては、このうち次のａ又はｂに該当するもの）
　ａ　「水産物輸出促進緊急基盤整備事業実施要領」（平成28年１月20日付け27水港第2637号水産庁長官通知）第２の１に規定する大規模流通・拠点漁港（以下「大規模流通・拠点漁港」という。）又は当該拠点漁港と同等の水揚げを有する漁港若しくは港湾から原料を調達し輸出す

る事業
b　大規模流通・拠点漁港と一体的に整備される水産物流通センターを活用して輸出する事業

イ　補助対象経費及び補助率

輸出先国・地域の政府、輸入業者・バイヤー、小売店等が求める品質・衛生条件（これらを求める者が作成した書類により確認できるものに限る。）への適合に必要な機器を助成対象とし、助成対象額の１／２を上限として助成金を交付するものとする。

ウ　手続

（ア）助成要領の作成

事業実施主体は、事業開始後速やかに輸出促進機器整備事業の助成要領及び申請様式を作成し、別記様式第１号により水産庁長官の承認を得なければならない。

（イ）プロジェクトの輸出計画の承認

a　プロジェクト実施者は、別途事業実施主体が定める様式により日本産水産物を計画的に輸出する計画書（以下「輸出計画書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

b　事業実施主体は学識経験者、有識者、専門家等からなる計画認定委員会を開催し、提出された輸出計画書について審査を行い、審査結果を別記様式第２号により水産庁長官へ提出し、その承認を受けるものとする。

c　輸出計画書を承認されたプロジェクト実施者は、事業実施主体に対し助成金の交付申請を行い、事業実施主体が適当と認める場合に、プロジェクト実施者に助成決定する旨の通知を行うものとする。

（ウ）助成金の概算払

プロジェクト実施者は、概算払を受けようとする場合には、別途事業実施主体が定める様式により概算払請求を行い、事業実施主体は、これに基づき助成金の交付を行うことができるものとする。

（エ）事業実績の報告及び助成金の精算払

a　プロジェクト実施者は事業終了後遅滞なく、別途事業実施主体が定める様式により事業実績報告書を作成し、事業実施主体に提出するとともに、別途事業実施主体が定める精算払請求書により、事業実施主体に助成金の交付を申請するものとする。

b　事業実施主体は、事業実績報告書の内容を審査し、適当と認めた場合には、助成金の額を確定し、プロジェクト実施者に対して助成金を支払うものとする。

（オ）助成対象経費について

プロジェクト実施者は、この事業により取得した機器については、事業実施主体による指導監督の下、財産管理台帳及び管理規程を作成するほか、その他必要に応じ、関係書類を整備保管すること等により、適切な管理が図られるようにするものとする。

エ　報告等

（ア）プロジェクト実施者は、事業完了後から５年にわたり、輸出計画の進捗状況について各年度終了後60日以内に事業実施主体に報告するものとする。

（イ）事業実施主体は、報告を受けた内容に基づき、輸出の状況等について、ホームページにて公表するものとする。

（３）事業実施計画の提出に係る一部適用除外

本事業について、実施要領第３の１の事業実施計画は、水産庁が別途定める公募要領に基づき提出する課題提案書とし、第２の１の前段の規定は適用しないものとする。ただし、事業実施計画の重要な変更があった場合には、第２の１の後段の規定に基づき、別記参考様式第２号を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

９－２－（２）水産物輸出促進緊急推進事業のうち海外市場開拓推進事業

（１）事業の目的

環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ）の大筋合意により、ＴＰＰ交渉参加国への水産物の輸出に係る関税が撤廃されること等を踏まえ、我が国水産物の国外における需要を開拓し、競争力強化を図る必要がある。このため、輸出先国・地域のニーズ等に合わせた海外でのプロモーション活動等を実施する。

（２）事業の内容

ア　海外市場開拓に向けた国内体制強化

具体的な輸出商品、輸出先、販売戦略等について、水産加工業者、輸出業者等が参加する検討会を開催する。

イ　輸出促進活動

農林水産物・食品の国別・品目別輸出戦略（平成25年８月公表）に基づく水産物の輸出重点国・地域に加え、その他のＴＰＰ交渉参加国を輸出先国・地域として、外国人コンサルタント等を活用しつつ、以下の活動を実施する。なお、アの検討に基づく取組に関連する活動については、優先配慮する。

また、輸出に取り組む事業者向け対策事業実施要領（平成26年４月１日付け25食産第4814号農林水産省食料産業局長通知）第３の１の（１）に規定するジャパン・ブランドの確立に向けた取組と本事業による取組に重複が生じないようにすることとする。

（ア）海外マーケットの調査

水産物の流通状況、消費者の嗜好、競合品の販売状況、輸出先国・地域が求める品質・衛生条件、現地のバイヤーの情報等について調査を実施する。

（イ）海外への日本産水産物のプロモーション活動

パンフレット等の各種広報媒体の作成及び配布、現地のバイヤーや調理人等を対象としたセミナーの開催、現地小売店等における日本産水産物フェアの開催等のプロモーション活動を実施する。なお、プロモーション活動中に商談会を開催した場合、商談会期間中に要する経費（滞在費、通訳費、会議費等）については、交付要綱別表１の７の４の（２）のイの（ウ）の補助率を適用することとする。

（ウ）商談会の開催

水産加工業者又は輸出業者、現地のバイヤー等が参加する商談会を開催する。

（３）事業実施計画の提出に係る一部適用除外

本事業について、実施要領第３の１の事業実施計画は、水産庁長官が別途定める公募要領に基づき提出する課題提案書とし、第２の１の前段の規定は適用しないものとする。ただし、事業実施計画の重要な変更があった場合には、第２の１の後段の規定に基づき、別記参考様式第２号を作成し、水産庁長官に提出するものとする。

（４）事業実績の報告

事業実施主体は、当該年度の事業成果等について、事業終了後遅滞なく、別記様式第１号により事業実績報告書を作成し、水産庁長官に提出することとする。

附　則（平成22年３月26日21水港第2597号）

１　次に掲げる運用及び実施細則（以下この項目において「旧運用等」という。）は廃止する。ただし、この運用の施行前に旧運用等の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

（１）漁船等省エネルギー・安全推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1076号水産庁長官通知）
（２）担い手代船取得支援リース事業の運用について（平成14年7月1日付け14水漁第766号水産庁長官通知）
（３）鯨類捕獲調査円滑化事業の実施について（平成21年3月27日付け20水管第2658号水産庁長官通知）
（４）我が国周辺水域資源調査推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1037号水産庁長官通知）
（５）国際資源対策推進事業の運用について（平成21年3月30日付け20水推第1044号水産庁長官通知）
（６）ポスト資源回復計画移行調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水管第2820号水産庁長官通知）
（７）水産情報提供の整備推進事業の運用について（平成18年3月30日付け17水推第1172号水産庁長官通知）
（８）マグロ類新規代替漁場調査事業の運用について（平成20年4月14日付け20水管第53号水産庁長官通知）
（９）漁場機能維持管理事業の運用について（平成21年5月29日付け21水管第484号水産庁長官通知）
（10）ノリ養殖業高度化促進事業の運用について（平成18年3月31日付け17水推第1210号水産庁長官通知）
（11）養殖クロマグロ安定供給推進事業の運用について（平成20年4月1日付け19水推第925号水産庁長官通知）
（12）持続的養殖生産・供給推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1063号水産庁長官通知）
（13）健全な内水面生態系復元等推進事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1078号水産庁長官通知）
（14）栽培漁業資源回復等対策事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1458号水産庁長官通知）
（15）広域連携さけ・ます資源造成推進事業の運用について（平成19年3月29日付け18水推第1496号水産庁長官通知）
（16）漁場環境保全対策等事業の運用について（平成10年4月8日付け10水推第399号水産庁長官通知）
（17）大型クラゲ国際共同調査事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1066号水産庁長官通知）
（18）有害生物漁業被害防止総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第920号水産庁長官通知）
（19）ノリ養殖業構造調整・競争力強化対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水推第1062号水産庁長官通知）
（20）漁業の担い手確保・育成緊急対策事業の運用について（平成21年5月29日付け21水漁第609号水産庁長官通知）
（21）漁業経営改善効率化支援事業の運用について（平成20年3月27日付け19水漁第3602号水産庁長官通知）

（22）漁業共済経営環境変化特別対策事業の運用について（平成21年3月27日付け20水漁第2568号水産庁長官通知）
（23）漁場漂流物対策推進事業の運用について（平成19年3月29日付け19水推第1498号水産庁長官通知）
（24）漁場環境・生物多様性保全総合対策事業の運用について（平成20年3月31日付け19水推第950号水産庁長官通知）
（25）さけ・ます漁業協力事業の運用について（平成20年3月31日付け19水管第2708号水産庁長官通知）
（26）漁協系統組織・事業改革促進事業の運用について（平成17年4月1日付け16水漁第2701号水産庁長官通知）
（27）魚価安定基金造成事業の運用について（平成7年7月13日付け7水漁第1840号水産庁長官通知）
（28）水産物産地販売力強化事業の運用について（平成21年3月30日付け20水漁第2551号水産庁長官通知）
（29）漁場油濁被害対策事業実施細則（昭和50年7月17日付け50水研第1007号水産庁長官通知）
（30）漁業公害等対策事業実施要領の運用について（昭和51年7月24日付け51水研第880号水産庁長官通知）
（31）漁場環境評価メッシュ図作成等事業実施要領の運用について（平成6年7月13日付け6水研第522号水産庁長官通知）

2　実施要領第４の１の別表の右欄にいう、防除清掃費助成事業資金については、平成19年３月31日までに、その適正な保有水準を定めるものとし、これを超える金額については、すみやかに国に返還するものとする。

附　則（平成23年３月31日22水港第2463号）

平成22年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則（平成24年４月６日23水港第2882号）

平成23年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則（平成24年８月１日24水港第1709号）

この改正は、平成24年８月１日から施行する。

附　則（平成24年11月30日24水港第2426号）

この改正は、平成24年11月30日から施行する。

附　則（平成25年２月26日24水港第2886号）

この改正は、平成25年２月26日から施行する。

附　則（平成25年５月16日25水港第190号）

1　この改正は、平成25年５月16日から施行する。
2　平成24年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
3　太平洋小型さけ・ます漁業協会は、平成24年度予算に係るさけ・ます漁業協力事業を実施した民間団体が当該民間団体に造成した日ロ漁業協力資金及び日ロ漁業協力事業実施に関する権利義務等を承継するものとする。
4　公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構は、平成24年度予算に係る漁場油濁被害対策事業を実施した民間団体等から当該事業実施に係る権利義務関係を承継するものとするとともに、平成25年１月初日から平成25年３月末日までに発生した漁場油濁事故であって、当該民間団体等に対して申請のあった、原因者の判明しない又は原因者が判明している漁場油濁被害を防止するため、漁業者が行う油濁の拡大の防止及び汚染漁場の清掃に要した経費の支弁に関する業務を引き継ぐものとする。また、大規模な油濁事故等のため、審査、認定に至らなかったものについても同様とする。
5　次に掲げる運用通知（以下この項目において「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。
（１）中小漁業関連資金融通円滑化事業実施要領の運用について（平成17年4月1日付け16水漁2543号水産庁長官通知）
（２）漁業経営基盤強化推進事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第2964号水産庁長官通知）
（３）漁業資金融通円滑化事業の運用について（平成22年3月30日付け21水漁第2975号水産庁長官通知）

附　則（平成25年６月７日25水港第758号）

この改正は、平成25年６月７日から施行する。

附　則（平成25年10月３日25水港第1966号）

この改正は、平成25年10月３日から施行する。

附　則（平成26年２月６日25水港第2655号）

1　この改正は、平成26年２月６日から施行する。

2　平成25年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則（平成26年３月20日25水港第3059号）

1　この改正は、平成26年４月１日から施行する。

2　平成25年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

3　漁業運転資金融通円滑化対策事業実施要領の運用について（平成15年1月30日付け14水漁第2319号水産庁長官通知）（以下「旧運用」という。）は廃止する。ただし、この通知の施行前に旧運用の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則（平成27年２月３日26水港第3238号）

1　この改正は、平成27年２月３日から施行する。

2　平成26年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則（平成27年４月９日26水港第4030号）

1　この改正は、平成27年４月９日から施行する。

2　平成26年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。

附　則（平成28年１月20日27水港第2626号）

1　この改正は、平成28年１月20日から施行する。

2　平成27年度予算に係るこの通知による改正前の通知の規定は、なお従前の例による。

別表（１－２　担い手代船取得支援リース事業）

	３年	４年	５年	６年	７年	８年	９年	１０年	１１年	１２年	１３年	１４年	１５年
長期プライムレート	36か月	48か月	60か月	72か月	84か月	96か月	108か月	120か月	132か月	144か月	156か月	168か月	180か月
0.05	0.00081386	0.00081977	0.00082776	0.00083679	0.00084639	0.00085634	0.00086650	0.00087679	0.00088717	0.00070760	0.00071614	0.00072467	0.00073319
0.1	0.00081423	0.00082027	0.00082839	0.00083754	0.00084726	0.00085733	0.00086761	0.00087802	0.00088852	0.00070874	0.00071737	0.00072599	0.00073459
0.15	0.00081461	0.00082077	0.00082901	0.00083829	0.00084813	0.00085832	0.00086872	0.00087926	0.00088987	0.00070989	0.00071860	0.00072731	0.00073600
0.2	0.00081499	0.00082127	0.00082964	0.00083904	0.00084900	0.00085932	0.00086984	0.00088049	0.00089122	0.00071103	0.00071984	0.00072863	0.00073741
0.25	0.00081536	0.00082177	0.00083026	0.00083978	0.00084988	0.00086031	0.00087095	0.00088172	0.00089257	0.00071218	0.00072107	0.00072995	0.00073881
0.3	0.00081574	0.00082227	0.00083089	0.00084053	0.00085075	0.00086130	0.00087206	0.00088295	0.00089392	0.00071332	0.00072230	0.00073127	0.00074021
0.35	0.00081612	0.00082277	0.00083151	0.00084128	0.00085162	0.00086229	0.00087317	0.00088418	0.00089526	0.00071446	0.00072353	0.00073258	0.00074161
0.4	0.00081649	0.00082327	0.00083214	0.00084203	0.00085249	0.00086328	0.00087428	0.00088541	0.00089661	0.00071560	0.00072476	0.00073390	0.00074301
0.45	0.00081687	0.00082378	0.00083277	0.00084278	0.00085336	0.00086427	0.00087540	0.00088664	0.00089795	0.00071674	0.00072598	0.00073521	0.00074440
0.5	0.00081724	0.00082428	0.00083339	0.00084353	0.00085423	0.00086527	0.00087651	0.00088787	0.00089930	0.00071788	0.00072721	0.00073652	0.00074580
0.55	0.00081762	0.00082478	0.00083401	0.00084427	0.00085510	0.00086626	0.00087762	0.00088909	0.00090064	0.00071902	0.00072844	0.00073783	0.00074719
0.6	0.00081800	0.00082528	0.00083464	0.00084502	0.00085597	0.00086725	0.00087872	0.00089032	0.00090198	0.00072016	0.00072966	0.00073914	0.00074858
0.65	0.00081837	0.00082578	0.00083526	0.00084577	0.00085684	0.00086824	0.00087983	0.00089155	0.00090333	0.00072129	0.00073088	0.00074045	0.00074997
0.7	0.00081875	0.00082628	0.00083589	0.00084652	0.00085771	0.00086923	0.00088094	0.00089277	0.00090467	0.00072243	0.00073210	0.00074175	0.00075136
0.75	0.00081913	0.00082678	0.00083651	0.00084726	0.00085858	0.00087021	0.00088205	0.00089400	0.00090601	0.00072356	0.00073332	0.00074306	0.00075275
0.8	0.00081950	0.00082728	0.00083714	0.00084801	0.00085944	0.00087120	0.00088316	0.00089522	0.00090734	0.00072469	0.00073454	0.00074436	0.00075413
0.85	0.00081988	0.00082778	0.00083776	0.00084876	0.00086031	0.00087219	0.00088426	0.00089644	0.00090868	0.00072583	0.00073576	0.00074566	0.00075552
0.9	0.00082025	0.00082828	0.00083839	0.00084950	0.00086118	0.00087318	0.00088537	0.00089767	0.00091002	0.00072696	0.00073698	0.00074696	0.00075690
0.95	0.00082063	0.00082878	0.00083901	0.00085025	0.00086205	0.00087417	0.00088647	0.00089889	0.00091136	0.00072809	0.00073819	0.00074826	0.00075828
1.0	0.00082100	0.00082928	0.00083963	0.00085100	0.00086291	0.00087515	0.00088758	0.00090011	0.00091269	0.00072922	0.00073941	0.00074956	0.00075965
1.05	0.00082138	0.00082978	0.00084026	0.00085174	0.00086378	0.00087614	0.00088868	0.00090133	0.00091402	0.00073035	0.00074062	0.00075085	0.00076103
1.1	0.00082176	0.00083028	0.00084088	0.00085249	0.00086465	0.00087713	0.00088979	0.00090255	0.00091536	0.00073148	0.00074183	0.00075215	0.00076240
1.15	0.00082213	0.00083078	0.00084150	0.00085323	0.00086552	0.00087811	0.00089089	0.00090377	0.00091669	0.00073260	0.00074305	0.00075344	0.00076378
1.2	0.00082251	0.00083128	0.00084213	0.00085398	0.00086638	0.00087910	0.00089199	0.00090499	0.00091802	0.00073373	0.00074426	0.00075473	0.00076515
1.25	0.00082288	0.00083178	0.00084275	0.00085473	0.00086725	0.00088008	0.00089310	0.00090620	0.00091935	0.00073485	0.00074546	0.00075602	0.00076652
1.3	0.00082326	0.00083228	0.00084337	0.00085547	0.00086811	0.00088107	0.00089420	0.00090742	0.00092068	0.00073598	0.00074667	0.00075731	0.00076788
1.35	0.00082363	0.00083278	0.00084400	0.00085622	0.00086898	0.00088205	0.00089530	0.00090864	0.00092201	0.00073710	0.00074788	0.00075860	0.00076925
1.4	0.00082401	0.00083328	0.00084462	0.00085696	0.00086984	0.00088303	0.00089640	0.00090985	0.00092334	0.00073822	0.00074908	0.00075988	0.00077061
1.45	0.00082438	0.00083378	0.00084524	0.00085770	0.00087071	0.00088402	0.00089750	0.00091107	0.00092466	0.00073934	0.00075029	0.00076117	0.00077197
1.5	0.00082476	0.00083428	0.00084586	0.00085845	0.00087157	0.00088500	0.00089860	0.00091228	0.00092599	0.00074046	0.00075149	0.00076245	0.00077333
1.55	0.00082514	0.00083478	0.00084649	0.00085919	0.00087244	0.00088598	0.00089970	0.00091349	0.00092731	0.00074158	0.00075269	0.00076373	0.00077469
1.6	0.00082551	0.00083528	0.00084711	0.00085994	0.00087330	0.00088697	0.00090080	0.00091471	0.00092864	0.00074270	0.00075389	0.00076501	0.00077604
1.65	0.00082589	0.00083578	0.00084773	0.00086068	0.00087416	0.00088795	0.00090189	0.00091592	0.00092996	0.00074382	0.00075509	0.00076629	0.00077740
1.7	0.00082626	0.00083628	0.00084835	0.00086142	0.00087503	0.00088893	0.00090299	0.00091713	0.00093128	0.00074493	0.00075628	0.00076756	0.00077875
1.75	0.00082664	0.00083678	0.00084897	0.00086217	0.00087589	0.00088991	0.00090409	0.00091834	0.00093260	0.00074605	0.00075748	0.00076884	0.00078010
1.8	0.00082701	0.00083728	0.00084960	0.00086291	0.00087675	0.00089089	0.00090518	0.00091955	0.00093392	0.00074716	0.00075867	0.00077011	0.00078145
1.85	0.00082739	0.00083777	0.00085022	0.00086365	0.00087762	0.00089187	0.00090628	0.00092075	0.00093524	0.00074827	0.00075987	0.00077138	0.00078279
1.9	0.00082776	0.00083827	0.00085084	0.00086440	0.00087848	0.00089285	0.00090737	0.00092196	0.00093656	0.00074938	0.00076106	0.00077265	0.00078414
1.95	0.00082814	0.00083877	0.00085146	0.00086514	0.00087934	0.00089383	0.00090847	0.00092317	0.00093787	0.00075049	0.00076225	0.00077392	0.00078548
2.0	0.00082851	0.00083927	0.00085208	0.00086588	0.00088020	0.00089481	0.00090956	0.00092437	0.00093919	0.00075160	0.00076344	0.00077518	0.00078682
2.05	0.00082889	0.00083977	0.00085270	0.00086662	0.00088106	0.00089578	0.00091065	0.00092558	0.00094050	0.00075271	0.00076463	0.00077645	0.00078816
2.1	0.00082926	0.00084027	0.00085332	0.00086736	0.00088192	0.00089676	0.00091174	0.00092678	0.00094181	0.00075382	0.00076581	0.00077771	0.00078949
2.15	0.00082964	0.00084077	0.00085394	0.00086810	0.00088278	0.00089774	0.00091284	0.00092798	0.00094313	0.00075492	0.00076700	0.00077897	0.00079083
2.2	0.00083001	0.00084126	0.00085457	0.00086885	0.00088364	0.00089872	0.00091393	0.00092919	0.00094444	0.00075603	0.00076818	0.00078023	0.00079216
2.25	0.00083039	0.00084176	0.00085519	0.00086959	0.00088450	0.00089969	0.00091502	0.00093039	0.00094575	0.00075713	0.00076936	0.00078149	0.00079349
2.3	0.00083076	0.00084226	0.00085581	0.00087033	0.00088536	0.00090067	0.00091611	0.00093159	0.00094705	0.00075824	0.00077054	0.00078274	0.00079481

	３年	４年	５年	６年	７年	８年	９年	１０年	１１年	１２年	１３年	１４年	１５年
長期プライムレート	36か月	48か月	60か月	72か月	84か月	96か月	108か月	120か月	132か月	144か月	156か月	168か月	180か月
2.35	0.00083113	0.00084276	0.00085643	0.00087107	0.00088622	0.00090164	0.00091720	0.00093279	0.00094836	0.00075934	0.00077172	0.00078400	0.00079614
2.4	0.00083151	0.00084326	0.00085705	0.00087181	0.00088708	0.00090262	0.00091828	0.00093399	0.00094967	0.00076044	0.00077290	0.00078525	0.00079746
2.45	0.00083188	0.00084375	0.00085767	0.00087255	0.00088794	0.00090359	0.00091937	0.00093519	0.00095097	0.00076154	0.00077408	0.00078650	0.00079879
2.5	0.00083226	0.00084425	0.00085829	0.00087329	0.00088880	0.00090457	0.00092046	0.00093638	0.00095228	0.00076263	0.00077525	0.00078775	0.00080010
2.55	0.00083263	0.00084475	0.00085891	0.00087403	0.00088965	0.00090554	0.00092154	0.00093758	0.00095358	0.00076373	0.00077642	0.00078899	0.00080142
2.6	0.00083301	0.00084525	0.00085952	0.00087477	0.00089051	0.00090651	0.00092263	0.00093877	0.00095488	0.00076483	0.00077760	0.00079024	0.00080274
2.65	0.00083338	0.00084575	0.00086014	0.00087551	0.00089137	0.00090748	0.00092371	0.00093997	0.00095618	0.00076592	0.00077877	0.00079148	0.00080405
2.7	0.00083376	0.00084624	0.00086076	0.00087625	0.00089223	0.00090846	0.00092480	0.00094116	0.00095748	0.00076701	0.00077994	0.00079272	0.00080536
2.75	0.00083413	0.00084674	0.00086138	0.00087699	0.00089308	0.00090943	0.00092588	0.00094235	0.00095878	0.00076811	0.00078110	0.00079396	0.00080667
2.8	0.00083450	0.00084724	0.00086200	0.00087772	0.00089394	0.00091040	0.00092697	0.00094355	0.00096008	0.00076920	0.00078227	0.00079520	0.00080797
2.85	0.00083488	0.00084774	0.00086262	0.00087846	0.00089479	0.00091137	0.00092805	0.00094474	0.00096137	0.00077029	0.00078343	0.00079644	0.00080928
2.9	0.00083525	0.00084823	0.00086324	0.00087920	0.00089565	0.00091234	0.00092913	0.00094593	0.00096267	0.00077138	0.00078460	0.00079767	0.00081058
2.95	0.00083563	0.00084873	0.00086386	0.00087994	0.00089650	0.00091331	0.00093021	0.00094712	0.00096396	0.00077246	0.00078576	0.00079891	0.00081188
3.0	0.00083600	0.00084923	0.00086448	0.00088068	0.00089736	0.00091428	0.00093129	0.00094830	0.00096525	0.00077355	0.00078692	0.00080014	0.00081318
3.05	0.00083637	0.00084972	0.00086509	0.00088141	0.00089821	0.00091525	0.00093237	0.00094949	0.00096654	0.00077463	0.00078808	0.00080137	0.00081447
3.1	0.00083675	0.00085022	0.00086571	0.00088215	0.00089907	0.00091621	0.00093345	0.00095068	0.00096783	0.00077572	0.00078924	0.00080259	0.00081577
3.15	0.00083712	0.00085072	0.00086633	0.00088289	0.00089992	0.00091718	0.00093453	0.00095186	0.00096912	0.00077680	0.00079039	0.00080382	0.00081706
3.2	0.00083750	0.00085121	0.00086695	0.00088362	0.00090077	0.00091815	0.00093560	0.00095305	0.00097041	0.00077788	0.00079155	0.00080504	0.00081835
3.25	0.00083787	0.00085171	0.00086756	0.00088436	0.00090163	0.00091911	0.00093668	0.00095423	0.00097170	0.00077896	0.00079270	0.00080626	0.00081963
3.3	0.00083824	0.00085221	0.00086818	0.00088510	0.00090248	0.00092008	0.00093776	0.00095541	0.00097298	0.00078004	0.00079385	0.00080748	0.00082092
3.35	0.00083862	0.00085270	0.00086880	0.00088583	0.00090333	0.00092105	0.00093883	0.00095659	0.00097426	0.00078112	0.00079500	0.00080870	0.00082220
3.4	0.00083899	0.00085320	0.00086942	0.00088657	0.00090418	0.00092201	0.00093991	0.00095777	0.00097555	0.00078219	0.00079615	0.00080992	0.00082348
3.45	0.00083936	0.00085370	0.00087003	0.00088730	0.00090503	0.00092297	0.00094098	0.00095895	0.00097683	0.00078327	0.00079729	0.00081113	0.00082476
3.5	0.00083974	0.00085419	0.00087065	0.00088804	0.00090588	0.00092394	0.00094205	0.00096013	0.00097811	0.00078434	0.00079844	0.00081234	0.00082603
3.55	0.00084011	0.00085469	0.00087127	0.00088877	0.00090673	0.00092490	0.00094312	0.00096131	0.00097939	0.00078541	0.00079958	0.00081355	0.00082730
3.6	0.00084049	0.00085518	0.00087188	0.00088951	0.00090759	0.00092586	0.00094420	0.00096248	0.00098066	0.00078648	0.00080072	0.00081476	0.00082857
3.65	0.00084086	0.00085568	0.00087250	0.00089024	0.00090843	0.00092683	0.00094527	0.00096366	0.00098194	0.00078755	0.00080186	0.00081597	0.00082984
3.7	0.00084123	0.00085617	0.00087312	0.00089098	0.00090928	0.00092779	0.00094634	0.00096483	0.00098321	0.00078862	0.00080300	0.00081717	0.00083111
3.75	0.00084161	0.00085667	0.00087373	0.00089171	0.00091013	0.00092875	0.00094741	0.00096601	0.00098449	0.00078969	0.00080414	0.00081837	0.00083237
3.8	0.00084198	0.00085717	0.00087435	0.00089245	0.00091098	0.00092971	0.00094847	0.00096718	0.00098576	0.00079076	0.00080527	0.00081957	0.00083363
3.85	0.00084235	0.00085766	0.00087496	0.00089318	0.00091183	0.00093067	0.00094954	0.00096835	0.00098703	0.00079182	0.00080641	0.00082077	0.00083489
3.9	0.00084272	0.00085816	0.00087558	0.00089391	0.00091268	0.00093163	0.00095061	0.00096952	0.00098830	0.00079288	0.00080754	0.00082197	0.00083615
3.95	0.00084310	0.00085865	0.00087619	0.00089464	0.00091353	0.00093259	0.00095167	0.00097069	0.00098957	0.00079394	0.00080867	0.00082316	0.00083740
4.0	0.00084347	0.00085915	0.00087681	0.00089538	0.00091437	0.00093354	0.00095274	0.00097186	0.00099083	0.00079500	0.00080980	0.00082435	0.00083865
4.05	0.00084384	0.00085964	0.00087742	0.00089611	0.00091522	0.00093450	0.00095380	0.00097303	0.00099210	0.00079606	0.00081092	0.00082554	0.00083990
4.1	0.00084422	0.00086014	0.00087804	0.00089684	0.00091607	0.00093546	0.00095487	0.00097419	0.00099336	0.00079712	0.00081205	0.00082673	0.00084115
4.15	0.00084459	0.00086063	0.00087865	0.00089757	0.00091691	0.00093642	0.00095593	0.00097536	0.00099463	0.00079818	0.00081317	0.00082792	0.00084239
4.2	0.00084496	0.00086113	0.00087927	0.00089830	0.00091776	0.00093737	0.00095699	0.00097652	0.00099589	0.00079923	0.00081429	0.00082910	0.00084363
4.25	0.00084534	0.00086162	0.00087988	0.00089904	0.00091860	0.00093833	0.00095805	0.00097769	0.00099715	0.00080029	0.00081541	0.00083028	0.00084487
4.3	0.00084571	0.00086212	0.00088050	0.00089977	0.00091945	0.00093928	0.00095912	0.00097885	0.00099841	0.00080134	0.00081653	0.00083146	0.00084611
4.35	0.00084608	0.00086261	0.00088111	0.00090050	0.00092029	0.00094024	0.00096018	0.00098001	0.00099966	0.00080239	0.00081765	0.00083264	0.00084734
4.4	0.00084645	0.00086310	0.00088172	0.00090123	0.00092114	0.00094119	0.00096123	0.00098117	0.00100092	0.00080344	0.00081876	0.00083382	0.00084858
4.45	0.00084683	0.00086360	0.00088234	0.00090196	0.00092198	0.00094214	0.00096229	0.00098233	0.00100218	0.00080449	0.00081988	0.00083499	0.00084981
4.5	0.00084720	0.00086409	0.00088295	0.00090269	0.00092282	0.00094309	0.00096335	0.00098349	0.00100343	0.00080554	0.00082099	0.00083616	0.00085103
4.55	0.00084757	0.00086459	0.00088356	0.00090342	0.00092366	0.00094405	0.00096441	0.00098464	0.00100468	0.00080658	0.00082210	0.00083733	0.00085226
4.6	0.00084794	0.00086508	0.00088418	0.00090415	0.00092451	0.00094500	0.00096546	0.00098580	0.00100593	0.00080762	0.00082321	0.00083850	0.00085348
4.65	0.00084832	0.00086557	0.00088479	0.00090488	0.00092535	0.00094595	0.00096652	0.00098695	0.00100718	0.00080867	0.00082431	0.00083967	0.00085470

	３年	４年	５年	６年	７年	８年	９年	１０年	１１年	１２年	１３年	１４年	１５年
長期プライムレート	36か月	48か月	60か月	72か月	84か月	96か月	108か月	120か月	132か月	144か月	156か月	168か月	180か月
4.7	0.00084869	0.00086607	0.00088540	0.00090561	0.00092619	0.00094690	0.00096757	0.00098811	0.00100843	0.00080971	0.00082542	0.00084083	0.00085592
4.75	0.00084906	0.00086656	0.00088602	0.00090633	0.00092703	0.00094785	0.00096863	0.00098926	0.00100967	0.00081075	0.00082652	0.00084199	0.00085713
4.8	0.00084943	0.00086706	0.00088663	0.00090706	0.00092787	0.00094880	0.00096968	0.00099041	0.00101092	0.00081179	0.00082762	0.00084315	0.00085835
4.85	0.00084980	0.00086755	0.00088724	0.00090779	0.00092871	0.00094974	0.00097073	0.00099156	0.00101216	0.00081282	0.00082872	0.00084431	0.00085955
4.9	0.00085018	0.00086804	0.00088785	0.00090852	0.00092955	0.00095069	0.00097178	0.00099271	0.00101340	0.00081386	0.00082982	0.00084546	0.00086076
4.95	0.00085055	0.00086854	0.00088846	0.00090925	0.00093039	0.00095164	0.00097283	0.00099386	0.00101465	0.00081489	0.00083092	0.00084662	0.00086197
5.0	0.00085092	0.00086903	0.00088908	0.00090997	0.00093123	0.00095259	0.00097388	0.00099501	0.00101588	0.00081593	0.00083201	0.00084777	0.00086317
5.05	0.00085129	0.00086952	0.00088969	0.00091070	0.00093207	0.00095353	0.00097493	0.00099615	0.00101712	0.00081696	0.00083311	0.00084892	0.00086437
5.1	0.00085166	0.00087001	0.00089030	0.00091143	0.00093291	0.00095448	0.00097598	0.00099730	0.00101836	0.00081799	0.00083420	0.00085006	0.00086557
5.15	0.00085204	0.00087051	0.00089091	0.00091215	0.00093374	0.00095542	0.00097702	0.00099844	0.00101959	0.00081902	0.00083528	0.00085121	0.00086676
5.2	0.00085241	0.00087100	0.00089152	0.00091288	0.00093458	0.00095636	0.00097807	0.00099958	0.00102083	0.00082004	0.00083637	0.00085235	0.00086795
5.25	0.00085278	0.00087149	0.00089213	0.00091360	0.00093542	0.00095731	0.00097911	0.00100072	0.00102206	0.00082107	0.00083746	0.00085349	0.00086914
5.3	0.00085315	0.00087199	0.00089274	0.00091433	0.00093625	0.00095825	0.00098016	0.00100186	0.00102329	0.00082209	0.00083854	0.00085463	0.00087033
5.35	0.00085352	0.00087248	0.00089335	0.00091505	0.00093709	0.00095919	0.00098120	0.00100300	0.00102452	0.00082312	0.00083962	0.00085576	0.00087151
5.4	0.00085389	0.00087297	0.00089396	0.00091578	0.00093792	0.00096013	0.00098224	0.00100414	0.00102575	0.00082414	0.00084070	0.00085690	0.00087270
5.45	0.00085427	0.00087346	0.00089457	0.00091650	0.00093876	0.00096107	0.00098328	0.00100528	0.00102697	0.00082516	0.00084178	0.00085803	0.00087387
5.5	0.00085464	0.00087395	0.00089518	0.00091723	0.00093959	0.00096202	0.00098433	0.00100641	0.00102820	0.00082617	0.00084286	0.00085916	0.00087505
5.55	0.00085501	0.00087445	0.00089579	0.00091795	0.00094043	0.00096295	0.00098537	0.00100755	0.00102942	0.00082719	0.00084393	0.00086029	0.00087622
5.6	0.00085538	0.00087494	0.00089640	0.00091868	0.00094126	0.00096389	0.00098640	0.00100868	0.00103064	0.00082821	0.00084501	0.00086141	0.00087740
5.65	0.00085575	0.00087543	0.00089701	0.00091940	0.00094210	0.00096483	0.00098744	0.00100981	0.00103186	0.00082922	0.00084608	0.00086253	0.00087856
5.7	0.00085612	0.00087592	0.00089762	0.00092012	0.00094293	0.00096577	0.00098848	0.00101094	0.00103308	0.00083023	0.00084715	0.00086365	0.00087973
5.75	0.00085649	0.00087641	0.00089823	0.00092084	0.00094376	0.00096671	0.00098952	0.00101207	0.00103430	0.00083124	0.00084821	0.00086477	0.00088089
5.8	0.00085687	0.00087690	0.00089884	0.00092157	0.00094459	0.00096764	0.00099055	0.00101320	0.00103551	0.00083225	0.00084928	0.00086589	0.00088206
5.85	0.00085724	0.00087740	0.00089945	0.00092229	0.00094542	0.00096858	0.00099159	0.00101433	0.00103673	0.00083326	0.00085034	0.00086700	0.00088321
5.9	0.00085761	0.00087789	0.00090006	0.00092301	0.00094625	0.00096951	0.00099262	0.00101546	0.00103794	0.00083427	0.00085140	0.00086811	0.00088437
5.95	0.00085798	0.00087838	0.00090066	0.00092373	0.00094708	0.00097045	0.00099365	0.00101658	0.00103915	0.00083527	0.00085246	0.00086922	0.00088552
6.0	0.00085835	0.00087887	0.00090127	0.00092445	0.00094791	0.00097138	0.00099468	0.00101771	0.00104036	0.00083627	0.00085352	0.00087033	0.00088667
6.05	0.00085872	0.00087936	0.00090188	0.00092517	0.00094874	0.00097231	0.00099571	0.00101883	0.00104157	0.00083728	0.00085458	0.00087144	0.00088782
6.1	0.00085909	0.00087985	0.00090249	0.00092590	0.00094957	0.00097325	0.00099674	0.00101995	0.00104277	0.00083828	0.00085563	0.00087254	0.00088897
6.15	0.00085946	0.00088034	0.00090309	0.00092662	0.00095040	0.00097418	0.00099777	0.00102107	0.00104398	0.00083927	0.00085669	0.00087364	0.00089011
6.2	0.00085983	0.00088083	0.00090370	0.00092734	0.00095123	0.00097511	0.00099880	0.00102219	0.00104518	0.00084027	0.00085774	0.00087474	0.00089125
6.25	0.00086020	0.00088132	0.00090431	0.00092805	0.00095206	0.00097604	0.00099983	0.00102331	0.00104638	0.00084127	0.00085878	0.00087583	0.00089238
6.3	0.00086057	0.00088181	0.00090492	0.00092877	0.00095288	0.00097697	0.00100086	0.00102442	0.00104758	0.00084226	0.00085983	0.00087693	0.00089352
6.35	0.00086094	0.00088230	0.00090552	0.00092949	0.00095371	0.00097790	0.00100188	0.00102554	0.00104878	0.00084325	0.00086088	0.00087802	0.00089465
6.4	0.00086131	0.00088279	0.00090613	0.00093021	0.00095454	0.00097883	0.00100290	0.00102665	0.00104998	0.00084424	0.00086192	0.00087911	0.00089578
6.45	0.00086168	0.00088328	0.00090673	0.00093093	0.00095536	0.00097975	0.00100393	0.00102777	0.00105118	0.00084523	0.00086296	0.00088019	0.00089691
6.5	0.00086205	0.00088377	0.00090734	0.00093165	0.00095619	0.00098068	0.00100495	0.00102888	0.00105237	0.00084622	0.00086400	0.00088128	0.00089803
6.55	0.00086242	0.00088426	0.00090795	0.00093237	0.00095701	0.00098161	0.00100597	0.00102999	0.00105356	0.00084721	0.00086504	0.00088236	0.00089915
6.6	0.00086279	0.00088475	0.00090855	0.00093308	0.00095784	0.00098253	0.00100699	0.00103110	0.00105475	0.00084819	0.00086607	0.00088344	0.00090027
6.65	0.00086317	0.00088524	0.00090916	0.00093380	0.00095866	0.00098346	0.00100801	0.00103220	0.00105594	0.00084918	0.00086711	0.00088452	0.00090138
6.7	0.00086354	0.00088573	0.00090976	0.00093452	0.00095948	0.00098438	0.00100903	0.00103331	0.00105713	0.00085016	0.00086814	0.00088559	0.00090250
6.75	0.00086391	0.00088622	0.00091037	0.00093523	0.00096031	0.00098530	0.00101005	0.00103442	0.00105831	0.00085114	0.00086917	0.00088667	0.00090361
6.8	0.00086428	0.00088671	0.00091097	0.00093595	0.00096113	0.00098623	0.00101107	0.00103552	0.00105950	0.00085212	0.00087019	0.00088774	0.00090472
6.85	0.00086464	0.00088720	0.00091158	0.00093667	0.00096195	0.00098715	0.00101208	0.00103662	0.00106068	0.00085309	0.00087122	0.00088881	0.00090582
6.9	0.00086501	0.00088769	0.00091218	0.00093738	0.00096277	0.00098807	0.00101310	0.00103773	0.00106186	0.00085407	0.00087224	0.00088987	0.00090692
6.95	0.00086538	0.00088818	0.00091279	0.00093810	0.00096359	0.00098899	0.00101411	0.00103883	0.00106304	0.00085504	0.00087327	0.00089094	0.00090802
7.0	0.00086575	0.00088867	0.00091339	0.00093881	0.00096441	0.00098991	0.00101512	0.00103993	0.00106422	0.00085601	0.00087429	0.00089200	0.00090912

別紙
（３－５　沖縄漁業基金事業）

別記

実施状況の確認方法及び確認の実施体制について

財団は、活動組織が実施する対象活動の実施状況を確認するものとし、その事務処理は、次のとおりとする。

１　書類審査

書類審査は、対象活動の実施状況を確認するための書類に基づき、対象活動が活動計画に即して適正に実施されていることを確認するものとする。

２　事業実施確認の事前準備

（１）確認計画の策定

財団は、活動組織の対象活動の実施状況を確認するため、確認の時期、確認体制、確認の方法等について、あらかじめ検討を行うものとする。

（２）関係機関への協力要請

財団は、事業実施確認を円滑に実施するため、関係機関への協力を要請することができる。

３　実施確認

（１）対象活動組織への通知

実施確認に当たっては、財団は、あらかじめ該当する活動組織と協議するものとする。

（２）実施確認の方法

ア　実施確認は、原則、現地において活動計画に規定された対象活動の実施状況について、調査及び確認を行うものとする。

イ　現地確認に当たって、対象活動の確認が財団のみでは困難であると判断される場合には、活動組織の構成員、漁業協同組合連合会等の関係機関の立会いを求めることができる。

ウ　活動範囲及び時期により、やむを得ず、現地での確認が困難な場合には証拠写真、実施報告等により確認に替えることができる。

４　確認業務の委託

財団は、実施状況の確認業務について、次の要件を満たす組織に委託することができるものとする。

（１）実施状況の確認に必要な技術的な能力を有していること。

（２）実施状況の確認を適正に行うための手続、体制等に関する規約その他の規定が定められていること。

（３）確認を行う活動組織の構成員でないこと。

（８－１　中小漁業関連資金融通円滑化事業）

特別準備金の積立て及び取崩しの基準

1　特別準備金の積立て

基金協会は、毎事業年度末において、次により計算される額を特別準備金として積み立てるものとする。

ただし、事業年度12月末における特別準備金の積立額が事業年度12月末保証事故準備必要額を超える場合は、その超える額についても積み立てるものとする。

積立額 ＝　事業年度12月末保証事故準備必要額　－　事業年度１月から３月までの取崩見込額

（注）「事業年度12月末保証事故準備必要額」及び出えんの負担割合は、事業の種類ごとに下表に掲げるとおりとする。

	支援事業	対策事業
事業年度12月末保証事故準備必要額	次のア及びイにより計算される額の合計額(A)に、２／３を乗じて得た額	（A）に、６／９を乗じて得た額
中央会の負担割合	１／３	２／９
都道府県の負担割合	―	２／９
都道府県及び市町村をあわせた負担割合の合計	１／３	―
地元市町村及び漁協等をあわせた負担割合の合計	―	２／９
基金協会以外の者による出えん割合の合計	２／３	２／３

ア　事業年度12月末における本事業に係る保証残高にあっては、保証責任準備金見合額等として、次の（ア）及び（イ）の合計額

（ア）平成20年３月末までに引き受けた保証に係る保証責任準備金見合額にあっては、次のａ及びｂの合計額

ａ　保証残高の６／1,000に相当する額

ｂ　所定期限経過保証残高（金融機関が保証債務の弁済を請求することができる期日（基金協会が業務方法書で定めるところによる。）を経過している保証残高をいう。以下同じ。）がある場合には、当該所定期限経過保証残高の10／100に相当する額

（イ）平成20年４月以降に引き受けた保証にあっては、次のａ及びｂの合計額

ａ　保証責任準備金見合額

保証残高（翌事業年度の12月末までにおいて金融機関に対して返済すべき債務に係る保証債務

の額を除く。）の６／1,000に相当する額

ｂ　債務保証損失引当金見合額

次の（ａ）による被保証者の区分ごとの保証残高に、（ｂ）による当該区分ごとの事故率及び回収不能率を乗じて得た額の合計額。

（ａ）事業年度12月末における本事業の保証残高を被保証者の被保証債務の履行状況その他の状況に応じて被保証者ごとに区分する。

（ｂ）合理的な基準により算出された当該区分ごとの前年度末の事故率及び回収不能率

イ　事業年度12月末における本事業に係る求償権残高（保証保険資金等緊急支援事業実施要綱（平成23年５月２日付け23水漁第327号農林水産事務次官依命通知。以下「支援事業実施要綱」という。）第２に規定する代位弁済（平成23年度第１次補正予算成立日（平成23年５月２日）から平成25年３月31日までに行われたものに限る。）により生じた求償権（以下「特定求償権」という。）の額を除く。以下同じ。）にあっては、求償権償却引当金見合額として次の（ア）及び（イ）の合計額

（ア）平成20年３月末までに引き受けた保証

次のａからｃまでの合計額（ただし、その合計額が求償債務者ごとの求償権（特定求償権を除く。）の取立不能の見込み額の合計額を超える場合は当該超過額を控除して得た額）とする。

ａ　前事業年度１月から今事業年度12月までに行った代位弁済に係る求償権残高の額の33／100に相当する額

ｂ　前々事業年度１月から前事業年度12月までに行った代位弁済に係る求償権残高の額の67／100に相当する額

ｃ　前々事業年度12月以前に行った代位弁済に係る求償権残高の額に相当する額

（イ）平成20年４月以降に引き受けた保証にあっては、求償債務者ごとの求償権（特定求償権を除く。）の取立不能の見込み額の合計額

２　特別準備金の取崩し

（１）特別準備金は、次のいずれかの経費に充てる場合に限り、取り崩すことができるものとする。

ア　支援事業及び対策事業における求償権の償却に要する経費については、その２／３に相当する額

イ　求償権の回収に当たり、求償債務者が負担すべき経費であって、求償債務者から支払を受けることができないものの支払に要する経費の２／３に相当する額（求償権の回収金の信用基金に対する納付に際し、納付すべき額から控除された費用を除く。）

ウ　水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の８－１の（６）のア又はイに基づき、特別準備金の残額を返還するために要する経費

（２）特定求償権の償却が行われた場合には、（１）の規定にかかわらず、当該特定求償権に係る（１）のア及びイの額の合計額が当該特定求償権に係る支援事業実施要綱第３の⑤の額（以下「特定出えん額」という。）を超えるときは、当該特定求償権について（１）のア及びイの額として特別準備金から取り崩すことができる額は、特定出えん額を限度とする。

（８－２　漁協経営改善推進事業）

特別準備金の積立て及び取崩しの基準

1　特別準備金の積立て

基金協会は、毎事業年度末において、次により計算される額を特別準備金として積み立てるものとする。

ただし、事業年度12月末における特別準備金の積立額が事業年度12月末保証事故準備必要額を超える場合は、その超える額についても積み立てるものとする。

積立額 ＝　事業年度12月末保証事故準備必要額　－　事業年度１月から３月までの取崩見込額

（注）「事業年度12月末保証事故準備必要額」及び出えんの負担割合は、下表に掲げるとおりとする。

	求償権償却経費助成事業
事業年度12月末保証事故準備必要額	次のア及びイにより計算される額の合計額に、２／３を乗じて得た額
事業実施主体の負担割合	２／３

ア　事業年度12月末における本事業に係る保証残高にあっては、保証責任準備金見合額等として、次のａ及びｂの合計額

ａ　保証責任準備金見合額

保証残高（翌事業年度の12月末までにおいて金融機関に対して返済すべき債務に係る保証債務の額を除く。）の６／1,000に相当する額

ｂ　債務保証損失引当金見合額

次の（ａ）による被保証者の区分ごとの保証残高に、（ｂ）による当該区分ごとの事故率及び回収不能率を乗じて得た額の合計額。

（ａ）事業年度12月末における本事業の保証残高を被保証者の被保証債務の履行状況その他の状況に応じて被保証者ごとに区分する。

（ｂ）合理的な基準により算出された当該区分ごとの前年度末の事故率及び回収不能率

イ　事業年度12月末における本事業に係る求償権残高（保証保険資金等緊急支援事業実施要綱（平成23年５月２日付け23水漁第327号農林水産事務次官依命通知。以下「支援事業実施要綱」という。）第２に規定する代位弁済（平成23年度第１次補正予算成立日（平成23年５月２日）から平成25年３月31日までに行われたものに限る。）により生じた求償権（以下「特定求償権」という。）の額を除く。以下同じ。）にあっては、求償権償却引当金見合額として、求償債務者ごとの求償権（特定求償権を除く。）の取立不能の見込み額の合計額

2　特別準備金の取崩し

（１）特別準備金は、次のいずれかの経費に充てる場合に限り、取り崩すことができるものとする。

ア　求償権償却経費助成事業における求償権の償却に要する経費については、その２／３に相当する額

イ　求償権の回収に当たり、求償債務者が負担すべき経費であって、求償債務者から支払を受けることができないものの支払に要する経費の２／３に相当する額（求償権の回収金の信用基金に対する納付に際し、納付すべき額から控除された費用を除く。）

ウ　水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の８－２の（７）のウの（ア）又は（イ）に基づき、特別準備金の残額及び不要額を返還するために要する経費

（２）特定求償権の償却が行われた場合には、（１）の規定にかかわらず、当該特定求償権に係る（１）のア及びイの額の合計額が当該特定求償権に係る支援事業実施要綱第３の⑤の額（以下「特定出えん額」という。）を超えるときは、当該特定求償権について（１）のア及びイの額として特別準備金から取り崩すことができる額は、特定出えん額を限度とする。

（８－３　漁業運転資金融通円滑化対策事業）

特別準備金の積立て及び取崩しの基準

1　特別準備金の積立て

基金協会は、毎事業年度末において、次により計算される額を特別準備金として積み立てるものとする。

ただし、事業年度12月末における特別準備金の積立額が事業年度12月末保証事故準備必要額を超える場合は、その超える額についても積み立てるものとする。

積立額 ＝　事業年度12月末保証事故準備必要額
＋　事業年度１月から３月までの償却求償権（保証保険資金等緊急支援事業実施要綱（平成23年５月２日付け23水漁第327号農林水産事務次官依命通知。）第２に規定する代位弁済（平成23年度第１次補正予算成立日（平成23年５月２日）から平成25年３月31日までに行われたものに限る。）により生じた求償権（以下「特定求償権」という。）を除く。）の回収見込額（基金協会の取得分に限る。）に２／３を乗じて得た額
－　事業年度１月から３月までの取崩見込額

（注）「事業年度12月末保証事故準備必要額」とは、事業年度12月末の求償権残高（信用基金から支払を受けた保険金及び支払を受けることが予定されている保険金の額並びに特定求償権の額を除く。以下同じ。）について、次の（１）及び（２）により計算される額の合計額に２／３を乗じて得た額をいう。

（１）平成20年３月末までに引き受けた保証

次のアからウまでの合計額（ただし、当該合計額が求償債務者ごとの求償権（特定求償権を除く。）の取立不能の見込み額の合計額を超える場合は当該超過額を控除して得た額）とする。

ア　前事業年度１月から今事業年度12月までに行った代位弁済に係る求償権残高の額の33/100に相当する額

イ　前々年事業年度１月から前事業年度12月までに行った代位弁済に係る求償権残高の額の67/100に相当する額

ウ　前々事業年度の12月以前に行った代位弁済に係る求償権残高の額に相当する額

（２）平成20年４月から平成22年３月までに引き受けた保証にあっては、求償債務者ごとの求償権（特定求償権を除く。）の取立不能の見込み額の合計額

2　特別準備金の取崩し

特別準備金は、次のア又はイの経費に充てる場合において、その経費に２／３を乗じて得た額に限り取り崩すことができるものとする。

ア　求償権（特定求償権を除く。）の償却に要する費用

イ　求償権（特定求償権を除く。）の回収に当たり、求償債務者が負担すべき費用であって、求償債務者から支払を受けることができないものの支払に要する経費（ただし、当該求償権の回収金の信用基金に対する納付に際し、当該納付すべき額から控除された費用を除く。）

（９－１　水産業競争力強化緊急事業）

別紙１

補助対象経費

１　浜の活力再生広域プラン策定支援

２　漁船漁業構造改革広域プラン策定支援

費目	細目	内容	注意点
設備備品費		事業を実施するために必要な設備（機械・装置）・物品等の購入、据付等に要する経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	○取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則３社以上、該当する設備備品を１社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ○耐用年数が経過するまでは、協議会による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。
需用費	会場借料	事業を実施するために必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために必要な郵便代、運送代の経費	○切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために必要な事務機器等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために必要な図書、参考文献の経費	
	消耗品費	事業を実施するために必要な消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に要する経費	○消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために必要な実施主体が行う情報収	

		集、各種調査、会議への出席、打合せ等の実施に必要な経費	
	先進地視察旅費	事業を実施するために必要な実施主体が行う先進地における情報収集、情報分析等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、情報収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	○謝金の単価は、当該民間団体等の内部規程によるものとするが、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要がある。 ○なお、事業代表者、当該民間団体等の構成員及び事業を実施する協議会が雇用した者（以下「事業支援者」という。）等の事業に参画する者に対しては、謝金は支払うことはできない。 ○謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
委託費		本事業の補助目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を第三者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	○委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ○委託費の額は、原則として、補助対象経費の50%未満とすること。 ○なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託することはできないので、委託内容については十分検討する必要がある。 ○民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	○印紙は物品受払簿で管理すること。

3　広域浜プラン実証調査

費目	細目	内容	注意点
設備備品費		事業を実施するために必要な設備（機械・装置）・物品等の購入、据付等に要する経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	○取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則３社以上、該当する設備備品を１社しか扱っていない場合は除く。）やカタログ等を添付すること。 ○耐用年数が経過するまでは、協議会による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。
需用費	会場借料	事業を実施するために必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために必要な郵便代及び運送代の経費	○切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために必要な事務機器等の借上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために必要な図書及び参考文献の経費	
	消耗品費	事業を実施するために必要な消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に要する経費	○消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために必要な実施主体が行う情報収集、各種調査、会議への出席、打合せ等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、情報収集等	○謝金の単価は、当該民間団体等の内部規程によるものとするが、業務の内容に応じた常識の範囲を

		について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要がある。 ○なお、事業代表者、当該民間団体等の構成員及び事業を実施する協議会が雇用した者（以下「事業支援者」という。）等の事業に参画する者に対しては、謝金は支払うことはできない。 ○謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
賃金		事業を実施するために追加的に必要となる業務（調査、事務補助等）について、事業支援者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給及び法定福利費）	○賃金の単価については、定められた単価はないが、当該民間団体等の賃金支給規則や国の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する必要がある。 ○当該民間団体等の賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）については、補助対象外とする。
委託費		本事業の補助目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を第三者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	○委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ○委託費の額は、原則として、補助対象経費の50%未満とすること。 ○なお、事業そのもの又は事業の根幹を成す業務を委託することはできないので、委託内容については十分検討する必要がある。 ○民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために必	○印紙は物品受払簿で管理するこ

		要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	と。

別紙２

対象施設の名称	助成率 (沖縄県は2/3以内) (※：離島は5.5/10以内)	実施要件	主な内容	B／C要件
養殖用種苗生産施設	1/2以内	―	養殖用の魚介類等をふ化、育成する施設	1以上
養殖施設再配置	1/2以内	・持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づくこと。 交付対象は繋留資材に限る。	持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づく養殖施設の再配置のための繋留資材	1以上
漁獲物運搬施設	1/2以内※	・年間水揚量が5,000ｔ未満の地域又は水産物流通機能高度化対策事業基本計画が策定された地域であって離島等の条件不利地域を対象とするものであること。	漁獲物運搬船（離島等の条件不利地域に限定）	1以上
荷さばき施設	1/2以内※	市場機能を有する場合は、「産地市場再編整備計画」及び「漁港における衛生管理基準について」に基づくものに限る。	水産物の集出荷作業場（水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等）	1以上
省エネルギー型施設機能整備	1/2以内※	・施設稼働にかかるエネルギーの消費量又はそのコストを１割以上削減すること。 ・当該施設の利用状況が適切であること。	エネルギー消費量を削減するための施設の改築	1以上
燃油流通効率化施設整備	1/2以内※	・都道府県域、ブロック別又は漁協系統全体における「燃油流通効率化計画」を策定し、同計画に基づくこと。 ・同計画に、燃油購買に係る事業コスト（物流費、管理費、人件費、修繕費等）の２割以上削減、燃油販売価格の引き下げ効果の予測が盛り込まれていること。	燃油効率化計画に基づく燃油施設等の建設及び増設	1以上
大型ノリ自動乾燥機及び 設置に必要な上屋	1/2以内※	・原則として規模が10連以上のものに限るものとする。	大型ノリ自動乾燥機及び大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋	1以上
漁場底質改善	1/2以内	・事業効果の把握のため、必要	漁場の底質等の改善を目的	1以上

		な情報の収集体制が整っていること。 ・５年後に生産量１割増加を目指すものに限る。	として、堅くなった底質を耕すこと（耕うん）、底質を整えること（整地）、堆積物や雑海藻等の除去（しゅんせつ及び有害生物等の除去）	
つきいそ	1/2以内	・漁獲規制を含む漁場管理規程を定めること。 ・事業効果の把握のため、必要な情報の収集体制を整えること。 ・５年後に生産量1割増加を目指すものに限る。	定着性の水産動植物又は広域性回遊を伴わない魚種の増産を図るための漁場の造成を目的として行われる自然石の投入等	1以上
放流用種苗生産施設	1/2以内	―	放流用の魚介類等をふ化、育成する施設	1以上
さけ・ます種苗生産等施設	1/2以内	・サケの放流尾数の都道府県内合計が過去３年連続して２百万尾以上であること。 ・都道府県内のサケ沿岸来遊尾数（沿岸漁獲数と河川漁獲数との合計）が過去３年連続して１万尾以上であること。	さけ・ますの種苗生産、中間育成、放流、そ上等に係る以下の施設 １．産卵のため河川に遡上してきたさけ・ます親魚を捕獲するための施設、捕獲した親魚のうち成熟していない親魚を成熟するまで管理するための施設、採卵するための施設（魚止め施設、河床整備、護岸、魚止め装置保管庫、蓄養池、採卵室を含む。） ２．さけ・ますの受精卵及びふ化した仔魚を管理するための施設（検卵室、ふ化槽、ふ上槽及び養魚池壁面整備を含む。） ３.さけ・ます稚魚を飼育、管理するための施設（管理室、倉庫、上屋施設及び飼育池壁面整備を含む。） ４．種苗生産施設や中間育成施設等の給排水を行うための施設（導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む。） ５．給餌や飼育池の清掃を	１とみなす

			自動で行うための施設（水流式、ブラシ式等） ６．稚魚の飼育により生じる糞等を処理するための排水処理施設及び残滓処理施設（沈殿池、排水処理施設及び残滓処理施設を含む。） ７．稚魚をいけす等に入れて海中で飼育するための施設（網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。） ８．魚道の延長、導流堤等の魚道機能障害を回復するための施設（魚道の延長、導流堤等） ９．取水堰堤等の河川を横断している構造物に設ける遡河性魚類等が上流へ遡るための通り道	
種苗中間育成施設	1/2以内	内水面漁業に係るものに限る。	種苗生産施設等で生産された種苗を放流等に適したサイズまで育成するための施設	1以上
病害汚染防止施設	1/2以内	内水面漁業に係るものに限る。	薬浴、洗浄等により魚病の伝染を防止するための施設	1以上
加工処理施設	1/2以内※	・漁獲物の簡易な加工処理施設に限る。	水産物の加工処理施設	１以上
自然エネルギー利用施設	1/2以内※	・漁港施設及び共同利用施設並びに漁業集落環境施設へ太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等により発電したエネルギーを供給するために必要な発電施設及びそれに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。ただし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第６条の再生可能エネルギー発電設備の対象となる場合を除く。	太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等の自然エネルギーを利用する発電施設であり、漁業地域の省エネルギー化や温暖化対策、循環型社会の構築等に資する施設及びそれに附属する設備	１以上
海業支援施設	1/2以内※	・漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興	漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業	１以上

		を中心とした地域の活性化を図ることを目的として、加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。 ・ただし、加工作業所、地域水産物普及施設については、当該施設の全取扱量のうち３分の２以上が地域水産物であることとする。	の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的とした加工作業所、地域水産物普及施設（加工品や郷土料理の展示及び販売提供等）、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設	
作業保管施設	1/2以内※	・保管施設については、水産物の出荷前の一次処理施設を伴う場合に限る。	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設	1以上
海水処理施設	1/2以内※	―	漁業生産関連作業、水産物の流通を目的に使用する海水の殺菌処理等の施設	1以上
船舶離発着施設	1/2以内※	・原則として漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・離島航路、定期船等の離発着に必要な待合所（休憩所、便所等）、浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備で当該施設を構成するのに必要なものとする。	離島における水産物出荷・島外流通に必要な、フェリー・定期便等の就航・係留のための浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備（離島に限る。）	1以上
岸壁等の軽労化施設	1/2以内	・原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なもの	浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備（固定式の施設に限る。）	1以上

		とする。		
洗浄施設	1/2以内※	・原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内とする。ただし、漁港の区域外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。 ・漁具、漁箱等を洗浄するために必要なものとする。	漁具、漁箱等を洗浄するために必要なもの（鮮度保持容器の洗浄施設等）	1以上
密漁等監視施設	1/2以内	・密漁被害があること。 ・施設の適切な運用に足る人員が確保されていること。 ・地方公共団体が保有する監視船は助成対象外とする。	漁場監視レーダー、監視カメラ装置、鉄塔、監視所等により構成される施設や漁場監視船	１とみなす
燃油補給施設	1/2以内※	―	燃油補給施設(固定式のもの)	１以上
深層水等利活用施設	1/2以内※	・原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落とする。ただし、漁港の区域外の海域や漁港の背後集落外において整備することが適当であると認められるものについてはこの限りではない。また、港湾法（昭和２５年法律第２１８号）に基づく港湾で行う場合には漁業活動が行われている地域であり当該事業が水産業の振興に資すると認められる場合に限る。 ・深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備で、当該施設を構成するのに必要なものとする。なお、配水管は共同利用施設へ配水するための幹線及び主要な支線とし、個別給水管を含まないものとする。また、所要の清浄を確保するのが困難な場合は、滅菌処理等の施設を整備することができる。 ・また、深層水等を利活用した製氷施設及び水産物加工施設並びにこれらに附属する設備で当	深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備	１以上

		該施設を構成するのに必要なものをあわせて整備することができる。		
鮮度保持施設	1/2以内※	・国産水産物を３分の２以上扱う施設に限る。	水産物を対象とした製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設	1以上
水産廃棄物等処理施設	1/2以内※	―	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設	１とみなす
養殖場環境管理施設	1/2以内	・養殖場の環境管理のために設置するものに限る	海況観測装置（海上ブイ）、送受信装置等により構成される施設	１とみなす
その他、浜の活力再生広域プランで必要となる施設	1/2以内※	・所得の向上に関連する施設に限る	機器、車、船、宿泊施設を除く。	１以上
上記の附帯施設	本体施設に同じ	―	本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するもの。	―

別記参考様式第１号（第２第１項関係）

平成　　年度○○○○○○○○事業実施計画書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
氏　　名　　印

平成　年度における○○○○○○○○事業については、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第３の１の規定に基づき、提出する。

記

区分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		国庫補助金	自己負担金	
	円	円	円	
合計	円	円	円	

第１　事業の目的

第２　事業の内容

（注）備考欄には、積算基礎を入れること。

別記参考様式第２号（第２第１項関係）

平成　　年度○○○○○○○○事業実施変更計画書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
氏　　名　　印

平成　　年度における○○○○○○○○事業については、下記のとおり事業実施変更計画書を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知）第３の２の規定に基づき、提出する。

記

第１　変更の目的

第２　変更の内容
（事業実施計画書に準じて作成し、変更前を上段括弧書きに変更後を下段に記載すること）

別記参考様式第３－１号（第２第３項関係）

平成　　年度○○○○○○○○事業に係る特許権等の放棄の協議

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体名
及び代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定通知があった標記の補助事業に関して、特許権等を放棄したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第２の３の（１）の規定に基づき、下記のとおり協議する。

記

１　開発課題
２　特許権等の種類及び番号
３　出願又は取得年月日
４　特許権等の概要
５　放棄の理由

別記参考様式第３－２号（第２第３項関係）

平成　　年度○○○事業に係る特許権等の譲渡（又は放棄）報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体名
及び代表者氏名　　印

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定通知があった標記の補助事業で取得した特許権等を譲渡（又は放棄）したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第２の３の（２）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　開発課題
２　特許権等の種類及び番号
３　出願又は取得年月日
４　特許権等の概要
５　相手先及び条件（譲渡の場合）
６　放棄の理由（放棄の場合）

（１－１－（１）　漁船等環境保全・安全推進技術開発事業のうち水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業）

別記様式

平成　年度水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業評価結果報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体名
及び代表者氏名　　印

平成　　年度において、水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業の○○評価について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－１－（１）の（１）のアの規定に基づき、下記のとおり評価報告書を提出する。

記

１　事業名

２　項目ごとの○○評価

項　　目	評　価　及　び　所　見	
	評価	所　　見

（評価の区分ごとに作成する。また、評価項目を総合的に勘案し、ＡＢＣＤの４段階で評価を行う。なお、総合評価の評価基準については、別表のとおり。３において同じ。）

３　全体の総合的な○○評価

総合的評価	所　　見

４　○○評価における評価基準

Ａ：
Ｂ：
Ｃ：
Ｄ：
（別表の評価基準を記入する。）

別表

区　　分	評　価　項　目
事前評価	Ａ：課題は是非実施すべきである Ｂ：課題は実施した方がよい Ｃ：課題は実施しない方がよい Ｄ：課題は実施すべきでない
事後評価	Ａ：課題の成果は、目標を十分達成した Ｂ：課題の成果は、ほぼ目標を達成した Ｃ：課題の成果は、目標を達成できなかった Ｄ：課題の成果は、大きく目標を下回った

（１－２　担い手代船取得支援リース事業）

別記様式第１号

リース助成事業実績報告書

年　月　日

水産庁長官　殿

一般社団法人大日本水産会
会　　長　　印

平成○○年度において、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－２の（１）のアの（オ）の規定に基づき、報告する。

記

１　リース基金

（１）基金造成・残高　　単位：円

	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度			39 年度	40 年度
基金造成費補助金									
運用益									
前期繰越額									
収入合計									
助成金交付額									
資金融通円滑化交付金※									
漁業経営改善緊急対策資金利子助成金									
漁業経営改善緊急対策資金漁業信用基金協会交付金									
農林漁業セーフティネット資金利子助成金									

基金運用管理事務費									
当期収支差額									

※：（１）のウの（イ）の交付金

（２）リース助成金交付計画

①本年度から新たに助成金を交付したもの

リース事業者・契約年月日	借受者	漁業種類	船名	新船・中古船の別、トン数	取得価格（残存価格）（円）	基金協会交付金対象協会名（契約年月日（交付額）	基金協会交付金対象融資機関（融資額）	リース料助成				
								開始年月	期間（年）	月額（円）	来年度から終了までの必要額(円)	本年度交付額（円）
					合計	(ホ)				合計	(ア)	(イ)

②過年度に助成金交付を開始したもので本年度に助成金を交付したもの

リース事業者・契約年月日	借受者	漁業種類	船名	新船・中古船の別、トン数	取得価格（残存価格）（円）	基金協会交付金対象協会名（契約年月日（交付額）	基金協会交付金対象融資機関（融資額）	リース料助成				
								開始年月	期間（年）	月額（円）	来年度から終了までの必要額(円)	本年度交付額（円）
					合計					合計	(ウ)	(エ)

③過年度に助成金交付が終了したもの

リース事業者・契約年月日	借受者	漁業種類	船名	新船・中古船の別、トン数	取得価格（残存価格）（円）	基金協会交付金対象協会名（契約年月	基金協会交付金対象融資機関（融資額）	リース料助成				リース契約上のリース料総額（円）
								開始年月	期間（年）	月額（円）	総額（円）	

						日）（交付額）						
					合計					合計		

④過年度に漁業経営改善緊急対策資金利子助成金の交付を開始したもので本年度に助成金を交付したもの

都道府県名	融資金額（円）	利子助成率（年%）	利子助成額（円）		漁業経営改善緊急対策資金利子助成金の来年度から終了までの必要額（円）		漁業経営改善緊急対策資金利子助成金の本年度交付額（円）
合計				合計	(オ)	合計	(カ)

（注）同一都道府県であっても利子助成率が異なる場合にあっては、助成率ごとに分けて記入すること。

⑤過年度に農林漁業セーフティネット資金利子助成金の交付を開始したもので本年度に助成金を交付したもの

借受者	融資金額（円）	利子助成率（年%）	利子助成額（円）		農林漁業セーフティネット資金利子助成金の来年度から終了までの必要額（円）		農林漁業セーフティネット資金利子助成金の本年度交付額（円）
合計				合計	(キ)	合計	(ク)

（注）利子助成率が異なる場合にあっては、助成率ごとに分けて記入すること。

（３）助成金交付・必要額

① 既実施分の来年度以降の助成必要額合計

(ア) 円 ＋ (ウ) 円 ＋ (オ) 円 ＋ (キ) 円 ＝ 円

② 本年度の助成交付額

(イ) 円 ＋ (エ) 円 ＋ (カ) 円 ＋ (ク) 円 ＋ (ケ) 円 ＝ 円

（４）リース基金運用管理事務費

区　　分	金　　額	備　　考
合　　計	円	

（注）添付書類については、当該事業の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

別記様式第２号

リース料助成申請書

年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
名称及び代表者の氏名　　印

下記のとおり漁船リース事業を実施したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－２の（１）のイの（オ）のａの（ａ）の規定に基づき、助成を申請する。

記

（新船建造の場合）

１　借受対象者名・所属
２　船名
３　漁業種類（該当箇所に○を付す）　：　遠洋まぐろ漁業　　沖合底びき網漁業
　　近海まぐろ漁業　　いか釣り漁業
　　その他（　　）
４　総トン数
５　建造価格
６　リース料予定月額
７　リース開始予定年月・リース期間
８　竣工予定年月
９　造船所の名称及び所在地
10　漁船輸出検査用改造工事費及び付帯経費の総額
（注）遠洋漁船における価格補完対象漁船（水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－２の（１）のイの（エ）のｃ）の場合

（中古船購入の場合）

１　借受対象者名・所属
２　船名
３　漁業種類（該当箇所に○を付す）　：　遠洋まぐろ漁業　　沖合底びき網漁業

近海まぐろ漁業　　いか釣り漁業
その他（　　）

4　総トン数
5　購入価格
6　リース料予定月額
7　リース開始予定年月・リース期間
8　漁船登録番号・進水年月
9　造船所の名称及び所在地

＜必要添付書類：資料が重複する場合は適宜その旨記載上で省略して差し支えない。＞
①漁船建造仕様書の写し
②造船請負契約書の写し（中古船の場合は売買契約書の写し）
③漁船原簿の謄本（中古船の場合のみ）
④借受対象者が資格要件を満たしていることを示す書類
⑤遠洋漁船における価格補完対象漁船（水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－２の（１）のイの（エ）のｃ）場合においては、別記様式第２号（別紙補完）を添付
⑥その他参考となる書類

別記様式第２号（別紙補完）

漁船輸出検査用改造工事費及び付帯経費

○○年○○月○○日

リース事業実施者	
借受対象者名・所属	（借受対象者名） （所　　属）
船　　名	丸
総トン数（国際トン数）	トン（　　トン）
建造価格	円
漁船輸出検査用改造工事費及び付帯経費の総額　　○○○，○○○，○○○円 （※見積書添付） 【　内　訳　】	
費	円
費	円
費	円

費	円
費	円
計	円

別記様式第３号の１

番　　号
年　月　日

一般社団法人大日本水産会
会　　長　〇〇〇〇〇〇 殿

水　産　庁　長　官

リース料助成の決定について

別添のとおり、〇〇から平成〇年〇月〇日付けをもって提出のあったリース料助成の申請については、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－２の（１）のイの（オ）のｃの規定に基づき、当該リース料に対する助成を行うこととしたので通知する。

※リース料助成申請書の写しを添付

別記様式第３号の２（リース事業者向け）

番　　号
年　月　日

〇〇〇〇〇〇　殿

水　産　庁　長　官

リース料助成の決定について

貴〇から平成〇年〇月〇日付けをもって提出のあったリース料助成申請書については、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－２の（１）のイの（オ）のｃの規定に基づき、助成を行うこととしたので通知する。

なお、同封の借受者あての通知書は、貴〇から該当者に交付願いたい。

別記様式第３号の３（借受者向け）

番　　号
年　月　日

○○○○○○　殿

水　産　庁　長　官

リース料助成の決定について

○○○からリース契約により貴○が借り受ける下記漁船に係るリース料に対して、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－２の（１）のイの（オ）のｃの規定に基づき、助成を行うこととしたので通知する。

記

リース漁船名：

別記様式第４号の１

番　　号
年　月　日

一般社団法人大日本水産会
会　　長　○○○○○○ 殿

水　産　庁　長　官

リース料助成月額の決定について

平成○年○月○日付け第○号をもってリース料助成の決定をした標記の件については、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－２の（１）のイの（オ）のｄの（ｃ）の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知する。

記

1　リース事業者名
2　借受者名
3　リース漁船名
4　漁業種類
5　総トン数
6　取得価格（残存価格）
7　リース開始年月・リース期間
8　リース料月額・総額
9　リース料助成対象月額
10　リース契約月日・長期プライムレート
11　助成係数・助成上限月額
12　リース料助成決定月額・総額
　　平成○年○月○日～平成○年○月○日まで：月額○○○円× 60 か月＝○○○円
　　平成○年○月○日～平成○年○月○日まで：月額○○○円×○○か月＝○○○円
　　総額＝○○○円

別記様式第４号の２（リース事業者向け）

番　　号
年　月　日

○○○○○○ 殿

水　産　庁　長　官

リース料助成月額の決定について

平成○年○月○日付け第○号をもってリース料助成の決定をした標記の件については、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－２の（１）のイの（オ）のｄの（ｃ）の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知する。

なお、同封の借受者あての通知書は、貴○から該当者に交付願いたい。

記

リース料助成決定月額
平成○年○月○日～平成○年○月○日まで：○○○円
平成○年○月○日～平成○年○月○日まで：○○○円

別記様式第４号の３（借受者向け）

番　　号
年　月　日

○○○○○○ 殿

水　産　庁　長　官

リース料助成月額の決定について

平成○年○月○日付け第○号をもってリース料助成の決定をした標記の件については、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－２の（１）のイの（オ）のｄの（ｃ）の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知する。

記

リース料助成決定月額
平成○年○月○日～平成○年○月○日まで：○○○円
平成○年○月○日～平成○年○月○日まで：○○○円

別記様式第５号

リース料助成金交付申請書

年　月　日

一般社団法人大日本水産会
会　　長 ○○○○○○ 殿

住　　所
名称及び代表者の氏名　　印

下記のとおり漁船リース事業を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－２の（１）のイの（オ）の f の規定に基づき、助成金○○○円の交付を申請します。

なお、貴会から同通知に従って指示があった場合には、異議を申し立てません。

記

１　リース漁船名
（１）借受者名
（２）リース開始年月・リース期間
（３）交付申請対象期間
　　○年○月○日から○年○月○日（○か月分）
（４）交付申請額積算
　　リース料助成決定月額：○○○円×○か月＝○○○円
（５）リース料受領状況

２　リース漁船名
（１）借受者名
（２）リース開始年月・リース期間
（３）交付申請対象期間
　　○年○月○日から○年○月○日（○か月分）
（４）交付申請額積算
　　リース料助成決定月額：○○○円×○か月＝○○○円
（５）リース料受領状況

＜指定振込先＞

事務担当者
所　属
氏　名
電　話

別記様式保第１号

担い手代船取得支援リース事業資金融通円滑化交付金交付申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○○（助成団体名）

代表　　○○　○○　　殿
（漁業信用基金中央会経由※）

○○○○漁業信用基金協会
理事長　　○○　○○　　印

本協会は、担い手代船取得支援リース事業のリース漁船調達のための融資について、下記のとおり保証を行うこととしたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－２の（１）のウの（ウ）のａの規定に基づき、金○○○，○○○円の交付金の交付を申請します。

記

１．事業内容

保　証　引　受　額	円
融　資　機　関　名	
交　付　金　額	円

２．振込先
金融機関名：
口　座　名：
口 座 番 号：

※なお、債務保証書の写しを添付すること。
漁業信用基金中央会に委任された場合は、漁業信用基金中央会を経由して提出する。

別記様式保第２号

番　　号
年　月　日

○○○○漁業信用基金協会
理事長　　○○　○○　　殿
（漁業信用基金中央会経由※）

○○○○○○（助成団体名）
代表　○○　○○　　印

担い手代船取得支援リース事業資金融通円滑化交付金の交付確定について

平成○○年○月○○日付けにて提出された担い手代船取得支援リース事業資金融通円滑化交付金交付申請書に基づく交付金については、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－２の（１）のウの（ウ）のｂの規定に基づき、下記のとおり確定したので通知する。

記

１．交付金額　　○○○，○○○円
２．振　込　日　　平成○○年○○月○○日

※漁業信用基金中央会に委任された場合は、漁業信用基金中央会を経由して通知する。

（１－３　漁場機能維持管理事業のうち北方海域出漁者経営安定支援事業）

別記様式第１号

漁場機能維持管理事業のうち北方海域出漁者経営安定支援事業交付申請書

事業実施主体　　殿

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－３の（２）のアの規定に基づき、漁場機能維持管理事業のうち北方海域出漁者経営安定支援事業における補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

枠内の該当するものにレ印を記入、該当箇所に必要な事項を記入してください。

			申請年月日	年　月　日
交付申請者欄	フリガナ			
	氏名又は法人・組織名	印		
	フリガナ			
	代表者氏名（法人・組織のみ）			
	生年月日	年　月　日	設立年月日（法人・組織）	昭和・平成　　年　　月　　日
	住所	（〒　　－　　）		
	電話		ＦＡＸ	
	漁業種類		漁船のトン数	Ｅ－Ｍａｉｌ

注：漁業種類については、「すけとうだら刺し網」、「ほっけ刺し網」、「たこ空釣り」又は「貝殻島昆布」のいずれかを記入。

振込口座	金融機関名	支店名	種目
	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 漁業協同組合　信連	支店	□当座　□別段 □普通　□通知
	口座番号（7 桁に満たない場合、右詰で記入。）	口座名義 カナ	
		漢字	

［担当者記入欄］

代理受領		希望する場合は、「委任状」（別記様式第２号）を提出してください。	金融機関コード	支店コード

□ 希望しない	□ 希望する

個人情報の取扱いの確認について	
別添「個人情報の取扱い」に記載された内容について	
□ 同意する	□ 同意しない

別記様式第１号別添

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、「漁場機能維持管理事業のうち北方海域出漁者経営安定支援事業交付申請書」の「個人情報の取扱いの確認」のいずれかの欄にレ印を必ずご記入ください。

漁場機能維持管理事業のうち北方海域出漁者経営安定支援事業の補助金の交付に係る個人情報の取扱いについて

事業実施主体は、漁場機能維持管理事業のうち北方海域出漁者経営安定支援事業の補助金を交付するために、本事業申請者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号)」及び関係法令に基づき適正に管理し、補助金の交付に係る事務のために利用します。

また、事業実施主体は、本事業の補助金の交付等に当たり、本事業の申請書等に記載された内容を申請者の関係する漁業協同組合、水産庁、北海道、市町村及び海区漁業調整委員会に必要最少限度内において提供等する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本事業の補助金の交付事務手続上、申請書等の訂正が必要になったときでも、事業実施主体が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど手続が簡素化されます。

別記様式第２号

委　任　状

年　月　日

事業実施主体　殿

委任者　住所　　〔法人等にあっては、
氏名　　名称及び代表者氏名〕　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－３の（５）のアの規定に基づき、漁場機能維持管理事業のうち北方海域出漁者経営安定支援事業における補助金の交付に関し、代理人を以下のとおり定め、本事業の補助金の申請及び受領に関する一切の権限を委任します。

記

代理人	住　所	
	氏　名	

（代理人の補助金振込先口座）

金　融 機関名	銀行　信用金庫　信用組合　労働金庫 漁業協同組合　信連								
支店名									
預金種別	普通・当座・通知・別段	口座番号							
フリガナ									
口座名義									

別記様式第３号

対象者の承継等に関する申出書

年　月　日

事業実施主体　殿

対象者氏名　〔法人等にあっては、名称及び代表者氏名〕　印

経営承継者、相続人等の氏名　〔法人等にあっては、名称及び代表者氏名〕　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の１－３の（５）のイの規定に基づき、対象者から漁業経営の承継、相続等により、代わって補助金の交付を受けることとしたので、下記のとおり届け出ます。

記

１　漁業経営の承継等に係る事由の発生日及びその内容

事由発生年月日	年　月　日
内容（該当するものにレ印を記入してください） ☐ 合併　☐ 移譲　☐ 相続　☐法人化 ☐ その他（以下に具体的に事由を記入してください） （　）	

２　漁業経営の承継等に係る内容

	〔旧〕承継等前の経営体	（いずれかにレ印を記入して下さい） 〔新〕　☐　承継等後の経営体

	（対象者）	（経営承継者） □　経営を承継しない 相続人
氏名・組織名称		
代表者氏名		
対策加入者管理コード	A	A
住　　所	電話　　（　　）	電話　　（　　）

3　漁業経営の承継等に係る振込先の変更（新しい振込先を記入）

金融機関名	支店名	種目
銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信連 農林中金	支店	□当座　□別段 □普通　□通知

口座番号 （右詰でご記入下さい）	口座名義	
	漢　字	

（注意事項）

（1）　対策者の死亡等やむを得ない場合を除き、当該対象者は、氏名等を記入するとともに捺印してください。

（2）　経営承継者が複数の場合は、すべての経営体について記入してください。

（3）　漁業経営の承継等があったことを確認できる書類を添付してください。

（２－２　さけ・ます漁業協力事業）

別記様式第１号

平成　　年度日ロ漁業協力資金造成計画書

平成　　年　　月　　日

水産庁長官　殿

太平洋小型さけ・ます漁業協会
会長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の２－２の（４）のアの（ア）の規定に基づき、下記のとおり日ロ漁業協力資金造成計画書を作成しましたので、承認されたく申請します。

記

１　総括表

区　　分	資金造成金額（A）	助成金額（B）	拠出金額（C）	備　　考
金　　額	円	円	円	
資金造成額に対する割合		（B）／（A）×１００ ＝　　％	（C）／（A）×１００ ＝　　％	

２　資金造成時期

・資金造成完了予定日　　平成　　年　　月　　日

・民間団体からの拠出金
　受領完了（予定）日　　平成　　年　　月　　日

３　拠出団体別の受領計画

拠出（予定）団体	拠出（予定）金額	受領（予定）日
1	円	
2	円	
計	円	

４　資金の管理方法

５　資金の支出対象となる機械及び設備

機械及び設備の名称	用　　途	経　　費	経費の内訳

1		円	
2		円	
計		円	

（注）経費の内訳については、主たる経費項目とその金額及び設置場所について記入する。

別記様式第２号

平成　　年度日ロ漁業協力事業実施計画書

平成　　年　　月　　日

水産庁長官　殿

太平洋小型さけ・ます漁業協会
会長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の２－２の（４）のアの（イ）の規定に基づき、下記のとおり日ロ漁業協力事業実施計画書を作成しましたので、承認されたく申請します。

記

１　背景及び経緯

２　目的及び効果

３　機械及び設備の内容等

機械及び設備の名称	用途及び設置場所	提供の方法	提供の時期	備　　考
1				
2				

４　機械及び設備の概算金額

機械及び設備の名称	経　費	積算根拠
1	円	
2	円	
計	円	

５　事業の完了予定年月日　　平成　　年　　月　　日

別記様式第３号

平成　　年度日ロ漁業協力資金造成完了報告書

平成　　年　　月　　日

水産庁長官　殿

太平洋小型さけ・ます漁業協会
会長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の２－２の（６）のアの規定に基づき、下記のとおり日ロ漁業協力資金の造成が完了したことを報告します。

記

１　総括表

区　　分	資金造成金額（A）	助成金額（B）	拠出金額（C）	備　　考
金　　額	円	円	円	
資金造成額に対する割合		（B）／（A）×１００ ＝　　％	（C）／（A）×１００ ＝　　％	

２　資金造成完了日　　平成　　年　　月　　日

３　添付書類

・本資金に係る金融機関の残高証明書及び出入金明細書

別記様式第４号

平成　　年度日ロ漁業協力資金運用状況報告書

平成　　年　　月　　日

水産庁長官　殿

太平洋小型さけ・ます漁業協会
会長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の２－２の（６）のアの規定に基づき、下記のとおり平成　　年　　月　　日現在の日ロ漁業協力資金の運用状況を報告します。

記

１　総括表

区　分	資金造成金額（造成完了年月日） （A）	平成　年　月　日までの運用益 （B）	平成　年　月　日までの資金からの支出総額 （C）	平成　年　月　日までの資金からの事務費 （D）	備考
金　額	円	円	円	円	
進捗率			（C）／（A）×１００ ＝　　％		

２　資金からの経費支出に係る機械及び設備

機械及び設備の名称	用　途	経　費	備　考
1		円	
2		円	
計		円	

３　添付書類

（１）本資金に係る金融機関の残高証明書及び出入金明細書

（２）１の表の事務費支出明細

（３）２の表の経費の支払を証する書類

別記様式第５号

平成　　年度日ロ漁業協力資金清算報告書

平成　　年　　月　　日

水産庁長官　殿

太平洋小型さけ・ます漁業協会
会長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の２－２の（６）のアの規定に基づき、平成　　年　　月　　日をもって日ロ漁業協力資金の清算を行ったことに伴い、下記のとおり報告します（なお、併せて、同通知第２－２の（５）のイの規定により、　　円を返還します。）。

記

１　総括表

区　分	資金造成金額（造成完了年月日） （A）	運用益 （B）	資金からの支出総額 （C）	事　務　費 （D）	返　還　額 [{（A）－（C）}＋（B）]×{日ロ漁業協力資金の造成に要する経費の額／（A）}＋{日ロ漁業協力事業の実施に必要な経費の額－（D）}

金　額	円	円	円	円	

２　資金からの経費支出に係る機械及び設備

機械及び設備の名称	用　途	経　費	備　考
1		円	
2		円	
計		円	

３　添付書類

（１）本資金に係る金融機関の残高証明書及び出入金明細書

（２）１の表の事務費支出明細

（３）２の表の経費の支払を証する書類

別記様式第６号

平成　　年度日ロ漁業協力事業実施状況報告書

平成　　年　　月　　日

水産庁長官　殿

太平洋小型さけ・ます漁業協会
会長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の２－２の（６）のアの規定に基づき、下記のとおり平成　　年　　月　　日現在の日ロ漁業協力事業の実施状況を報告します。

記

（注）記の記載要領は、別記様式第２号の記の様式に準ずること。ただし、同様式の記の１、２及び５については記載する必要はない。

別記様式第７号

平成　　年度日ロ漁業協力事業完了報告書

平成　　年　　月　　日

水産庁長官　殿

太平洋小型さけ・ます漁業協会
会長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３

の２－２の（６）のアの規定に基づき、下記のとおり日ロ漁業協力事業が完了したことを報告します。

記

（注）１　記の記載要領は、別記様式第２号の記の様式に準ずること。ただし、同様式の記の１及び２については記載する必要はないものとし、５については「事業の完了日」とする。

２　添付書類　機械及び設備をロシア連邦に提供したことを証する書類

（２－４　日本沿岸域鯨類調査事業）

別記様式

事業収支報告書

年　月　日

水産庁長官　殿

住所
事業実施者名
代表者氏名　　印

日本沿岸域鯨類調査事業実施に伴う収支について、下記のとおり報告する。

※売上高が補助事業に要した経費を超えて、収益が発生した場合は、下記文書を加えること。

なお、平成　年度日本沿岸域鯨類調査事業に伴う漁獲物の販売処理が完了し、収益納付が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領（平成 10 年４月８日付け 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知）第７の規定に基づき、金○○○円を納付する。

記

項目	当該調査によって得られた売上高（A）	販売経費（B）	（A）－（B）
金額			
内訳			

項目	補助事業に要した 経費（C）	本事業に係る 国庫補助金（D）	本事業に係る 自己負担額 （C）－（D）
金額			

項目	収益額（E）	算式
金額		$E=\{(A-B)-(C-D)\}\times\frac{D}{C}$

（注）次の書類を添付すること

１　売上高内訳を示す書類の写し

２　販売経費内訳の支払を示す書類の写し

（３－２　国際資源評価等推進事業）

別記様式

平成　　年度国際資源評価等推進事業に伴う収益納付について

番　　号
年　月　日

水産庁長官　　氏　　名　　殿

所　在　地
国際資源評価等推進事業(補助)共同研究機関
代表機関名
役職　　氏　　名　　印

平成　年度国際資源評価等推進事業に伴う漁獲物の販売処理が完了し、収益納付が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－２の（２）の規定に基づき、報告する。

記

収益の納付額　　金　　円

収益の納付額算出基礎

Ei=｛(Ai-Bi)－（Ci －D)｝×D／Ci
Ai:当該調査により得られた売上高（消費税相当額を除く）
Bi:販売経費（消費税相当額を除く）
Ci:補助事業に要した経費
D :本事業にかかわる国庫補助金
Ei:納付すべき収益額

添付書類

１．漁獲物売払い明細書
２．経費明細書
３．市場仕切り書、その他経費支払い請求書及び領収書

（３－４　漁場機能維持管理事業のうち韓国・中国等外国漁船操業対策事業のうち
韓国・中国等外国漁船総合対策基金事業）

別記様式第１号

平成　　年度海底清掃事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり海底清掃事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のアの（ア）のｄの（ａ）のⅱの規定に基づき、協議する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

事業実施者名	実施する事業の内容	主な対象海域

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備　　考
		事業実施主体助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合　　計				

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第２号

平成　　年度海底清掃事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のアの（ア）のｅの（ｂ）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

事業実施者名	実施した事業の内容	主な対象海域

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	負担区分		備　　考
		事業実施主体助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合　　計				

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第３号

平成　　年度民間漁業者交流支援事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり民間漁業者交流支援事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のアの（イ）のｄの（ｂ）の規定に基づき、協議する。

記

1　事業の概要

2　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備　　考
		事業実施主体助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合　　計				

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第４号

平成　　年度民間漁業者交流支援事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のアの（イ）のｅの（ｂ）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1　事業の概要

2　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	負担区分		備　　考
		事業実施主体助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合　　計				

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第５号

平成　　年度外国漁船緊急避泊対策事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり外国漁船緊急避泊対策事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のイの（ア）のｄの（a）のⅱの規定に基づき、協議する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

事業実施者名	実施する事業の内容	主な対象海域	備　　考

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備　　考
		事業実施主体助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合　　計				

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第６号

平成　　年度外国漁船緊急避泊対策事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のイの（ア）のｅの（ｂ）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

事業実施者名	実施した事業の内容	主な対象海域	備　　考

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	負担区分		備　　考
		事業実施主体助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合　　計				

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第７号

平成　　年度漁海況情報配信事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり漁海況情報配信事業に対する補助を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のイの（イ）のｄの（a）のⅱの規定に基づき、協議する。

記

１　事業の目的

２　事業の内容

（1）調査計画検討委員会の開催

開催時期	開催場所	主な検討内容	出席人数	備　　考

（2）漁場調査の実施

実施項目	実施内容	備　　考

（3）漁海況情報の配信

配　信　先	配信時期	備　　考

（4）経費の区分

区　　分	経費内訳	備　　考
1　調査計画検討委員会に開催に要する経費 2　漁場調査の実施に要する経費 3　漁海況情報の入手及び配信に要する経費		
合　　計		

4　事業完了年月日

5　添付書類

・事業実施者から提出された事業実施計画書の写し

・事業を委託して実施する場合には、当該委託契約書案の写し

別記様式第８号

平成　　年度漁海況情報配信事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（1）のイの（イ）のｅの（ｂ）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1　事業の概要

2　事業の経費

（1）調査計画検討委員会の開催

開催時期	開催場所	主な検討内容	出席人数	備　　考

（2）漁場調査の実施

実施項目	実施内容	備　　考

（3）漁海況情報の配信

配　信　先	配信時期	備　　考

（4）経費の区分

区　　分	経費内訳	備　　考
1　調査計画検討委員会の開催に要した経費 2　漁場調査の実施に要した経費 3　漁海況情報の入手及び配信に要した経費		
合　　計		

4　事業完了年月日

5　添付書類

・事業実施者から提出された事業実績報告書の写し

・事業を委託して実施した場合には、当該委託契約書案の写し

別記様式第９号

漁業共済掛金助成事業に対する証明書

○○漁業協同組合長　殿

○　○　○　知　事　殿

漁業共済掛金助成事業に対する助成金の交付につき証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請いたします。

平成　　年　　月　　日

申　請　者　　住　所
氏　名　○○　○○ 印

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のイの（ウ）のｃの（a）のｉに定める要件に該当する者であることを証明する。

平成　　年　　月　　日

○○漁業協同組合長　○○　○○　印

上記について、正確であることを確認する。

平成　　年　　月　　日

○　○　○　知　事　○○　○○　印

別　紙

１　漁業共済掛金助成対象契約漁業種類

２　暫定水域等での操業依存割合

区　　分		年度	年度	年度
漁　獲　量	A	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ
うち暫定水域等分	B	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ
依存割合　B／A× 100		%	%	%
漁　獲　金　額	C	千円	千円	千円
うち暫定水域等分	D	千円	千円	千円
依存割合　D／C× 100		%	%	%

（注）１　操業依存割合は、共済契約ごとに算定すること。なお、漁協一括契約及び漁業者集団契約については、構成員個々の操業依存割合も算定すること。

２　原則として、新日韓・新日中漁業協定締結前の直近３か年の実績を記載すること。ただし、漁獲量又は漁獲金額の暫定水域等における操業依存割合が 10 %若しくは 30 %を超える年度のみの記載でも差し支えないものとする。

なお、実績の算定期間は契約者が個人の場合にあっては１月から 12 月、法人の場合にあっては当該法人の事業年度とする。

３　漁獲成績報告書等の参考となる資料を添付すること。

別記様式第 10 号

全国漁業共済組合連合会　会長理事　殿

外国漁船の操業や航行等に関する報告書

発見年月日・時刻	国　籍	船名又は漁具の標示	発見位置（Ｎ・Ｅ）	暫定水域・公海 日本ＥＥＺ等を記載	備　　考 （漁具の特徴や漁船の 操業形態等を記載）

（注）１　外国漁船及び外国漁船が設置したと思われる漁具を発見しなかった場合は、欄外にその旨記載することとする。
　　２　船名又は漁具の標示欄については文字の判読が不可能な場合は空欄とする。

年　月　日
事業実施者名　○○　○○　印

別記様式第 11 号

平成　　年度漁業共済掛金助成事業に対する助成に係る交付金交付承認申請書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

平成　　年　月　日付け　　第　　号（別添写し）をもって全国漁業共済組合連合会会長理事○○○○より交付申請あった平成○○年度漁業共済掛金助成交付金の交付を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のイの（ウ）のｃの（ｃ）のviの規定に基づき、承認を申請する。

別記様式第 12 号

平成　　年度漁業共済掛金助成事業に対する助成に係る交付金交付状況報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

平成　　年　月　日付け　　第　　号（別添写し）をもって全国漁業共済組合連合会会長理事○○○○より報告があったので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のイの（ウ）のｃの（ｄ）のiiの規定に基づき、報告する。

別記様式第 13 号

平成　　年度漁業共済掛金助成事業に対する助成に係る交付実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

平成○○年○月○日付け○○第○○号（別添写し）をもって全国漁業共済組合連合会会長理事○○○○より報告があったので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のイの（ウ）のｃの（ｆ）の規定に基づき、報告する。

別記様式第 14 号

資源管理型種苗放流支援に対する助成対象証明書

○○漁業協同組合連合会会長等　殿
○　○　○　知　事　殿

資源管理型種苗放流支援に対する助成対象につき証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請いたします。

平成　　年　　月　　日

種苗放流事業実施者　住　所
氏　名　○○　○○　印

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のウの（ウ）のａに定める要件に該当する者であることを証明する。

平成　　年　　月　　日

○○漁業協同組合連合会会長 ○○　○○　印

上記について、正確であることを確認する。

平成　　年　　月　　日

○　○　○　知　事 ○○　○○　印

別　紙

暫定措置水域等から地先海域に撤退した漁船の構成比率

漁業種類	対象魚種	暫定措置水域等から撤退隻数 A	全操業隻数 （A含む。） B	構成比率％ （A／B）×１００％
○○漁業	○○	○○隻	○○隻	○○％

（注）１　Aは、暫定措置水域等で操業できる許可等を受けている漁船で直近年度において、地先海域にて操業している漁船隻数。

2　Bは、暫定措置水域等で操業できる漁船も含め同一対象魚種を漁獲している操業隻数。

別記様式第 15 号

種苗放流事業漁業者等負担確認申請書

○○知事　　殿

種苗放流事業に係る漁業者負担額について確認を受けたく、別紙を添えて申請いたします。

平成　　年　　月　　日

種苗放流事業実施者　　住所
氏名　○○　○○　印

種苗放流事業漁業者等負担確認証

上記について、正確であることを確認する。
平成　　年　　月　　日

○○知事　○○　○○　印

別　紙

種苗放流事業内容				
種苗放流に係る実施事業名	事業実施者	事業内容	事業費負担内訳	
			県等負担額	漁業者等負担額
			円	円

（注）1　種苗放流に係る実施事業名は、資源管理計画の取組として実施した種苗放流事業名を記入のこと。
2　事業費負担内訳を証明する書類を添付すること。
（1）実施事業に係る計画書の写し
（2）種苗購入等の購入経費にあっては領収書の写し
（3）実際に漁業者等負担額を徴収したことがわかる書類
3　負担額について細かい内訳がある場合は枠外等に記入すること。

漁業者等負担額は、上記のとおり相違ないことを証明する。

平成　　年　　月　　日
（種苗放流事業実施者）住　所
名　称
代表者　○○　○○　印

別記様式第 16 号

平成　　年度資源管理型種苗放流支援に係る助成申請書

年　月　日

事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　殿

種苗放流事業実施者住所
氏名又は名称　　印

平成　　年度において、下記のとおり資源管理計画に基づく取組として種苗放流事業を実施したので、漁業者等負担額に対する資源管理型種苗放流支援に係る助成金の額　　円を助成されたく、関係書類を添えて申請する。

記

１　資源管理計画の名称

２　資源管理計画に係る取組として実施した種苗放流事業の名称

３　平成　　年度に実施した事業の内容

４　平成　　年度の事業に要した費用の内訳

５　平成　　年度資源管理型種苗放支援に対する助成金の額

添付資料
・別記様式第 14 号資源管理型種苗放流支援の助成対象証明書
・別記様式第 15 号種苗放流漁業者等負担確認申請書（添付資料を含む）の写し
・申請者の印鑑証明
・種苗放流事業実施者が法人の場合には、法人登記謄本

別記様式第 17 号

平成　　年度資源管理型種苗放流支援に対する助成に係る承認申請書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

平成　　年　月　日付け（別添写し）をもって（種苗放流事業実施者の長）より助成金の申請のあった平成　　年度資源管理型種苗放流支援に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のウの（ウ）のｃの（ｄ）の規定に基づき、承認を申請する。

別記様式第 18 号

平成　　年度資源管理型種苗放流支援に対する助成実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

（種苗放流事業実施者の長）に対し平成　　年度資源管理型種苗放流支援に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のウの（ウ）のｄの規定に基づき、報告する。

別記様式第 19 号

平成　　年度外国漁船被害救済支援に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり外国漁船被害救済支援に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のエの（オ）のｂの規定に基づき、協議する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

（１）外国漁船操業等調査・監視事業

事業実施者名	実施する事業の内容	対象海域 （実施海域図を添付すること）

（２）漁具標識設置事業

事業実施者名	実施する事業の内容	対象海域 （実施海域図を添付すること）

（3）漁具被害復旧支援事業

①被害漁具等が外国漁船の緊急避泊・不法操業によるものであることについて第三者による確認

確認内容等						確認者 （第三者）	確認方法
被害漁具・ 施設所有者	被害日	漁具・施設種類	加害国	被害内容	その他		

②被害漁具等の復旧

事業実施者	漁具・施設種類	設置・購入日	新設又は改修漁具・施設の 設置購入に要する経費 （全ての経費について記載）	備　　考

3　事業の経費

事業実施者名	補助対象事業に 要する経費	負担区分		備　　考
		事業実施主体助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第 20 号

平成　　年度外国漁船被害救済支援に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり外国漁船被害救済支援に対する補助を実施したので、水産関係民間団体事業

実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のエの（カ）のｂの規定に基づき、報告する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

（１）外国漁船操業等調査・監視事業

事業実施者名	実施した事業の内容	対象海域 （実施海域図を添付すること）

（２）漁具標識設置事業

事業実施者名	実施した事業の内容	対象海域 （実施海域図を添付すること）

（３）漁具被害復旧支援事業

①被害漁具等が外国漁船の緊急避泊・不法操業によるものであることについて第三者による確認

確認内容等						確認者 （第三者）	確認方法
被害漁具・ 施設所有者	被害日	漁具・施設種類	加害国	被害内容	その他		

②被害漁具等の復旧

事業実施者	漁具・施設種類	設置・購入日	新設又は改修漁具・施設の 設置購入に要した経費 （全ての経費について記載）	備　　考

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要した経費	負担区分		備　　考
		事業実施主体助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第 21 号

平成　　年度海底清掃事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり海底清掃事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のオの（ア）のｄの（ａ）のⅱの規定に基づき、協議する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

事業実施者名	実施する事業の内容	主な対象海域

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備　　考
		事業実施主体助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合　　計				

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第 22 号

平成　　年度海底清掃事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のオの（ア）のｅの（ｂ）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

事業実施者名	実施した事業の内容	主な対象海域

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	負担区分		備　　考
		事業実施主体助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合　　計				

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第 23 号

平成　　年度外国漁船緊急避泊対策事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり外国漁船緊急避泊対策事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のオの（イ）のａの（ｄ）のｉの（ⅱ）の規定に基づき、協議する。

記

1　事業の概要

2　事業の内容

事業実施者名	実施する事業の内容	主な対象海域	備　　考

3　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備　　考
		事業実施主体助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合　　計				

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第 24 号

平成　　年度外国漁船緊急避泊対策事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のオの（イ）のａの（ｅ）のⅱの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1　事業の概要

2　事業の内容

事業実施者名	実施した事業の内容	主な対象海域	備　　考

3　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	負担区分		備　　考
		事業実施主体助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合　　計				

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第 25 号

全国漁業共済組合連合会　会長理事　殿

外国漁船の操業や航行等に関する報告書

発見年月日・時刻	国　籍	船名又は漁具の標示	発見位置（Ｎ・Ｅ）	暫定水域・公海 日本ＥＥＺ等を記載	備　　考 （漁具の特徴や漁船の 操業形態等を記載）

（注）１　外国漁船及び外国漁船が設置したと思われる漁具を発見しなかった場合は、欄外にその旨記載することとする。
　　２　船名又は漁具の標示欄については文字の判読が不可能な場合は空欄とする。

年　月　日
事業実施者名　○○　○○　印

別記様式第 26 号

平成　　年度漁業共済掛金助成事業に対する助成に係る交付金交付承認申請書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

平成　　年　月　日付け　　第　　号（別添写し）をもって全国漁業共済組合連合会会長理事○○○○より交付申請あった平成○○年度漁業共済掛金助成交付金の交付を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のオの（イ）のｂの（ｃ）のiiiの（vi）の規定に基づき、承認を申請する。

別記様式第 27 号

平成　　年度漁業共済掛金助成事業に対する助成に係る交付金交付状況報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

平成　　年　月　日付け　　第　　号（別添写し）をもって全国漁業共済組合連合会会長理事○○○○より報告があったので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のオの（イ）のｂの（ｃ）のⅳの（ⅱ）の規定に基づき、報告する。

別記様式第 28 号

平成　　年度漁業共済掛金助成事業に対する助成に係る交付実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　　名　　印

平成○○年○月○日付け○○第○○号（別添写し）をもって全国漁業共済組合連合会会長理事○○○○より報告があったので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のオの（イ）のｂの（ｃ）のⅵの規定に基づき、報告する。

別記様式第 29 号

平成　　年度外国漁船被害救済支援に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり外国漁船被害救済支援に対する助成を実施することとしたいので、水産関係

民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のオの（ウ）のｅの（ｂ）の規定に基づき、協議する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

（１）外国漁船操業等調査・監視事業

事業実施者名	実施する事業の内容	対象海域 （実施海域図を添付すること）

（２）漁具標識設置事業

事業実施者名	実施する事業の内容	対象海域 （実施海域図を添付すること）

（３）漁具被害復旧支援事業

①被害漁具等が外国漁船の緊急避泊・不法操業によるものであることについて第三者による確認

確認内容等						確認者 （第三者）	確認方法
被害漁具・ 施設所有者	被害日	漁具・施設種類	加害国	被害内容	その他		

②被害漁具等の復旧

事業実施者	漁具・施設種類	設置・購入日	新設又は改修漁具・施設の 設置購入に要する経費 （全ての経費について記載）	備　　考

３　事業の経費

事業実施者名	補助対象事業に 要する経費	負担区分		備　　考
		事業実施主体助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第 30 号

平成　　年度外国漁船被害救済支援に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり外国漁船被害救済支援に対する補助を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（１）のオの（ウ）のｆの（ｂ）の規定に基づき、報告する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

（１）外国漁船操業等調査・監視事業

事業実施者名	実施した事業の内容	対象海域 （実施海域図を添付すること）

（２）漁具標識設置事業

事業実施者名	実施した事業の内容	対象海域 （実施海域図を添付すること）

（３）漁具被害復旧支援事業

①被害漁具等が外国漁船の緊急避泊・不法操業によるものであることについて第三者による確認

確認内容等						確認者 （第三者）	確認方法
被害漁具・ 施設所有者	被害日	漁具・施設種類	加害国	被害内容	その他		

②被害漁具等の復旧

事業実施者	漁具・施設種類	設置・購入日	新設又は改修漁具・施設の 設置購入に要した経費 （全ての経費について記載）	備　　考

3　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に 要した経費	負担区分		備　　考
		事業実施主体助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第 31 号

韓国・中国等外国漁船操業対策基金に係る運用益使用承認申請書

番　　号
年　月　日

水産庁長官
　○○　○○　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、韓国・中国等外国漁船操業対策基金に運用益が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（５）のウの規定に基づき、事業運営費として使用することの承認を申請する。

事業勘定	運用益	備　　考
韓国・中国等外国漁船操業対策基金勘定	円	
合　　計	円	

※次の関係書類を添付すること。
　１．事業運営費予算額積算内訳
　２．運用益の算定根拠

別記様式第 32 号

韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業助成完了報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官
　○○　○○　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　名　　印

平成　　年　月　日をもって、韓国・中国等外国漁船操業対策基金事業の助成を全て完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（７）のアの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

（単位：円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	備　　考
基金造成費補助金			
運　　用　　益			
前　期　繰　越　額			
収　　入　　合　　計			
基　金　助　成　額			
うち漁場機能回復管理協力			
うち漁業経営安定化支援			
うち資源管理型種苗放流支援			
うち外国漁船被害救済支援			
うち一般管理費			
支　　出　　合　　計			
当　期　収　支　差　額			

別記様式第 33 号

韓国・中国等外国漁船操業対策基金清算報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣
　○○　○○　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日をもって、韓国・中国等外国漁船操業対策基金の清算が完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－４の（７）のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区　　分	造成総額	運用益総額	運用益のうち事業運営費に充てた額	助成総額	残　　高（返還額）	備　　考
	円	円	円	円	円	

（３－５－（１）　沖縄漁業基金事業のうち沖縄漁業基金事業（沖縄漁業基金事業のうち沖縄漁業安定基金事業を除く。））

別記様式第１号

平成　　年度外国漁船操業等調査・監視事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり外国漁船操業等調査・監視事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のアの（ア）のｄの（ｂ）の規定に基づき、協議する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

事業実施者名	実施する事業の内容	対象海域 （実施海域図を添付すること）

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第２号

平成　　年度外国漁船操業等調査・監視事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり外国漁船操業等調査・監視事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のアの（ア）のｅの（ｂ）の規定に基づき、報告する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

事業実施者名	実施した事業の内容	対象海域 （実施海域図を添付すること）

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第３号

平成　　年度漁具被害復旧支援事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり漁具被害復旧支援事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のアの（イ）のｅの（ｂ）の規定に基づき、協議する。

記

1　事業の概要

2　事業の内容

（1）被害漁具等が外国漁船の緊急避泊・不法操業によるものであることについて第三者による確認

確認内容等						確認者（第三者）	確認方法
被害漁具・施設所有者	被害日	漁具・施設種類	加害国	被害内容	その他		

（2）被害漁具等の復旧

事業実施者	漁具・施設種類	設置・購入日	新設又は改修漁具・施設の設置購入に要する経費（全ての経費について記載）	備　　考

（3）代替漁具等の整備

事業実施者	漁具・施設種類	購入日	代替漁具の整備に要する経費（全ての経費について記載）	備　　考

3　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第４号

平成　　年度漁具被害復旧支援事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり漁具被害復旧支援事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のアの（イ）のｆの（ｂ）の規定に基づき、報告する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

（１）被害漁具等が外国漁船の緊急避泊・不法操業によるものであることについて第三者による確認

確認内容等						確認者（第三者）	確認方法
被害漁具・施設所有者	被害日	漁具・施設種類	加害国	被害内容	その他		

（２）被害漁具等の復旧

事業実施者	漁具・施設種類	設置・購入日	新設又は改修漁具・施設の設置購入に要した経費（全ての経費について記載）	備　　考

（３）代替漁具等の整備

事業実施者	漁具・施設種類	購入日	代替漁具の整備に要した経費（全ての経費について記載）	備　　考

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第５号

平成　　年度民間漁業者交流支援事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり民間漁業者交流支援事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のアの（ウ）のｄの（ｂ）の規定に基づき、協議する。

記

１　事業の概要

２　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合　　計				

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第６号

平成　　年度民間漁業者交流支援事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のアの（ウ）のｅの（ｂ）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1　事業の概要

2　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	
合　　計				

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第７号

沖縄産水産物流通促進事業の助成要領の承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

沖縄産水産物流通促進事業の助成要領を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のイの（ア）のｄの（ａ）の規定に基づき、承認を申請します。

別記様式第８号

沖縄産水産物流通促進事業の審査結果の承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　年　月　日の事業推進評価委員会の審査の結果について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のイの（ア）のｄの（ｂ）の

ⅱの規定に基づき、承認を申請します。

（注）事業推進評価委員会の審査結果と、沖縄産水産物流通促進事業応募者から提出された目詰まり解消プロジェクト計画書を添付すること。

別記様式第９号

沖縄産水産物流通促進事業実施状況報告書（平成　　年度実施分）

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

沖縄産水産物流通促進事業（平成　　年度分）について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のイの（ア）のｆの（ａ）のⅳの規程に基づき、その実施状況を報告する。

記

プロジェクト実施者名	所在地	助成対象事業に要する経費	プロジェクト概要	備　　考
		円		

（注）プロジェクト実施者より提出のあった当該年度の目詰まり解消プロジェクト実績報告書及び実施状況報告書の写しを添付すること。

別記様式第 10 号

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）必要証明書

○○○漁業協同組合
代表理事組合長　○○　○○　殿
（沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長　○○　○○　殿）
沖　縄　県　知　事　殿

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）について、証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請します。

平成　　年　　月　　日

申請者　住　所
氏　名　　印
（法人名）

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のイの（イ）のａの（ｂ）のｉの（ｉ）に定める要件に該当する者であることを証明する。

平成　　年　　月　　日

○○○漁業協同組合
代表理事組合長　○○　○○　印
沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長　　○○　○○　印

上記について、正確であることを確認する。

平成　　年　　月　　日

沖縄県知事　○○　○○　印

別　紙
取決め適用水域等での操業依存割合

区　　分	年　度	年　度	年　度
総漁獲量　A	kg	kg	kg
うち取決め適用水域等分　B	kg	kg	kg
依存割合 B/A×100	%	%	%
総漁獲金額　C	千円	千円	千円
うち取決め適用水域等分　D	千円	千円	千円
依存割合 D/C×100	%	%	%

（注）１　原則として、日台漁業取決めが交わされる前の直近３か年の実績を記載すること。
ただし、総漁獲量又は総漁獲金額の取決め適用水域等における操業依存割合が 10 %を超える年度のみの記載でも差し支えないものとする。
なお、実績の算定期間は、個人の場合にあっては、１月から 12 月、法人の場合にあっては、当該法人の事業年度とする。
２　漁獲成績報告書等の参考となる資料を添付すること。

別記様式第 11 号

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）必要証明書

沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長　○○　○○　殿
沖　縄　県　知　事　殿

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）について、証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請します。

平成　　年　　月　　日

申請者　住　所
氏　名　○○○漁業協同組合
代表理事組合長　○○　○○　印

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のイの（イ）のａの（ｂ）のｉの（ⅱ）に定める要件に該当する者であることを証明する。

平成　　年　　月　　日

沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長　○○　○○　印

上記について、正確であることを確認する。

平成　　年　　月　　日

沖縄県知事　○○　○○　印

別　紙

区　　分	年　度	年　度	年　度
総取扱量　A	㌧	㌧	㌧
うち取決め適用水域等分　B	㌧	㌧	㌧
取扱割合　B/A×100	%	%	%
総取扱金額　C	千円	千円	千円
うち取決め適用水域等分　D	千円	千円	千円
取扱割合　D/C×100	%	%	%

（注）１　原則として、日台漁業取決めが交わされる前の直近３か年の実績を記載すること。
ただし、漁獲物の総取扱量又は総取扱金額の取決め適用水域等依存者分取扱割合が 10 %を超える年度の

みの記載でも差し支えないものとする。

2　業務報告書及び漁獲成績報告書等の参考となる資料を添付すること。

別記様式第 12 号

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）承認申請書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　○○　○○　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

別添のとおり、事業検討委員会において、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のイの（イ）のａの（ｂ）のｉの（ⅲ）に定める日台漁業取決めによる影響を相当程度受ける者であると認められたので、承認を申請します。

（注）事業検討委員会の検討結果を添付すること。

別記様式第 13 号

平成　　年度漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）承認実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　○○　○○　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のイの（イ）のａの（ｅ）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

単位（件、千円）

資金区分	事業実績				備考
	○年○月に承認したもの		○年度承認実績		
	件数	承認額	件数	承認額	
漁業者が借り入れる設備資金					
漁業者が借り入					

れる運転資金					
漁業協同組合が借り入れる運転資金					
計					

別記様式第14号

平成　　年度漁業経営安定対策事業（特別保証対策事業）保証引受状況報告書

年　月　日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　殿

住　所
沖縄県漁業信用基金協会
理事長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3－5－（1）の（4）のイの（イ）のbの（e）のiの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1　保証の引受状況（平成○年○月末日現在）

（単位：円）

資金名	前四半期末までの保証引受額		うち6ヶ月以下のもの		今四半期の保証引受額		うち6ヶ月以下のもの	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
		円		円		円		円
1．設備資金 ア ●●資金 イ □□資金 2．運転資金 ア ○○資金 イ △△資金								
合　計		円		円		円		円

2　保証残高及び代位弁済（累計）の状況（平成○年○月末日現在）

（単位：円）

資金名	保証残高		今四半期に代位弁済を行った額（累計代位弁済額）	
	件数	金額	件数	金額
		円		円
1．設備資金				

ア ●●資金 イ □□資金 2．運転資金 ア ○○資金 イ △△資金				
合　　計		円		円

別記様式第 15 号

平成　　年度漁業経営安定対策事業（特別保証対策事業）保険引受状況報告書

年　月　日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　殿

住　所
独立行政法人農林漁業信用基金
理事長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のイの（イ）のｂの（ｅ）のⅱの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1　保険の引受状況（平成○年○月末日現在）

（単位：円）

資金名	前四半期末までの保険引受額		うち6ヶ月以下のもの		今四半期の保険引受額		うち6ヶ月以下のもの	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1．設備資金 ア ●●資金 イ □□資金 2．運転資金 ア ○○資金 イ △△資金		円		円		円		円
合　　計		円		円		円		円

2　保険引受残高及び保険金支払（累計）の状況（平成○年○月末日現在）

（単位：円）

資金名	保険引受残高	今四半期に保険金支払を行った額（累計保険金支払済額）

	件数	金額	件数	金額
1．設備資金 ア ●●資金 イ □□資金 2．運転資金 ア ○○資金 イ △△資金		円		円
合　　計		円		円

別記様式第 16 号

漁業共済掛金助成事業に対する証明書

○○漁業協同組合長　殿
○　○　○　知　事　殿

漁業共済掛金助成事業に対する助成の交付につき証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請いたします。

平成　　年　　月　　日

申　請　者　　住　所
氏　名　　印

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のイの（ウ）のｃの（ａ）のｉに定める要件に該当する者であることを証明する。

平成　　年　　月　　日

○○漁業協同組合長　○○　○○　印

上記について、正確であることを確認する。

平成　　年　　月　　日

○　○　○　知　事　○○　○○　印

別　紙

1　漁業共済掛金助成対象契約漁業種類

2　取決め適用水域等での操業依存割合

区　　分		年度	年度	年度
漁　獲　量	A	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ

	うち取決め適用水域等分　B	ｋｇ	ｋｇ	ｋｇ
	依存割合　B／A×100	%	%	%
漁　獲　金　額　C		千円	千円	千円
	うち取決め適用水域等分　D	千円	千円	千円
	依存割合　D／C×100	%	%	%

（注）1　操業依存割合は、共済契約ごとに算定すること。なお、漁協一括契約及び漁業者集団契約については、構成員個々の操業依存割合も算定すること。

2　原則として、日台漁業取決め締結前の直近３か年の実績を記載すること。ただし、漁獲量又は漁獲金額の取決め適用水域等における操業依存割合が 10 %若しくは 30 %を超える年度のみの記載でも差し支えないものとする。

なお、実績の算定期間は契約者が個人の場合にあっては１月から 12 月、法人の場合にあっては当該法人の事業年度とする。

3　漁獲成績報告書等の参考となる資料を添付すること。

別記様式第 17 号

全国合同漁業共済組合沖縄事務所　運営委員長兼所長　殿

外国漁船の操業や航行等に関する報告書

発見年月日・時刻	国　籍	船名又は漁具の標示	発見位置（Ｎ・Ｅ）	取決め適用水域・公海日本ＥＥＺ等を記載	備　　考（漁具の特徴や漁船の操業形態等を記載）

（注）1　外国漁船及び外国漁船が設置したと思われる漁具を発見しなかった場合は、欄外にその旨記載することとする。

2　船名又は漁具の標示欄については文字の判読が不可能な場合は空欄とする。

年　月　日

事業実施者名　　印

別記様式第 18 号

平成　　年度漁業共済掛金助成事業に対する助成交付承認申請書

番　　号

年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号（別添写し）をもって○○○○より交付申請あった平成　　年度漁業共済掛金助成交付金の交付を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のイの（ウ）のｃの（ｃ）のviの規定に基づき、承認を申請する。

別記様式第 19 号

平成　　年度漁業共済掛金助成事業に対する助成交付実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号（別添写し）をもって○○○○より報告があったので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のイの（ウ）のｃの（ｄ）のiiの規定に基づき、報告する。

別記様式第 20 号

平成　　年度漁業共済掛金助成事業に対する助成交付実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号（別添写し）をもって○○○○より報告があったので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のイの（ウ）のｃの（ｆ）の規定に基づき、報告する。

別記様式第 21 号

平成　　年度再編整備等推進支援事業計画書（再編整備支援事業）

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

事業実施機関
事業実施機関の長　　氏　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第３の３－５－（１）の（４）のイの（エ）のｆの規定に基づき、下記のとおり事業計画を作成したので、承認を申請する。

記

１　事業の区分
（注）減船及び漁船の小型化の区分、不要漁船処理対策及び不要漁船・漁具処理対策の別を記載すること。

２　全体事業計画
（１）減船等対象業種（漁業種類）の概要
（注）当該漁業に係る許可の取扱い等について記載すること。
（２）事業の計画期間及び規模

年　　度	平成　　年度	平成　　年度	合　　計
事業計画参加隻数			
減船（小型化）隻数			

（注）減船等を実施する年度、予定する減船等の総隻数を記載すること。

３　平成　　年度事業計画
（１）廃業等の予定時期

廃業届提出予定年月日	平成　年　月　日	スクラップ処分等予定年月日	平成　年　月　日

（注）漁船のスクラップ処分等を行う漁船に係る廃業届提出予定年月日及び漁船のスクラップ処分等の開始予定年月日を記載すること。
（２）減船等対象者の概要

事業の区分	減船等対象者	対　象　漁　船	要　　件

（注）要件の欄には、減船等対象者に該当する理由等を記載すること。
（３）事業費
①　漁船のスクラップ処分等の方法
（注）不要漁船のスクラップ処分等の方法を具体的に記載すること。

減船等対象漁船	代替漁船	事業費	財団助成金

船名	トン数	進水年月日	船名	トン数	進水年月日	（基準残存価格）	
						円	円

（注）漁船の小型化を図って同種の漁業を継続する者にあっては、小型化後において使用する漁船のトン数を減船等対象船の下に括弧書きで記載すること。

② 漁具のスクラップ処分等の方法

（注）不要漁具のスクラップ処分等の方法を具体的に記載すること。

不要漁具の購入金額 （スクラップ処分等にされる漁具）	評価率 （定率）	事　業　費 （基準残存価格）	財団助成金
円	２／３	円	円

（４）事業資金造成計画

事業資金の額	財団助成金	沖縄県負担金等	残存漁業者等負担金	備　　考
円	円	円	円	

（注）備考欄には、残存漁業者等負担金について、その負担者及び負担金額の概要等（残存漁業者の負担状況（負担方法)。これに加えて、残存漁業者以外が負担する場合にあっては負担者名及びその額、漁協・漁連等が立て替えて負担する場合にあっては立替者名及びその額）の具体的な内容を記載すること。

４　添付書類

（１）漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号。以下「漁特法」という。）第６条に基づく農林水産大臣の認定を受けた整備計画に係る事業計画の場合については、当該整備計画の写し

（２）事業計画に参加する漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表

（３）漁船のスクラップ処分等又は漁具のスクラップ処分等を行う者が受け取る不要漁船処理対策助成金及び不要漁船・漁具処理対策助成金の額が、定められた算定方式によって得られる額を下回る場合については、当該助成金を受け取る者が当該助成金の額について承諾したことを証する書類

（４）残存漁業者等の負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等及び各残存漁業者等の負担金額の算定根拠)。事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合については、決定された償還計画等の書類

（５）漁船のスクラップ処分等の方法が沈船魚礁の場合については、国、地方公共団体又は漁業協同組合が行う魚礁設置事業の内容が確認できる書類

（６）漁船のスクラップ処分等又は漁具のスクラップ処分等の方法が被災漁業者又は漁協等に対する譲渡の方法で行おうとする場合については、譲渡先について記載した書類等

（７）事業計画の対象業種の操業区域と日台漁業取決め適用水域の関係図

（８）減船等対象者の要件を証する書類

別記様式第 22 号

平成　　年度再編整備等推進支援事業計画書（魚種転換等支援事業）

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

事業実施機関
事業実施機関の長　　氏　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第３の３－５－（１）の（４）のイの（エ）のｆの規定に基づき、下記のとおり事業計画を作成したので、承認を申請する。

記

１　事業の区分
（注）転換に必要な漁具又は漁ろう設備の取得又は設置、不要漁具のスクラップ処分等の別を記載すること。

２　全体事業計画
（１）転換の対象となる魚種・業種の概要
（注）転換前の漁獲対象魚種又は業種と転換後の漁獲対象魚種又は業種の関係を記載すること。
（２）事業の計画期間及び規模

年　　度	平成　　年度	平成　　年度	合　　計
事業計画参加隻数			
転換隻数			

（注）漁獲対象魚種又は業種の転換を実施する年度及び予定する転換の総隻数を記載すること。

３　平成　　年度事業計画
（１）転換の予定時期

転換予定年月日	平成　年　月　日	スクラップ処分等予定年月日	平成　年　月　日

（注）転換前の漁業を廃業する予定年月日又は漁具のスクラップ処分等の開始予定年月日を記載すること。
（２）対象者の概要

事業の区分	対　象　者	対　象　漁　船	要　　件

（注）要件の欄には、減船等対象者に該当する理由等を記載すること。
（３）計画内容
①　転換に必要な漁具又は漁ろう設備の取得又は設置
（注）取得する漁具の種類、設置する漁ろう設備の内容等について具体的に記載すること。
②　不要漁具の処分等の方法
（注）不要漁具の処分方法について具体的に記載すること。

対象魚種又は業種	対象漁船名 （総トン数）	取組の種類	転換後の魚種又は業種 及び事業継続期間

（注）１　取組の種類の欄には、「魚種の転換」、「漁業種類の転換」及び「不要漁具の処分」の別を記載すること。
　　２　転換後の事業継続期間は、転換後の漁業が３か年以上継続されること。

（４）事業費

①　漁具又は漁ろう設備の取得（購入）又は設置

魚種又は業種の転換に 要する経費	積算の根拠 （漁具又は漁ろう設備の取得（購入）費又は設置費）
円	①漁具又は漁ろう設備の取得（購入）費 ②設置費 ③合計（①+②）

②　不要漁具のスクラップ処分等

不要漁具の購入金額 （スクラップ処分等にされる漁具）	評価率 （定率）	事　業　費 （基準残存価格）	財団助成金
円	２／３	円	円

（５）事業資金造成計画

事業資金の額	財団助成金	沖縄県負担金等	漁業者等負担金	備　　考
円	円	円	円	

（注）１　沖縄県及び漁業者負担分が複数ある場合については、別途内訳書等を添付すること。
　　２　備考欄には、漁業者等負担金について、その負担者及び負担金額の概要等（漁業者の負担状況（負担方法）。これに加えて、漁業者以外が負担する場合にあっては負担者名及びその額、漁協・漁連等が立て替えて負担する場合にあっては立替者名及びその額）の具体的な内容を記載すること。

４　添付資料

（１）事業計画に参加する業種を営む漁業者名及びその負担金額が記載された一覧表

（２）漁獲対象魚種又は業種を転換する者が受け取る魚種転換等支援助成金の額が、定められた算定方式によって得られる額を下回る場合については、当該助成金を受け取る者が当該助成金の額について承諾したことを証する書類

（３）漁業者等の負担金の経費負担決定過程を証する書類（総会議事録等）。これに加えて、事業実施機関等の団体が立て替える場合又は貸し付ける場合については、決定された償還計画等の書類

（４）不要漁具のスクラップ処分等の方法が被災漁業者又は漁協等に対する譲渡の方法で行おうとする場合については、譲渡先について記載した書類等

（５）事業計画の対象業種の操業区域と日台漁業取決め適用水域の関係図

（６）減船等対象者の要件を証する書類

別記様式第 23 号

平成　　年度再編整備等推進支援事業資金助成金交付申請書

番　　号
年　月　日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
代表者氏名　　殿

事業実施機関
事業実施機関の長　　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号をもって承認の通知があった平成　　年度再編整備等推進支援事業計画書（○○○○支援事業）について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第３の３－５－（１）の（４）のイの（エ）のｊの（ａ）の規定に基づき、金　　円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

１　収入予定

	金　　額	調達予定時期
沖縄県漁業振興基金	円	
沖　縄　県		
残存漁業者等又は漁業者等		
合　　計		

２　交付予定

助成金の内容	金　　額	交付予定期間
	円	

３　事業資金助成金受入口座

金融機関名及び支店名	
預　金　種　目	
口　座　番　号	
口　座　名　義	

（注）次の書類を添付すること。
１　助成金交付申請書一覧

2　事業実施機関に所属する関係漁業者等からの助成金交付申請書及び添付書類の写し
3　事業資金助成金受入口座に係る通帳の写し
4　助成金の内容欄には、再編整備支援事業にあっては不要漁船・漁具処理対策助成金と記載し、魚種転換等支援事業にあっては魚種転換等支援助成金と記載すること。
5　交付予定期間の欄では、交付の始期及び終期を明らかにすること。

別記様式第 24 号

不要漁船・漁具処理対策助成金交付申請書
（減船対象漁船のスクラップ処分等を行う場合）

（番　号）
年　月　日

事業実施機関
事業実施機関の長　氏　名　　殿

申請者住所
氏名又は名称　　印

平成　　年度において下記のとおり不要漁船スクラップ処分等及び不要漁具のスクラップ処分等を行ったので、不要漁船・漁具処理対策助成金　　円を交付されたく関係書類を添えて申請する。
（※）なお、今後○○丸（○○トン）の漁船により○○漁業を営むことを申し添える。
（注：（※）は、漁船の小型化を図って同種の漁業を継続する者のみ記載すること。）

記

1　減船対象漁船及び処分漁具統数

船　　名	
漁船登録番号	
総トン数	
進水年月日	
漁業種類	
（漁船の小型化後において使用する漁船の総トン数）	
処分漁具統数	

2　助成金の算定基礎額　　円（（1）＋（2））－（（3）＋（4））
（算定根拠）
（1）漁船の基準残存価格の算定根拠

船　名	トン数	船　齢	基準単価	時価現有率	漁船基準残存価格
	t	年　月	円		円
合　　計					

（注）第３の３－５－（１）の（４）のイの（エ）のｈの（ｂ）のｉの（ｉ）のエ）のＣの値が１以外の場合については、その値を用いて漁船基準残存価格を算定すること。また、算定に用いたＣの値を欄外に注書として記載すること。

（２）漁具の基準残存価格の算定根拠

統　数	購入額	評価率	漁具基準残存価格
	円	２／３	円
合　　計			

（３）被災漁業者又は漁協等に対する減船等対象漁船の譲渡によって得た額

円

（４）被災漁業者又は漁協等に対する不要漁具の譲渡によって得た額

円

３　助成金の額　　円（上記２の算定基礎額の範囲内の額）

（内訳）

助成金の額 （右記の合計額）	財団助成分 （負担割合）	沖縄県負担分 （負担割合）	残存漁業者等負担分 （負担割合）
円	円	円	円

（注）１　次の書類を添付すること。

（１）農林水産大臣又は沖縄県知事に提出した廃業届の写し（漁船の小型化を図る者については小型化後の漁船の船舶原簿及び漁船原簿の写しを添付すること。）

（２）別記様式第 27 －１号による漁船スクラップ処分証明書、別記様式第 27 －２号による減船等対象漁船取得報告書又は別記様式第 28 号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書の写し

（３）別記様式第 29 －１号による漁具スクラップ処分確認書又は別記様式第 29 －２号による不要漁具取得報告書の写し

（４）船質が軽合金等の場合については、当該船舶の建造価格を証する契約書の写し等

（５）漁具を購入したときの領収書の写し（領収書を有しない場合については、別記様式第 31 号による漁具販売証明書）

（６）漁船登録を抹消したことを証する書面

（７）船舶原簿を抹消したことを証する書面（総トン数 20 トン未満の漁船の場合は除く。）

（８）申請者の印鑑証明書

（９）交付申請者が法人である場合については、法人の登記事項証明書

２　負担割合とは、第３の３－５－（１）の（４）のイの（エ）のｈの（ｂ）「算定方法」よって得られる額に対する公益財団法人沖縄県漁業振興基金、沖縄県、残存漁業者等の負担額の割合

別記様式第 25 号

不要漁船・漁具処理対策助成金交付申請書
（代替漁船のスクラップ処分等を行う場合）

（番　号）
年　月　日

事業実施機関
事業実施機関の長　　氏　名　　殿

申請者住所
氏名又は名称　　印

平成　　年度において下記のとおり不要漁船スクラップ処分等及び不要漁具のスクラップ処分を行ったので、不要漁船・漁具処理対策助成金　　円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

1　減船対象漁船及び処分漁具統数並びに代替漁船

減船対象漁船及び処分漁具統数		代替漁船	
船名		船名	
漁船登録番号		漁船登録番号	
総トン数		総トン数	
進水年月日		進水年月日	
漁業種類		漁業種類	
処分漁具統数			

2　助成金の算定基礎額　　円（（1）＋（2））－（（3）＋（4））

（算定根拠）

（1）代替漁船の基準残存価格の算定根拠

船　名	トン数	船　齢	基準単価	時価現有率	漁船基準残存価格
	t	年　月	円		円
合　計					

（注）第３の３－５－（1）の（4）のイの（エ）のｈの（ｂ）のｉの（ｉ）のエ）のＣの値が１以外の場合は、その値を用いて漁船基準残存価格を算定すること。また、算定に用いたＣの値を欄外に注書として記載すること。

（2）漁具の基準残存価格の算定根拠

統　数	購入額	評価率	漁具基準残存価格
	円	２／３	円
合　計			

（3）被災漁業者又は漁協等に対する減船等対象漁船の譲渡によって得た額

円

（4）被災漁業者又は漁協等に対する不要漁具の譲渡によって得た額

円

3　助成金の額　　円（上記２の算定基礎額の範囲内の額）

（内訳）

助成金の額（右記の合計額）	財団助成分（負担割合）	沖縄県負担分（負担割合）	残存漁業者等負担分（負担割合）
円	円	円	円

（注）１　次の書類を添付すること。

（1）農林水産大臣又は沖縄県知事に提出した廃業届の写し

（2）別記様式第 30 号による代替漁船スクラップ処分等証明書、別記様式第 27 －２号による減船等対象漁船取得報告書又は別記様式第 28 号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書の写し

（3）別記様式第 29 －１号による漁具スクラップ処分確認書又は別記様式第 29 －２号による不要漁具取得報告書の写し

（４）船質が軽合金等の場合については、当該船舶の建造価格を証する契約書の写し等
（５）漁具を購入したときの領収書の写し（領収書を有しない場合については、別記様式第 31 号による漁具販売証明書）
（６）漁船登録を抹消したことを証する書面
（７）船舶原簿を抹消したことを証する書面（総トン数 20 トン未満の漁船の場合は除く。）
（８）申請者の印鑑証明書
（９）交付申請者が法人である場合については、法人の登記事項証明書
２　負担割合とは、第３の３－５－（１）の（４）のイの（エ）のｈの（ｂ）「算定方法」よって得られる額に対する公益財団法人沖縄県漁業振興基金、沖縄県、残存漁業者等の負担額の割合

別記様式第 26 号

魚種転換等支援助成金交付申請書

（番　号）
年　月　日

事業実施機関
事業実施機関の長　　氏　名　　殿

申請者住所
氏名又は名称　　印

平成　　年度において、下記のとおり魚種又は業種の転換を行ったので、魚種転換等支援助成金　　円を交付されたく関係書類を添えて申請する。

記

１　漁具又は漁ろう設備の取得（購入）又は設置

船名		所属漁連／漁協	
漁船登録番号		取得（購入）又は設置年月日	
転換前の魚種又は業種			
転換後の魚種又は業種			
事業継続期間			

２　不要漁具のスクラップ処分等

不要漁具の内容、数		漁具のスクラップ処分等年月日	

３　助成金の算定基礎額　　円　（１）＋〔（２）－（３）〕
（算定根拠）

（1）漁具又は漁ろう設備の取得（購入）又は設置

魚種又は業種の転換に 要した経費	積算の根拠 （漁具又は漁ろう設備の取得（購入）費又は設置費）
円	①漁具又は漁ろう設備の取得（購入）費 ②設置費 ③合計（①+②）

（2）不要漁具のスクラップ処分等

不要漁具の購入金額 （スクラップ処分等にされた漁具）	評価率 （定率）	事　業　費 （基準残存価格）	スクラップ処分等の内容
円	2／3	円	

（注）スクラップ処分等の内容欄には、焼却、裁断、埋立、譲渡等処分の具体的内容を記入すること。

（3）被災漁業者又は漁協等に対する不要漁具の譲渡によって得た額　　円

4　助成金の額　　円（上記3の算定基礎額の範囲内の額）

（内訳）

助成金の額 （右記の合計額）	項　　目	財団負担分 （1／2以内）	漁業者等負担分 （1／2以上）
円	（1）漁具又は漁ろう設備の取得（購入）又は設置 （2）不要漁具のスクラップ処分等	円	円

（注）次の書類を添付すること。

1　漁具又は漁ろう設備を購入又は設置した場合については、購入に係る領収書の写し及び設置に係る経費を証する領収書の写し

2　不要漁具をスクラップ処分等にする場合については、別記様式第 29 －1 号による漁具スクラップ処分確認書又は別記様式第 29 －2 号による不要漁具取得報告書の写し

3　当該漁具を購入したときの領収書の写し（領収書を有しない場合については、別記様式第 31 号による漁具販売証明書の写し）

4　転換前の業種の廃業を証する書類の写し

5　申請者の印鑑証明書

6　交付申請者が法人である場合については、法人の登記事項証明

別記様式第 27 －1 号

漁船スクラップ処分証明書

年　月　日

事業実施機関
事業実施機関の長　　氏　名　　殿

解体企業等の住所
氏名又は名称　　印

下記の漁船は不要漁船としてスクラップ処分いたしました。

記

1　漁船登録番号

2　船　　名

3　漁業種類

4　総トン数

5　進水年月日

6　所有者の氏名又は名称及び住所

（注）スクラップ処分を証する写真（処分前、処分中及び処分後）を添付すること。

別記様式第 27 － 2 号

減船等対象漁船取得報告書

年　月　日

事業実施機関
事業実施機関の長　　氏　名　　殿

被災漁業者又は漁業協同組合等の住所
氏名又は名称　　印

漁業を営む（漁業を営もうとする被災漁業者に使用させる）ため、下記の漁船を平成　　年　月　日に取得いたしましたので御報告します。

記

1　漁船登録番号

2　船　　名

3　漁業種類

4　総トン数

5　進水年月日

6　所有者の氏名又は名称及び住所

7　取得に要した金額　　円

（注）次の資料を添付すること。

1　被災漁業者であることが分かる書類（漁船原簿（抹消）等又はその写し）又は被災漁業者に使用させることを目的として減船等対象漁船を取得したことが分かる書類

2　減船等対象漁船を譲り受けたことを証する書類（無償譲渡におけるその契約書又は漁船売買契約書の写し等）

別記様式第 28 号

魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書

年　月　日

事業実施機関
事業実施機関の長　　氏　名　　殿

魚礁事業実施主体
氏名又は名称　　印

下記の漁船を魚礁として使用することに決定したのでお知らせします。

記

1　漁船登録番号

2　船　　名

3　総トン数

4　所有者の氏名又は名称及び住所

5　魚礁設置地区

（注）魚礁設置に係る事業計画書等の写しを添付すること。

年　月　日

魚礁事業実施主体等に不要漁船が引き渡しされたことを確認いたしました。

漁業協同組合又は沖縄県漁業協同組合連合会
若しくは事業実施機関職員
職　　名

氏　　名　　印

（注）次の書類を添付すること。
1　不要漁船が引き渡しされたことを証する書類（引渡証等）
2　不要漁船が解輸されたこと等を証する書類（解輸証明書写し等）

別記様式第 29 － 1 号

漁具スクラップ処分確認書

年　月　日

事業実施機関
事業実施機関の長　　氏　名　　殿

解体企業等の住所
氏名又は名称　　印

下記の漁具は不要漁具として処分いたしました。

記

1　漁船登録番号

2　船　　名

3　漁業種類

4　処分漁具統数

5　処分方法及び処分年月日

6　所有者の氏名又は名称及び住所

年　月　日

上記の件確認いたしました。

漁業協同組合又は漁沖縄県漁業協同組合連合会
若しくは事業実施機関職員
職　　名
氏　　名　　印

（注）スクラップ処分を証する写真（処分前、処分中及び処分後）を添付すること。

別記様式第 29 － 2 号

不要漁具取得報告書

年　月　日

事業実施機関
事業実施機関の長　　氏　名　　殿

被災漁業者又は漁業協同組合等の住所
氏名又は名称　　印

漁業を営む（漁業を営もうとする被災漁業者に使用させる）ため、下記の漁具を平成　　年　月　日に取得いたしましたので御報告します。

記

1　漁船登録番号

2　船　　名

3　漁業種類

4　漁具統数

5　所有者の氏名又は名称及び住所

6　取得に要した金額　　円

（注）次の資料を添付すること。
1　被災漁業者であることが分かる書類（漁船原簿（抹消）等又はその写し）又は被災漁業者に使用させることを目的として不要漁具を取得したことが分かる書類
2　不要漁具を譲り受けたことを証する書類（無償譲渡におけるその契約書又は売買契約書の写し等）

別記様式第 30 号

代替漁船スクラップ処分等証明書

年　月　日

事業実施機関
事業実施機関の長　　氏　名　　殿

代替漁船のスクラップ処分等を行った
当該代替漁船所有者の住所
氏名又は名称　　印

下記１の減船対象漁船に代えて下記２の漁船をスクラップ処分等（スクラップ処分、沈船処分、被災漁業者又は漁協等への譲渡）にいたしました。

記

1　減船対象船
（1）漁船登録番号
（2）船　　名
（3）漁業種類
（4）総トン数
（5）進水年月日
（6）所有者の氏名又は名称及び住所

2　スクラップ処分等対象漁船
（1）漁船登録番号
（2）船　　名
（3）漁業種類
（4）総トン数
（5）進水年月日

（注）次の書類を添付すること。
1　漁船売買契約書等の写し又は減船対象漁船を譲り受けたことを証する書類（いわゆる「玉突き式の漁船譲渡」の場合については、関係する一連の漁船売買契約書等）
2　漁船のスクラップ処分等の内容に応じた別記様式第 27 －1 号による漁船スクラップ処分証明書、別記様式第 27 －2 号による減船等対象漁船取得報告書又は別記様式第 28 号による魚礁使用決定通知書兼不要漁船引渡し確認書
3　漁船のスクラップ処分を証する写真（処分前、処分中及び処分後）（スクラップ処分又は沈船処分の場合に限る。）

別記様式第 31 号

漁具販売証明書

年　月　日

事業実施機関
事業実施機関の長　　氏　名　　殿

漁具販売会社等の住所
氏名又は名称　　印

下記のとおり漁具を販売したことを証明します。

記

1　所有者の氏名又は名称及び住所

2　漁業種類

3　漁具の形態
（例えば、「刺網一式（○○反）」目合○○mm又は○○寸等記入）

4　販売年月日

5　販売金額　　円

別記様式第 32 号

平成　　年度再編整備等推進支援事業助成金実績報告書

番　　号
年　月　日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　殿

住　　所
事業実施機関
事業実施機関の長　　氏　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第３の３－５－（１）の（４）のイの（エ）のｋの（ａ）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1　事業の内容

2　収入

	金　　額	調達時期
沖縄県漁業振興基金	円	
沖　縄　県		
残存漁業者等又は漁業者等		
合　　計		

3　交付実績

助成金の内容	金　　額	交付期間
	円	

（注）１　助成金の内容欄には、再編整備支援事業にあっては不要漁船・漁具処理対策助成金と記載し、魚種転換等支援事業にあっては魚種転換等支援助成金と記載すること。
２　交付期間の欄では、交付の始期及び終期を明らかにすること。

3　次の書類を添付すること。

（1）助成金の交付を受けた者の領収書の写し

（2）事業造成資金の口座に係る金融機関の残高証明書

（3）残存漁業者等又は漁業者等の負担額の負担内訳が確認できる書類（事業造成資金の口座の通帳写し、負担者名及び負担金額を記載した一覧表等）

別記様式第 33 号

平成　　年度再編整備等推進支援事業に対する助成金実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第３の３－５－（１）の（４）のイの（エ）のｋの（ｂ）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1　事業の内容

2　交付実績

事業実施者	事業費	財団 助成金	沖縄県助成金	残存漁業者等又は漁業者等費	交付期間
合　計					

注）1　交付期間の欄では、交付の始期及び終期を明らかにすること。

2　事業実施機関から提出された再編整備等推進支援事業助成金実績報告書（別記様式第 32 号）の写しを添付すること。

別記様式第 34 号

平成●●年●月●日制定

○○○活動組織規約

（名称）

第１条　この活動組織は、■■■（以下「■■■」という。）と称する。

（目的）

第２条　■■■は、第３条の構成員による、漁業者等が漁場生産力及び漁業生産への支障物の除去による漁労生産性を向上させるため、漁場及び漁場に流れ込む恐れのある漂流・漂着ゴミの除去を行うことや●●を目的とする。

（構成員）

第３条　■■■の構成員は別紙のとおりとする。

（代表等）

第４条　■■■に、代表１名、副代表●名、書記●名、会計●名、監査役●名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

２　代表、副代表及び監査役は構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

３　代表は、■■■を代表し、■■■の業務を統括する。

４　副代表は代表を補佐し、代表が欠けたときは代表を代行する。

５　書記は、■■■の業務の事務等を行う。

６　会計は、責任者として事業の会計を行う。

７　監査役は、責任者として事業会計の監査を行う。

（会議）

第５条　■■■の会議は、必要に応じて代表が招集する。

２　■■■の会議は、構成員の●●以上の出席によって成立する。ただし、出席は、委任状をもって代えることができる。

３　会議の議長は代表があたり、議案は出席した構成員の●●以上により決定する。可否同数の場合は、議長が決するところによる。

４　会議により決定した事項については、書面に記載するとともに、その写しを構成員全員に配布して確認するものとする。

（付議）

第６条　■■■の目的を達成するため、会議には次の事項を付議するものとする。

一　■■■の組織運営に関すること

二　■■■が実施する活動についての計画に関すること

三　■■■の出納の監査に関すること

四　その他■■■の目的を達成するために必要な事項

五　　・・・・・・・・・・

（雑則）

第７条　この規約で定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するものとする。

別記様式第 34 号別添

■■■　構成員一覧表

■■■の構成員及び役員は次のとおり。

1　役員

区　分	氏　名	住　所	備　考

2　漁業者

氏　名	備　考	氏　名	備　考

3　漁業者以外

氏　名	備　考	氏　名	備　考

（注）1　「区分」には、活動組織内の役割（代表、副代表等）を記載。
2　「漁業者」とは、漁業を営む個人又は団体。
3　氏名欄は、団体、会社名でも可。その場合、当該団体、会社の構成人数を備考欄に記載のこと。

別紙様式第 35 号

活動計画

平成〇〇年〇月〇日策定

■■■活動組織

別紙様式第 35 号別添

海岸清掃等活動支援事業に係る活動計画

第１　活動予定場所
（添付様式 35）位置図

第２　活動予定時期及び回数
例：４、６、８、９月に各１回
（９月はモニタリングのみ）

第３　その他必要な事項
例：・活動にあたり重機、船舶を使用予定
・モニタリングは活動前、活動中、活動後に行うものとする

添付様式 35

活動組織名＿＿＿＿＿＿＿＿

位　置　図

別記様式第 36 号

番　　号
年　月　日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　殿

○○活動組織代表
氏　名　　印

海岸清掃等活動支援事業に係る採択申請書

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第３の３－５－（１）の（４）のウの（ア）のｆの（ａ）に基づき、下記のとおり海岸清掃等活動支援事業の採択を申請する。

記

１　活動組織名

２　活動組織の構成員数

３　海岸清掃等活動支援事業の交付金の額

活動内容	数量	交付金額
重機リース代	○台	円
清掃資材費	○式	円
・・・・・		円
・・・・・		円
総額		円

添付資料

海岸清掃等活動支援事業に係る活動組織規約（別記様式第 34 号）及び活動計画一式（別記様式第 35 号）

別記様式第 37 号

番　　号
年　月　日

○○地域活動組織代表
　○○　○○　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　　名　　印

海岸清掃等活動支援事業に係る採択通知書

平成　　年　　月　　日付け第　　号で提出のあった海岸清掃等活動支援事業に係る採択申請書について、海岸清掃等活動支援事業による交付金を交付することが適当と認められたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第３の３－５－（１）の（４）のウの（ア）のｆの（ｂ）に基づき、下記のとおり通知する。

記

１　活動組織名

２　活動組織の構成員数

３　海岸清掃等活動支援事業の交付金の額

活動内容	数量	交付金額
重機リース代	○台	円
清掃資材費	○式	円
・・・・・		円
・・・・・		円
総額		円

別記様式第 38 号

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　　名　　印

海岸清掃等活動支援事業採択届出書

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（４）のウの（ア）のｆの（ｃ）に基づき、下記関係書類を添えて届け出る。

記

活動組織毎の資料一式

１　海岸清掃等活動支援事業に係る採択通知書（別記様式第 37 号）

２　○○活動組織規約（別記様式第 34 号）

３　○○活動組織　活動計画書（別記様式第 35 号）

別記様式第 39 号

番　　号
年　月　日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　殿

○○地区○○活動組織代表
○○　○○　　印

海岸清掃等活動支援事業に係る採択変更承認申請書

平成　　年　　月　　日付け第　　号で採択通知のあった海岸清掃等活動支援事業による交付金を変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第３の３－５－（１）の（４）のウの（ア）のｆの（ｄ）のｉに基づき、下記により採択の変更承認を申請する。

記

１　活動組織名

２　活動組織の構成員数

３　海岸清掃等活動支援事業　既交付決定額

活動内容	数量	交付金額
重機リース代	○台	円
清掃資材費	○式	円
・・・・・		円
・・・・・		円
総額		円

４　海岸清掃等活動支援事業　変更後の交付金の額

活動内容	数量	交付金額
重機リース代	○台	円

清掃資材費	○式	円
・・・・・		円
・・・・・		円
総額		円

添付資料

1　海岸清掃等活動支援事業に係る活動組織規約の変更　新旧対照表（添付様式 39 － 1 ）

2　海岸清掃等活動支援事業に係る活動計画の変更　新旧対照表（添付様式 39 － 2 ）

添付様式 39 － 1

海岸清掃等活動支援事業に係る活動組織規約の変更　新旧対照表

変更前	変更後

別添資料　海岸清掃等活動支援事業に係る活動組織規約（変更後）

添付様式 39 － 2

海岸清掃等活動支援事業に係る活動計画の変更　新旧対照表

変更前	変更後

別添資料　海岸清掃等活動支援事業に係る活動計画（変更後）

別記様式第 40 号

番　　号
年　月　日

○○活動組織代表
　○○　○○　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　　名　　印

海岸清掃等活動支援事業に係る変更承認通知書

平成　　年　　月　　日付け第　　号で提出のあった海岸清掃等活動支援事業に係る採択変更承認申請書について、採択変更を承認したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第３の３－５－（１）の（４）のウの（ア）のｆの（ｄ）のⅱに基づき、下記のとおり通知する。

記

１　活動組織名

２　活動組織の構成員

３　海岸清掃等活動支援事業　変更後交付金額

活動内容	数量	交付金額
重機リース代	○台	円
清掃資材費	○式	円
・・・・・		円
・・・・・		円
総額		円

別記様式第 41 号

番　　号
年　月　日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金

財団の長　　氏　名　　殿

○○活動組織代表
○○　○○　　印

海岸清掃等活動支援事業に係る採択変更届出書

平成　　年　　月　　日付け第　　号で採択を受けた海岸清掃等活動支援事業に係る（規約・活動計画）を変更したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第３の３－５－（１）の（４）のウの（ア）のｆの（ｄ）のⅲに基づき、下記のとおり届け出る。

記

〔添付資料
海岸清掃等活動支援事業に係る活動組織規約の変更　新旧対照表（添付様式 39 －１）
海岸清掃等活動支援事業に係る活動計画の変更　新旧対照表（添付様式 39 －２）〕

別記様式第 42 号

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　　名　　印

平成　　年度海岸清掃等活動支援事業採択変更届

海岸清掃等活動支援事業に係る活動組織の（規約・活動計画）を変更したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第３の３－５－（１）の（４）のウの（ア）のｆの（ｄ）のⅳに基づき、下記のとおり届け出る。

記

○○活動組織（規約・活動計画）活動計画の変更　新旧対照表

変更前	変更後

別添資料

○○組織（規約・活動計画）（変更後）

海岸清掃等活動支援事業に係る変更承認通知書（別記様式第 40 号）

別記様式第 43 号

番　　号
年　月　日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　殿

○○活動組織代表
○○　○○　　印

平成　　年度海岸清掃等活動支援事業に係る実施状況報告書

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第３の３－５－（１）の（４）のウの（ア）のｇに基づき、下記の関係書類を添えて報告する。

記

添付資料
　年次実施状況報告書（添付様式 43 － 1）
　作業写真整理帳（添付様式 43 － 2）
　対象活動状況報告書（添付様式 43 － 3）
　活動確認一覧表（添付様式 43 － 4）

〈施行注意〉

公益財団法人沖縄県漁業振興基金は当該報告書を受け、事業実施に疑義及びその内容が適当でないと判断した場合には、内容を確認の上、事業の円滑な推進を図るため、指導及び書類の再提出を行わせることとする。

添付様式 43 － 1

平成　　年度　年次実施状況報告書

活動組織名：

実施面積	実施時期	実施人数	使用用船（隻）	活動成果・活動内容を具体的に記入

＜活動組織検証欄＞

印

（注）検証欄には活動組織が作成した活動計画どおり事業が実施出来たかを記載すること。

添付様式 43 － 2

Ｎｏ．

作業写真整理帳

活動組織名：

写真

	実施年月日	
	場　　所	
	活動内容	
	備　　考	

写真

	実施年月日	
	場　　所	
	活動内容	
	備　　考	

写真

	実施年月日	
	場　　所	
	活動内容	
	備　　考	

（注）事業が適切に実施されていることを示すため、活動の実施前、実施中、実施後の状況を写した写真を添付すること。

添付様式 43 － 3

平成○○年度　対象活動状況報告書

活動組織名：

位　置　図

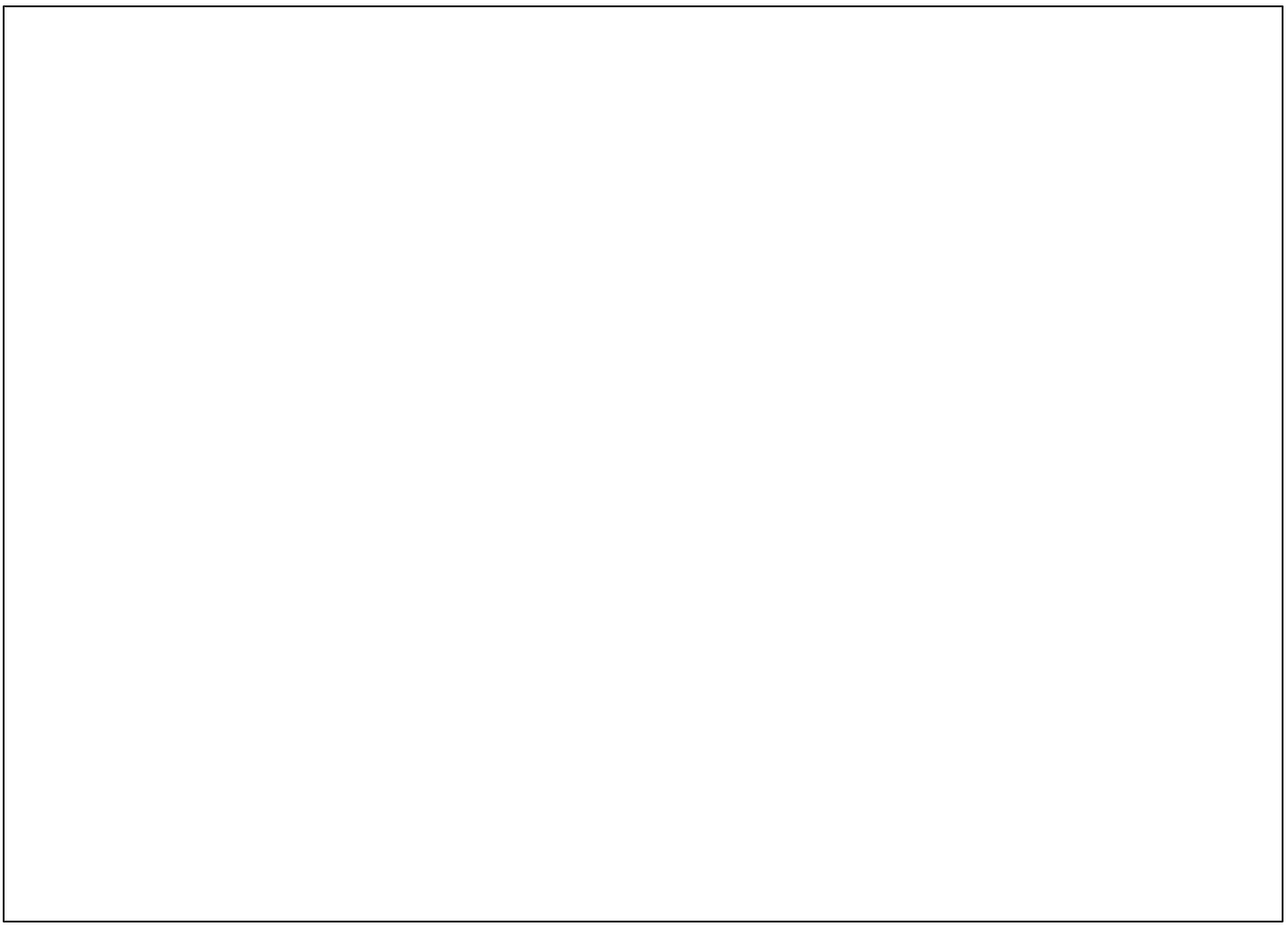

添付様式 43 － 4

活動確認一覧表

平成○○年度

活動組織名	実施状況調書														
	実施面積	実施時期	参加人数	収入の部		支出の部									
				合計	うち交付金	合計	①重機リース代	②清掃資材費	③ゴミ処理費用	④運搬費	⑤浚渫費	⑥傭船料	⑦日当	⑧モニタリング費	⑨普及啓発費

別記様式第 44 号

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　　名　　印

平成　　年度海岸清掃等活動支援事業に係る実施状況取りまとめ報告書

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）の第３の３－５－（１）の（４）のウの（ア）のｋに基づき、対象活動組織の実施状況を取りまとめたので、提出する。

記

活動確認一覧表（添付様式 44 － 1）

添付様式 44 － 1

活動組織名	実施状況調書														
	実施面積	実施時期	参加人数	収入の部		支出の部									
				合計	うち交付金	合計	①重機リース代	②清掃資材費	③ゴミ処理費用	④運搬費	⑤浚渫費	⑥傭船料	⑦日当	⑧モニタリング費	⑨普及啓発費
計		＼													

別記様式第 45 号

沖縄漁業基金のうち沖縄漁業基金事業に係る運用益使用承認申請書

番　　号
年　月　日

水産庁長官
　○○　○○　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、沖縄漁業基金のうち沖縄漁業基金事業に運用益が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（６）のウの規定に基づき、事業運営費として使用することの承認を申請する。

事業勘定	運用益	備　　考
沖縄漁業基金事業勘定	円	
合　　計	円	

※次の関係書類を添付すること。
　１．事業運営費予算額積算内訳
　２．運用益の算定根拠

別記様式第 46 号

沖縄漁業基金事業のうち沖縄漁業基金事業助成完了報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官
　○○　○○　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年　月　日をもって、沖縄漁業基金事業のうち沖縄漁業基金事業の助成を全て完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（８）のアの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

（単位：円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	備　　考
基金造成費補助金			
運　　用　　益			

前　期　繰　越　額			
収　　入　　合　　計			
基　金　助　成　額			
うち台湾漁船等対策			
うち漁業振興対策			
うち漁業環境整備の推進			
うち一般管理費			
支　　出　　合　　計			
当　期　収　支　差　額			

別記様式第 47 号

沖縄漁業基金のうち沖縄漁業基金事業清算報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣
　○○　○○　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日をもって、沖縄漁業基金のうち沖縄漁業基金事業の清算が完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（１）の（８）のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区　　分	造成総額	運用益総額	運用益のうち事業運営費に充てた額	助成総額	残　　高（返還額）	備　　考
	円	円	円	円	円	

（３－５－（２）　沖縄漁業基金事業のうち沖縄漁業安定基金事業勘定）

別記様式第 48 号

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）必要証明書

〔○○○漁業協同組合
代表理事組合長　○○　○○　殿〕
沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長　　○○　○○　　殿
沖　縄　県　知　事　殿

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）について、証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請します。

平成　　年　　月　　日

申請者　住　所
氏　名　　印
（法人名）

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のアの（ア）のｂの（ａ）のｉに定める要件に該当する者であることを証明する。

平成　　年　　月　　日

〔○○○漁業協同組合
代表理事組合長　○○　○○　印〕
沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長　　○○　○○　印

上記について、正確であることを確認する。

平成　　年　　月　　日

沖縄県知事　○○　○○　印

別　紙
（漁業の場合）　　［漁業：　　漁業（主な漁獲対象魚種名：　　］

区　分	内　容
操業水域	緯度（　　～　　） 経度（　　～　　）周辺水域
操業時期	
影響を受けている内容	

（注）１　操業水域については、操業位置を示す水域の概念図を添付すること。

２　操業時期により、操業水域が変わる場合は、その内容を明記すること。
（養殖業の場合）　［養殖業：　　養殖業（主な養殖魚種等種類名：　　）］

区　分	内　容
養殖場所	緯度（　　～　　） 経度（　　～　　）周辺水域
養殖時期	
影響を受けている内容	

（注）１　養殖場所については、操業位置を示す水域の概念図を添付すること。
２　養殖時期により、養殖場所が変わる場合は、その内容を明記すること。

別記様式第 49 号

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）必要証明書

沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長　○○　○○　殿
沖　縄　県　知　事　殿

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）について、証明及び確認を受けたく、別紙を添付して申請します。

平成　　年　　月　　日

申請者　住　所
氏　名　○○○漁業協同組合
代表理事組合長　○○　○○　印

上記の者は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のアの（ア）のｂの（ａ）のⅱに定める要件に該当する者であることを証明する。

平成　　年　　月　　日

沖縄県漁業協同組合連合会
代表理事会長　○○　○○　印

上記について、正確であることを確認する。

平成　　年　　月　　日

沖縄県知事　○○　○○　印

別　紙

区　分	内　容
会員たる漁業者の主な操業水域	緯度（　　～　　） 経度（　　～　　）周辺水域
会員たる漁業者の主な操業時期	
会員への影響等により漁協の事業に影響を受けている主な内容	

（注）１　主な操業水域については、主な操業位置を示す水域の概念図を添付すること。
　　２　主な操業水域について、操業時期により操業水域が変わる場合は、その内容を記載すること。
　　３　漁協が自営で漁業又は養殖業を営む場合は、同様式第 48 号の別紙を準用すること。

別記様式第 50 号

漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）承認申請書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　○○　○○　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

別添のとおり、事業検討委員会において、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のアの（ア）のｂの（ａ）のⅲに定める米軍訓練等海域等により、事業に影響を相当程度受ける者であると認められたので、承認を申請します。

（注）事業検討委員会の検討結果を添付すること。

別記様式第 51 号

平成　　年度漁業経営安定対策事業（施設整備等利子助成事業）承認実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　○○　○○　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3－5－（2）の（4）のアの（ア）のｅの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

単位（件、千円）

資金区分	事業実績				備考
	○年○月に承認したもの		○年度承認実績		
	件数	承認額	件数	承認額	
漁業者が借り入れる設備資金					
漁業者が借り入れる運転資金					
漁業協同組合が借り入れる運転資金					
計					

別記様式第52号

平成　　年度漁業経営安定対策事業（保証料助成事業）保証引受状況等報告書

年　月　日

公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　殿

住　所
沖縄県漁業信用基金協会
理事長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の3－5－（2）の（4）のアの（イ）のｅの（ａ）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1　保証の引受状況（平成○年○月末日現在）

（単位：円）

資金名	前四半期末までの保証引受額		今四半期の保証引受額		保証残高	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1．設備資金		円		円		円
2．運転資金						

合　　計		円		円		円

２　保証料

（単位：円）

資 金 名	前四半期末までの報告累計額	今回の報告額	累　　計　　額
１．設備資金			
２．運転資金			

別記様式第 53 号

平成　　年度漁業共済掛金補助事業に対する助成交付承認申請書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のアの（ウ）のｃの（ｂ）のviの規定に基づき、下記のとおり報告する。

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号（別添写し）をもって○○○○より交付申請あった平成　　年度漁業共済掛金助成交付金の交付を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のアの（ウ）のｃの（ｂ）のviの規定に基づき、承認を申請する。

別記様式第 54 号

平成　　年度漁業共済掛金補助事業に対する助成交付状況報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　　名　　印

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号（別添写し）をもって○○○○より報告があったので、水産関係民間団

体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のアの（ウ）のｃの（ｃ）のⅱの規定に基づき、報告する。

別記様式第 55 号

平成　　年度漁業共済掛金補助事業に対する助成交付実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　　名　　印

平成　　年　　月　　日付け　　第　　号（別添写し）をもって○○○○より報告があったので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のアの（ウ）のｃの（ｅ）の規定に基づき、報告する。

別記様式第 56 号

漁業用燃油支援対策事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり漁業用燃油支援対策事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のアの（エ）のｅの（ｂ）の規定に基づき、協議する。

別記様式第 57 号

平成　　年度漁業用燃油支援対策事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり漁業用燃油支援対策事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のアの（エ）のｆの（ｂ）の規定に基づき、報告する。

記

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者より提出のあった当該年度の実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第 58 号

平成　　年度漁具被害対策支援事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり漁具被害対策支援事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のアの（オ）のｄの（ｂ）の規定に基づき、協議する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

（１）被害漁具等が外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によるものであることについて第三者による確認

確認内容						
被害漁具・施設所有者	被害日	漁具・施設種類	加害国	加害船舶の特徴	被害内容	その他

（２）賠償請求にかかる取組内容

事業実施者	漁具・施設種類	事業実施予定日	被害補償申請するために要する経費 （全ての経費について記載）	備　　考

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第 59 号

平成　　年度漁具被害対策支援事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり漁具被害対策支援事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のアの（オ）のｅの（ｂ）の規定に基づき、報告する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

（１）被害漁具等が外国艦船等の緊急避泊・航行活動等によるものであることについて第三者による確認

確認内容						

被害漁具・施設所有者	被害日	漁具・施設種類	加害国	加害船舶の特徴	被害内容	その他

（２）賠償請求にかかる取組内容

事業実施者	漁具・施設種類	事業実施日	被害補償申請するために要した経費（全ての経費について記載）	備　　考

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第 60 号

平成　　年度操業安全対策事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり操業安全対策事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のイの（ア）のｄの（ｂ）の規定に基づき、協議する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

事業実施者	整備する機器名	設置予定日	安全操業確保のために必要な機器の整備等に要する経費	備　　考

			（全ての経費について記載）	

3　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第 61 号

平成　　年度操業安全対策事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり操業安全対策事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のイの（ア）のｅの（ｂ）の規定に基づき、報告する。

記

1　事業の概要

2　事業の内容

事業実施者	整備した機器名	設置日	安全操業確保のために必要な機器の整備等に要した経費（全ての経費について記載）	備　　考

3　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に	負担区分		備　　考

	要した経費	財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第 62 号

平成　　年度漁業奨励補助事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり漁業奨励補助事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のイの（イ）のｅの（ｂ）の規定に基づき、協議する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

（１）被害のあった浮き魚礁が自然災害によるものであることについて第三者による確認

確認内容等						確認者（第三者）	確認方法
被害漁具・施設所有者	被害日	漁具・施設種類	自然災害の内容	被害内容	その他		

（２）被害のあった浮き魚礁の復旧

事業実施者	漁具・施設種類	設置予定日	新設又は改修漁具・施設の設置購入に要する経費（全ての経費について記載）	備　　考

3　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第 63 号

平成　　年度漁業奨励補助事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり漁業奨励補助事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のイの（イ）のｆの（ｂ）の規定に基づき、報告する。

記

1　事業の概要

2　事業の内容

（1）被害のあった浮き魚礁が自然災害によるものであることについて第三者による確認

確認内容等						確認者（第三者）	確認方法
被害漁具・施設所有者	被害日	漁具・施設種類	自然災害の内容	被害内容	その他		

（2）被害のあった浮き魚礁の復旧

事業実施者	漁具・施設種類	設置日	新設又は改修漁具・施設の設置購入に要した経費（全ての経費について記載）	備　　考

3　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第 64 号

平成　　年度地域漁業活性化事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり地域漁業活性化事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のイの（ウ）のｅの（ｂ）の規定に基づき、協議する。

記

1　事業の概要

2　事業の内容

事業実施者名	実施する事業の内容	備　　考

3　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第 65 号

平成　　年度地域漁業活性化事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり地域漁業活性化事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のイの（ウ）のｆの（ｂ）の規定に基づき、報告する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

事業実施者名	実施した事業の内容	備　　考

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第 66 号

平成　　年度資源管理型漁業推進事業に対する助成に係る事業実施計画協議書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり資源管理型漁業推進事業に対する助成を実施することとしたいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のイの（エ）のｄの（ｂ）の規定に基づき、協議する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

事業実施者	事業従事者	事業実施予定日	実施する事業の内容	事業実施予定箇所

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要する経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実施計画書の写しを添付すること。

別記様式第 67 号

平成　　年度漁資源管理型漁業推進事業に対する助成に係る事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり資源管理型漁業推進事業に対する助成を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のイの（エ）のｅの（ｂ）の規定に基づき、報告する。

記

１　事業の概要

２　事業の内容

事業実施者	事業従事者	事業実施日	実施した事業の内容	事業実施箇所

３　事業の経費

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	負担区分		備　　考
		財団助成金	事業実施者負担金	
	円	円	円	

（注）事業実施者から提出された事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第 68 号

水産物販路拡大推進事業の助成要領の承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

水産物販路拡大推進事業の助成要領を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のウの（ア）のｃの（ａ）の規定に基づき、承認を申請します。

別記様式第 69 号

水産物販路拡大推進事業の審査結果の承認申請書

番　　号

年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　年　月　日の事業推進評価委員会の審査の結果について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のウの（ア）のｃの（ｂ）のⅱの規定に基づき、承認を申請します。

（注）事業推進評価委員会の審査結果及び水産物販路拡大推進事業応募者から提出された事業実施計画書を添付すること。

別記様式第70号

水産物販路拡大推進事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

水産物販路拡大推進事業について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のウの（ア）のｅの（ｂ）の規定に基づき、その実施状況を報告する。

記

事業実施者名	助成対象事業に要した経費	事業内容	備　　考
	円		

（注）事業実施者より提出のあった実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第71号

水産物流通加工推進事業の助成要領の承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

水産物流通加工推進事業の助成要領を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のウの（イ）のｃの（ａ）の規定に基づき、承認を申請します。

別記様式第 72 号

水産物流通加工推進事業の審査結果の承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　年　月　日の事業推進評価委員会の審査の結果について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のウの（イ）のｃの（ｂ）のⅱの規定に基づき、承認を申請します。

（注）事業推進評価委員会の審査結果と、水産物流通加工推進事業実施者から提出された事業実施計画書を添付すること。

別記様式第 73 号

水産物流通加工推進事業実施状況報告書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

水産物流通加工推進事業について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（４）のウの（イ）のｆの（ｂ）の規程に基づき、その実施状況を報告する。

記

事業実施者名	所在地	助成対象事業に 要した経費	事業内容	備　　考
		円		

（注）事業実施者より提出のあった事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第 74 号

沖縄漁業基金のうち沖縄漁業安定基金事業に係る運用益使用承認申請書

番　　号
年　月　日

水産庁長官
　○○　○○　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、沖縄漁業基金のうち沖縄漁業安定基金事業に運用益が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（６）のウの規定に基づき、事業運営費として使用することの承認を申請する。

事業勘定	運用益	備　　考
沖縄漁業安定基金事業勘定	円	
合　　計	円	

※次の関係書類を添付すること。
　１．事業運営費予算額積算内訳
　２．運用益の算定根拠

別記様式第 75 号

沖縄漁業基金事業のうち沖縄漁業安定基金事業助成完了報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官
　○○　○○　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年　月　日をもって、沖縄漁業基金事業のうち沖縄漁業安定基金事業の助成を全て完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（８）のアの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

（単位：円）

	平成 25 年度	平成 26 年度	備　　考
基金造成費補助金			
運　　用　　益			
前　期　繰　越　額			
収　　入　　合　　計			
基　金　助　成　額			
うち台湾漁船等対策			
うち漁業振興対策			
うち漁業環境整備の推進			
うち一般管理費			
支　　出　　合　　計			
当　期　収　支　差　額			

別記様式第 76 号

沖縄漁業基金のうち沖縄漁業安定基金事業清算報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣
　○○　○○　殿

住　　所
公益財団法人沖縄県漁業振興基金
財団の長　　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日をもって、沖縄漁業基金のうち沖縄漁業安定基金事業の清算が完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の３－５－（２）の（８）のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区　　分	造成総額	運用益総額	運用益のうち事業運営費に充てた額	助成総額	残　　高（返還額）	備　　考
	円	円	円	円	円	

（４－４　二枚貝資源緊急増殖対策事業）

別記様式第１号

平成　　年度二枚貝資源緊急増殖対策事業実用化等実施報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体名
代表者役職氏名　　印

平成　　年　　月　　日付け第　　号をもって補助金交付決定通知があった表記補助事業に係る平成　　年度の機器類及び二枚貝の増殖等の実証実用化等の状況について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－４の（１）のア（又はイの（イ））の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　機器類等の実用化の状況
２　特許権等の譲渡等の状況
(1)特許権等の譲渡の状況
(2)特許権等の実施権の設定の状況
３　その他補助事業の成果の供与、利用等の状況
４　収益の状況
(1)機器等の実用化による収入及び支出の内訳
(2)特許権等の譲渡等による収入及び支出の内訳
(3)その他補助事業の成果の供与、利用等による収入及び支出の内訳

別記様式第２号

事業収支報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体名
代表者役職氏名　　印

二枚貝資源緊急増殖対策事業に伴う収支について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について(平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知)第3の4－4の(2)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

※売上高が補助事業に要した経費を超えて、収益が発生した場合は、下記の文章を加えること。

平成　　年度二枚貝資源緊急増殖対策事業に伴う二枚貝の販売が完了し、収益納付が生じたので、金○○○円を納付す

る。

記

項目	本事業で購入した二枚貝の 当該年度までの売上高の累積額 （A）	当該年度末までの 補助対象外経費の累積額 （B）	（A）－（B）
金額			
内訳			

項目	当該年度末までの 補助事業に要した経費の累 積額（C）	当該年度末までの本事業に 係る国庫補助金の累積額 （D）	（C）－（D）
金額			

項目	収益額（E）	算式
金額		$E=\{(A-B)-(C-D)\}\times\frac{D}{C}$

注）次の書類を添付すること

1　売上高内訳を示す書類の写し

2　販売経費内訳の支払いを示す書類の写し

（４－７－（２）　有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止総合対策事業

別記様式第１号

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業実施計画承認申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
○○　○○　殿

事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（２）の（３）のアの規定に基づき、承認願いたい。

記

第１　実施事業名
有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
○○○○○○○○事業　（注）実施を計画する事業名を全て記載すること。

第２　事業の目的
△△△･･･

第３　事業の内容
１　有害生物調査及び情報提供事業
事業内容
△△△･･･
（１）有害生物漁業被害防止検討委員会開催計画

開催時期	開催場所	内容	備考

（２）有害生物生態把握調査計画

対象有害生物	実施期間	調査手段	調査内容	備考

（３）有害生物出現情報収集・解析及び情報提供計画
ア　有害生物出現情報収集・解析

対象有害生物	実施期間	出現情報収集・解析方法	備考

イ　有害生物出現情報の提供

対象有害生物	実　施　期　間	情報提供手段	情報提供内容	備　　考

2　有害生物被害軽減技術開発事業

事業内容

△△△･･･

（1）トド追い払い等効果検証計画

開　催　時　期	開　催　場　所	内　　容	備　　考

（2）トド漁業被害防止技術開発計画

試験等の項目	実施時期	実施場所	内　　容	備　　考

（3）トド漁業被害軽減対策検討会開催計画

開　催　時　期	開　催　場　所	内　　容	備　　考

3　有害生物被害軽減対策事業

事業内容

△△△･･･

（1）有害生物駆除計画

対象有害生物	実施時期	実施場所	内　　容	備　　考

（2）有害生物陸上処理計画

ア　実施時期、実施場所及び実施内容

実　施　時　期	実　施　場　所	内　　容	備　　考

イ　実施場所での項目及び数量

実　施　場　所	項　　目	数　　量	備　　考

（3）改良漁具の導入計画

実　施　場　所	改良漁具等の種類	改良漁具等の導入数	導　入　時　期	備　　考

（注）該当しない項目は適宜削除してかまわない。

第４　事業に必要な経費配分　　（単位：円）

区　　分	補助事業に要する経費	負　担　区　分		備　　考
		助成金	自己負担	
１　有害生物調査及び情報提供事業費				
（１）有害生物漁業被害防止検討委員会費				
（２）有害生物生態把握調査費				
（３）有害生物出現情報収集・解析及び情報提供費				
２　有害生物被害軽減技術開発事業費				
（１）トド追い払い等効果検証費				
（２）トド漁業被害防止技術開発費				
（３）トド漁業被害軽減対策検討会開催費				
３　有害生物被害軽減対策事業費				
（１）有害生物駆除費				
ａ　大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費				
ｂ　ａ以外の経費				
（２）有害生物陸上処理費				

a　陸上処理機材導入に要する経費				
b　a以外の経費				
（3）改良漁具の導入費				
計				

（注）1　備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。
　　2　該当しない項目は適宜削除してかまわない。

別記様式第２号

平成〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業計画変更承認申請書

番　　号
年　月　日

〇〇〇〇〇（※事業実施主体）
〇〇　〇〇　殿

事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け〇〇第　　号で交付決定通知があった平成〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業について、下記により事業内容及び経費の配分を変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の４－７－（２）の（３）のアの規定に基づき、承認願いたい。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第２号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、基金助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
　ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。
　また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第３号

平成〇〇年度有害生物漁業被害防止総合対策事業交付申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
○○　○○　殿

事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年度において、下記のとおり、有害生物漁業被害防止総合対策事業を実施したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（２）の（４）のアの規定に基づき、金　　円の交付を申請する。

記

第１　実施事業名
有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
○○○○○○○○事業　（注）実施を計画する事業名を全て記載すること。

第２　事業の目的
△△△･･･

第３　事業の内容
１　有害生物調査及び情報提供事業
事業内容
△△△･･･
（１）有害生物漁業被害防止検討委員会開催計画

開　催　時　期	開　催　場　所	内　　容	備　　考

（２）有害生物生態把握調査計画

対象有害生物	実　施　期　間	調　査　手　段	調　査　内　容	備　　考

（３）有害生物出現情報収集・解析及び情報提供計画
ア　有害生物出現情報収集・解析

対象有害生物	実　施　期　間	出現情報収集・解析方法	備　　考

イ　有害生物出現情報の提供

対象有害生物	実　施　期　間	情報提供手段	情報提供内容	備　　考

２　有害生物被害軽減技術開発事業

事業内容

△△△･･･

（1）トド追い払い等効果検証計画

開　催　時　期	開　催　場　所	内　　容	備　　考

（2）トド漁業被害防止技術開発計画

試験等の項目	実施時期	実施場所	内　　容	備　　考

（3）トド漁業被害軽減対策検討会開催計画

開　催　時　期	開　催　場　所	内　　容	備　　考

3　有害生物被害軽減対策事業

事業内容

△△△･･･

（1）有害生物駆除計画

対象有害生物	実施時期	実施場所	内　　容	備　　考

（2）有害生物陸上処理計画

ア　実施時期、実施場所及び実施内容

実　施　時　期	実　施　場　所	内　　容	備　　考

イ　実施場所での項目及び数量

実　施　場　所	項　　目	数　　量	備　　考

（3）改良漁具の導入計画

実　施　場　所	改良漁具等の種類	改良漁具等の導入数	導　入　時　期	備　　考

（注）該当しない項目は適宜削除してかまわない。

第4　事業に必要な経費配分　　（単位：円）

区　　分	補助事業に要する経費	負　担　区　分		備　　考
		助成金	自己負担	
1　有害生物調査及び情報提供事業費				
（1）有害生物漁業被害防止検討委員会費				
（2）有害生物生態把握調査費				
（3）有害生物出現情報収集・解析及び情報提供費				
2　有害生物被害軽減技術開発事業費				
（1）トド追い払い等効果検証費				
（2）トド漁業被害防止技術開発費				
（3）トド漁業被害軽減対策検討会開催費				
3　有害生物被害軽減対策事業費				
（1）有害生物駆除費				
a　大型クラゲ駆除効果促進ネット導入に要する経費				
b　a以外の経費				
（2）有害生物陸上処理費				
a　陸上処理機材導入に要する経費				
b　a以外の経費				
（3）改良漁具の導入費				

計				

（注）１　備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。
　　２　該当しない項目は適宜削除してかまわない。

第５　事業完了予定年月日（又は完了年月日）

第６　収支予算（又は収支精算）

１　収入の部　（単位：円）

区　分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減 （△）	備　　考
助　成　金				
自己負担金				
計				

２　支出の部　（単位：円）

区　分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減 （△）	備　　考
１　有害生物調査及び情報提供事業費				
２　有害生物被害軽減技術開発事業費				
３　有害生物被害軽減対策事業費				
計				

第７　添付書類

その他参考となる資料

別記様式第４号

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業概算払請求書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
○○　○○　殿

事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け○○第　　号で基金助成金の交付決定通知があった平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（２）の（５）のイの規定に基づき、金　　円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

区　分	補助事業に要する経費	助　成　金	既受領額		今回請求額		残額	
			金　額	出来高	金　額	出来高	金　額	出来高
	円	円	円	%	円	%	円	%
合　計								

（注）水産関係民間団体事業実施要領の運用について第３の４－７－（２）の（１）のアの（ア）から（ウ）までの事業ごとに区分して記載すること。

別記様式第５号

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業実績報告書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
○○　○○　殿

事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け○○第　　号で補助金の交付決定通知があった平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用通知について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（２）の（６）の規定に基づき、報告する。
なお、併せて基金助成金の精算額金　　円の交付を請求する。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第４号に準ずるものとする。また、添付書類については、交付申請書又は事業計画変更承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

（４－７－（３）　有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業

別記様式第１号

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業実施計画承認申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
○○　○○　殿

事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（３）の（４）のアの規定に基づき、承認願いたい。

記

第１　実施事業名
有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
大型クラゲ緊急対策事業

第２　事業の目的
△△△･･･

第３　事業の内容
１　駆除事業
事業内容
△△△･･･
（１）駆除漁具等の導入計画

駆除漁具等の種類	駆除漁具等の導入数	導　入　時　期	備　　考

（２）駆除実施計画

実　施　時　期	実　施　場　所	内　　容	備　　考

２　陸上処理事業
事業内容
△△△･･･
陸上処理実施計画

項　　目	数　　量	内　　容	備　　考
運搬経費			
処理用機材の導入経費			
処理及び有効利用経費			

（注）該当しない項目は適宜削除してかまわない。

第４　事業に必要な経費配分　　（単位：円）

区　　分	補助事業に要する経費	負　担　区　分		備　　考
		基金助成金	自己負担金	
１　駆除事業費				
（１）駆除漁具等の導入費				
（２）駆除事業費				
２　陸上処理事業費				
計				

（注）１　備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。
　　２　該当しない項目は適宜削除してかまわない。

別記様式第２号

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業計画変更承認申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
○○　○○　殿

事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け○○第　　号で基金助成金の交付決定通知があった平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業について、下記により事業内容及び経費の配分を変更したいので、水

産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（３）の（４）のアの規定に基づき、承認願いたい。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第１号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、基金助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第３号

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金交付申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
○○　○○　殿

事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年度において、下記のとおり、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業を実施したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（３）の（５）のアの規定に基づき、基金助成金金　　円の交付を申請する。

記

第１　実施事業名
有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
大型クラゲ緊急対策事業

第２　事業の目的
△△△･･･

第３　事業の内容
１　駆除事業
事業内容
△△△･･･
（１）駆除漁具等の導入計画

駆除漁具等の種類	駆除漁具等の導入数	導　入　時　期	備　　考

（２）駆除実施計画

実　施　時　期	実　施　場　所	内　　容	備　　考

２　陸上処理事業

事業内容

△△△･･･

陸上処理実施計画

項　　目	数　　量	内　　容	備　　考
運搬経費			
処理用機材の導入経費			
処理及び有効利用経費			

（注）該当しない項目は適宜削除してかまわない。

第４　経費配分　　（単位：円）

区　　分	補助事業に要する経費	負　担　区　分		備　　考
		基金助成金	自己負担金	
１　駆除事業費				
（１）駆除漁具等の導入費				
（２）駆除事業費				
２　陸上処理事業費				
計				

（注）１　備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。

２　該当しない項目は適宜削除してかまわない。

第５　事業完了予定年月日（又は完了年月日）

第６　収支予算（又は収支精算）

（１）収入の部　　（単位：円）

区　分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減 （△）	備　　考
基金助成金				
自己負担金				
計				

（2）支出の部　　（単位：円）

区　分	本年度予算額 （又は本年度精算額）	前年度予算額 （又は本年度予算額）	比較増減 （△）	備　　考
1　駆除事業費				
2　陸上処理事業費				
計				

第７　添付書類

その他参考となる資料

別記様式第４号

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策基金助成金概算払請求書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
○○　○○　殿

事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け○○第　　号で基金助成金の交付決定通知があった平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（３）の（６）のイの規定に基づき、金　　円を概算払いによって交付されたく請求する。

記

区　分	補助事業に	基金助成金	既受領額		今回請求額		残額	

	要する経費		金　　額	出来高	金　　額	出来高	金　　額	出来高
	円	円	円	%	円	%	円	%
合　　計								

（注）別記様式第３号の第４の経費配分に準じて区分すること。

別記様式第５号

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業実績報告書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
○○　○○　殿

事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け○○第　　号で補助金の交付決定通知があった平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち大型クラゲ緊急対策事業について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用通知について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（３）の（７）の規定に基づき、報告する。

なお、併せて基金助成金の精算額金　　円の交付を請求する。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第３号に準ずるものとする。また、添付書類については、交付申請書又は事業計画変更承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第６号

有害生物漁業被害防止総合対策基金運営状況報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　○○　○○　殿

事業実施主体名
代表者　氏　名　　印

平成○○年度における有害生物漁業被害防止総合対策基金の運営状況について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（３）の（８）のアの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

第１　有害生物漁業被害防止総合対策基金の造成額及び残高　（単位：円）

	金　　額	備　　考
基金造成費補助金		
運　　用　　益		
前　期　繰　越　額		
収　　入　　合　　計		
基　金　助　成　額		
基金管理運営費		
支　　出　　合　　計		
当　期　収　支　差　額		

第２　事業別有害生物漁業被害防止総合対策基金の助成額　（単位：円）

事　　業　　区　　分	金　　額	備　　考
1　駆除事業費		
2　陸上処理事業費		
基　金　助　成　額　合　計		

第３　基金管理運営費の内訳　（単位：円）

区　　分	金　　額	備　　考
合　　計		

（注）その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第７号

有害生物漁業被害防止総合対策基金助成完了報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　○○　○○　殿

事業実施主体名
代表者　氏　名　　印

平成○○年度において、有害生物漁業被害防止総合対策基金の助成を全て完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（３）の（８）のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

第１　有害生物漁業被害防止総合対策基金の造成額及び残高　（単位：円）

	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度
基金造成費補助金					
運用益					
前期繰越額					
収入合計					
基金助成額					
基金管理運営費					
支出合計					
当期収支差額					

第２　事業別有害生物漁業被害防止総合対策基金の助成額　（単位：円）

	２３年度	２４年度	２５年度	２６年度	２７年度
有害生物出現調査及び情報提供事業					
改良漁具等の導入促進事業					
有害生物駆除事業					
有害生物陸上処理事業					
有害生物被害軽減実証事業					

駆除事業					
陸上処理事業					
基 金 助 成 額 合 計					

（注）１　駆除事業及び陸上処理事業については、平成 27 年度以降の大型クラゲ対策に要した助成額を記載するものとする。

２　その他参考となる資料を添付すること。

（４－７－（４）　有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止緊急対策事業）

別記様式第１号

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
有害生物漁業被害防止緊急対策事業実施計画承認申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
○○　○○　殿

事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止緊急対策事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（４）の（３）の規定に基づき、承認願いたい。

記

第１　実施事業名
有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
有害生物漁業被害防止緊急対策事業

第２　事業の目的
△△△･･･

第３　事業の内容
１　有害生物駆除事業
事業内容
△△△･･･

実　施　時　期	実　施　場　所	内　　容	備　　考

２　有害生物陸上処理事業
事業内容
△△△･･･
ア　実施時期、実施場所及び内容

実　施　時　期	実　施　場　所	内　　容	備　　考

イ　実施場所での項目及び数量計画

実施場所	項目	数量	備考
○○○…	運搬量 処理量 △△△…(有効利用量)		

第４　事業に必要な経費配分　　（単位：円）

区分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
１　有害生物駆除事業費				
２　有害生物陸上処理事業費				
計				

（注）１　備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。
　　２　該当しない項目は適宜削除してかまわない。

別記様式第２号

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
有害生物漁業被害防止緊急対策事業計画変更承認申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
○○　○○　殿

事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け○○第　　号で助成金の交付決定通知があった平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止緊急対策事業について、下記により事業内容及び経費の配分を変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（４）の（３）の規定に基づき、承認願いたい。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第１号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更

の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、基金助成金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

ただし、当該変更の対象外となる事項については省略する。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第３号

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
有害生物漁業被害防止緊急対策事業交付申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
○○　○○　殿

事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年度において、下記のとおり、有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止緊急対策事業を実施したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（４）の（４）のアの規定に基づき、助成金金　　円の交付を申請する。

記

第１　実施事業名
有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
有害生物漁業被害防止緊急対策事業

第２　事業の目的
△△△･･･

第３　事業の内容
１　有害生物駆除事業
事業内容
△△△･･･

実　施　時　期	実　施　場　所	内　　容	備　　考

２　有害生物陸上処理事業
事業内容
△△△･･･
ア　実施時期、実施場所及び内容

実　施　時　期	実　施　場　所	内　　容	備　　考

イ　実施場所での項目及び数量計画

実　施　場　所	項　　目	数　　量	備　　考
○○○･･･	運搬量 処理量 △△△･･･(有効利用量)		

第４　事業に必要な経費配分　　（単位：円）

区　　分	補助事業に要する経費	負　担　区　分		備　　考
		助　成　金	自己負担金	
1　有害生物駆除事業費				
2　有害生物陸上処理事業費				
計				

（注）1　備考欄には、計上している経費の費目名をすべて記載すること。
　　2　該当しない項目は適宜削除してかまわない。

第５　事業完了予定年月日（又は完了年月日）

第６　収支予算（又は収支精算）

1　収入の部　　（単位：円）

区　分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減（△）	備　　考
助　成　金				
自己負担金				
計				

（2）支出の部　　（単位：円）

区　分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減（△）	備　　考

有害生物駆除事業費				
有害生物陸上処理事業費				
計				

第７　添付書類

　その他参考となる資料

別記様式第４号

平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち
有害生物漁業被害防止緊急対策事業実績報告書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
○○　○○　殿

事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け○○第　　号で交付決定通知があった平成○○年度有害生物漁業被害防止総合対策事業のうち有害生物漁業被害防止緊急対策事業について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用通知について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の４－７－（４）の（５）の規定に基づき、報告する。

なお、併せて精算額金　　円の交付を請求する。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第３号に準ずるものとする。また、添付書類については、交付申請書又は事業計画変更承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

（５－１－（１）のア　漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち漁業担い手確保・育成対策基金事業のうち新規漁業就業者総合支援事業）

別記様式第１号

新規就業者対策基金造成計画及び新規漁業就業者総合支援事業実施計画書

番　　号
年　月　日

水産庁長官
　○○○○　殿

所　在　地
事業実施主体名
代表者　氏　名　　印

新規就業者対策基金造成計画及び新規漁業就業者総合支援事業実施計画を下記のとおり作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のアの（ア）の規定に基づき、その承認を申請する。

記

１．新規就業者対策基金造成計画
（１）　新規就業者対策基金収支予算
　（ア）　収入の部
　　国庫補助金　　○○○○○○○○○円
　　その他負担　　○○○○○○○○○円
　（イ）支出の部
　　新規就業者対策基金造成予定額　　○○○○○○○○○円

（２）　管理方法及び運用方法等

（３）　基金造成予定年月日
　　平成○○年○月○日

２．新規漁業就業者総合支援事業実施計画（又は実績）
（１）　事業スケジュールの概要

実施時期	事業内容
平成２６年○月 平成２７年○月 平成２８年○月	

（２）　事業内容の詳細

新規漁業就業者総合支援事業

（ア）　青年就業準備給付金事業

ア 青年就業準備給付金

（ａ）　青年就業給付金の給付計画（又は実績）

給付対象者数	給付期間別対象者数				次年度給付対象者数
	半年	半年～１年	１～２年	２年	

（ｂ）研修機関等（都道府県が認める研修機関等）

イ 推進事業

（ａ）事業推進体制（審査、定着に向けた支援等の体制、関係機関との連携等）

（ｂ）推進事業計画（又は実績）

事項	内容	備考
①事業実施に係る事務		
②事業の普及		
③給付対象者への指導		

（イ）　新規漁業就業者確保基金事業

ア　漁業就業促進情報提供事業（実績）

（ａ）就労推進計画策定事業計画（又は実績）

会議等の名称	開催場所及び年月日	出席者		主な検討事項	備考
		委員	その他		

計	回	人	人		

（ｂ）求人・受入開拓及び意識啓発活動等事業計画（又は実績）

実施時期	内容	方法	対象者	備考

（ｃ）就業情報管理・提供活動計画（又は実績）

実施時期	対象者	内容	備考

（ｄ）漁業就業相談会開催計画（又は実績）

実施区分（フェアの名称）	開催場所及び時期	参加人数	備考
計	延べ　回	延べ　人	

（ｅ）漁業就業準備講習計画（又は実績）

主な内容	開催場所	開催日数（日）	参加人数（人）	講師名・依頼先	備考

イ　新規就業者確保・育成支援事業（実績）

（ａ）　漁業就業者研修実施計画（又は実績）

区分	内容	規模、実施機関数、実施期間（月）、研修期間（日）、参加人数（人）	備考
座学指導			
洋上指導			
陸上作業			

（ｂ）　新規就業者数等調査計画（又は実績）

実施時期	内容	方法	対象者	備考

ウ　技術習得支援事業（実績）

実施時期	実施方法	対象者	内容	備考

（３）　事業評価（結果）

区分	事業評価方法（又は結果）
（１）青年就業準備給付金事業	
ア　青年就業準備給付金	
イ　推進事業	
（２）新規漁業就業者確保基金事業（総評）	
ア　漁業就業促進情報提供事業	
イ　新規就業者確保・育成支援事業	
ウ　技術習得支援事業	

（４）　事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

（５）　経費の配分

（単位：円）

区　　分	事業に要する経費（又は事業に要した経費）	負　担　区　分			備　考
		基　金	自己負担金	その他	
新規漁業就業者総合支援事業					
（１）青年就業準備給付金事業費					
ア　青年就業準備給付金					
イ　推進事業費					

（２）新規漁業就業者確保基金事業費					
ア　漁業就業促進情報提供事業費					
イ　新規就業者確保・育成支援事業費					
ウ　技術習得支援事業費					
計					

（注）備考欄には事業区分ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、消費税相当額がない場合には「該当なし」と、消費税相当額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入すること。

（６）　収支予算（又は収支精算）

ア　収入の部　　（単位：円）

区　　分	予算額（又は精算額）	備　　考
基　　金		
自己負担金		
計		

イ　支出の部　　（単位：円）

区　　分	予算額（又は精算額）	備　　考
新規漁業就業者総合支援事業		
（１）青年就業準備給付金事業費		
ア　青年就業準備給付金		
イ　推進事業費		
（２）新規漁業就業者確保基金事業費		
ア　漁業就業促進情報提供事業費		
イ　新規就業者確保・育成支援事業費		

ウ　技術習得支援事業費		
計		

積算根拠（支出内訳）

1　新規漁業就業者総合支援事業

（1）　青年就業準備給付金事業

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1　運営事業費 （内訳） 2　旅費 （内訳） 3　賃金 （内訳） 4　消耗品費 （内訳） 5　委託費 （内訳）		

（2）　新規漁業就業者確保基金事業

（ア）　漁業就業促進情報提供事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1　運営事業費 （内訳） 2　漁業就業相談会開催費 （内訳） 3　漁業就業準備講習費 （内訳） 4　旅費 （内訳） 5　賃金 （内訳） 6　消耗品費 （内訳） 7　委託費 （内訳） 8　その他 （内訳）		

（イ）　新規就業者確保・育成支援事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1　事業実施主体 （内訳） 2　一次受入機関 （内訳） 3　二次受入機関 （内訳） 4　旅費 （内訳） 5　移動費（旅費） （内訳） 6　消耗品費 （内訳） 7　委託費 （内訳） 8　その他 （内訳）		

（ウ）　技術習得支援事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1　資格取得計画策定費 （内訳） 2　経営能力等取得講習費 （内訳） 3　流通・加工等講習費 （内訳） 4　漁船操業の安全等講習費 （内容）		

別記様式第２号

新規漁業就業者総合支援事業実施変更計画書

番　　号
年　月　日

水産庁長官
　○○○○　殿

所　在　地

事業実施主体名
代表者　氏　名　　印

新規漁業就業者総合支援事業について下記のとおり事業実施計画を変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のア（６）のアの（イ）の規定に基づき、その承認を申請する。

記

（注）記の記載内容は、別記様式第１号の２．新規漁業就業者総合支援事業実施計画に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業スケジュールの概要」に変更後のスケジュールを記載し、「事業内容の詳細」を「事業内容の変更の詳細」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、当初事業内容及び経費の配分と変更後の事業内容及び経費の配分とが容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、新規就業者対策基金造成計画及び新規漁業就業者総合支援事業実施計画書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第３号

新規漁業就業者総合支援事業実施計画承認（変更承認）報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官
○○○○　殿

所　在　地
事業実施主体名
代表者　氏　名　　印

新規漁業就業者総合支援事業について、下記のとおり提出のあった研修計画書及び事業実施計画について承認（変更承認）をしたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第５－１－（１）のアの（６）のイの規定に基づき、報告する。

記

（１）青年就業準備給付金事業

研修機関名及び代表者氏名	承認（変更承認）年月日	給付予定金額(円)	備　　考

（２）新規漁業就業者確保基金事業

事業実施機関名及び代表者氏名	承認（変更承認）年月日	助成予定金額(円)	備　　考

		合計	

（注）報告に当たっては、提出のあった研修計画書及び実施計画承認（又は変更承認）申請書の写しを添付すること。

別記様式第４号

新規漁業就業者総合支援事業実施状況報告書（平成○○年度実施分）

番　　号
年　月　日

水産庁長官
○○　○○　殿

所　在　地
事業実施主体名
代表者　氏　名　　印

新規漁業就業者総合支援事業に係る事業実施計画（平成○○年度実施分）について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のウの規定に基づき、その実施状況を報告する。

記

（１）青年就業準備給付金事業

研修機関名及び代表者氏名	事業額（円）	受給者数 （次年度継続者数）	備　考
		人（　　人）	
		人（　　人）	
		人（　　人）	
合　計		人（　　人）	

（２）新規漁業就業者確保基金事業

	事業額（円）	研修受講者数 （次年度継続者数）	備　考
事業実施主体実施分		人（　　人）	
事業実施機関名及び代表者氏名	助成金額（円）	研修受講者数 （次年度継続者数）	備　考
		人（　　人）	

		人（　　人）	
		人（　　人）	
		人（　　人）	
合　　計		人（　　人）	

（注）１．事業実施主体は、別記様式第１号に準じて当該年度の実績報告書を作成し添付すること。
ただし、事業実施期間の途中年度の実施分の実績報告に当たっては、同様式の「２．新規漁業就業者総合支援事業実施計画（又は実績)」の（ア）及び（イ）により当該年度の実績報告書を、事業実施期間の最終年度の実施分の実績報告に当たっては、同（ア）から（カ）までにより最終年度の実績報告書を作成すること。
２．受給者より提出のあった当該年度の研修状況報告書及び事業実施機関より提出のあった当該年度の新規漁業就業者確保基金事業実績報告書の写しを添付すること。

別記様式第５号

研修計画書

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印
電 話 番 号：
（生年月日：　　年　月　日：　歳）

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）のａの（ａ）の規定に基づき、研修計画の承認を申請します。

なお、第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）のａの（ａ）の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る給付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

１　漁業を始めようと思った理由

２　漁業就業計画

就業予定時期	年　月　日	就業予定時の年齢	歳
就業予定漁業種類	□　遠洋・沖合漁業（　　漁業）	就業希望地域	

	□　沿岸漁業　　（　　漁業） □　養殖業　　（　　）		
就業形態	□　自営独立 □　親元就業 □　雇用就業	取得予定の資格	

3　将来の就業ビジョン（漁業経営の目標・展望等を記載）

4　研修受講機関

名称（又は事業名）		所在地（又は研修地）	
専攻・コース名		研 修 期 間	年　月　日～　　年　月　日

5　給付期間

年　　月　　日　～　　年　　月　　日

添付書類

別添１：誓約書

別添２：履歴書

その他：受講する研修のカリキュラム及び入学が認められていることを証する書類

別添１

年　月　日

住　　所：
氏　　名：　　印
電 話 番 号：
（生年月日：　　年　月　日：　歳）

誓　約　書

水産関係民間団体事業実施要領の運用についての規定を遵守し、漁業に独立・自営就業又は雇用就業するため、研修に励むことを誓約します。

なお、実施要領の規定により、当該給付金を停止し、一部又は全額を返還することについて異議はありません。その際には、既に給付を受けた給付金の一部又は全部を返還することを（※保証人の署名、捺印を添えて）誓約します。

（※
保証人　住　　所

氏　　名　　印）

保証人　住　　所

氏　　名　　印

（保証人氏名は自署すること。）

添付書類

保証人の印鑑登録証明書

別添２

履　歴　書

１．氏名等

(ふりがな)					
住　　所	〒　　－				
(ふりがな)					
連 絡 先	〒　　－				
(ふりがな)		生　年　月　日	年　齢	性 別	電話番号
氏　名		昭和 平成　年　月　日	歳	１.男 ２.女	

２．家族構成

氏　　名	続　柄	生　年　月　日	住　　所

３．学歴等

	年	月	学歴・職歴			
履						

歴						
				年	月	免許・資格

別記様式第６号

研修変更計画書

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印
電 話 番 号：
（生年月日：　　年　月　日：　歳）

平成○年○月○日付けで提出した研修計画書について、変更したいので水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）の　ａの（ａ）の規定に基づき、研修変更計画書の承認を申請します。

１　変更の理由

２　漁業就業計画

就業予定時期	年　月　日	就業予定時の年齢	歳
就業予定漁業種類	□　遠洋・沖合漁業（　　漁業） □　沿岸漁業　（　　漁業） □　養殖業　（　　）	就業希望地域	
就業形態	□　自営独立	取得予定の資格	

	□　親元就業 □　雇用就業		

3　給付金を必要とする理由

4　研修受講機関

名称（又は事業名）		所在地（又は研修地）	
専攻・コース名		研 修 期 間	年　月　日 ～　年　月　日

5　給付期間

年　月　日 ～　年　月　日

別記様式第７号

青年就業準備給付金給付申請書

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）のｂの（ａ）の規定に基づき、青年就業準備給付金の給付を申請します。

給付対象期間	年　月　日 ～　年　月　日
今回申請する給付金の対象期間	年　月　日 ～　年　月　日
給付申請額	万円
生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付	□　給付されている　□　給付されていない

給付金の振込口座※

<table>
<tr><td rowspan="5">金　融
機　関
店　舗
名　等</td><td colspan="2">銀行　信用金庫　信用組合
労働金庫　漁業協同組合
信漁連　農林中金</td><td colspan="2">店・所</td><td colspan="2">出張所</td></tr>
<tr><td colspan="3">金　融　機　関　コ　ー　ド</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>預金・貯金の
種類</td><td>普通貯金
当座貯金</td><td>口　座
番　号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>郵 便 局</td><td>記号</td><td></td><td>（当　座）
番　号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>口座名義人</td><td colspan="2">（ふりがな）
氏　　名</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

※　２回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入しなくてもよい。

別記様式第８号

研修状況報告書

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）のｃの（ａ）の規定に基づき※、研修状況報告書を提出します。

１　研修実施状況

①学んだ内容	②習得度	③今後の課題

２　取得した資格等

３　就業に向け今後の課題、必要と考える技術等

４　就業に向けた準備状況

※継続研修の場合は、「第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）のｆの（ｂ）の規定に基づき」とすること。

添付書類

１．出席簿の写し

２．その他研修状況を証する書類等があれば添付すること

別記様式第９号

中　止　届

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）

○○　○○　殿

住　　所：

氏　　名：　　印

青年就業準備給付金の受給を中止しますので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）のｄの（ａ）の規定に基づき、中止届を提出します。

中　止　日	年　　月　　日
中止の理由	

別記様式第 10 号

休　止　届

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）

○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

青年就業準備給付金の受給を休止したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）のｅの（ａ）の規定に基づき、休止届を提出します。

休　止　期　間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
休止の理由	
再開の見込み	

別記様式第 11 号

研修再開届

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

青年就業準備給付金の受給を再開しますので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）のｅの（ｂ）の規定に基づき、研修再開届を提出します。

受給中止期間	年　月　日　～　年　月　日
研修再開日	年　月　日
研修機関等	
給付残期間	年　月　日　～　年　月　日

別記様式第 12 号

就業報告

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印
電 話 番 号：
（生年月日：　　年　月　日：　歳）

以下のとおり就業しましたので水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）のｆの（ａ）の規定に基づき、就業報告を提出します。

研修期間	年　月　日 ～　年　月　日	就業日	年　月　日
就業漁業種類	□　遠洋・沖合漁業（　　漁業） □　沿岸漁業（　　漁業） □　養殖業（　　）	組合員資格	□　正組合員 □　准組合員 □　員外
就業形態	□　自営独立（所属漁協名　　） □　親元就業 □　雇用就業（所属漁協名　　） （漁業法人名　　）	就業先 住所 電話番号	

添付書類
１．組合に所属していることを証する書類（自営独立の場合）
２．雇用されていることを証する書類（雇用就業の場合）

別記様式第 13 号

継続研修計画書

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）のｆの（ｂ）の規定に基づき、継続研修計画の承認を申請します。

１　就業に係る計画

就業予定時期	年　月　日	就業予定時の年齢	歳
就業予定漁業種類	□　遠洋・沖合漁業（　　漁業） □　沿岸漁業　（　　漁業） □　養殖業　（　　）	就業希望地域	
就業形態	□　自営独立 □　親元就業 □　雇用就業	取得予定の資格	

２　将来の就業ビジョン（漁業経営の目標・展望等を記載）

３　継続研修に係る計画

名称（又は事業名）		所在地（又は研修地）	
専攻・コース名		研修期間	年　月　日～　年　月　日

別記様式第 14 号

継続研修届

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

継続研修を開始したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）のｆの（ｂ）の規定に基づき、継続研修届を提出します。

継続研修開始日	年　　月　　日
継続研修終了予定日	年　　月　　日
研修機関等	

別記様式第 15 号

住所変更届

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）のｆの（ｃ）の規定に基づき、住所変更届を提出します。

変更前	郵便番号 住所 電話番号
変更後	郵便番号 住所 電話番号

別記様式第 16 号

就業状況報告
（　　年目　１～６月・７～ 12 月）

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）のｆの（ｄ）の規定に基づき、就業状況報告を提出します。

１．就業（予定）時期

□　既に就業している	年　　月　　日　就業　（漁業種類　　）
□　まだ就業していない	年　　月頃　就業予定（　　）

２．所属漁協等の名称

所属漁業協同組合名 （電話番号）	名称： 住所： 電話番号：
漁業法人等名称 （雇用就業の場合）	名称： 住所： 電話番号：

３．就業の内容（担当業務、水揚げ等）

４．　今後の課題及び目標

５．従事日数

日

別記様式第 17 号

返還免除申請書

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（ア）のｇの（ａ）の規定に基づき、返還免除申請書を提出します。

返還免除を申請する理由	

別記様式第 18 号

新規漁業就業者確保基金事業実施計画承認申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

所　在　地
事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

新規漁業就業者確保基金事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（イ）のａの（ａ）の規定に基づき、その承認を申請する。

記

区　　分	事業に要する経費（円）	負　担　区　分（円）		備　考
		助成金	自己負担金	
新規漁業就業者確保基金事業				
ア 漁業就業者促進情報提供事業費				
イ 新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ 技術習得支援事業費				

第１　事業の目的

第２　事業の内容
　１　団体の概要

団体名		
	〒・住所 ＴＥＬ ＦＡＸ	

会計担当者	氏名 所属機関・部署 職名 〒 住所 ＴＥＬ ＦＡＸ メールアドレス	
事務連絡先	氏名 所属機関・部署 職名 〒 住所 ＴＥＬ ＦＡＸ メールアドレス	

２　事業実施体制

新規漁業就業者確保基金事業

（１）漁業就業促進情報提供事業

（２）新規就業者確保・育成支援事業

（３）技術習得支援事業

注：上記事業ごとに、事業の実施体制が分かるように記載すること。

３　事業スケジュールの概要

実施時期	事業内容
平成２６年○月 平成２７年○月 平成２８年○月	

４　事業内容の詳細

新規漁業就業者確保基金事業

ア　漁業就業促進情報提供事業（実績）

（ア）就業情報管理・提供活動計画（又は実績）

実施時期	内容	方法	対象者	備考

（イ）漁業就業相談会開催計画（又は実績）

実施区分 （フェアの名称）	開催場所及び時期	参加人数	備考
計	延べ　回	延べ　人	

（ウ）漁業就業準備講習計画（又は実績）

主な内容	開催場所	開催日数（日）	参加人数(人)	講師名・依頼先	備考

イ　新規就業者確保・育成支援事業（実績）

区　分	内　容	規模、実施機関数、実施期間（月）、研修期間（日）、参加人数（人）	備　考
座学指導			
洋上指導			
陸上作業			

ウ　技術習得支援事業（実績）

実施方法	対象者	内容	備考

5　事業評価（結果）

区分	事業評価方法（又は結果）
新規漁業就業者確保基金事業 （総評）	
ア 漁業就業促進情報提供事業	

イ 新規就業者確保・育成支援事業	
ウ 技術習得支援事業	

6　事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

7　経費の配分

（単位：円）

区　　分	事業に要する経費（又は事業に要した経費）	負担区分			備考
		助成金	自己負担金	その他	
新規漁業就業者確保基金事業費					
ア 漁業就業促進情報提供事業費					
イ 新規就業者確保・育成支援事業費					
ウ 技術習得支援事業費					
計					

（注）備考欄には事業区分ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、消費税相当額がない場合には「該当なし」と、消費税相当額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入すること。

8　収支予算（又は収支精算）

ア　収入の部　（単位：円）

区　　分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減（△）	備　　考
助　成　金				
自己負担金				
計				

イ　支出の部　（単位：円）

区　　分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減（△）	備　　考

新規漁業就業者確保基金事業費				
ア 漁業就業促進情報提供事業費				
イ 新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ 技術習得支援事業費				
計				

積算根拠（支出内訳）

1　新規漁業就業者確保基金事業

（1）漁業就業促進情報提供事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1　運営事業費 （内訳） 2　漁業就業相談会開催費 （内訳） 3　漁業就業準備講習費 （内訳） 4　旅費 （内訳） 5　賃金 （内訳） 6　消耗品費 （内訳） 7　委託費 （内訳） 8　その他 （内訳）		

（2）新規就業者確保・育成支援事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1　事業実施機関 （内訳） 2　一次受入機関 （内訳） 3　二次受入機関 （内訳） 4　旅費		

（内訳） 5　移動費（旅費） （内訳） 6　消耗品費 （内訳） 7　委託費 （内訳） 8　その他 （内訳）		

（3）技術習得支援事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備考
1　資格取得計画策定費 （内訳） 2　経営能力等取得講習費 （内訳） 3　流通・加工等講習費 （内訳） 4　漁船操業の安全等講習費 （内容）		

別記様式第 19 号

新規漁業就業者確保基金事業実施計画変更承認申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
○○　○○　殿

所　在　地
事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年○月○○日付け○○第○○○○号で助成金の助成決定通知があった新規漁業就業者確保基金事業に係る事業実施計画について、下記により変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（イ）のａの（ａ）の規定に基づき、その承認を申請する。

記

区　　分	事業に要する経費（円）	負　担　区　分（円）	備　考

		助 成 金	自己負担金	
新規漁業就業者確保基金事業				
ア 漁業就業者促進情報提供事業費				
イ 新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ 技術習得支援事業費				

（注）記の記載内容は、別記様式第 18 号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、基金助成金の助成決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

添付書類については、新規漁業就業者確保基金事業実施計画承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第 20 号

新規漁業就業者確保基金事業助成申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
○○　○○　殿

所　在　地
事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年○月○日付け○○第○○○○号で承認のあった新規漁業就業者確保基金事業に係る事業実施計画について、計画のとおり事業を実施したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（イ）のｂの（ａ）の規定に基づき、下記のとおり金○○○○円の助成を申請する。

記

区　　分	事業に要する経費	負　担　区　分（円）		備　考
		助 成 金	自己負担金	
新規漁業就業者確保基金事業				
ア 漁業就業者促進情報提供事業費				
イ 新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ 技術習得支援事業費				

別記様式第 21 号

新規漁業就業者確保基金事業助成金変更申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

所　　在　　地
事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年○月○日付け○○第○○○○号で計画承認及び平成○○年○月○日付け○○第○○○○号で変更承認のあった新規漁業就業者確保基金事業に係る事業実施計画について、変更計画のとおり事業を実施したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（イ）のｂの（ｃ）の規定に基づき、下記のとおり助成金の変更を申請する。

記

区　　分	事業に要する経費	負　担　区　分（円）		備　　考
		助 成 金	自己負担金	
新規漁業就業者確保基金事業				
ア 漁業就業者促進情報提供事業費				
イ 新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ 技術習得支援事業費				

（注）助成金の助成決定により通知された経費の配分と変更後の経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第 22 号

新規漁業就業者確保基金事業助成金概算払請求書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
　○○　○○　殿

所　在　地
事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年○月○日付け○○第○○○○号により助成決定のあった新規漁業就業者確保基金事業に係る事業実施計画について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（イ）のｃの（ｂ）の規定に基づき、金○○○○円の概算払により請求する。

記

区　分	事業に要する経費	助成金	既受領額		今回請求額		残　額	
			金　額	出来高	金　額	出来高	金　額	出来高
新規漁業就業者確保基金事業費	円	円	円	%	円	%	円	%
ア 漁業就業者促進情報提供事業費								
イ 新規就業者確保・育成支援事業費								
ウ 技術習得支援事業費								
合　計								

別記様式第23号

新規漁業就業者確保基金事業実績報告書(平成○○年度実施分)

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
　○○　○○　殿

所　在　地
事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年○○月○○日付け○○第○○○○号により助成決定のあった新規漁業就業者確保基金事業に係る事業実施計画（平成○○年度実施分）について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（６）のエの（イ）のｄの規定に基づき、報告する。

（なお、併せて助成金の精算額金○○○○円を請求する。）

記

（注）１．記の記載内容は、別記様式第 18 号に準ずるものとする。ただし、事業期間途中年度実施分の実績報告に当たって、同様式の「第１事業の目的」及び「第２事業の内容」の箇所により作成すること。

また、添付書類については、新規就業者対策基金事業実施計画（変更）承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

２．事業期間最終年度実施分の実績報告の際、助成金の精算請求を行う場合は「なお、併せて助成金の精算額金○○○○円を請求する。」と追記すること。

別記様式第 24 号

新規就業者対策基金に係る運用益使用承認申請書

番　　号
年　月　日

水産庁長官
○○　○○　殿

所　在　地
事業実施主体名
代表者　氏　名　　印

平成○○年度において、新規就業者対策基金に運用益が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（８）のウの規定に基づき、事業運営費として使用することの承認を申請する。

事業勘定	運用益	備　考
新規漁業就業者総合支援事業勘定	円	
合　　計	円	

※次の関係書類を添付すること。

１．事業運営費予算額積算内訳

２．運用益の算定根拠

別記様式第 25 号

新規就業者対策基金助成完了報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官
　○○　○○　殿

所　　在　　地
事業実施主体名
代表者　氏　名　　印

平成○○年○月○日をもって、新規就業者対策基金事業の助成を全て完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（10）のアの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

（単位：円）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	備　　考
基金造成費補助金					
運　　用　　益					
前 期 繰 越 額					
収　入　合　計					
基 金 助 成 額					
うち青年就業準備給付金事業					
うち新規漁業就業者確保基金事業					
基金管理運営費					
支　出　合　計					
当 期 収 支 差 額					

別記様式第 26 号

新規就業者対策基金清算報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣
　○○　○○　殿

所　在　地
事業実施主体名
代表者　氏　名　　印

平成○○年○月○日をもって、新規就業者対策基金の清算が完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（１）のアの（10）のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区　　分	造成総額	運用益総額	運用益のうち事業運営費に充てた額	助成総額	残　　高（返 還 額）	備　　考
	円	円	円	円	円	

（５－１－（２）　漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業のうち新規漁業就業者総合支援事業）

別記様式第１号

研修計画書

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印
電 話 番 号：
（生年月日：　　年　月　日：　歳）

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のアの（ア）のａの規定に基づき、研修計画の承認を申請します。

なお、第３の５－１－（２）の（６）のアの（ア）のａの規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る給付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

１　漁業を始めようと思った理由

２　漁業就業計画

就業予定時期	年　月　日	就業予定時の年齢	歳
就業予定漁業種類	□　遠洋・沖合漁業　（　　漁業） □　沿岸漁業　（　　漁業） □　養殖業　（　　）	就業希望地域	
就業形態	□　自営独立 □　親元就業 □　雇用就業	取得予定の資格	

３　将来の就業ビジョン（漁業経営の目標・展望等を記載）

４　研修受講機関

名称（又は事業名）		所在地（又は研修地）	

専攻・コース名		研 修 期 間	年　月　日～　　年　月　日

5　給付期間

年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

添付書類

別添１：誓約書

別添２：履歴書

その他：受講する研修のカリキュラム及び入学が認められていることを証する書類

別添１

年　月　日

住　　所：
氏　　名：　　印
電 話 番 号：
（生年月日：　　年　月　日：　歳）

誓　約　書

水産関係民間団体事業実施要領の運用についての規定を遵守し、漁業に独立・自営就業又は雇用就業するため、研修に励むことを誓約します。

なお、実施要領の規定により、当該給付金を停止し、一部又は全額を返還することについて異議はありません。その際には、既に給付を受けた給付金の一部又は全部を返還することを（※保証人の署名、捺印を添えて）誓約します。

（※
保証人　住　　所
氏　　名　　印
保証人　住　　所
氏　　名　　印
（保証人氏名は自署すること。）

添付書類

保証人の印鑑登録証明書

別添２

履　歴　書

１．氏名等

（ふりがな）	
	〒　　－

住　　所					
(ふりがな)					
連 絡 先	〒　　－				
(ふりがな)		生　年　月　日	年　齢	性 別	電話番号
氏　名		昭和 平成　年　月　日	歳	1.男 2.女	

2．家族構成

氏　　名	続　柄	生　年　月　日	住　　所

3．学歴等

	年	月	学歴・職歴			
履						
歴						
				年	月	免許・資格

別記様式第２号

研修変更計画書

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印
電 話 番 号：
（生年月日：　　年　月　日：　歳）

平成○年○月○日付けで提出した研修計画書について、変更したいので水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のアの（ア）のａの規定に基づき、研修変更計画書の承認を申請します。

１　変更の理由

２　漁業就業計画

就業予定時期	年　月　日	就業予定時の年齢	歳
就業予定漁業種類	□　遠洋・沖合漁業（　　漁業） □　沿岸漁業　（　　漁業） □　養殖業　（　　）	就業希望地域	
就業形態	□　自営独立 □　親元就業 □　雇用就業	取得予定の資格	

３　給付金を必要とする理由

４　研修受講機関

名称（又は事業名）		所在地（又は研修地）	
専攻・コース名		研 修 期 間	年　月　日～　年　月　日

５　給付期間

年　月　日 ～　　年　月　日

別記様式第３号

青年就業準備給付金給付申請書

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のアの（イ）のａの規定に基づき、青年就業準備給付金の給付を申請します。

給付対象期間	年　月　日 ～　年　月　日
今回申請する給付金の対象期間	年　月　日 ～　年　月　日
給付申請額	万円
生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付	□　給付されている　□　給付されていない

給付金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行　信用金庫　信用組合 労働金庫　漁業協同組合 信漁連　農林中金				店・所				出張所							
	金融機関コード															
	預金・貯金の種類	普通貯金 当座貯金		口座番号												
	郵便局	記号						(当座) 番号								
口座名義人	(ふりがな) 氏　名															

※　２回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は記入しなくてもよい。

別記様式第４号

研修状況報告書

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のアの（ウ）のａの規定に基づき※、研修状況報告書を提出します。

１　研修実施状況

①学んだ内容	②習得度	③今後の課題

２　取得した資格等

３　就業に向け今後の課題、必要と考える技術等

４　就業に向けた準備状況

※継続研修の場合は、「第３の５－１－（２）の（６）のアの（カ）のｂの規定に基づき」とすること。

添付書類

１．出席簿の写し

２．その他研修状況を証する書類等があれば添付すること

別記様式第５号

中　止　届

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

青年就業準備給付金の受給を中止しますので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のアの（エ）のａの規定に基づき、中止届を提出します。

中　止　日	年　　月　　日
中止の理由	

別記様式第６号

休　止　届

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

青年就業準備給付金の受給を休止したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のアの（オ）のａの規定に基づき、休止届を提出します。

休　止　期　間	年　　月　　日～　　年　　月　　日
休止の理由	

再開の見込み	

別記様式第７号

研修再開届

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

青年就業準備給付金の受給を再開しますので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のアの（オ）のｂの規定に基づき、研修再開届を提出します。

受給中止期間	年　月　日 ～　年　月　日
研修再開日	年　月　日
研修機関等	
給付残期間	年　月　日 ～　年　月　日

別記様式第８号

就業報告

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印
電 話 番 号：
（生年月日：　年　月　日：　歳）

以下のとおり就業しましたので水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のアの（カ）のａの規定に基づき、就業報告を提出します。

研修期間	年　月　日～　年　月　日	就業日	年　月　日
就業漁業種類	□　遠洋・沖合漁業（　　漁業） □　沿岸漁業（　　漁業） □　養殖業（　　）	組合員資格	□　正組合員 □　准組合員 □　員外
就業形態	□　自営独立（所属漁協名　　） □　親元就業 □　雇用就業（所属漁協名　　） （漁業法人名　　）	就業先 住所 電話番号	

添付書類

1．組合に所属していることを証する書類（自営独立の場合）

2．雇用されていることを証する書類（雇用就業の場合）

別記様式第９号

継続研修計画書

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）

○○　○○　殿

住　　所：

氏　　名：　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のアの（カ）のｂの規定に基づき、継続研修計画の承認を申請します。

１　就業に係る計画

就業予定時期	年　月　日	就業予定時の年齢	歳
就業予定漁業種類	□　遠洋・沖合漁業（　　漁業） □　沿岸漁業（　　漁業） □　養殖業（　　）	就業希望地域	
就業形態	□　自営独立 □　親元就業 □　雇用就業	取得予定の資格	

２　将来の就業ビジョン（漁業経営の目標・展望等を記載）

3　継続研修に係る計画

名称（又は事業名）		所在地（又は研修地）	
専攻・コース名		研 修 期 間	年　月　日 ～　年　月　日

別記様式第 10 号

継続研修届

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

継続研修を開始したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のアの（カ）のｂの規定に基づき、継続研修届を提出します。

継続研修開始日	年　月　日
継続研修終了予定日	年　月　日
研修機関等	

別記様式第 11 号

住所変更届

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３

の５－１－（２）の（６）のアの（カ）のｃの規定に基づき、住所変更届を提出します。

変更前	郵便番号 住所 電話番号
変更後	郵便番号 住所 電話番号

別記様式第 12 号

就業状況報告
（　　年目　１～６月・７～ 12 月）

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のアの（カ）のｄの（ａ）の規定に基づき、就業状況報告を提出します。

１．就業（予定）時期

□　既に就業している	年　　月　　日　就業　（漁業種類　　）
□　まだ就業していない	年　　月頃　就業予定（　　）

２．所属漁協等の名称

所属漁業協同組合名 （電話番号）	名称： 住所： 電話番号：
漁業法人等名称 （雇用就業の場合）	名称： 住所： 電話番号：

３．就業の内容（担当業務、水揚げ等）

4．　今後の課題及び目標

5．従事日数

日

別記様式第 13 号

返還免除申請書

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

住　　所：
氏　　名：　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のアの（キ）のａの規定に基づき、返還免除申請書を提出します。

返還免除を申請する理由	

別記様式第 14 号

新規漁業就業者確保事業実施計画承認申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

所　在　地
事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

新規漁業就業者確保事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のイの（ア）

の規定に基づき、その承認を申請する。

記

区　　分	事業に要する経費（円）	負　担　区　分（円）		備　考
		助　成　金	自己負担金	
新規漁業就業者確保事業費				
ア　漁業就業促進情報提供事業費				
イ　新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ　技術習得支援事業費				

第１　事業の目的

第２　事業の内容

１　団体の概要

団体名		
	〒・住所 ＴＥＬ ＦＡＸ	

会計担当者	氏名 所属機関・部署 職名 〒 住所 ＴＥＬ ＦＡＸ メールアドレス	
事務連絡先	氏名 所属機関・部署 職名 〒 住所	

	ＴＥＬ ＦＡＸ メールアドレス	

2　研修生の相談体制

事業実施機関	氏名 所属機関・部署 職名 ＴＥＬ	
自治体	氏名 所属機関・部署 職名 ＴＥＬ	

3　事業実施体制

新規漁業就業者確保事業

（1）漁業就業促進情報提供事業

（2）新規就業者確保・育成支援事業

（3）技術習得支援事業

注：上記事業ごとに、事業の実施体制が分かるように記載すること。

4　事業スケジュールの概要

実施時期	事業内容
平成○年○月 平成○年○月	

5　事業内容の詳細

新規漁業就業者確保事業

ア　漁業就業促進情報提供事業（実績）

（ア）就業情報管理・提供計画（又は実績）

実施時期	対象者	内　　容	備　　考

（イ）漁業就業相談会開催計画（又は実績）

実施区分（フェアの名称）	開催場所及び時期	参加人数	備　　考
計	延べ　回	延べ　人	

（ウ）漁業就業準備講習計画（又は実績）

主な内容	開催場所	開催日数（日）	参加人数（人）	講師名・依頼先	備　　考
計	延べ　回	延べ　日	延べ　人		

イ　新規就業者確保・育成支援事業（実績）

（ア）漁業就業者研修計画（又は実績）

区　　分	内　　容	規模、実施機関数、実施期間（月）、研修期間（日）、参加人数（人）	備　　考
座学指導			
洋上指導			
陸上作業指導			

（イ）研修生確保計画（又は実績）

実施時期	対象者	備　　考

ウ　技術習得支援事業（実績）

実施時期	実施方法	対象者	内　　容	備　　考

6　事業評価（結果）

区分	事業評価方法（又は結果）
新規漁業就業者確保事業（総評）	
ア　漁業就業促進情報提供事業	
イ　新規就業者確保・育成	

支援事業	
ウ　技術習得支援事業	

7　事業完了予定年月日（又は事業完了年月日）

8　経費の配分　（単位：円）

区　分	事業に要する経費（又は事業に要した経費）	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
新規漁業就業者確保事業費				
ア　漁業就業促進情報提供事業費				
イ　新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ　技術習得支援事業費				
計				

（注）備考欄には事業区分ごとに仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、消費税相当額がない場合には「該当なし」と、消費税相当額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記入すること。

9　収支予算（又は収支精算）

ア　収入の部　（単位：円）

区　分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減（△）	備　考
助成金				
自己負担金				
計				

イ　支出の部　（単位：円）

区　分	本年度予算額（又は本年度精算額）	前年度予算額（又は本年度予算額）	比較増減（△）	備　考
新規漁業就業者確保事業費				

ア　漁業就業促進情報提供事業費				
イ　新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ　技術習得支援事業費				
計				

積算根拠（支出内訳）

1　新規漁業就業者確保事業費

（1）漁業就業促進情報提供事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備　　考
1　就業情報管理・提供費 （内訳） 2　漁業就業相談会開催費 （内訳） 3　漁業就業準備講習費 （内訳）		

（2）新規就業者確保・育成支援事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備　　考
1　漁業就業者研修費 （内訳） 2　研修生確保費 （内訳）		

（3）技術習得支援事業費

事業内容	予算額（又は実績額）（円）	備　　考
1　資格取得計画策定費 （内訳） 2　経営能力等取得講習費 （内訳）		

別記様式第 15 号

新規漁業就業者確保事業実施計画変更承認申請書

番　　号

年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

所　　在　　地
事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年○月○○日付け○○第○○○○号で助成金の助成決定通知があった新規漁業就業者確保事業に係る事業実施計画について、下記により変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のイの（ア）の規定に基づき、その承認を申請する。

記

区　　分	事業に要する経費（円）	負　担　区　分（円）		備　考
		助　成　金	自己負担金	
新規漁業就業者確保事業費				
ア　漁業就業促進情報提供事業費				
イ　新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ　技術習得支援事業費				

（注）記の記載内容は、別記様式第 14 号に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換えて同箇所に変更の理由を記載するとともに、助成金の助成決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

添付書類については、新規漁業就業者確保事業実施計画承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。

別記様式第 16 号

新規漁業就業者確保事業助成申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

所　　在　　地
事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年○月○日付け○○第○○○○号で承認のあった新規漁業就業者確保事業に係る事業実施計画について、計画のとおり事業を実施したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のイの（イ）のａの規定に基づき、下記のとおり金○○○○円の助成を申請する。

記

区　　分	事業に要する経費（円）	負　担　区　分（円）		備　考
		助　成　金	自己負担金	
新規漁業就業者確保事業費				
ア　漁業就業促進情報提供事業費				
イ　新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ　技術習得支援事業費				

別記様式第17号

新規漁業就業者確保事業助成金変更申請書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体名）
　○○　○○　殿

所　　在　　地
事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年○月○日付け○○第○○○○号で計画承認及び平成○○年○月○日付け○○第○○○○号で変更承認のあった新規漁業就業者確保事業に係る事業実施計画について、変更計画のとおり事業を実施したいので、水産関係民間

団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のイの（イ）のｃの規定に基づき、下記のとおり助成金の変更を申請する。

記

区　　分	事業に要する経費（円）	負　担　区　分（円）		備　考
		助　成　金	自己負担金	
新規漁業就業者確保事業費				
ア　漁業就業促進情報提供事業費				
イ　新規就業者確保・育成支援事業費				
ウ　技術習得支援事業費				

（注）助成金の助成決定により通知された経費の配分と変更後の経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

別記様式第 18 号

新規漁業就業者確保事業助成金概算払請求書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
○○　○○　殿

所　在　地
事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年○月○日付け○○第○○○○号により助成決定のあった新規漁業就業者確保事業に係る事業実施計画について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のイの（ウ）のｂの規定に基づき、金○○○○円の概算払により請求する。

記

			既受領額	今回請求額	残　　額

区　　分	事業に要する経費	助成金						
			金　　額	出来高	金　　額	出来高	金　　額	出来高
新規漁業就業者確保事業費	円	円	円	%	円	%	円	%
ア 漁業就業者促進情報提供事業費								
イ 新規就業者確保・育成支援事業費								
ウ 技術習得支援事業費								
合　　計								

別記様式第 19 号

新規漁業就業者確保事業実績報告書

番　　号
年　月　日

○○○○○（※事業実施主体）
　○○　○○　殿

所　　在　　地
事業実施機関名
代表者　氏　名　　印

平成○○年○○月○○日付け○○第○○○○号により助成決定のあった新規漁業就業者確保事業に係る事業実施計画について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の５－１－（２）の（６）のイの（エ）の規定に基づき、報告する。
（なお、併せて助成金の精算額金○○○○円を請求する。）

記

（注）１．記の記載内容は、別記様式第 14 号に準ずるものとする。
　　また、添付書類については、新規漁業就業者確保事業実施計画（変更）承認申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。
　　２．併せて精算請求を行う場合は「なお、併せて助成金の精算額金○○○○円を請求する。」と追記する

こと。

（７－１　国産水産物流通促進事業）

別記様式第１号

平成　　年度国産水産物流通促進事業実施計画（変更）承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

国産水産物流通促進センター
代表機関名
役職　　氏　　名　　印

平成　　年度国産水産物流通促進事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－１の（２）の規定に基づき、承認を申請します。

記

区　　分	補助事業に要する経費	負担区分		備　　考
		国庫補助金	自己負担金	
	円	円	円	
合　　計	円	円	円	

（注）備考欄には、積算基礎を入れること。

第１　事業（変更）の目的

第２　事業（変更）の内容

別記様式第２号

流通促進取組支援事業の助成要領の承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

国産水産物流通促進センター
代表機関名
役職　　氏　　名　　印

流通促進取組支援事業の助成要領を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－１の（２）のイの（ウ）のａの規定に基づき、承認を申請します。

別記様式第３号

流通促進取組支援事業の審査結果の承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

国産水産物流通促進センター
代表機関名
役職　　氏　　名　　印

平成　年　月　日の事業推進評価委員会の審査の結果について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－１の（２）のイの（ウ）のｂの（b）の規定に基づき、承認を申請します。

事業推進評価委員会の審査結果と、流通促進取組支援事業応募者から提出された目詰まり解消プロジェクト計画書を添付すること。

（７－２－（１）　国産水産物安定供給セーフティネット事業のうち需給変動調整事業）

別記様式第１号

平成　年度需給変動調整事業実施計画等承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
名称及び代表者氏名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－２－（１）の（２）のエの（ア）のａの規定に基づき、下記のとおり作成したので、承認を申請する。

記

Ⅰ　実施基準

１　対象水産物名

２　対象水産物又は対象水産物の原料魚の当該年度における生産の目標及び生産がこれを上回る場合の措置

３　この事業の当該年度における実施方針

（１）買取期間

（２）買取予定数量（及び販売受託予定数量）

（３）買取港等の名称

（４）その他必要な事項

４　対象水産物の買取価格帯及び買取価格帯の決定方法

（１）買取価格帯格

ア　対象水産物の原料魚の買取価格帯

円以上　　円以下（　　当たり）

規　格　別　内　訳　　円以上　　円以下（　　当たり）

イ　対象水産物の冷凍品等の買取価格帯

円以上　　円以下（　　当たり）

規　格　別　内　訳　　円以上　　円以下（　　当たり）

（２）買取価格帯の決定方法

５　対象水産物の生産原価及び生産原価の決定方法

（１）生産原価

（２）生産原価の決定方法

６　対象水産物の買取り、保管、加工及び放出の運営方法

（１）対象水産物の買取り（及び販売受託の方法）

（２）対象水産物の保管

（３）対象水産物の加工（予定加工仕向け量、加工方法、製品の種類等）

（４）対象水産物の放出（買取期間中に販売する基準を含む。）

７　経費の負担及び経理の方法

８　その他事業の運営の方法

Ⅱ　実施計画

項　　目	月	月	月	月	月	月	計	備　考
月始在庫量 買　取　量 加工仕向量 製品出来高 販　売　量								

（注）買取量には、販売受託量を含む。

Ⅲ　買取契約等（例）

（注）記入上の注意

1　Ⅰ～Ⅲについては、対象水産物ごとに記入すること。以下、各様式において同じ。

2　水産加工業協同組合の場合には、記のⅠの２を省略することができる。

別記様式第２号

平成　年度需給変動調整事業実施計画等変更承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
名称及び代表者氏名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－２－（１）の（２）のエの（ア）のａの規定に基づき、変更の承認を申請する。

記

1　変更の理由

2　変更の概要

（注）実施計画等承認申請書の様式に準じ、変更する箇所を対比できるよう変更前を括弧書きすること。

別記様式第３号

平成　年度需給変動調整事業予定加工業者等名簿

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
名称及び代表者氏名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－２－（１）の（２）のエの（イ）の規定に基づき、別添のとおり、下記事業実施者から提出のあった名簿を提出する。

記

事　業　実　施　者　名

（注）事業実施者から提出された名簿の写しを添付すること。

別記様式第４号

平成　　年度需給変動調整事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
名称及び代表者氏名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－２－（１）の（２）のエの（ウ）のｂの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

１　事業の内容

区分	項　目	４月	５月	６月			１月	２月	３月	合計	備考
	月始在庫量										
	買　取　量										
	加工仕向量										
	製品出来高										
	販　売　量										
	月末在庫量										
	月始在庫量										
	買　取　量										
計	加工仕向量										
	製品出来高										
	販　売　量										
	月末在庫量										

区分	項　目	助成事業に要した経費	負担区分			備考
			国庫補助金	基金助成金	事業実施者	

					負担金	
	買取代金金利					
	保　管　料					
	入 出 庫 料					
	検　査　料					
	火　入　料					
	保　険　料					
	加　工　料					
	事　務　費					
	（計）					
	買取代金金利					
	保　管　料					
	入 出 庫 料					
	検　査　料					
	火　入　料					
	保　険　料					
	加　工　料					
	事　務　費					
	（計）					

（注）１．区分欄は、事業実施者ごとに記入のこと。
２．事業実施者から提出された実績報告書の写しを添付すること。
３．買取量には、販売受託量を含む。
４．買取代金金利には、仮払代金金利を含む。

別記様式第５号

平成　　年度需給変動調整事業損益計算書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
名称及び代表者氏名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－２－（１）の（２）のエの（ウ）のｂの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区　　分					計
収入	販　売　額				
	助　成　金				
	雑　収　益				
	計				
支出	買　入　額				
	保管販売経費				
	金　　利				
	保管販売諸費				
	計				

差引損益額				
備　　考				

（注）１．区分欄は、事業実施者ごとに記入のこと。

２．備考欄には、損益の処理結果を記入のこと。

３．事業実施者から提出された損益算定結果通知書の写しを添付すること。

４．販売受託に係る買入額欄には、仮払額と精算額の合計を記入すること。

（７－２－（２）　国産水産物安定供給セーフティネット事業のうち水産加工業経営改善支援事業）

別記様式第１号

平成　　年度水産加工業経営改善支援事業実施計画承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

所　　在　　地
団　　体　　名
役　職　氏　名

平成　　年度水産加工業経営改善支援事業実施計画を別添のとおり策定したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－２－（２）の（３）のアの規定に基づき、承認を申請する。

（注）別添として水産加工業経営改善支援事業実施計画書を添付すること。

（別添）

平成○○年度水産加工業経営改善支援事業実施計画書

第１　事業の目的（又は変更の理由）

第２　事業の内容及び計画（又は実績）

１　水産加工業者経営診断委員会運営事業（又は実績）

（１）水産加工業者経営改善診断委員会運営計画（又は実績）

ア　水産加工業者経営改善診断委員会運営方針

イ　水産加工業者経営改善診断方針

（２）水産加工業者経営診断委員選任計画（又は実績）

委員候補者氏名	専門分野	委員候補とした理由

（３）水産加工業者経営診断委員会開催計画（又は実績）

開催（予定）時期	主な検討事項	備　　考

（４）経営改善保管運送費支援事業助成対象者募集計画（又は実績）

２　経営改善保管運送費支援事業計画（又は実績）
　　経営改善保管運送費支援事業助成計画（又は実績）

第３　経費の配分及び負担区分

区　　分	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費）	負　担　区　分		備　　考
		国庫補助金	自己負担金	
水産加工業者経営診断委員会運営事業費 経営改善保管運送費支援事業費	円	円	円	
合　　計				

（注）１　経費の積算内訳を作成し、添付すること。
　　２　備考欄には仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合 には「含税額」とそれぞれ記入すること。

第４　事業の完了予定年月日（又は事業完了年月日）

第５　添付書類

別記様式第２号

水産加工業者経営診断委員会設置要領（変更）承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

所　　在　　地
団　　体　　名
役　職　氏　名

水産加工業者経営診断委員会設置要領を別添のとおり作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－２－（２）の（３）のイの規定に基づき、承認を申請する。

（注）１．水産加工業者経営診断委員会設置要領の案を添付すること。
２．変更承認申請の場合は、本文の「別添のとおり作成したので、」を「別添のとおり変更したいので、」と書き換えるものとし、新旧対照表を添付すること。

別記様式第３号

経営改善保管運送費支援事業助成要領等（変更）承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

所　　在　　地
団　　体　　名
役　職　氏　名

経営改善保管運送費支援事業助成要領を別添のとおり作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－２－（２）の（３）のイの規定に基づき、承認を申請する。

（注）１．経営改善保管運送費支援事業助成要領の案を添付すること。
２．変更承認申請の場合は、本文の「別添のとおり作成したので、」を「別添のとおり変更したいので、」と書き換えるものとし、新旧対照表を添付すること。

別記様式第４号

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

所　　在　　地
団　　体　　名
役　職　氏　名

平成　　年度経営改善保管運送費支援事業に係る助成金交付候補者の選定について

平成　　年度経営改善保管運送費支援事業について、水産加工業者経営診断委員会の審査を踏まえ、下記の者を助成金交付候補者として選定したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－２－（２）の（３）のウの（エ）の規定に基づき、承認を申請する。

記

１．助成金交付候補者の概要

助成金交付候補者	経営改善取組計画の概要	助成金交付予定額

		千円
		千円
計　　者		合計　　千円

２．添付書類

（注）水産加工業者経営診断委員会の審査結果報告書、取組実施者から提出された経営改善取組計画書の写しを添付すること。

別記様式第５号

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

所　　在　　地
団　　体　　名
役　職　氏　名

平成　　年度水産加工業経営改善支援事業実施報告書の提出について

平成　　年度水産加工業経営改善支援事業を下記のとおり実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－２－（２）の（３）のキの規定に基づき、報告する。

記

１．事業の実績

別添のとおり。

（注）別記様式１号別添に準じて水産加工業経営改善支援事業実施報告書を作成し、添付すること。

助成金交付者	経営改善取組の概要	助成金額
		千円
		千円
計　　者		合計　　千円

２．助成金交付者の概要

３．添付書類

（注）助成金交付者から提出された経営改善保管運送費支援事業実績報告書の写しを添付すること。

（７－３－（２）　水産物輸出倍増環境整備対策事業のうち生産海域等モニタリング体制整備事業）

別記様式第１号

平成　　年度生産海域等モニタリング体制整備事業実施計画（変更）承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名　　印

平成　　年度生産海域等モニタリング体制整備事業について、下記のとおり事業実施計画を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－３－（２）の（３）の規定に基づき、承認を申請します。

記

第１　事業（変更）の目的

第２　事業（変更）の内容

第３　事業（変更）の目標

魚　種	海域・地域	輸出実績（○年度）	輸出目標

（注）原則として、魚種ごと、海域・地域ごとに輸出目標とする数量等を記入すること。

第４　経費の配分

区　　分	補助事業に要する経費	負　担　区　分		備　　考
		国庫補助金	自己負担金	
	円	円	円	
合　　計	円	円	円	

（注）備考欄には、積算基礎を入れること。

第５　添付書類

別記様式第２号

平成　　年度生産海域等モニタリング体制整備事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の７－３ー（２）の（５）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

第１　事業の目的

第２　事業の内容

第３　事業の成果

１　事業の目標

魚　種	海域・地域	輸出実績（〇年度）	輸出目標

（注）原則として、魚種ごと、海域・地域ごとに輸出目標とする数量等を記入すること。

２　事業の評価

（注）１　評価者を記入すること。
２　目標に対する実績の対比と、その要因分析を記入すること。
３　評価結果について、次年度以降の対応方針を記入すること。

第４　経費の配分

区　　分	補助事業に要した経費	負　担　区　分		備　　考
		国庫補助金	自己負担金	
	円	円	円	
	円	円	円	

合　　計				

（注）備考欄には、積算基礎を入れること。

第５　添付書類

（８－１　中小漁業関連資金融通円滑化事業）

別記様式第１号

平成　　年度中小漁業関連資金融通円滑化事業出えん申請書

年　月　日

一般社団法人漁業信用基金中央会
会長　　氏　名　　殿

住　所
○○漁業信用基金協会
理事長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり特別準備金の積立てが必要であるため、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の８－１の（２）のオの（ア）に基づき、必要な費用の一部に充てるべき資金　　円の出えんを申請する。

記

１　事業年度 12 月末保証残高等

（１）経営改善等支援事業

ア　経営改善漁業者

○○資金に係るもの（資金種類ごとに作成）

（単位：千円）

前事業年度 12 月末の保証残高		前年中の償還額		前年中の代位弁済済額		今事業年度 12 月末の保証残高		漁業種類
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	

イ　新規就業者

○○資金に係るもの（資金種類ごとに作成）

（単位：千円）

前事業年度 12 月末の保証残高		前年中の償還額		前年中の代位弁済済額		今事業年度 12 月末の保証残高		漁業種類
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	

（注）１　「前年中」とは前事業年度１月１日から今事業年度 12 月 31 日までのことをいう。

２　千円未満の金額は、四捨五入とする。

（２）漁業・地域維持対策事業

○○資金に係るもの（資金種類ごとに作成）

（単位：千円）

前事業年度 12 月末の保証残高		前年中の償還額		前年中の代位弁済済額		今事業年度 12 月末の保証残高		漁業種類
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	

（注）１　「前年中」とは前事業年度１月１日から今事業年度 12 月 31 日までのことをいう。
２　千円未満の金額は、四捨五入とする。

２　特別準備金積立計画

（１）経営改善等支援事業

ア　経営改善漁業者

（ア）平成 20 年３月末までに引き受けた保証分

（単位：千円）

区　　分	事業年度 12 月末において、特別準備金に積み立てている額 (A)	事業年度 12 月末保証事故準備必要額 (B)	差 (C=A-B)	取崩見込額（事業年度1月~3月) (D)	当年度積立見込額 (E=B-D+C)
Ⅰ 保証責任準備金等見合額 保証残高の 6/1,000 ○○資金 ○○資金 所定期限経過保証残高の 10/100 ○○資金 ○○資金					
Ⅱ 求償権償却引当金額 次の（１）から（３）までの合計額（ただし、当該合計額が求償債務者ごとの求償権の取立不能の見込み額を超える場合は当該超過額を控除して得た額） （１）前年１～ 12 月までに行った代位弁済に係る求償権残高の 33/100 ○○資金 ○○資金 （２）前々年１～ 12 月までに行った代位弁済に係る求償権残高の 67/100 ○○資金 ○○資金					

（３）３年前の 12 月以前に行った代位弁済に係る求償権残高 ○○資金 ○○資金					
合　　計					

（注）１　千円未満の金額は、切捨てとする。

２　「事業年度 12 月末保証事故準備必要額」の欄は、区分の欄の「Ⅰ」及び「Ⅱ」により算出された額に３分の２を乗じた額（千円未満切捨て）をそれぞれ記入する。

３　「差」の欄は、零より小さくなる場合は「０」と記入する。

（イ）平成 20 年４月以降、平成 22 年３月末までに引き受けた保証分

（単位：千円）

区　　分	事業年度 12 月末において、特別準備金に積み立てている額 (A)	事業年度 12 月末保証事故準備必要額 (B)	差 (C=A-B)	取崩見込額 (事業年度1月～3月) (D)	当年度積立見込額 (E=B-D+C)
Ⅰ 保証責任準備金見合額 保証残高（翌事業年度の 12 月末までにおいて金融機関に対して返済すべき債務に係る保証債務の額を除く。）の 6/1,000 保証 ○○資金 ○○資金					
Ⅱ 債務保証損失引当金見合額 次の a による被保証者の債務者区分ごとの保証残高に b による当該区分ごとの事故率及び回収不能率を乗じて得られた額の合計額 a　事業年度 12 月末における本事業の保証残高を被保証者の被保証債務の履行状況その他の状況に応じて被保証者ごとに区分する b　合理的な基準により算出された当該区分ごとの前年度末の事故率及び回収不能率 ○○資金 ○○資金					
Ⅲ 求償権償却引当金見合額					

事業年度 12 月末における本事業に係る求償権残高にあっては、求償債務者ごとの求償権の取立不能の見込み額の合計額 ○○資金 ○○資金					
合　　計					

（注）１　「前年」、「前々年」及び「３年前」とは特別準備金を積み立てるべき年度末を基準とする。

２　千円未満の金額は、切捨てとする。

３　「事業年度 12 月末保証事故準備必要額」の欄は、区分の欄の「Ⅰ」、「Ⅱ」及び「Ⅲ」により算出された額に３分の２を乗じた額（千円未満切捨て）をそれぞれ記入する。

４　「差」の欄は、零より小さくなる場合は「０」と記入する。

イ　新規就業者

（ア）平成 20 年３月末までに引き受けた保証分

（単位：千円）

区　　分	事業年度 12 月末において、特別準備金に積み立てている額 (A)	事業年度 12 月末保証事故準備必要額 (B)	差 (C=A-B)	取崩見込額（事業年度1月～3月) (D)	当年度積立見込額 (E=B-D+C)
Ⅰ 保証責任準備金等見合額 保証残高の 6/1,000 ○○資金 ○○資金 所定期限経過保証残高の 10/100 ○○資金 ○○資金					
Ⅱ 求償権償却引当金見合額 次の（１）から（３）までの合計額（ただし、求償債務者ごとの求償権の取立不能の見込み額を超える場合は当該超過額を控除して得た額） （１）前年 1 ～ 12 月までに行った代位弁済に係る求償権残高の 33/100 ○○資金 ○○資金 （２）前々年 1 ～ 12 月までに行った代位弁済に係る求償権残高の 67/100					

○○資金 ○○資金 （３） ３年前の 12 月以前に行った代位弁済に係る求償権残高 ○○資金 ○○資金					
合　　計					

（注）１　「前年」、「前々年」及び「３年前」とは特別準備金を積み立てるべき年度末を基準とする。

２　千円未満の金額は、切捨てとする。

３　「事業年度 12 月末保証事故準備必要額」の欄は、区分の欄の「Ⅰ」及び「Ⅱ」により算出された額に３分の２を乗じた額（千円未満切捨て）をそれぞれ記入する。

４　「差」の欄は、零より小さくなる場合は「０」と記入する。

（イ）平成 20 年４月以降、平成 22 年３月末までに引き受けた保証分

（単位：千円）

区　　分	事業年度 12 月末において、特別準備金に積み立てている額 (A)	事業年度 12 月末保証事故準備必要額 (B)	差 (C=A-B)	取崩見込額（事業年度1月~3月) (D)	当年度積立見込額 (E=B-D+C)
Ⅰ 保証責任準備金見合額 保証残高（翌事業年度の 12 月末までにおいて金融機関に対して返済すべき債務に係る保証債務の額を除く。）の 6/1,000 保証 ○○資金 ○○資金					
Ⅱ 債務保証損失引当金見合額 次の a による被保証者の債務者区分ごとの保証残高に b による当該区分ごとの事故率及び回収不能率を乗じて得られた額の合計額 a　事業年度 12 月末における本事業の保証残高を被保証者の被保証債務の履行状況その他の状況に応じて被保証者ごとに区分する b　合理的な基準により算出された当該区分ごとの前年度末の事故率及び回収不能率					

○○資金 ○○資金					
Ⅲ 求償権償却引当金見合額 事業年度 12 月末における本事業に係る求償権残高にあっては、求償債務者ごとの求償権の取立不能の見込み額の合計額 ○○資金 ○○資金					
合　　計					

（注）１　千円未満の金額は、切捨てとする。

２　「事業年度 12 月末保証事故準備必要額」の欄は、区分の欄の「Ⅰ」、「Ⅱ」及び「Ⅲ」により算出された額に３分の２を乗じた額（千円未満切捨て）をそれぞれ記入する。

３　「差」の欄は、零より小さくなる場合は「０」と記入する。

（２）漁業・地域維持対策事業

ア　平成 20 年３月末までに引き受けた保証分

（単位：千円）

区　　分	事業年度 12 月末において、特別準備金に積み立てている額 (A)	事業年度 12 月末保証事故準備必要額 (B)	差 (C=A−B)	取崩見込額（事業年度1月～3月) (D)	当年度積立見込額 (E=B−D+C)
Ⅰ 保証責任準備金等見合額 保証残高の 6/1,000 ○○資金 ○○資金 所定期限経過保証残高の 10/100 ○○資金 ○○資金					
Ⅱ 求償権償却引当金額 次の（１）から（３）までの合計額（ただし、求償債務者ごとの求償権の取立不能の見込み額を超える場合は当該超過額を控除して得た額） （１）前年 1 ～ 12 月までに行った代位弁済に係る求償権残高の 33/100 ○○資金 ○○資金 （２）前々年 1 ～ 12 月までに					

行った代位弁済に係る求償権残高の 67/100 ○○資金 ○○資金 （３）3 年前の 12 月以前に行った代位弁済に係る求償権残高 ○○資金 ○○資金					
合　　計					

（注）１　「前年」、「前々年」及び「３年前」とは特別準備金を積み立てるべき年度末を基準とする。

２　千円未満の金額は、切捨てとする。

３　「事業年度 12 月末保証事故準備必要額」の欄は、区分の欄の「Ⅰ」及び「Ⅱ」により算出された額に３分の２を乗じた額（千円未満切捨て）をそれぞれ記入する。

４　「差」の欄は、零より小さくなる場合は「０」と記入する。

イ　平成 20 年４月以降、平成 22 年３月末までに引き受けた保証分

（単位：千円）

区　　分	事業年度 12 月末において、特別準備金に積み立てている額 (A)	事業年度 12 月末保証事故準備必要額 (B)	差 (C=A-B)	取崩見込額（事業年度1月~3月) (D)	当年度積立見込額 (E=B-D+C)
Ⅰ 保証責任準備金見合額 保証残高（翌事業年度の 12 月末までにおいて金融機関に対して返済すべき債務に係る保証債務の額を除く。）の 6/1,000 保証 ○○資金 ○○資金					
Ⅱ 債務保証損失引当金見合額 次のａによる被保証者の債務者区分ごとの保証残高にｂによる当該区分ごとの事故率及び回収不能率を乗じて得られた額の合計額 ａ　事業年度 12 月末における本事業の保証残高を被保証者の被保証債務の履行状況その他の状況に応じて被保証者ごとに区分する ｂ　合理的な基準により算出さ					

れた当該区分ごとの前年度末の事故率及び回収不能率 ○○資金 ○○資金					
Ⅲ 求償権償却引当金見合額 事業年度 12 月末における本事業に係る求償権残高にあっては、求償債務者ごとの求償権の取立不能の見込み額の合計額 ○○資金 ○○資金					
合　　計					

（注）１　千円未満の金額は、切捨てとする。
２　「事業年度 12 月末保証事故準備必要額」の欄は、区分の欄の「Ⅰ」、「Ⅱ」及び「Ⅲ」により算出された額に３分の２を乗じた額（千円未満切捨て）をそれぞれ記入する。
３　「差」の欄は、零より小さくなる場合は「０」と記入する。

３　出えん申請額の算出方法

（１）経営改善等支援事業

（単位：千円）

	区　　分	金　　額
A	事業年度 12 月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	事業年度４月から 12 月までの特別準備金取崩額	
D	Ｂ－Ｃ	
E	Ａ－Ｄ	
F	Ｅ×１／２（＞０）	

（注）１　「事業年度 12 月末保証事故準備必要額」は、２の（１）のアの（ア）及び（イ）の「事業年度１２月末保証事故準備必要額」の金額並びに２の（１）のイの（ア）及び（イ）の「事業年度 12 月末保証事故準備必要額」の金額の合計額を記入すること。
２　千円未満の金額は切り捨てる。

（２）漁業・地域維持対策事業

（単位：千円）

	区　　分	金　　額
A	事業年度 12 月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	事業年度４月から 12 月までの特別準備金取崩額	
D	Ｂ－Ｃ	
E	Ａ－Ｄ	
F	Ｅ×１／３（＞０）	

（注）１　「事業年度 12 月末保証事故準備必要額」は、２の（３）のア及びイの

「事業年度12月末保証事故準備必要額」の金額を記入すること。

2　千円未満の金額は切り捨てる。

別記様式第２号

平成　　年度中小漁業関連資金融通円滑化事業実施計画承認申請書

年　月　日

水 産 庁 長 官　　殿

住　所
一般社団法人漁業信用基金中央会
会長　　氏　名　　印

平成　　年度において、中小漁業関連資金融通円滑化事業実施計画書を以下のとおり取りまとめたので、承認を受けたく、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の８－１の（３）に基づき申請する。

記

○平成　　年度中小漁業関連資金融通円滑化事業実施計画

・経営改善等支援事業

（単位：千円）

事　業　区　分	総額	都道府県負担分	市町村負担分	漁　連負担分	漁　協負担分	中 央 会からの出えん額	基金協会負担分
漁業近代化資金 金融公庫資金 経営改善促進資金 その他一般資金 新規就業者							

・漁業・地域維持対策事業

（単位：千円）

事　業　区　分	総額	都道府県負担分	市町村負担分	漁　連負担分	漁　協負担分	中 央 会からの出えん額	基金協会負担分
漁業近代化資金 金融公庫資金 経営改善促進資金 緊急融資資金 その他一般資金							

（注）実施計画の算出根拠を添付すること。

別記様式第３号

平成　　年度中小漁業関連資金融通円滑化事業に係る出えん金返還申請書

年　月　日

一般社団法人漁業信用基金中央会
会長　　氏　名　　殿

住　所
○○漁業信用基金協会
理事長　　氏　名　　印

平成　　年度において、中小漁業関連資金融通円滑化事業に係る出えん金について、下記のとおり余剰金が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の８－１の（６）のア（又はイ）に基づき、○○千円を返還する。

記

保証責任準備金等見合の特別準備金

（単位：千円）

特別準備金積立額（A）	特別準備金の積立てに必要な額（B）	返　還　額（A）－（B）

別記様式第４号

平成　　年度中小漁業関連資金融通円滑化事業出えん実績額報告書

年　月　日

水 産 庁 長 官　殿

住　所
一般社団法人漁業信用基金中央会
会長　　氏　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の８－１の(７)の規定により、下記のとおり報告する。

記

協　会　名	本事業に係る保証引受額	前年度末の保証残高	保証引受に係る前年度末の求償権残高	前年度に出えんを行った額
経営改善等支援事業	円	円	円	円

○○協会 ○○協会 漁業・地域維持対策事業 ○○協会 ○○協会				
合　　計				

（８－２　漁協経営改善推進事業）

別記様式第１号

利子助成金交付手続に関する委任状

当組合は、下記のとおり水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の８－２の（４）のアの（ア）に規定する漁協又は漁連として、経営の改善及び基盤強化のための資金を借り入れることに伴い、漁協経営改善推進事業の利子助成金の交付を受けたいので、○○○を代理人と定め同利子助成金交付に関する一切の権限を委任します。

記

融　資　機　関	（取扱店　　）
借　入　金　額	千円
利　子　助　成　率	％（※）
利　子　助　成　期　間	

※委任日現在の基準金利より算出（基準金利×１／２以内）した予定助成率であり、交付決定後、借入日時点において基準金利が変動している場合には、借入日時点の基準金利により計算した助成率となる。

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　印

別記様式第2号

平成　　年　　月　　日

事業実施主体の団体名及び代表者氏名　殿

（融資機関）

印

利子助成金交付申請書

当　が貸付決定を行った下記の資金について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知。以下、「運用通知」という。）第3の8－2の(4)のアの(イ)の規定に基づき、利子助成金交付手続に関する委任状を添付して利子助成金の交付を申請します。

債権番号（決定番号）	郵便番号	住所　漢字（市・郡・区）	住所　漢字（町・村）	＜備考＞

住所　漢字（丁目・番地）	住所　カタカナ
	26 52 78

交付希望組合　漢字

交付希望組合　カタカナ	市町村コード	借入主体コード	貸付決定日	貸付実行日	資金種類コード
			年　月　日	年　月　日	

貸付金額	貸付利率	利子助成率	据置期間	償還期限	払込期日	償還方法コード	償還回数	元利又は元金均等額	元金不均等額	元金不均等額コード
百万　千円	％	％	年　月	年　月	月　日			百万　千　円	百万　千　円	

(注) 1. 貸付実行までに、貸付決定時の貸付条件の内容に変更が生じた場合は、上段に変更前の内容、下段に変更後の内容を記載し、貸付実行一覧表に添付する。

2.「元本不均等額コード」欄は次のいずれかの番号を記載する。 1. 初回　2. 最終回

3. 運用通知第3の8－2の(4)のアの(ア)により対象となる漁協又は漁連が借り入れる資金について、利子助成金を受けるに際し、全国委員会により蓋然性について認定を受けた経営改善計画が総会又は総代会で決議されたことを証する書類及び当該経営改善計画の写し並びに貸付の決定の内容を記載した書類(別紙)を添付すること。

別紙

（融資金融機関名）

都道府県・市町村・系統団体等助成額の内訳

（単位：　　円）

対象漁協	都道府県助成額	市町村助成額	系統団体助成額						漁協負担額
			○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	○○○○	
①	円 （　　%）	円 （　　%）	円 （　　%）	円 （　　%）	円 （　　%）	円 （　　%）	円 （　　%）	円 （　　%）	
②									
③									
④									
⑤									
合計									

別記様式第３号

殿

事業実施主体の団体名
及び代表者氏名　　印

利子助成金交付決定通知書

貴組合の委任を受けた下記融資機関からの平成　　年　　月　　日付けの利子助成金交付申請については、下記のとおり利子助成金の交付を決定したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第３の８－２の（４）のアの（ウ）の規定に基づき通知します。

記

利子助成金交付決定日	利子助成金交付決定番号	融　資　機　関

	融資機関の貸付額	利子助成率（※）
	千円	%

資　金　の　種　類	利　子　助　成　期　間
運用通知第３の８－２の（２）に規定する資金	

※交付決定日現在の基準金利より算出（基準金利× 1/2 以内）した予定助成率であり、貸付実効日時点において基準金利が変動している場合には、実効日時点の基準金利により計算した助成率とする。

（承認条件）

１．貸付実行までに融資機関の貸付決定内容に変更があった場合、利子助成金交付決定の内容は、貸付実行時の内容に変更されます。

２．以下の場合は，利子助成金の交付を停止します。

（１）利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実に記載を行ったとき。

（２）融資機関が貴組合に対して繰上償還の請求を行ったとき。

（３）経営改善計画の認定が取り消されたとき。

（４）経営改善計画の進捗状況により、その計画期間途中の事業年度において繰越欠損金を解消したものであると判断されるとき（判断された事業年度の翌事業年度以降に限る。）。

３．以下の場合は、交付済の利子助成金にその事実の発生した日から年 10.95 %の割合で計算した加算金を付して返還請求をします。

（１）利子助成金の交付申請に際して虚偽その他不実の記載を行ったとき。

（２）融資機関から借り入れた資金をその目的外に使用したとき。

（３）融資機関から借り入れた資金について、その貸付限度額を超過したとき。

（４）誠実に経営改善計画に取組まず、当該計画が実施されていないと判断されるとき。

４．貴組合は毎事業年度、７月末までに「ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ進捗管理ｼｰﾄ」、「修正貸借対照表」、「ｱｸｼｮﾝﾌﾟﾗﾝ進捗管理表」、「県委員会の意見書（運用通知第３の８－２の（２）のアの（ア）又は（イ）の漁協又は漁連に限る。）」を事業実施主体に提出し、経営改善計画の進捗状況を報告するものとします。また、必要があると認めた場合は、利子助成事業の実施に関し、貴組合に対し必要な報告を求め、また、帳簿・書類等の閲覧、その他の物件の調査等を行うことがあります。

５．必要があると認めた場合は、利子助成金の交付対象となった資金について、融資機関に対しあらかじめ同意を得た上、その有する書類等の閲覧、貸付けの経緯の聴取等を行うことがあります。

利子助成を受けられる方へ

この利子助成金交付決定通知書は，利子助成対象資金の返済が完了するまで必ず保管しておいてください。

別記様式第４号

利子助成金代理受領契約書

融資機関　　（以下「甲」という。）と　　漁業協同組合（以下「乙」という。）は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）に基づき利子助成金交付決定通知を受けた利子助成金の代理受領について、次の通り契約する。

第１条
甲は、乙が漁協経営改善推進事業による利子助成金を同事業の事業実施主体から受ける場合、当該利子助成金を代理受領する。

第２条
乙は、甲が前条により代理受領した利子助成金を、平成　年　月　日付けで、甲より借入れを受けた債務に相当する支払利息の一部として、甲が充当することを認めるものとする。

第３条
その他、本契約に基づく疑義が生じた場合、甲、乙誠意を持って協議する。

以上の契約の証として、本契約書２通を作成し、甲及び乙において各１通を保有するものとする。

平成　年　月　日

甲

乙

別記様式第５号

平成　年　月　日

殿

住　所
氏　名　　印

利子助成金利息充当依頼書

当組合は、貴　から平成　年　月　日付け金銭消費貸借契約証書に基づき借り受けている債務元金　　円について、当該契約証書に基づき、年　.　％に相当する利息を支払うこととなっていますが、そのうち、年　％相当分については当組合が貴　に直接支払い、漁協経営改善推進事業により利子助成を受けることとなっている差額分（年　％相当分）については、平成　年　月　日付け利子助成金代理受領契約書に基づき貴　が当組合に代わって受領する助成金をもって充当することを依頼します。

別記様式第６号

利子助成金代理受領委任状

当組合は、　　を代理人と定め、　　から平成　　年　　月　　日付け金銭消費貸借契約証書に基づき借り受けている債務元金　　円に係る漁協経営改善推進事業による利子助成について、利子助成金の受領に関する一切の権限を委任します。

平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　印

別記様式第７号

保証料助成金の交付手続及び代理受領に関する委任状

○○漁業信用基金協会理事長　殿

当組合は、下記のとおり水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の８－２の（４）のイの（ア）に規定する漁協又は漁連として、下記の借り入れに必要な保証の付与を希望することに伴い、漁協経営改善推進事業の保証料助成金の交付を受けたいので、（漁業信用基金協会名）を代理人と定め、同助成金の交付手続及び代理受領（対象資金の保証料への充当手続を含む。）について、対象資金の保証料へ充当するものとして一切の権限を委任します。

記

融　資　機　関	（取扱店　　）
融　資　額	千円
融　資　期　間	

平成　　年　　月　　日

住　所
氏　名　　印

別記様式第8号

保証料助成金交付申請書

番　　号
年　月　日

事業実施主体の団体名
及び代表者氏名　　殿

○○漁業信用基金協会

理事長　氏　名　　印

本協会は、下記のとおり保証を行うこととしたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の８－２の（４）のイの（イ）の規定に基づき、保証料助成金の交付手続及び代理受領に関する委任状の写し等を添付して保証料助成金の交付を申請します。

記

１．内容

・漁　協　名　：
・融資機関名　：
・融　資　額　：　　円
・保証引受額　：　　円
・保証料率　　：　　％
・保証引受期間：　平成　年　月　日から平成　年　月　日まで
（　日間）

２．添付書類

・貸付けの決定の内容を記載した書類の写し
・債務保証の内容を記載した書類
・保証料助成金の交付手続及び代理受領に関する委任状の写し

別記様式第９号

番　　号
年　月　日

殿

事業実施主体の団体名
及び代表者氏名　　印

保証料助成金交付決定通知書

平成　年　月　日付けにて提出された保証料助成金交付申請書に基づく助成金については、下記のとおり交付を決定したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第３の８－２の（４）のイの（ウ）の規定に基づき通知します。

記

１．保証料助成金の交付決定日	年　月　日
２．助成の対象漁協名	

３．資金の種類	
４．助成対象の保証引受額	円
５．保証料の助成率	%
６．助成期間	年　月　日から　年　月　日まで

別記様式第 10 号

平成　　年度債務保証計画

事業実施主体の団体名
及び代表者氏名　　殿

住　所
○○漁業信用基金協会
理事長　氏　名　　印

平成　年度において、以下のとおり水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の８－２の（４）のウの（ア）に基づき、債務保証計画を作成したので、提出する。

記

１　保証引受計画額等　　（単位：千円）

事　業　名	保証引受計画額	資金種類	漁協名
求償権償却経費助成事業			

（注）１　計画期間は、平成 26 年４月１日から平成 29 年３月 31 日までの期間の範囲内で定める。
２　本計画の対象となる債務保証の範囲
（例）本計画の対象は、○○県に住所地を置く漁協又は漁連に対して、本協会が行う債務保証とする。
３　協議先
（注）基金協会が債務保証計画を作成するに当たって協議する先は、都道府県その他関係機関とする。

別記様式第 11 号

平成　　年度求償権償却経費助成事業実施計画

年　月　日

水 産 庁 長 官　　殿

住　所
事業実施主体の団体名
及び代表者氏名　　印

平成　　年度において、求償権償却経費助成事業実施計画書を以下のとおり取りまとめたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の８－２の（４）のウの（イ）に基づき提出する。

記

○平成　　年度求償権償却経費助成事業実施計画

（単位：千円）

事　業　区　分	総額	都道府県負担分	市町村負担分	漁　連負担分	漁　協負担分	事業実施主体からの出えん額	基金協会負担分
漁協経営改善推進資金							

（注）実施計画の算出根拠を添付すること。

別記様式第12号

平成　　年　　月　　日

事業実施主体名及び代表者氏名　殿

（融資機関）

印

利子助成金必要額申請書（平成　　年　　月～　　月分）

下記の資金に係る利子助成金の支払を水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の８－２の（５）のアの（ア）の規定に基づき、交付対象組合の委任を受けて申請します。

１．計算書式

漁協名 (A)	指定日（借入日） (B)	据置期間（年） (C)	貸付利率（年%） (D)	当初貸付金 (E)	期首貸付金残高 (F)	期中償還日 (G)	貸付期間（日数） 償還前 (H)	貸付期間（日数） 償還後 (I)	償還金額 (J)	期末貸付金残高 (F)-(J) (K)	融資平均残高 (F×H÷365)＋(K×I÷365) (L)	約定利息 (D)×(L) (M)	県助成額 (L)×○○% (N)	市町村・系統団体助成額 (L)×○○% (O)	利子助成金必要額 (L)×○○% (P)
①															
②															
③															
④															
⑤															
合　計															

（注）１．(L)欄は、貸付利率別に記載することとし、計算期間中の毎日の最高残高の総和（以下「積数」という。）を年間の日数で除して得た額（積数／３６５）とする。
２．金額の算出に当たっては、すべて円未満切り捨てとする。
３．(D)について、利率区分表は以下のとおり。

	利　率
平成○年○月○○日以降平成○年○月○○日以前の日を指定日（借入日）として融資機関が指定したもの	○．○○○%
平成○年○月○○日以降平成○年○月○○日以前の日を指定日（借入日）として融資機関が指定したもの	○．○○○%

２．補助金の振込先

金融機関名：　　支店名（ふりがな）：　　（　　）

口座種類　：　普通・当座・貯金　　口座番号：　　口座名（ふりがな）：　　（　　）

別記様式第 13 号

求償権償却経費助成事業実施計画
（平成　　年　　月～平成　　年　　月分）

番　　号
年　月　日

事業実施主体の団体名
及び代表者氏名　　殿

○○漁業信用基金協会
理事長　氏　名　　印

本協会は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の８－２の（５）のイの（ア）の規定に基づき、交付対象の経営改善漁協等の委任により、助成金の必要額を下記のとおり申請します。

記

１．計算書式

助成の対象漁協名	保証引受額（当初）	保証料率	保証料算定基準日	保証料算出時の保証引受残高	保証料助成金必要額
	円	%	平成　年　月　日	円	円

２．振込先
金融機関名（フリガナ）:
支　店　名（フリガナ）:
口　　座　　種　　類　:
口　座　名（フリガナ）:
口　　座　　番　　号　:

（注）１　金額の算定に当たっては、すべて円未満切捨てとする。
２　申請期間内に、同一の漁協について複数の保証料率、保証料算定基準日等がある場合には、計算書式の欄の同一行内に段書きで記載すること。

別記様式第 14 号

平成　　年度特別準備金積立費用出えん申請書

年　月　日

事業実施主体の団体名
及び代表者氏名　　殿

住　所
○○漁業信用基金協会
理事長　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり特別準備金の積立てが必要であるため、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の８－２の（５）のウの（ア）に基づき、必要な費用の一部に充てるべき資金　　円の出えんを申請する。

記

１　事業年度 12 月末保証残高等

○○資金に係るもの（資金種類ごとに作成）

（単位：千円）

保証引受実績額		前事業年度 12 月末の保証残高		前年中の償還額		前年中の代位弁済済額		今事業年度 12 月末の保証残高		漁業種類
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	

（注）１　「保証引受実績額」の欄には前事業年度１月１日から今事業年度 12 月 31 日までの保証引受実績額を記入する。
２　「前年中」とは前事業年度１月１日から今事業年度 12 月 31 日までのことをいう。
３　千円未満の金額は、四捨五入とする。

２　特別準備金積立計画

（単位：千円）

区　　分	事業年度 12 月末において、特別準備金に積み立てている額 (A)	事業年度 12 月末保証事故準備必要額 (B)	差 (C=A-B)	取崩見込額（事業年度1月~3月) (D)	当年度積立見込額 (E=B-D+C)
Ⅰ 保証責任準備金見合額 保証残高（翌事業年度の 12 月末までにおいて金融機関に対して返済すべき債務に係る保証債務の額を除く。）の 6/1,000 保証 ○○資金 ○○資金					
Ⅱ 債務保証損失引当金見合額 次の a による被保証者の区分					

ごとの保証残高によるｂによる当該区分ごとの事故率及び回収不能率を乗じて得られた額 ａ　事業年度 12 月末における本事業の保証残高を被保証者の被保証債務の履行状況その他の状況に応じて被保証者ごとに区分する ｂ　合理的な基準により算出された当該区分ごとの前年度末の事故率及び回収不能率 ○○資金 ○○資金					
Ⅲ 求償権償却引当金見合額 事業年度 12 月末における本事業に係る求償権残高にあっては、求償債務者ごとの求償権の取立不能の見込み額の合計額 ○○資金 ○○資金					
合　　計					

（注）１　千円未満の金額は、切捨てとする。

２　「事業年度 12 月末保証事故準備必要額」の欄は、区分の欄の「Ⅰ」、「Ⅱ」及び「Ⅲ」により算出された額に３分の２を乗じた額（千円未満切捨て）をそれぞれ記入する。

３　「差」の欄は、零より小さくなる場合は「０」と記入する。

３　出えん申請額の算出方法

（単位：千円）

	区　　分	金　　額
A	事業年度 12 月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	事業年度４月から 12 月までの特別準備金取崩額	
D	Ｂ－Ｃ	
E	Ａ－Ｄ	

（注）１　「事業年度 12 月末保証事故準備必要額」は、２の「事業年度１２月末保証事故準備必要額」の金額を記入すること。

２　千円未満の金額は切り捨てる。

別記様式第 15 号

平成　　年度求償権償却経費助成事業に係る出えん金返還申請書

年　月　日

事業実施主体の団体名
及び代表者氏名　　殿

住　所
○○漁業信用基金協会
理事長　氏　名　　印

平成　　年度において、求償権償却経費助成事業に係る出えん金について、下記のとおり余剰金が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の８－２の（７）のウの（ア）（又は（イ））に基づき、○○千円を返還する。

記

保証責任準備金等見合の特別準備金

（単位：千円）

特別準備金積立額（A）	特別準備金の積立てに必要な額（B）	返　還　額（A）－（B）

別記様式第 16 号

平成　　年度求償権償却経費助成事業出えん実績額報告書

年　月　日

水 産 庁 長 官　殿

住　所
事業実施主体の団体名
及び代表者氏名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の８－２の(９)の規定により、下記のとおり報告する。

記

協　会　名	本事業に係る保証引受額	前年度末の保証残高	保証引受に係る前年度末の求償権残高	前年度に出えんを行った額
○○協会 ○○協会	円	円	円	円
合　　計				

（８－３　漁業運転資金融通円滑化対策事業）

別記様式第１号

平成　　年度漁業運転資金融通円滑化対策事業出えん申請書

年　月　日

一般社団法人漁業信用基金中央会
会長　　氏　名　　殿

住　所
○○漁業信用基金協会
理事長　　氏　名　　印

平成　　年度において、下記のとおり特別準備金の積立てが必要であるため、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の８－３の（２）のウの（ア）に基づき、そのために必要な費用の一部に充てるべき資金　　円の出えんを申請する。

記

１　前年中の保証引受額及び事業年度 12 月末保証残高
○○資金に係るもの（資金種類ごとに作成）

（単位：千円）

前事業年度 12 月末の保証残高		前年中の償還額		前年中の代位弁済済額		今事業年度 12 月末の保証残高		漁業種類
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	

（注）１　「前年中」とは前事業年度１月１日から今事業年度 12 月 31 日までのことをいう。
２　千円未満の金額は、四捨五入とする。

２　特別準備金積立計画

（単位：千円）

区　　分	事業年度 12 月末の特別準備金積立額 (A)	事業年度１２月末保証事故準備必要額 (B)	差 (C=A-B)	償却求償権回収見込額に2／3を乗じて得た額（事業年度1月~3月） (D)	取崩見込み額（事業年度1月~3月） (E)	当年度積立見込額 (F=B+D-E+C)
求償権償却引当金額（基金協会負担分） １　平成２０年３月末までに引き受けた保証 次の（１）から（３）の合						

計額（ただし、その合計が求償債務者ごとの求償権の取立不能の見込み額の合計額を超える場合は当該超過額を控除して得た額）とする。 （１） 前年１～12月までに行った代位弁済に係る求償権残高の33/100 （２） 前々年１～12月までに行った代位弁済に係る求償権残高の67/100 （３） ３年前の12月以前に行った代位弁済に係る求償権残高 ２ 平成20年４月から平成22年３月までに引き受けた保証にあっては、求償債務者ごとの求償権の取立不能の見込み額の合計額						
合　　計						

（注）１　「前年」、「前々年」及び「３年前」とは、特別準備金を積み立てるべき年度末を基準とする。
２　「事業年度12月末保証事故準備必要額」の欄は、区分の欄中「１」及び「２」の合計額に２／３を乗じた額を記入する。
３　千円未満の金額は、四捨五入とする。
４　償却求償権回収見込額は、基金協会の取得分に限る。
５　「差」の欄は、０より大きくなる場合のみ記入する。

３　出えん申請額の算出方法

（単位：千円）

	区　　分	金　　額
A	事業年度12月末保証事故準備必要額	
B	前年度末特別準備金積立額	
C	事業年度４月から12月までの償却求償権回収額（基金協会の取得分）　×　２／３	
D	事業年度４月から12月までの特別準備金取崩額	
E	A－（B＋C－D）	
F	E×１／２（＞０）	

（注）１　「事業年度12月末保証事故準備必要額」は、２の「事業年度１２月末保証事故準備必要額」の金額を記入すること。
２　千円未満の金額は四捨五入とする。

別記様式第２号

平成　　年度漁業運転資金融通円滑化対策事業に係る出えん金返還申請書

年　月　日

一般社団法人漁業信用基金中央会
会長　　氏　名　　殿

住　所
○○漁業信用基金協会
理事長　　氏　名　　印

平成　　年度において、漁業運転資金融通円滑化対策事業に係る出えん金について、下記のとおり余剰金が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の８－３の（５）のア（又はイ）に基づき、○○千円を返還する。

記

（単位：千円）

特別準備金積立額（A）	求償権残高（基金協会負担分）の 1/3（B）	返　還　額（A）－（B）

（注）１　特別準備金積立額は、国の補助金による出えん分に限る。
　　２　返還額を疎明するための「別記様式第１号に準じた資料その他必要な資料を添付すること。

別記様式第３号

平成　　年度漁業運転資金融通円滑化事業出えん実績額報告書

年　月　日

水 産 庁 長 官　殿

住　所
一般社団法人漁業信用基金中央会
会長　　氏　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の８－３の(６)の規定により、下記のとおり報告する。

記

協　会　名	本事業に係る保証引受額	前年度末の保証残高	保証引受に係る前年度末の求償権残高	前年度に出えんを行った額
○○協会	円	円	円	円

合　　計				

（８－６　漁船保険団体一元化実施支援事業）

別記様式第1号

平成　　年度漁船保険団体一元化実施支援事業実施計画書

平成　　年　　月　　日

水産庁長官　殿

漁船保険中央会
役職名　　氏　　名　　印

平成　　年度における漁船保険団体一元化支援事業については、下記のとおり事業実施計画を作成しましたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第3の8－6の(3)のアの規定に基づき、提出する。

記

区　　分	補助対象事業に要する経費	負担区分		備　　考
		国庫補助額	自己負担額	
	円	円	円	
合　　計				

（注）備考欄には、積算基礎を入れること。

1　事業の目的

2　事業の内容

3　○○年度末までの組織再編計画（単年度）

4　○○年度末までの組織再編計画（３カ年を目処）

5　その他

別記様式第2号

平成　　年度漁船保険団体一元化実施支援事業実施変更計画書

平成　　年　　月　　日

水産庁長官　殿

漁船保険中央会
役職名　　氏　　名　　印

平成　　年度における漁船保険団体一元化支援事業については、下記のとおり事業実施変更計画書を作成しましたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第3の8－6の(3)のアの規定に基づき、提出する。

記

1　変更の目的

2　変更の内容
（事業実施計画書に準じて、変更前を上段上括弧書きに変更後を下段に記載すること）

（９－１　水産物競争力強化緊急事業）

別記様式第１－１号

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

広域水産業再生委員会名
所在地
代表者名　　印

平成●●年度浜の活力再生広域プラン策定支援事業実施計画の（変更）承認について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（ア）のａの（ｄ）のｉの規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）添付書類として、別添を添付すること。

別記様式第１－１号別添

平成●●年度浜の活力再生広域プラン策定支援事業実施計画書

１　広域水産業再生委員会

組織名	
代表者名	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	

２　地域の現状

３　関連するこれまでの地域の取組等

4　競争力強化の方針

（1）機能再編・地域活性化に関する基本方針

（2）中核的担い手の確保・育成に関する基本方針

5　関連施策

活用を予定している関連施策名と想定される内容

事　業　名	想定される事業内容

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「想定される事業内容」のみ記載する。

※本欄の記載により関連施策の実施を確約するものではない。

6　平成●●年度浜の活力再生広域プラン策定支援

（1）収入の部（単位：円）

区　　分	金　　額
事業実施主体（基金） 都道府県 市町村 その他	
合　　計	

（2）支出の部（単位：円）

区　　分	事　業　費	負　担　区　分		積算内容
		国庫補助金	そ　の　他	
合　　計				

※「区分」欄は水産関係民間団体事業実施要領の運用についての別紙の９－１の別紙１に掲げる「費目」に分けて記載すること。

別記様式第１－２号

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

広域水産業再生委員会名
所在地

代表者名　　印

平成●●年度浜の活力再生広域プラン策定支援事業完了報告書の提出について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（ア）のａの（ｈ）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）添付書類として、別添を添付すること。

別記様式第１－２号別添

平成●●年度浜の活力再生広域プラン策定支援事業完了報告書

１　広域水産業再生委員会

組織名	
代表者名	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	

２　浜の活力再生広域プラン策定支援活動実績

（１）活動内容

年　月　日	活　動　内　容	事　業　費	積　算　内　訳	備　考
合　　計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

（２）プラン通知第●の●の提出の有無　　有　・　無　　都道府県知事への提出年月日 平成●●年●●月●●日

（３）プラン通知第●の●の承認の有無　　有　・　無　　水産庁長官の承認年月日 平成●●年●●月●●日

３　活動の総括及び今後の活動方針

別記様式第２－１号

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

広域漁船漁業構造改革委員会名
所在地
代表者名　　印

平成●●年度漁船漁業構造改革広域プラン策定支援事業実施計画の（変更）承認について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（ア）のｂの（ｄ）のｉの規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）添付書類として、別添を添付すること。

別記様式第２－１号別添

平成●●年度漁船漁業構造改革広域プラン策定支援事業実施計画書

１　広域漁船漁業構造改革委員会

組織名	
代表者名	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる漁業の種類及び地域の範囲	

２　漁業・地域の現状

3　関連するこれまでの取組等

4　競争力強化の方針

5　関連施策

活用を予定している関連施策名と想定される内容

事　業　名	想定される事業内容

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「想定される事業内容」のみ記載する。

※本欄の記載により関連施策の実施を確約するものではない。

6　平成●●年度漁船漁業構造改革広域プラン策定支援

（1）収入の部（単位：円）

区　　分	金　　額
事業実施主体（基金） 都道府県 市町村 その他	
合　　計	

（2）支出の部（単位：円）

区　　分	事　業　費	負　担　区　分		積算内容
		国庫補助金	そ　の　他	
合　　計				

※「区分」欄は水産関係民間団体事業実施要領の運用についての別紙の９－１の別紙１に掲げる「費目」に分けて記載すること。

別記様式第２－２号

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

広域漁船漁業構造改革委員会名
所在地
代表者名　　印

平成●●年度漁船漁業構造改革広域プラン策定支援事業完了報告書の提出について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（ア）のｂの（ｈ）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）添付書類として、別添を添付すること。

別記様式第２－２号別添

平成●●年度漁船漁業構造改革広域プラン策定支援事業完了報告書

１　広域漁船漁業構造改革委員会

組織名	
代表者名	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる漁業の種類及び地域の範囲	

２　漁船漁業構造改革広域プラン策定支援活動実績

（１）活動内容

年　月　日	活　動　内　容	事　業　費	積　算　内　訳	備　考
合　　計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

（２）プラン通知第●の●の提出の有無　　有　・　無　　水産庁長官への提出年月日 平成●●年●●月●●日

（３）プラン通知第●の●の承認の有無　　有　・　無　　水産庁長官の承認年月日 平成●●年●●月●●日

３　活動の総括及び今後の活動方針

別記様式第３号

競争力強化型操業推進委員会設置承認申請書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（イ）のａの（ｃ）のⅱに規定する競争力強化型操業推進員会について、別添の設置要領のとおり設置したいので、ａの（ｃ）のⅱの規程に基づき承認を申請する。

別記様式第４－１号

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

広域水産業再生委員会名又は
広域漁船漁業構造改革委員会名
所在地
代表者名　　印

平成●●年度広域浜プラン実証調査事業実施計画の（変更）承認について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（イ）のｃの（ｄ）のｉの規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注）添付書類として、別添を添付すること。

別記様式第４－１号別添

平成●●年度広域浜プラン実証調査事業実施計画書

１　広域水産業再生委員会又は広域漁船漁業構造改革委員会

組織名	
代表者名	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	

２　策定した広域浜プラン（浜の活力再生広域プラン又は漁船漁業構造改革広域プラン）の方針

３　本事業の目的

４　本事業の実施内容

５　本事業にかかる構成員（各漁村地域）の役割分担

６　本事業で期待する成果

７　平成●●年度広域プラン実証調査

※単年度の場合

（１）収入の部（単位：円）

区　　分	金　　額
事業実施主体（基金） 都道府県	

市町村 その他	
合　　計	

（２）支出の部（単位：円）

区　　分	事　業　費	負　担　区　分		積算内容
		国庫補助金	そ　の　他	
合　　計				

※「区分」欄は水産関係民間団体事業実施要領の運用についての別紙の９－１の別紙１に掲げる「費目」に分けて記載すること。

※複数年度の場合（３ヵ年を上限）

（１）収入の部（単位：円）

区　　分	●●年度	●●年度	●●年度
事業実施主体（基金） 都道府県 市町村 その他			
合　　計			

（２）支出の部（単位：円）

●●年度

区　　分	事　業　費	負　担　区　分		積算内容
		国庫補助金	そ　の　他	
合　　計				

●●年度

区　　分	事　業　費	負　担　区　分		積算内容
		国庫補助金	そ　の　他	
合　　計				

●●年度

区　　分	事　業　費	負　担　区　分		積算内容
		国庫補助金	そ　の　他	
合　　計				

※「区分」欄は水産関係民間団体事業実施要領の運用についての別紙の９－１の別紙１に掲げる「費目」に分けて記載すること。

別記様式第４－２号

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

広域水産業再生委員会名又は
広域漁船漁業構造改革委員会名
所在地
代表者名　　印

平成●●年度広域浜プラン実証調査事業完了報告書の提出について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のアの（イ）のｃの（ｈ）の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注）添付書類として、別添を添付すること。

別記様式第４－２号別添

平成●●年度広域浜プラン実証調査事業完了報告書

１　広域水産業再生委員会名又は広域漁船漁業構造改革委員会

組織名	
代表者名	

広域委員会の構成員	
オブザーバー	

※広域委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	

２　広域浜プラン実証調査活動実績

※単年度の場合

（１）活動内容

年　月　日	活　動　内　容	事　業　費	積　算　内　訳	備　考

合　　計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

（2）　活動により得られた成果

年　月　日	活　動　内　容	得られた成果

※複数年度の場合

●●年度

（1）活動内容

年　月　日	活　動　内　容	事　業　費	積　算　内　訳	備　考
合　　計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

（2）　活動により得られた成果

年　月　日	活　動　内　容	得られた成果

●●年度

（1）活動内容

年　月　日	活　動　内　容	事　業　費	積　算　内　訳	備　考
合　　計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

（2）　活動により得られた成果

年　月　日	活　動　内　容	得られた成果

●●年度

（1）活動内容

年　月　日	活　動　内　容	事　業　費	積　算　内　訳	備　考
合　　計				

※「委託費」がある場合は、委託契約書の写しを添付すること。

（2） 活動により得られた成果

年　月　日	活　動　内　容	得られた成果

3　活動の総括及び今後の活動方針

別記様式第５－１号

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業提案書

年　月　日

殿

住　　所
氏　　名　　印

1．取組の目標

○漁業所得１０％向上の例

	基準年	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	○年目
漁労所得	○○万円						代船建造
向上割合（対基準年）	－	%					
漁労収入	○○万円						
漁労支出	○○万円						
雇用労賃	○○万円						
漁船・漁具費	○○万円						
油費	○○万円						
その他	○○万円						
代船取得利益留保積上額	○○万円						万円

○償却前経常利益１０％向上の例

	基準年	１年目	２年目	３年目	４年目	５年目	○年目
償却前経常利益	○○万円						代船建造
向上割合（対基準年）	－	%					
漁労収入	○○万円						
漁労支出	○○万円						
雇用労賃	○○万円						
漁船・漁具費	○○万円						
油　費	○○万円						
その他の漁労支出	○○万円						
減価償却費	○○万円						
漁労利益	○○万円						
経常利益	○○万円						

代船取得利益 留保積上額	○○万円						万円

注：取組の目標について具体的に記載すること。

２．取組の内容

（例）・取組に必要な安全性、生産費、省エネ性能、低価格等を兼ね備えた中古漁船又は新造漁船
・省燃油・省力化等によるコスト削減
・漁獲物の高鮮度化等を通じた付加価値向上
・流通業者・加工業者等他業種業者との連携やITの活用等を通じた販売力強化
・資源の保存管理や漁場の利用関係に関する調整に十分配慮した操業　等

注：目標を達成するための取組の内容を具体的に記載すること。

３．取組に必要な漁船の概要

総トン数、主機関の出力、設備、漁業種類等、新船・中古船の別、取得見込み金額等を記載

注:添付資料：当該広域浜プラン、その他参考となる資料

別記様式第５－２号

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（変更）承認申請書

年　月　日

都道府県または
事業実施主体　殿

住　　所
氏　　名　　印
電話番号

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のイの（ケ）のｂの規定に基づき、下記の通り、（変更）承認申請をする。

記

１．計画の概要

（１）借受者、貸付対象漁船の概要等

リース事業者	借受者概要	貸付対象漁船の概要					漁船の調達先	備　考
		漁業種類	主要目	新船・中古船の別	取得価格（円）	助成金の額（円）		
	氏名、年齢、住所、従事している漁業種類等を記載		総トン数、主要寸法、推進機関(kW)等を記載	新　船	合計金額のほか、内訳(船体、機関、漁労設備、航海機		造船所名、住所等を記載	

					器、その他）を記載			
				中古船	合計金額のほか、内訳（中古船取得費、改修費、その他）を記載		現在の所有者（借受者との関係）等を記載	

（２）貸付計画の概要

貸付期間（年）	貸付料（円）	リース終了時の貸付対象漁船の取扱い	備　考
	貸付料総額、貸付料(円/月)等を記載		

（３）漁船取得における融資等の利用状況

融資利用者	融資機関名及び資金名	融資金額（円）	償還期間（年）	備　　考
				利用する利子補給事業等があれば記載

注：貸付契約書（案)、取得価格等適正審査委員会の結果、事業提案書（様式第５－１号)、当該広域浜プラン、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第５－３号

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書（変更）承認申請書

水産庁長官　殿

住　　所
氏　　名　　印

平成○○年○月○日付け○○に基づき（変更）承認申請のあった実施計画書について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のイの（ケ）のｃの規定に基づき、下記のとおり、（変更）承認申請をする。

記

１．浜の担い手漁船リース緊急事業

計画番号	都道府県	リース事業者	借受者概要	貸付対象漁船の概要				漁船の調達先	貸付期間（年）	貸付料（円）	漁船取得における利用	備考
				漁業	主要目（新	取得価格	助成金					

				種 類	船・中古船の別も含む)	(円)	の額(円)				する融資の概要	
											融資機関、資金名、融資金額、償還期間等	

２．漁船漁業構造改革緊急事業

計画番号	業種	リース事業者	借受者概要	貸付対象漁船の概要				漁船の調達先	貸付期間(年)	貸付料(円)	漁船取得における利用する融資の概要	備考
				漁 業種 類	主要目(新船・中古船の別も含む)	取得価格(円)	助成金の額(円)					
											融資機関、資金名、融資金額、償還期間等	

注１：添付書類：各計画の事業提案書（様式第５－１号)、実施計画書（様式第５－２号)、貸付契約書（案)、取得価格等適正審査委員会の結果、当該広域浜プラン、その他参考となる資料

注２：浜の担い手漁船リース緊急事業にあっては都道府県別に整理し、漁船漁業構造改革緊急事業にあっては業種別に整理すること。

注３：計画番号は事業別に割り振ること。

別記様式第５－４号

水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業実施計画書の承認について

番　　号
年　月　日

○○○○　殿

水産庁長官

平成○○年○月○日付け○○に基づき（変更）承認申請のあった実施計画書について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のイの（ケ）のｄの規定に基づき、下記のとおり承認する。

記

浜の担い手漁船リース事業計画　第○号～○号
漁船漁業構造改革事業計画　　第○号～○号

別記様式第６－１号

水産庁長官　殿

所在地
都道府県名

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画の申請（変更申請）について

平成　　年度水産業競争力強化施設整備緊急対策事業施設整備計画を別添のとおり策定したので、水産関係民間団体事業実施の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ａ）のｉの（ｉ）に基づき、承認を申請する。

記

計画番号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地

名称

（注１）計画番号は、都道府県毎に通し番号等、一意の値を設定すること。
（注２）別添として、以下の書類を添付すること。

（別添）

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画

所在地：
都道府県名：
事業実施者所在地・名称：

１．事業実施の基本方針

２．競争力強化のための事業実施の必要性

３．事業内容

（ア）事業執行計画　　（単位:千円）

経費区分	計画事業費							
	総額		助成期間①（始期：年月日～終期：年月日）		助成期間②（始期：年月日～終期：年月日）		助成期間③（始期：年月日～終期：年月日）	
	事業費	助成額	事業費	助成額	事業費	助成額	事業費	助成額
（ａ）実施設計費								
（ｂ）－１本体施設工事費（付帯事務費除く）								
（ｂ）－２市町村附帯事務費								
（ｂ）－３都道府県附帯事務費								
（ｂ）小計								
（ｃ）工事雑費								
（ｄ）施設撤去費								
合計								

（注）助成期間の欄は、必要に応じ適宜追加・削除すること。

（イ）施設整備内容

施設名称	施工場所又は設置場所	事業メニュー	事業内容	成果目標		
				具体的内容	目標	
					現状値（平成○年度）	目標値（平成○年度）
			（記載すべき事項） ・施工内容： ・施設の規模構造： ・施設の能力（日産・月産他） ・施設撤去費の具体的根拠等	（記載すべき事項） １．目標の内容 ○○○○ ２　成果の考え方 ○○○○ ３　ｂ／ｃの算出結果 ○○○○ ４　施設撤去費の考え方		

（注）１．施設が複数存在する場合は、施設名称、施工場所又は設置場所、事業メニュー、事業内容は施設ごとに記載すること。

２．目標の具体的内容の欄には、成果目標の具体的内容のほか、成果目標の考え方、ｂ／ｃを記載すること。

（ウ）取組の目標（ＫＰＩ）

取組の目標（ＫＰＩ）	基準年	平成　　年度：　　漁業所得			千円
	目標年	平成　　年度：　　漁業所得			千円
	増加額	千円	増加率		%

（注）１．施設整備事業計画に関連する浜の活力再生広域浜プラン又は浜プランに基づく各種の取組の効果全体として、施設完成後５年以内に受益対象漁業者の漁業所得を 10 %以上向上させる取組の目標（ＫＰＩ）を記載すること。

２．その他、施設整備内容が分かる以下の資料を添えて提出すること。

①事業計画要約調書
②費用・便益分析計算書
③便益算定の根拠資料（費用便益計算書の各項目を説明した資料）
④施設位置図及び施設概要に係る資料
⑤施設整備前後の対比資料
⑥施設の利用計画書・収支計画書（収支を伴う施設の場合のみ）
⑦施設の管理規定
⑧事業効果を検証する体制を説明した資料
⑨施設管理台帳
⑩施設整備工程表

別記様式第６－２号

番　　号
年　　月　　日

都道府県知事名

水　産　庁　長　官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画の承認（変更承認）について

平成○○年○月○日付け○○号で申請のあった件については、審査の結果、承認したので、通知する。

記

計 画 番 号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　名称
承認の条件：

別記様式第６－２－１号

番　　号
年　　月　　日

事業実施主体

水　産　庁　長　官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画の承認（変更承認）について

○○県より申請のあった水産業競争力施設整備緊急支援事業計画について、承認（変更承認）を行ったので通知する。

※　承認通知の写しを添付する。

別記様式第６－３号

番　　号
年　　月　　日

都道府県知事名
事業実施主体

水　産　庁　長　官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画の取消について

平成●●年●●月●●日付け●●第●●●●号により承認を行った下記の水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画については、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ａ）のⅳの（ⅱ）により、事業計画の全部（一部）を取り消すこととしたので、通知する。

記

計 画 番 号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　名称

※一部取消しの場合にあっては、取消し内容を記した資料を添付する。

別記様式第６－４－１号

番　　号
年　　月　　日

水産庁長官殿

都道府県知事名

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る配分要望額について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｅ）のｉ（又はvi）に基づき、配分希望額を報告する。

記

計 画 番 号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　名称

配分期間及び配分希望額：

①計画事業費	②既支払済総額	③通知済配分上限額	④配分希望額	⑤配分期間	備考
千円	千円	千円	千円	始期： 終期：	

別記様式第６－４－２号

番　　号
年　　月　　日

都道府県知事名
事業実施主体

水　産　庁　長　官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る配分上限額について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の（３）の９－１のウの（イ）のｆの（ｅ）のⅱに基づき、申請のあった配分期間における配分上限額を通知する。

記

計 画 番 号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　名称
配分期間：　始期
　　終期

配分上限額：　　千円

別記様式第６－４－３号

番　　号
年　　月　　日

事業実施主体
水産庁長官殿

都道府県知事名

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る交付申請について

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の （３）のウの（イ）のｆの（ｅ）のⅲに基づき、助成金〇〇円の交付を申請する。

記

第１　事業の目的
第２　事業の配分期間・配分上限額
計 画 番 号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　名称
配分期間：　始期

終期

配分上限額：　　千円

第３　経費の配分及び負担区分

区分	事業費（E） （A+B+C+D）	助成事業に要する経費 （A＋B）	国庫助成率 （A）／（B）	負担区分				備考
				国庫交付金 （A）	都道府県費 （B）	市町村費 （C）	その他 （D）	
（a） 実施設計費	円	円		円	円	円	円	
（b）－１ 本体施設工事費 （付帯事務費除く）								
（b）－２ 市町村 附帯事務費								
（b）－３ 都道府県 附帯事務費								
（b） 小計								
（c） 工事雑費								
（d） 施設撤去費								
合計								

（注）　備考欄には事業ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

第４　事業の完了予定年月日　平成　　年　　月　　日

第５　都道府県の補助金等の交付に関する規定又は要綱

別記様式第６－４－４号

番　　号
年　　月　　日

事業実施主体

水　産　庁　長　官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る交付決定の同意について

平成●●年●●月●●日付け●●第●●●●号による交付申請について、審査の結果妥当であると判断されたことから、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｅ）のⅳに基づき、交付決定について同意する。

記

計 画 番 号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　名称
配分期間：　始期
　　終期

交付決定額：　　円

別記様式第６－４－５号

番　　号
年　　月　　日

水　産　庁　長　官　殿

都道府県知事名

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る配分上限額の変更申請について

平成●●年●●月●●日付け●●第●●●●号で通知を受けた配分上限額について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｇ）のⅶに基づき、配分上限額の変更を申請する。

記

計 画 番 号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　名称

申請する変更の内容：

	現行	変更申請内容
配分期間		
配分上限額		

変更を要する事由：

（注）１　必要に応じ、変更の事由を説明する資料を添付すること。

２　水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｇ）のxiiによる配分期間の変更を行う場合は、適宜配分上限額を配分期間と読み替えるものとする。

３　申請する変更の内容の項で、変更を要さない箇所は、変更ない旨を記載のこと。

別記様式第６－４－６号

番　　号
年　月　日

都道府県知事名
事業実施主体

水　産　庁　長　官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る配分上限額の変更について

平成●●年●●月●●日付け●●第●●●●号で通知した配分上限額について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｅ）のixに基づき、次のとおり変更したので通知する。

記

計 画 番 号：
計　画　名：
事業実施者：　所在地
　　名称

変更の内容：

	変更前	変更後
配分期間		
配分上限額		

別記様式第６－４－７号

番　　号
年　月　日

事業実施主体
水産庁長官殿

都道府県知事名

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る交付決定の変更申請について

平成○○年○月○○日付け○○第○○○号をもって交付決定通知のあった水産業競争力強化施設整備緊急対策事業について、下記のとおり変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｅ）のxiに基づき申請する。

記

（注）１　記の記載要領は、別記様式第６－４－３号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、交付決定により通知された事業の内容事業の配分期間・配分上限額並びに経費の配分及び負担区分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

２　添付書類については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

３　助成金の額が増額する場合は、件名の「水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る交付決定の変更申請について」を「水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る交付決定の変更及び増額申請について」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｅ）のxiに基づき申請する。」を「下記のとおり変更したいので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｅ）のxiに基づき申請する。併せて、○○円を追加交付されたく申請する。」とすること。

別記様式第６－５－１号

番　　号
年　　月　　日

¥　　水　産　庁　長　官　殿

都道府県知事名

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る配分期間別実施状況報告書について

水産関係民間団体事業実施要 の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｆ）に基づき、配分期間別実施状況を報告する。

記

１．計 画 番 号：
２．計　画　名：
３．事業実施者：　所在地
　　名称

４．配分期間別実施状況：

配分期間区分	配分期間	計画事業費	配分上限額 (配分希望額) （A）	執行済額 （B）	不用額 (A)－(B)	今後 執行見込額	助成金 受領済額	備考
既報告済分	～		円	円	円		円	
今回報告分	～		円	円	円			
配分期間以降の予定額			円			円		
合計		円	円	円	円	円	円	

（注）１　既報告済分の配分期間が複数ある場合は、適宜行を追加し、配分期間ごとに記載すること。
　　２　配分期間以降の予定額の配分上限額、今後執行見込額は、当該期間の配分希望額を記載すること。
　　３　執行済額、不用額、今後執行見込額は、助成金に相当する額で記載すること。

５．今回報告分に係る経費の配分及び負担区分：
（ア）事業実績

施工箇所又は設置場所	メニュー｜の内容	事業量	工期 着工年月日	工期 しゅん工年月日	経費区分	事業費（A＋B＋C＋D）	助成した経業に要（A＋B）	負担区分 国庫交付金（A）	負担区分 都道府県費（B）	負担区分 市町村費（C）	負担区分 その他（D）	助成率	備考
					（a） 実施設計費	円	円	円	円	円	円		
					（b）－1 本体施設工事費 （付帯事務費除く）								
					（b）－2 市町村								

					附帯事務費								
					（ｂ）－３ 都道府県 附帯事務費								
					（ｂ） 小計								
					（ｃ） 工事雑費								
					（ｄ） 施設撤去費								
					合計							－	

（注）１　事業費の欄は、助成対象であって計算対象外となる事業費のある場合は、上段に括弧書きでこれを含めた事業費を、下段に助成金（国費）に対応する事業費を記載すること。

２　備考欄には事業ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

（イ）市町村附帯事務費

区　　分	時　　期	実施場所	主目的・内容	備　　考
指導監督 中間検査 しゅん工検査 ○ ○ ○				

（ウ）都道府県附帯事務費

区　　分		時　期	実施場所	主目的・内容	備　考
事業実施計画樹立	○ ○ 調 査 ○○資料作成 ○ ○ 協 議 会 ○　○　○				
事業実施の指導	指 導 監 督 中 間 検 査 しゅん工検査 ○　○　○				

６．執行済額に係る概算払可能額の通知：　請求する・請求しない

（注）いずれかに○をつけること。

別記様式第６－５－２号

番　　号

年　　月　　日

都道府県知事名
事業実施主体

水産庁長官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る概算払可能額について

平成○○年○月○○日付け○○第○○○号をもって提出のあった配分期間別実施状況報告書について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の9－1の（3）のウの（イ）のfの（f）のiiに基づき次のとおり概算払可能額を通知する。

記

1．計 画 番 号　：
2．計　画　名　：
3．事業実施者　：　所在地
　　名称

4．概算払可能額：　　円

別記様式第6－6－1号

番　　号
年　　月　　日

水産庁長官　殿

都道府県知事名

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業の事業完了報告書について

水産関係民間団体事業実施要の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の9－1の（3）のウの（イ）のfの（g）のiに基づく、事業完了報告書について、下記のとおり報告する。

記

1．計 画 番 号：
2．計　画　名：
3．事業実施者：　所在地

名称

4．配分期間別実施状況：

配分期間区分	配分期間	計画事業費	配分上限額 (配分希望額) （A）	執行済額 （B）	不用額 (A)－(B)	今後 執行見込額	助成金 受領済額	備考
既報告済分	～		円	円	円		円	
今回報告分	～		円	円	円			
合計		円	円	円	円		円	

（注）1　既報告済分の配分期間が複数ある場合は、適宜行を追加し、配分期間ごとに記載すること。
2　配分期間以降の予定額の配分上限額、今後執行見込額は、当該期間の配分希望額を記載すること。
3　執行済額、不用額、今後執行見込額は、助成金に相当する額で記載すること。

5．今回報告分に係る経費の配分及び負担区分：

（ア）事業実績

施工箇所又は設置場所	メニュー内容	事業量	工期 着工年月日	工期 しゅん工年月日	経費区分	事業費（A＋B＋C＋D）	助成事業に要した経費（A＋B）	負担区分 国庫交付金（A）	負担区分 都道府県費（B）	負担区分 市町村費（C）	負担区分 その他（D）	助成率	備考
					(a) 実施設計費	円	円	円	円	円	円		
					(b)－1 本体施設工事費 （付帯事務費除く）								
					(b)－2 市町村 附帯事務費								
					(b)－3 都道府県 附帯事務費								
					(b) 小計								

					（c） 工事雑費								
					（d） 施設撤去費								
					合計							－	

（注）１　事業費の欄は、助成対象であって計算対象外となる事業費のある場合は、上段に括弧書きでこれを含めた事業費を、下段に助成金（国費）に対応する事業費を記載すること。

２　備考欄には事業ごとに、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。

（イ）市町村附帯事務費

区　分	時　期	実施場所	主目的・内容	備　考
指導監督 中間検査 しゅん工検査 ○ ○ ○				

（ウ）都道府県附帯事務費

区　分		時　期	実施場所	主目的・内容	備　考
事業実施計画樹立	○ ○ 調 査 ○○資料作成 ○ ○ 協 議 会 ○　○　○				
事業実施の指導	指 導 監 督 中 間 検 査 しゅん工検査 ○　○　○				

別記様式第６－６－２号

番　　号
年　月　日

都道府県知事名
事業実施主体

水産庁長官

水産業競争力強化施設整備緊急対策事業整備計画に係る精算払可能額について

平成○○年○月○○日付け○○第○○○号をもって提出のあった事業完了報告書について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｇ）のⅱに基づき次のとおり精算払可能額を通知する。

記

１．計 画 番 号　：
２．計　画　名　：
３．事業実施者　：　所在地
　　名称

４．精算払可能額：　　円

別記様式第６－７号

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

都道府県知事

施設の増改築等報告書

実施実施者より届出のあった、水産業競争力強化緊急施設整備事業により設置した施設等の平成○年度における増改築等の状況を取りまとめたので、別紙のとおり報告する。

別紙（別記様式第６－７号関係）

区　分	実施主体	施 設 名	施設取得年度	増改築等の内容及び理由	費 用	備 考
増　築						
	小　　計	－	－	－		
改　築						
	小　　計	－	－	－		
移　転						

	小　　計	－	－	－		
模様替						
	小　　計	－	－	－		
合 計		－	－	－		

（注）（１）設計単位を一単位として記入すること。

（２）小計及び合計の備考の欄には、増改築等の届出のあった施設数を記入すること。

別記様式第６－８号

番　　号
年　月　日

水産庁長官　○　○　○　○　殿

○○○都道府県知事

平成●●年度 水産業競争力強化施設整備緊急対策事業事後評価報告書

今般、 水産業競争力強化施設整備緊急対策事業計画の実施期間が終了したので、水産関係民間団体事業実施要の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のウの（イ）のｆの（ｋ）のｉに基づき、事後評価報告書を報告する。

（注）別表の水産業強化対策事業事後評価報告書を添付すること。

なお、事後評価報告書作成に当たっては、別途定める「水産業競争力強化施設整備緊急対事事業に係る事後評価について（平成　年　　月　　日付け　水港第号水産庁漁政部長、漁港漁場整備部長通知）」等に定める評価手法・対応措置に基づき、これを実施することとする。

別表（別記様式第６－８号関係）

水産業強化対策事業事後評価報告書

		作成部署名
目的		
目標		整理番号
事業実施者		
実施地区		

<table>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">実施期間及び目標年度</td><td>実施期間</td><td colspan="3">目標年度</td></tr>
<tr><td>○○年度～○○年度</td><td colspan="3">○○年度</td></tr>
<tr><td colspan="3">助成金額</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="3">事業計画の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="7">評価</td><td colspan="2">取組の目標（ＫＰＩ）</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>基準年</td><td colspan="4">（　　年度時点）　　千円</td></tr>
<tr><td>現状値</td><td>（　　年度末時点）　　千円</td><td>増加率</td><td>%</td></tr>
<tr><td>目標値</td><td>（　　年度末）　　千円</td><td>増加率</td><td>%</td></tr>
<tr><td colspan="2">成果目標</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>現状値</td><td colspan="4">（　　年度末時点）</td></tr>
<tr><td>目標値</td><td colspan="4">（　　年度末）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（１）現状値の説明</td><td colspan="4">（統計データ、計算のプロセス、取組の実績等現状値を出すに至った経緯、理由を記載）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（２）地域への経済効果（ハード事業のみ）</td><td colspan="4">（計画策定時の予定と目標年度における現実の数字との比較、分析）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（３）所見</td><td colspan="4">（特に、成果目標が達成されていない場合に、その理由及び分析を記載）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（４）評価機関の意見等</td><td colspan="4">（評価機関等の評価を受けた場合に記入）</td></tr>
<tr><td colspan="3">今後の改善方向等に関する分析</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

別記様式第７号

競争力強化型機器等評価委員会設置承認申請書

番　　号
年　月　日

水産庁長官　殿

住　　所
事業実施主体名
代表者氏名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のエの（ウ）に規定する競争力強化型機器等評価委員会について、別添の設置要領のとおり設置したいので、第３の９－１の（３）のエの（ウ）のｂの規程に基づき承認を申請する。

別記様式第８－１号

水産業競争力強化金融支援事業（実質無利子化措置）交付決定実績報告書

年　月　日

水産庁長官　○○　○○　殿

住　　所
基金管理団体名
事業実施主体の長　　氏　名　　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年３月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のオの（ア）のｅの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

①運用通知イの（イ）のａ及びｂの事業に係る利子助成交付決定実績

（単位：件、千円）

資金区分	事業実績				備考
	○年第○四半期の交付決定実績		○年度交付決定実績		
	件数	交付決定額	件数	交付決定額	
漁業近代化資金のうち１号資金					
農林漁業施設資金（共同利用施設）					
計					

②運用通知エの事業に係る利子助成交付決定実績

（単位：件、千円）

資金区分	事業実績		備考
	○年第○四半期の交付決定実績	○年度交付決定実績	

	件　数	交付決定額	件　数	交付決定額	
漁業近代化資金のうち１．３．４号資金					
計					

別記様式第８－２号

水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）保証引受状況報告書

年　月　日

●●●
○○長　○○　○○　殿

住　所
○○○漁業信用基金協会
理事長　○○　○○　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のオの（イ）のｅの（ａ）の規定に基づき、平成○年○月末日現在の状況を下記のとおり報告する。

記

１　保証引受実績

（単位：件、円）

保証引受実績（累計）					
		うち今年度保証引受分			
				うち今四半期保証引受分	
件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額

２　保証残高

（単位：件、円）

保　証　残　高					
		うち今年度保証引受分			
				うち今四半期保証引受分	
件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額

3　代位弁済の状況

（単位：件、円）

代位弁済額（累計）			
		うち今年度保証引受分	
件　数	金　額	件　数	金　額

別記様式第８－３号

水産業競争力強化金融支援事業（実質無担保・無保証人化措置）保険引受状況報告書

年　月　日

●●●
○○長　○○　○○　殿

住　所
独立行政法人農林漁業信用基金
理事長　○○　○○　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のオの（イ）のｅの（ｂ）の規定に基づき、平成○年○月末日現在の状況を下記のとおり報告する。

記

1　保険引受実績

（単位：件、円）

保険引受実績（累計）					
		うち今年度保険引受分			
				うち今四半期保険引受分	
件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額

2　保険引受残高

（単位：件、円）

保険引受残高			
	うち今年度保険引受分		
		うち今四半期保険引受分	

件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額

3　保険金支払状況

（単位：件、円）

		保険金支払額（累計）			
		うち今年度保険金支払額			
				うち今四半期保険金支払額	
件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額

別記様式第８－４号

水産業競争力強化金融支援事業（保証料助成措置）助成金返還報告書

年　月　日

●●●
○○長　○○　○○　殿

住　所
○○○漁業信用基金協会
理事長　○○　○○　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）第３の９－１の（３）のオの（ウ）のｄの（ａ）（※１）の規定に基づき下記により金　　円の助成金の返還を報告する。

記（※２）

○　運用通知第３の９－１の（３）のオの（ウ）のｄの（ａ）に係る助成金の返還

１　返還を行う保証に係る払戻保証料
　　○○○円
２　１のうち、運用通知第３の９－１の（３）のオの（ウ）のｄの（ａ）に規定する助成返還額（返還額）
　　○○○円

（注１）運用通知第第３の９－１の（３）のオの（ウ）のｄの（ｂ）の報告を行うときは、※１の下線部を「(ｂ)」とし、※２の記につ

いて以下の様式を使用することとする。

（注２）運用通知第第３の９－１の（３）のオの（ウ）のｄの（ａ）の報告と（ｂ）の報告を同時に行うときは、※１の下線部を「（ａ）及び（ｂ）」とし、※２の記について以下の様式を追加し使用することとする。

○　運用通知第３の９－１の（３）のオの（ウ）のｄの（ｂ）に係る助成金の返還

１　返還を行う保証について

（１）被保証人の氏名

○○　○○

（２）保証引受期間

平成○年○月○日から平成○年○月○日まで

（３）保証引受額

○○○円

（４）保証残高（平成○年○月○日時点）

○○○円

（５）既に交付を受けた助成金額

○○○円

２　助成金の返還について

（１）運用通知第３の９－１の（３）のオの（ア）のｃの（ｄ）のｉの利子助成金の返還事由

（２）返還額

○○○円

３　その他特記事項

別記様式第８－５号

水産業競争力強化金融支援事業（保証料助成措置）保証引受状況報告書

年　月　日

●●●

○○長　○○　○○　殿

住　所

○○○漁業信用基金協会

理事長　○○　○○　印

水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－１の（３）のオの（ウ）のｅの（ａ）の規定に基づき、平成〇年〇月末日現在の状況を下記のとおり報告する。

記

1　保証引受実績

（単位：件、円）

保証引受実績（累計）					
		うち今年度保証引受分			
				うち今四半期保証引受分	
件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額

2　保証残高

（単位：件、円）

保　証　残　高					
		うち今年度保証引受分			
				うち今四半期保証引受分	
件　数	金　額	件　数	金　額	件　数	金　額

別記様式第９号

水産業競争力強化基金運用益使用承認申請書

番　　号
年　月　日

水産庁長官
　〇〇　〇〇　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　名　　印

平成　　年度において、水産業競争力強化基金に運用益が生じたので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26

日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第3の9－1の(4)のエの規定に基づき、管理運営費として使用することの承認を申請する。

事業勘定	運 用 益	備　　考
1．広域浜プラン緊急対策事業勘定	円	
2．水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業勘定		
3．水産業競争力強化緊急施設整備事業勘定		
4．競争力強化型機器等導入緊急対策事業勘定		
5．水産業競争力強化金融支援事業勘定		
6．一般管理費勘定		
合　　計	円	

※次の関係書類を添付すること。

1．管理運営費予算額積算内訳

2．運用益の算定根拠

別記様式第 10 号

水産業競争力強化基金助成完了報告書

番　　号
年　月　日

水産庁長官
○○　○○　殿

住　　所
事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日をもって、水産業競争力強化基金の助成を全て完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第3の9－1の(6)のアの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

（単位：円）

区　　分		平成 27 年度	平成　年度	備　　考
基金造成費補助金				
運　　用　　益				
前　期　繰　越　額				
収　　入　　合　　計				
基　金　助　成　額				
内訳	広域浜プラン緊急対策事業			
	水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業			
	水産業競争力強化緊急施設整備事業			
	競争力強化型機器等導入緊急対策事業			
	水産業競争力強化金融支援事業			
	一般管理費			
支　　出　　合　　計				
当　期　収　支　差　額				

別記様式第 11 号

水産業競争力強化基金事業清算報告書

番　　号
年　月　日

農林水産大臣
　○○　○○　殿

住　　所

事業実施主体
事業実施主体の長　　氏　名　　印

平成　　年　　月　　日をもって、水産業競争力強化基金の清算が完了したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第3の9－1の(6)のイの規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

区　　分	造成総額	運用益総額	運用益のうち事業運営費に充てた額	助成総額	残　　高（返還額）	備　　考
	円	円	円	円	円	

（９－２ー（１）　水産物輸出促進緊急推進事業のうち輸出促進機器整備事業）

別記様式第１号

輸出促進機器整備事業の助成要領の承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
名称及び代表者氏名　　印

輸出促進機器整備事業の助成要領を作成したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年３月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知）第３の９－２ー（１）の（２）のウの（ア）の規定に基づき、承認を申請する。

別記様式第２号

輸出促進機器整備事業の審査結果の承認申請書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
名称及び代表者氏名　　印

平成　年　月　日の計画認定審査委員会の審査の結果について、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の９－２ー（１）の（２）のウの（イ）のｂの規定に基づき、承認を申請する。

計画認定審査委員会の審査結果と、輸出促進機器整備事業応募者から提出された輸出計画書を添付すること。

９－２－（２）水産物輸出促進緊急推進事業のうち海外市場開拓推進事業

別記様式第１号

平成　　年度海外市場開拓推進事業実績報告書

番　　号
年　月　日

水　産　庁　長　官　　殿

住　　所
事業実施主体名
代 表 者 氏 名　　印

平成　　年度海外市場開拓推進事業について、下記のとおり事業を実施したので、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第３の９－２ー（２）の（４）の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1　事業実施主体

（1）事業実施主体の名称

（注）ふりがなを付すこと。

（2）主たる事務所の所在地

（3）代表者の役職名及び氏名

（注）ふりがなを付すこと。

2　活動内容

（注）当該報告に係る年における活動内容を具体的に記載すること。

3　評価

（1）成果

（注）商談会における商談件数、成約件数などを定量的に盛り込み、輸出の課題に対する結果など事業を実施した成果を含め、具体的に記載すること。

（2）分析

①　成果を挙げた取組及びその要因

②　成果を挙げることが出来なかった取組及びその要因

4　次年度以降の活動方針

（注）上記分析を踏まえた次年度以降の活動方針について、具体的に記載すること。